



# 埼玉県報

第93号  
令和2年(2020年)  
3月31日  
火曜日

## 目次

### 条例のあらまし

- 埼玉県手数料条例の一部を改正する条例のあらまし(財政課)
- 埼玉県職員定数条例の一部を改正する条例のあらまし(改革推進課)
- 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例のあらまし(人事課)
- 知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例のあらまし(人事課)
- 埼玉県職員の互助共済団体に関する条例の一部を改正する条例のあらまし(職員健康支援課)
- 埼玉県浄化槽保守点検業者登録条例の一部を改正する条例のあらまし(水環境課)
- 埼玉県個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例のあらまし(社会福祉課)
- 埼玉県ケアラー支援条例のあらまし(地域包括ケア課)
- 埼玉県立精神保健福祉センター条例の一部を改正する条例(障害者福祉推進課)
- 地方独立行政法人の役員等の損害賠償責任の一部免除に係る額を定める条例のあらまし(保健医療政策課)
- 埼玉県地方独立行政法人評価委員会条例のあらまし(保健医療政策課)
- 埼玉県立高等看護学院条例の一部を改正する条例のあらまし(医療人材課)
- 埼玉県臨床研修医研修資金貸与条例及び埼玉県医師育成奨学金貸与条例の一部を改正する条例のあらまし(医療人材課)
- 埼玉県受動喫煙防止条例のあらまし(健康長寿課)
- 埼玉県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例のあらまし(生活衛生課)
- 食品衛生法施行条例の一部を改正する条例のあらまし(食品安全課)
- 埼玉県産業技術総合センター条例の一部を改正する条例のあらまし(産業支援課)
- 埼玉県卸売市場条例を廃止する条例のあらまし(農業ビジネス支援課)
- 埼玉県森林環境譲与税基金条例のあらまし(森づくり課)
- 埼玉県建築基準法施行条例の一部を改正する条例のあらまし(建築安全課)
- 埼玉県政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例のあらまし(政策調査課)
- 埼玉県学校職員定数条例の一部を改正する条例のあらまし(県立学校人事課)
- 学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例のあらまし(県立学校人事課)
- 警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例のあらまし(警務

課)

- 埼玉県公安委員会等が行う事務に関する手数料条例の一部を改正する条例のあらまし (保安課)
- 埼玉県ヤードにおける自動車等の適正な取扱いの確保に関する条例のあらまし (保安課)

## 条例

- 埼玉県手数料条例の一部を改正する条例 (財政課)
- 埼玉県職員定数条例の一部を改正する条例 (改革推進課)
- 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例 (人事課)
- 知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例 (人事課)
- 埼玉県職員の互助共済団体に関する条例の一部を改正する条例 (職員健康支援課)
- 埼玉県浄化槽保守点検業者登録条例の一部を改正する条例 (水環境課)
- 埼玉県個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例 (社会福祉課)
- 埼玉県ケアラー支援条例 (地域包括ケア課)
- 埼玉県立精神保健福祉センター条例の一部を改正する条例 (障害者福祉推進課)
- 地方独立行政法人の役員等の損害賠償責任の一部免除に係る額を定める条例 (保健医療政策課)
- 埼玉県地方独立行政法人評価委員会条例 (保健医療政策課)
- 埼玉県立高等看護学院条例の一部を改正する条例 (医療人材課)
- 埼玉県臨床研修医研修資金貸与条例及び埼玉県医師育成奨学金貸与条例の一部を改正する条例 (医療人材課)
- 埼玉県受動喫煙防止条例 (健康長寿課)
- 埼玉県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例 (生活衛生課)
- 食品衛生法施行条例の一部を改正する条例 (食品安全課)
- 埼玉県産業技術総合センター条例の一部を改正する条例 (産業支援課)
- 埼玉県卸売市場条例を廃止する条例 (農業ビジネス支援課)
- 埼玉県森林環境譲与税基金条例 (森づくり課)
- 埼玉県建築基準法施行条例の一部を改正する条例 (建築安全課)
- 埼玉県政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例 (政策調査課)
- 埼玉県学校職員定数条例の一部を改正する条例 (県立学校人事課)
- 学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例 (県立学校人事課)
- 警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例 (警務課)
- 埼玉県公安委員会等が行う事務に関する手数料条例の一部を改正する条例 (保安課)
- 埼玉県ヤードにおける自動車等の適正な取扱いの確保に関する条例 (保安課)

## 規則

- 埼玉県知事の職務代理に関する規則の一部を改正する規則（改革推進課）
- 埼玉県本庁事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則（改革推進課）
- 埼玉県地域機関事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則（改革推進課）
- 埼玉県行政組織規則の一部を改正する規則（改革推進課）
- 埼玉県個人番号の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（情報システム課）
- 知事の所管する条例等の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則（情報システム課）
- 会計年度任用職員の報酬等に関する規則の一部を改正する規則（人事課）
- 地方公営企業法第39条第2項に規定する知事が定める職を指定する規則の一部を改正する規則（人事課）
- 地方公営企業法第15条第1項ただし書に規定する職員を定める規則の一部を改正する規則（人事課）
- 埼玉県恩給支給規則の一部を改正する規則（職員健康支援課）
- 埼玉県職員住宅管理規則の一部を改正する規則（職員健康支援課）
- 知事の保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則（文書課）
- 埼玉県文書管理規則の一部を改正する規則（文書課）
- 埼玉県平和資料館管理規則の一部を改正する規則（広聴広報課）
- 埼玉会館管理規則の一部を改正する規則（文化振興課）
- 埼玉県防災会議規則の一部を改正する規則（消防防災課）
- 埼玉県災害救助基金規則の一部を改正する規則（消防防災課）
- 埼玉県防災航空隊の緊急運航業務に関する条例施行規則の一部を改正する規則（消防防災課）
- 埼玉県環境科学国際センター管理規則の一部を改正する規則（環境政策課）
- 砂利採取法施行細則の一部を改正する規則（環境政策課）
- 採石法施行細則の一部を改正する規則（環境政策課）
- フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則（大気環境課）
- 埼玉県浄化槽保守点検業者登録条例施行規則の一部を改正する規則（水環境課）
- 浄化槽法施行細則の一部を改正する規則（水環境課）
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則（産業廃棄物指導課）
- 社会福祉法施行細則の一部を改正する規則（社会福祉課）
- 埼玉県被保護者等住居・生活サービス提供事業の業務の適正化等に関する条例施行規則（社会福祉課）
- 埼玉県立精神保健福祉センター管理規則の一部を改正する規則（障害者福祉推進課）
- 埼玉県総合リハビリテーションセンター管理規則の一部を改正する規則（障害者福祉推進課）

- 児童福祉法施行細則の一部を改正する規則（障害者支援課）
- 埼玉県地方独立行政法人評価委員会規則の一部を改正する規則（保健医療政策課）
- 埼玉県地方独立行政法人埼玉県立病院機構評価委員会規則（保健医療政策課）
- 埼玉県立高等看護学院学則の一部を改正する規則（医療人材課）
- 埼玉県健康増進法施行細則の一部を改正する規則（健康長寿課）
- 難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則の一部を改正する規則（疾病対策課）
- 埼玉県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（生活衛生課）
- 埼玉県温泉法施行細則の一部を改正する規則（薬務課）
- 埼玉県東部地域振興ふれあい拠点施設管理規則の一部を改正する規則（産業支援課）
- 埼玉県西部地域振興ふれあい拠点施設管理規則の一部を改正する規則（産業支援課）
- 埼玉県立高等技術専門校規則の一部を改正する規則（産業人材育成課）
- 埼玉県卸売市場条例施行規則を廃止する規則（農業ビジネス支援課）
- 埼玉県卸売市場審議会規則を廃止する規則（農業ビジネス支援課）
- 埼玉県家畜伝染病予防法施行細則の一部を改正する規則（畜産安全課）
- 埼玉県農業大学校管理規則の一部を改正する規則（農業支援課）
- 埼玉県種苗センター管理規則の一部を改正する規則（生産振興課）
- 埼玉県森林法施行細則の一部を改正する規則（森づくり課）
- 埼玉県都市公園に関する規則の一部を改正する規則（公園スタジアム課）
- 埼玉県宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則（建築安全課）
- 埼玉県特別県営住宅条例施行規則及び埼玉県特定公共賃貸住宅条例施行規則の一部を改正する規則（住宅課）
- 埼玉県証紙条例施行規則の一部を改正する規則（出納総務課）
- 埼玉県財務規則の一部を改正する規則（出納総務課）
- 埼玉県教育局等文書管理規則及び埼玉県立学校文書管理規則の一部を改正する規則（教委・総務課）
- 学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則（教職員課）
- 学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則（教職員課）
- 学校職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則（教職員課）
- 会計年度任用学校職員の報酬等に関する規則の一部を改正する規則（教職員課）
- 令和元年改正条例附則第5項の規定による住居手当に関する規則（教職員課）
- 学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則（県立学校人事課）
- 埼玉県ヤードにおける自動車等の適正な取扱いの確保に関する条例施行規則（保安課）
- 埼玉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則（交通規制課）
- 管理職手当に関する規則の一部を改正する規則（総務給与課）
- 給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則（総務給与課）
- 期末手当及び勤勉手当に関する規則等の一部を改正する規則（総務給与課）
- 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則（総務給与課）
- 住居手当に関する規則の一部を改正する規則（総務給与課）

- 職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則（総務給与課）
- 令和元年改正条例附則第5項の規定による住居手当に関する規則（総務給与課）
- 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則（任用審査課）

## 訓令

- 副知事の担当事務に関する訓令（改革推進課）
- 埼玉県職員服務規程の一部を改正する訓令（人事課）
- 職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令（人事課）
- 技能職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令（人事課）
- 埼玉県文書管理規程の一部を改正する訓令（文書課）
- 埼玉県公印規程の一部を改正する訓令（文書課）
- 埼玉県消防関係職員の服制及び制服の貸与に関する規程の一部を改正する訓令（消防防災課）
- 埼玉県鳥獣保護管理員設置規程の一部を改正する訓令（みどり自然課）
- 教育局等の職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令（教委・総務課）
- 埼玉県教育委員会教育長の権限に属する事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する訓令（教委・総務課）
- 埼玉県収用委員会事務局決裁規程の一部を改正する訓令（収用委員会事務局）

## 管理規程

- 埼玉県工業用水道事業給水規程の一部を改正する規程（水道企画課）
- 埼玉県企業局宿舍管理規程の一部を改正する規程（公営企業・財務課）
- 埼玉県公営企業財務規程の一部を改正する規程（公営企業・財務課）
- 埼玉県企業職員給与規程の一部を改正する規程（公営企業・総務課）
- 埼玉県企業職員就業規程の一部を改正する規程の一部を改正する規程（公営企業・総務課）
- 埼玉県企業局事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する規程（公営企業・総務課）
- 埼玉県病院局会計年度任用職員の報酬等に関する規程（経営管理課）
- 埼玉県病院事業管理規程の一部を改正する規程（経営管理課）
- 埼玉県病院事業財務規程の一部を改正する規程（経営管理課）
- 埼玉県病院局組織規程の一部を改正する規程（経営管理課）
- 埼玉県病院局職員就業規程の一部を改正する規程（経営管理課）
- 埼玉県病院局職員給与規程の一部を改正する規程（経営管理課）
- 埼玉県流域下水道事業財務規程の一部を改正する規程（下水道管理課）
- 埼玉県下水道局事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する規程（下水道管理課）
- 埼玉県下水道局職員給与規程の一部を改正する規程（下水道管理課）

- 埼玉県下水道局職員就業規程の一部を改正する規程（下水道管理課）

## 告示

- 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（入札審査課）
- 認定特定非営利活動法人の認定の失効に係る公告（共助社会づくり課）
- 埼玉県地球温暖化対策に係る事業活動対策指針の一部を改正する告示（温暖化対策課）
- 埼玉県地球温暖化対策推進条例の規定に基づく自動車排出温室効果ガスを排出せず、又はその排出量が相当程度少ない自動車の一部を改正する告示（大気環境課）
- 埼玉県地球温暖化対策推進条例の規定に基づく低燃費車を導入すべき期限及び低燃費車の台数の割合の一部を改正する告示（大気環境課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関及び施術機関の指定(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関及び指定施術機関の変更の届出（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関及び指定施術機関の廃止の届出（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の辞退の届出(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の休止の届出(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の指定（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の変更の届出(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の休止の届出(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止の届出(社会福祉課)
- 身体障害者福祉法第 15 条指定医師の辞退（障害者福祉推進課）
- 埼玉県立精神保健福祉センター条例別表第一及び別表第一の二に規定する知事が別に

定める額（障害者福祉推進課）

- 車両制限令第3条第1項第3号に基づく高さ指定（道路環境課）
- 富士見都市計画事業三芳町富士塚土地区画整理事業の事業計画の変更認可(第5回)(市街地整備課)
- 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料等のうち共同住宅の共用部分の床面積を除く建築物等（建築安全課）
- 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料等のうち住宅部分の共用部分の床面積を除く建築物（建築安全課）
- 建築物エネルギー消費性能認定申請手数料のうち住宅部分の共用部分の床面積を除く建築物（建築安全課）
- 会計管理者事務の一部委任告示の一部を改正する告示（出納総務課）
- 毛呂山・越生都市計画下水道事業の事業計画の変更認可（下水道事業課）
- 秩父都市計画下水道事業の事業計画の変更認可（下水道事業課）
- 県道保谷志木線の供用の開始（朝霞県土整備事務所）
- 県道保谷志木線の道路の占用を制限する区域の指定（朝霞県土整備事務所）
- 県道志木停車場線の供用の開始（朝霞県土整備事務所）
- 県道石坂高坂停車場線の区域の変更（東松山県土整備事務所）
- 県道石坂高坂停車場線の供用の開始（東松山県土整備事務所）
- 県道高坂上唐子線の区域の変更（東松山県土整備事務所）
- 県道高坂上唐子線の供用の開始（東松山県土整備事務所）
- 県道東松山鴻巣線の区域の変更（東松山県土整備事務所）
- 県道飯能寄居線の区域の変更（飯能県土整備事務所）
- 県道越生長沢線の区域の変更（飯能県土整備事務所）
- 県道東松山越生線の区域の変更（飯能県土整備事務所）
- 県道飯能寄居線の区域の変更（飯能県土整備事務所）
- 県道日高狭山線の区域の変更（飯能県土整備事務所）
- 県道日高川島線の区域の変更（飯能県土整備事務所）
- 県道熊谷館林線の区域の変更（熊谷県土整備事務所）
- 県道青山熊谷線の区域の変更（熊谷県土整備事務所）
- 県道北中曽根北大桑線の区域の変更（行田県土整備事務所）
- 県道西宝珠花屏風線の供用の開始（越谷県土整備事務所）
- 県道野田岩槻線の区域の変更（越谷県土整備事務所）
- 県道野田岩槻線の供用の開始（越谷県土整備事務所）
- 開発行為に関する工事の完了公告（川越建築安全センター）
- 開発行為に関する工事の完了公告（越谷建築安全センター）
- 開発行為に関する工事の完了公告（越谷建築安全センター）
- 開発行為に関する工事の完了公告（越谷建築安全センター）
- 埼玉県政務活動費の交付に関する規程の一部を改正する告示（政策調査課）

- 埼玉県病院事業告示第 6 号の一部を改正する告示（経営管理課）
- 埼玉県立病院の未収金回収業務委託（経営管理課）

## 正誤

- 埼玉県病院事業管理規程第 6 号中訂正（経営管理課）

## 本号で公布された条例のあらまし

埼玉県手数料条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第四号）（財政課）

### 一 趣旨

毒物及び劇物取締法の一部改正に伴い、毒物劇物製造業、毒物劇物輸入業又は毒物劇物販売業の登録申請手数料の額を定める等するための改正

### 二 内容

(一) 毒物及び劇物取締法の一部改正に伴う規定の整備等

(例) 国からの権限移譲に伴う、毒物劇物の原体を取り扱う製造業等の登録申請及び書換え交付申請等に係る手数料の設定

登録申請手数料 二万八千四百円

登録票書換え交付手数料 二千四百円

登録票再交付手数料 四千円

(二) その他規定の整備

(例) 家畜伝染病予防法の一部改正に伴う規定の整備

現行 「豚コレラ」

改正後 「豚熱」

### 三 施行期日

令和二年四月一日。ただし、二(二)の一部は、公布の日等

## 本号で公布された条例のあらまし

埼玉県職員定数条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第五号）（改革推進課）

### 一 趣旨

児童虐待防止対策体制及び災害対応体制の強化等に対処するため、職員の定数を改定するものである。

### 二 内容

- (一) 知事の事務を補助する職員  
六千七百七十六人 ↓ 六千八百五十七人（十八十一人）
- (二) 病院事業管理者の事務を補助する職員  
二千四百十一人 ↓ 二千四百二十八人（十七人）

### 三 施行期日

令和二年四月一日

## 本号で公布された条例のあらまし

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する  
条例（埼玉県条例第六号）（人事課）

### 一 趣旨

地方公務員法及び地方自治法の一部改正により、新たに会計年度任用職員制度  
が導入され、給料を支給される職員が補償の対象となることに伴う規定の整備

### 二 内容

給料を支給される職員の補償基礎額の適用について規定を整備

### 三 施行期日

令和二年四月一日

## 本号で公布された条例のあらまし

知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（埼玉県条例第七号）（人事課）

### 一 趣旨

知事等の県に対する損害賠償責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、県に対して賠償の責任を負う額の一部を免責するもの

### 二 内容

知事等が県に対して損害賠償責任を負う額は、地方自治法施行令に定める基準給与年額に、職の区分ごとに本条例で定める数を乗じて得た額を上限とする。

### 三 施行期日

令和二年四月一日

## 本号で公布された条例のあらまし

埼玉県職員の互助共済団体に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第八号）（職員健康支援課）

### 一 趣旨・内容

互助共済団体の会員である職員の給与から控除し、当該団体に払い込むことができる掛金等として、損害保険に係る保険料を追加するための改正

### 二 施行期日

令和二年九月一日

## 本号で公布された条例のあらまし

埼玉県浄化槽保守点検業者登録条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第九号）

（水環境課）

### 一 趣旨

浄化槽法の一部改正に伴い、浄化槽管理士に対する研修の機会の確保に関する規定を追加するための改正

### 二 内容

- （一） 浄化槽管理士に対する研修の規定を追加
- （二） 指定研修機関の指定手続等に関する規定を追加

### 三 施行期日

令和二年四月一日

## 本号で公布された条例のあらまし

埼玉県個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第十号）  
（社会福祉課）

### 一 趣旨

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正を踏まえ、個人番号を利用することができる事務として生活に困窮する外国人に対する進学準備給付金の支給に関する事務を追加するための改正

### 二 内容

別表第一及び別表第二に生活に困窮する外国人に対する進学準備給付金の支給に関する事務の追加等を行う。

### 三 施行期日

公布の日

# 本号で公布された条例のあらまし

埼玉県ケアラー支援条例（埼玉県条例第十一号）（地域包括ケア課）

## 一 趣旨

ケアラーの支援に関し、基本理念を定め、県の責務並びに県民、事業者及び関係機関の役割を明らかにするとともに、ケアラーの支援に関する施策の基本となる事項を定めることにより、ケアラーの支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって全てのケアラーが健康で文化的な生活を営むことができる社会の実現を目指すもの

## 二 内容

### (一) 定義

#### ア ケアラー

高齢、身体上又は精神上の障害又は疾病等により援助を必要とする親族、友人その他の身近な人に対して、無償で介護、看護、日常生活上の世話その他の援助を提供する者

#### イ ヤングケアラー

ケアラーのうち、十八歳未満の者

#### ウ 関係機関

介護、障害者及び障害児の支援、医療、教育、児童の福祉等に関する業務を行い、その業務を通じて日常的にケアラーに関わる可能性がある機関

### (二) 基本理念

ア ケアラーの支援は、全てのケアラーが個人として尊重され、健康で文化的な生活を営むことができるように行われること。

イ ケアラーの支援は、県、県民、市町村、事業者、関係機関及び民間支援団体等の多様な主体が相互に連携を図りながら、ケアラーが孤立することのないよう社会全体で支えるように行われること。

ウ ヤングケアラーの支援は、ヤングケアラーとしての時期が特に社会において自立的に生きる基礎を培い、人間として基本的な資質を養う重要な時期であることに鑑み、適切な教育の機会を確保し、かつ、心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られるように行われること。

### (三) 県の責務等

#### ア 県の責務

ケアラーの支援に関する施策の実施等

#### イ 県民の役割

ケアラーの支援の必要性の理解と県及び市町村が実施する施策への協力  
事業者の役割

(ア) ケアラーの支援の必要性の理解と県及び市町村が実施する施策への協力

(イ) ケアラーである従業員の勤務への配慮と必要な支援

エ 関係機関の役割

(ア) 県及び市町村が実施する施策への積極的な協力

(イ) 日常的にケアラーに関わる可能性の認識と健康状態等の確認、支援の必要性の把握等

(ウ) ケアラーに対する必要な支援

オ 教育に関する業務を行う関係機関の役割

(ア) 日常的にヤングケアラーに関わる可能性の認識と教育の機会の確保の状況等の確認、支援の必要性の把握等

(イ) ヤングケアラーに対する必要な支援

四 ケアラーの支援に関する推進計画

ア 県による推進計画の策定

イ 推進計画に定める事項

(ア) ケアラー及びヤングケアラーの支援の基本方針

(イ) ケアラー及びヤングケアラーの支援の具体的施策

(ウ) 施策を推進するために必要な事項

ウ 計画の公表

五 主要な施策等

ア 広報及び啓発

イ 人材の育成

ウ 民間支援団体等による支援の推進

エ 体制の整備

オ 財政上の措置

三 施行期日

公布の日

## 本号で公布された条例のあらまし

埼玉県立精神保健福祉センター条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第十二号）（障害者福祉推進課）

### 一 趣旨

埼玉県立精神保健福祉センターの設置の目的を効果的に達成するため、同センターのうち自立訓練施設の管理を指定管理者に行わせることができることとし、併せてその利用に係る料金を指定管理者の収入として収受させることができることとするための改正

### 二 内容

#### (一) 指定管理者制度の導入

指定管理者に精神保健福祉センターのうち自立訓練施設の管理の業務を行わせることができることとするため、指定管理者の指定の手續、管理の基準、業務の範囲等を規定する。

#### (二) 利用料金制度の導入

精神保健福祉センターのうち自立訓練施設の利用に係る料金を指定管理者の収入として収受させることができることとするため、利用料金の額の上限等を規定する。

### 三 施行期日

令和三年四月一日

ただし、二(一)のうち、指定管理者の指定の手續に係る規定は公布の日

## 本号で公布された条例のあらまし

地方独立行政法人の役員等の損害賠償責任の一部免除に係る額を定める条例（埼玉県条例第十三号）（保健医療政策課）

### 一 趣旨

地方独立行政法人法の一部改正を踏まえ、県が設立した地方独立行政法人の役員等の損害賠償責任の一部免除に係る額を定めるための条例の制定

### 二 内容

役員等の最低責任負担額は、基準報酬年額に乗数を乗じて得た額とする

| 区分        | 乗数 |
|-----------|----|
| 理事長又は副理事長 | 六  |
| 理事        | 四  |
| 監事又は会計監査人 | 二  |

### 三 施行期日

令和二年四月一日

## 本号で公布された条例のあらまし

埼玉県地方独立行政法人評価委員会条例（埼玉県条例第十四号）（保健医療政策課）

### 一 趣旨

県立病院の地方独立行政法人化に伴い、地方独立行政法人評価委員会に関し必要な事項を定めるための条例の制定

### 二 内容

(一) 地方独立行政法人評価委員会の名称

| 名 称                      | 地 方 独 立 行 政 法 人  |
|--------------------------|------------------|
| 埼玉県公立大学法人埼玉県立大学評価委員会     | 公立大学法人埼玉県立大学     |
| 埼玉県地方独立行政法人埼玉県立病院機構評価委員会 | 地方独立行政法人埼玉県立病院機構 |

(二) 条例で規定する事務（県立大学はウのみ）

ア 中期計画の作成又は変更に係る認可に関し、知事の諮問に応じて意見を述べること

イ 毎事業年度及び中期目標の期間における業務の実績に係る評価に関し、知事の諮問に応じて意見を述べること

ウ その他業務運営に関する事項のうち知事が必要と認めるものに関し、意見を述べること

### 三 施行期日

令和二年四月一日

## 本号で公布された条例のあらまし

埼玉県立高等看護学院条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第十五号）（医療人材課）

### 一 趣旨

大学等における修学の支援に関する法律の施行に伴い、埼玉県立高等看護学院の入学料を減額し、又は免除することができるようにするとともに、授業料の減額又は免除に関する規定の整備をするための改正

### 二 内容

- (一) 入学料を減額又は免除できるよう規定
- (二) 授業料の減額又は免除に関する規定を整備

### 三 施行期日

令和二年四月一日

ただし、改正後の第六条二項の規定については、令和二年四月一日以後に埼玉県立高等看護学院に入学又は転学した学生について適用する。

## 本号で公布された条例のあらまし

埼玉県臨床研修医研修資金貸与条例及び埼玉県医師育成奨学金貸与条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第十六号）（医療人材課）

### 一 趣旨

医師法の一部改正に伴い、規定の整備をするための改正

### 二 内容

臨床研修病院に係る定義規定の改正

### 三 施行期日

令和二年四月一日

## 本号で公布された条例のあらまし

埼玉県受動喫煙防止条例（埼玉県条例第十七号）（健康長寿課）

### 一 趣旨

受動喫煙の防止に関し、県、県民、保護者及び事業者の責務を明らかにするとともに、県民が受動喫煙を避けることができる環境を整備することにより、望まない受動喫煙を生じさせることのない社会の実現を目指すもの。

### 二 内容

#### (一) 県の責務等

##### ア 県の責務

受動喫煙の防止等に関する総合的な施策の策定及び実施

##### イ 県民の責務

他人に受動喫煙を生じさせないこと等

##### ウ 保護者の責務

監護に係る未成年者の受動喫煙の防止

##### エ 事業者の責務

受動喫煙を防止するための環境整備及び県が実施する施策への協力

#### (二) 喫煙可能室の設置の禁止等

既存特定飲食提供施設の管理権原者は、喫煙可能室を設置してはならない。ただし、次のいずれかに該当する場合は喫煙可能室を設置することができる。

##### ア 従業員を雇用していない場合

イ 従業員を雇用しているときは、喫煙可能室を設置した既存特定飲食提供施設で勤務することについて、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める承諾を得た場合

##### (ア) 喫煙可能室を新たに設置する場合

全ての従業員の承諾

##### (イ) 喫煙可能室の設置後に従業員を新たに雇用する場合

当該従業員の承諾

##### (ウ) 従業員に係る状況を知事に報告する場合

全ての従業員の承諾

#### (三) 喫煙可能室設置の届出等

ア 喫煙可能室を設置した管理権原者は、速やかに知事に届け出る。  
イ 届出をした管理権原者は、従業員に係る状況を知事に報告する。

#### 四 書類の保存

喫煙可能室を設置した既存特定飲食提供施設の管理権原者は、喫煙可能室を設置できることを証明する書類を備えて保存しなければならない。

#### (五) 指導、助言、勧告、命令等

##### ア 指導及び助言

知事は、既存特定飲食提供施設の管理権原者等に対する望まない受動喫煙を防止するために必要な指導又は助言をすることができる。

##### イ 勧告、命令等

(ア) 知事は、条例に違反して喫煙可能室を設置していると認めるときは、喫煙可能室の廃止を勧告することができる。

(イ) (ア)の勧告に期限内に従わなかったとき、知事は、その旨を公表することができるとができる。

(ウ) (ア)の勧告に係る措置をとらなかったとき、知事は、期限を定めて措置をとるべきことを命令することができる。

##### ウ 立入検査等

知事は、立入検査等を行うことができる。

##### エ 罰則

命令、書類保存等に違反した者合は過料に処する。

#### 三 施行期日

令和三年四月一日

## 本号で公布された条例のあらまし

埼玉県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第十  
八号）（生活衛生課）

### 一 趣旨

動物の愛護及び管理に関する法律の一部改正に伴い、動物愛護管理員について  
定める等するための改正

### 二 内容

(一) 動物の愛護及び管理に関する事務を行う職員として、動物愛護管理員を置く  
ことを規定

(二) 法が改正されたことにより、条例に引用している法の条項の一部について条  
項ずれが生じたため、当該引用箇所を修正

### 三 施行期日

令和二年六月一日

## 本号で公布された条例のあらまし

食品衛生法施行条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第十九号）（食品安全課）

### 一 趣旨

食品衛生法等の一部改正に伴い、公衆衛生上必要な措置に関する基準を改める等するための改正

### 二 内容

- (一) 公衆衛生上必要な措置に関する基準の削除
- (二) 条項ずれ修正のための改正
- (三) 文言表記整理のための改正

### 三 施行期日

令和二年六月一日

ただし、(二)については、令和三年六月一日から施行する。(一)の適用については、令和三年五月三十一日までは、なお従前の例による。

## 本号で公布された条例のあらまし

埼玉県産業技術総合センター条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第二十号）  
（産業支援課）

### 一 趣旨

新たに埼玉県産業技術総合センターに導入する試験研究機器の使用料及び試験に係る手数料を定めるとともに、近年老朽化した機器を条例から削除する。

### 二 内容

#### (一) 使用料

次の二点を条例に追加する。

- ・ 小型射出成形機 一時間 一、九一〇円
- ・ アルコールアナライザ 一時間 四八〇円

#### (二) 手数料

次を条例に追加する。

- ・ アルコールアナライザによる定量分析 一試料一測定 二、四二〇円

#### (三) 次の七点を条例から削除する。

使用料

- ・ マイクロスコープ
- ・ 毛管式流動性測定装置

・ ガス発生量測定機

・ ミル式粉碎機

・ 織物摩耗試験機

手数料

- ・ ICP質量分析装置による分析
- ・ 万能材料試験機 ニキロニュートンの試験機によるもの

### 三 施行期日

公布の日

## 本号で公布された条例のあらまし

埼玉県卸売市場条例を廃止する条例（埼玉県条例第二十一号）（農業ビジネス支援課）

### 一 趣旨

卸売市場法の一部改正に伴い、埼玉県卸売市場条例を廃止する。

### 二 内容

- (一) 埼玉県卸売市場条例を廃止する。
- (二) 執行機関の附属機関に関する条例について、埼玉県卸売市場審議会に係る規定を削除するための改正を行う。
- (三) 埼玉県証紙条例について、埼玉県卸売市場条例に係る規定を削除するための改正を行う。
- (四) 埼玉県本人確認情報の利用及び提供に関する条例について、卸売市場法及び埼玉県卸売市場条例に係る規定を削除するための改正を行う。

### 三 施行期日

令和二年六月二十一日

## 本号で公布された条例のあらまし

埼玉県森林環境譲与税基金条例（埼玉県条例第二十二号）（森づくり課）

### 一 趣旨

「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」（以下「法」という。）の施行に伴い、令和元年度から県に譲与される森林環境譲与税を、法が定める目的に従って活用するため、埼玉県森林環境譲与税基金を設置するための条例の制定

### 二 内容

基金の設置、積立て、管理、処分等について規定する。

### 三 施行期日

公布の日

## 本号で公布された条例のあらまし

埼玉県建築基準法施行条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第二十三号）（建築安全課）

### 一 趣旨

建築基準法等の一部改正を踏まえ、高い延焼防止性能等を有する構造の校舎の教室等の出入口に関する基準を見直す等するための改正

### 二 内容

- (一) 主要構造部規制の合理化
- (二) 小規模な特殊建築物に係る基準の合理化

### 三 施行期日

公布の日

## 本号で公布された条例のあらまし

埼玉県政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第二十  
四号）（政策調査課）

### 一 趣旨

政務活動費の収支報告書等について、インターネットを利用し公表するための

改正

### 二 内容

- (一) 題名を「埼玉県政務活動費の交付等に関する条例」に改める。
- (二) 収支報告書等の閲覧について規定する。
- (三) 収支報告書等のインターネット公開について規定する。

### 三 施行期日

令和二年四月一日

## 本号で公布された条例のあらまし

埼玉県学校職員定数条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第二十五号）（県立学校人事課）

### 一 趣旨

高等学校及び義務教育諸学校における教職員の標準定数の変更のため、学校職員の定数を改定するための改正

### 二 内容

学校職員の定数の改定

### 三 施行期日

令和二年四月一日

## 本号で公布された条例のあらまし

学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第二十六号）（県立学校人事課）

### 一 趣旨

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部改正を踏まえ、教育職員の業務量の適切な管理等を行うため、服務を監督する教育委員会が講ずべき措置について必要な事項を定めるための改正

### 二 内容

教育職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理等を行うために講ずべき措置については、法に規定する指針に基づき、教育職員の服務を監督する教育委員会の定めるところにより行うものとする。

### 三 施行期日

令和二年四月一日

## 本号で公布された条例のあらまし

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第二十七号）（警務課）

### 一 趣旨

深谷市における町の区域の新設に伴い、深谷警察署の管轄区域の規定を整備するため改正

### 二 内容

深谷警察署の管轄区域の変更

深谷市の新たな町の区域となる「岡一丁目、岡二丁目」を加える。

### 三 施行期日

公布の日

## 本号で公布された条例のあらまし

埼玉県公安委員会等が行う事務に関する手数料条例の一部を改正する条例（埼玉  
県条例第二十八号）（保安課）

### 一 趣旨

古物営業法の一部改正に伴い、規定の整備をするための改正

### 二 内容

規定の整備

別表第二号の表第三号（現行）第七条第四項 ↓（改正後）第七条第五項

### 三 施行期日

令和二年四月一日

## 本号で公布された条例のあらまし

埼玉県ヤードにおける自動車等の適正な取扱いの確保に関する条例（埼玉県条例第二十九号）（保安課）

### 一 趣旨

ヤードにおける盗難自動車等の保管及び解体の状況に鑑み、県内のヤードにおける自動車等の適正な取扱いを確保するために必要な規制を行うことにより、自動車等の盗難の防止を図り、もって県民の平穏な生活の確保に資することとするための条例の制定

### 二 内容

#### (一) ヤード内自動車等関連事業に係る届出

ア ヤード内自動車等関連事業（ヤードにおいて行う輸出、譲渡又は引渡しを目的とした自動車等の保管又は解体）を行おうとする者に対し、あらかじめ公安委員会に対し届出を義務付け

イ アの届出をした者に対し、届出事項に変更があった場合、三十日以内に公安委員会に対し届出を義務付け

ウ アの届出をした者に対し、届出に係るヤード内自動車等関連事業を休止、廃止又は休止したヤード内自動車等関連事業を再開した場合、三十日以内に公安委員会に対し届出を義務付け

#### (二) 相手方の確認

ヤード内自動車等関連事業者（ヤード内自動車等関連事業を行う者）に対し、ヤード内自動車等関連事業に係る自動車等を受け取ろうとする場合に、当該自動車等を引き渡そうとする者の氏名、住所等の確認を義務付け

#### (三) 盗難自動車等の申告

ヤード内自動車等関連事業者に対し、取り扱う自動車等に盗難自動車等の疑いがあると認める場合、警察官への申告を義務付け

#### (四) 取引記録の作成等

##### ア 記録の作成

ヤード内自動車等関連事業者に対し、ヤード内自動車等関連事業に係る自動車等を受け取る等した場合に、次の事項に関する取引記録の作成を義務付け

(ア) 取引の年月日

(イ) 自動車等の品目及び数量

(ウ) 自動車等の特徴 等

イ 記録の保存

ヤード内自動車等関連事業者に対し、取引記録をその作成の日から三年間保存するよう義務付け

(五) 従事者名簿の備付け

ヤード内自動車等関連事業者に対し、ヤードごとに当該ヤードにおける業務に従事する者の氏名、住所等を記載した名簿の備付けを義務付け

(六) 土地等の譲渡等を行うとする者の責務

ア 土地等の所有者等は、土地等の譲渡等の契約締結前に、当該土地等を盗難自動車等の解体等に使わないことを確認するよう努めなければならない。

イ 何人も、自己が譲渡等を行うとしている土地等が盗難自動車等の解体等に使われることを知って、当該土地等の譲渡等をしてはならない。

ウ ヤード内自動車等関連事業を行うとする者に対し、土地等の譲渡等を行うとする者は、契約書等に当該土地等が盗難自動車等の解体等に使われた際、契約の解除、土地等の買戻し等ができる旨等を定めるよう努めなければならない。

(七) ヤードの視認性の確保

ヤードを設置しようとする者等に対し、ヤードの内部を外部から見通すことができる構造とするよう努めなければならない。

(八) 標識の掲示

届出者に対し、届出に係るヤードごとに、公衆の見やすい場所に、氏名又は名称、届出年月日及び届出警察署等を記載した標識を掲示するよう義務付け

(九) 立入検査等

警察職員による、ヤードに対する立入り、書類その他の物件の検査等の受忍を義務付け

(十) 適用除外

ア この条例の規定は、次のいずれかに該当するときは、適用しない。

(ア) 道路運送車両法第七十八条第四項に規定する自動車分解整備事業者が分解整備としてヤード内自動車等関連事業を行うとき。

(イ) 自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律第六条第一項に規定する撤去した自転車等を保管するとき。

イ 次に掲げる規定は、次に定める者については、適用しない。

(ア) (一)の規定 使用済自動車の再資源化等に関する法律第二条第十七項に規定する関連事業者

(イ) (三)の規定 古物営業法第十五条第三項の規定により警察官に申告しな

ければならない場合における古物商

ウ 次に掲げる規定は、次に定める者が当該各号に定める報告をした事項、とつた措置又は記載をし、若しくは記録をした事項については、適用しない。

(7) (二)の規定 使用済自動車の再資源化等に関する法律の規定により使用済自動車を引き取らなければならない場合等における関連事業者が、同法に定める報告をした事項、又は古物商が、古物営業法の規定により、相手方の真偽を確認するためにとつた措置

(4) (四)の規定 使用済自動車の再資源化等に関する法律の規定により使用済自動車を引き取らなければならない場合等における関連事業者が、同法に定める報告をした事項、又は古物商が、古物営業法の規定により、帳簿等に記載をし、又は電磁的方法により記録をしておかなければならない事項

### 三 罰則

(一) (一)ア又は(四)ア若しくはイに違反した者 三月以下の懲役又は三十万円以下の罰金

(二) (一)イ若しくはウ又は(九)の立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避等した者 三十万円以下の罰金

(三) (二五)に違反した者 二十万円以下の罰金

(四) (二八)に違反した者 十万円以下の罰金

### 四 施行期日

令和二年七月一日

## 条 例

埼玉県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

### 埼玉県条例第四号

埼玉県手数料条例の一部を改正する条例

第一条 埼玉県手数料条例（平成十二年埼玉県条例第九号）の一部を次のように改正する。

第三条第十七号中「第三百三十三号」を「第二百二十八号」に改める。

別表危機管理防災部の項第四十号中「又は圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器」を「、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器又は圧縮水素自動車燃料装置用容器」に改める。

別表保健医療部の項第九十号を次のように改める。

|   |                                  |   |
|---|----------------------------------|---|
| 九十 毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）第四条第二項の規定に基づく毒物又は劇物の製造業、輸入業又は販売業の登録の申請に対する審査 | 毒物劇物製造業、毒物劇物輸入業又は毒物劇物販売業の登録申請手数料 | イ 毒物劇物製造業又は毒物劇物輸入業に係る登録<br>二万八千四百円<br>ロ 毒物劇物販売業に係る登録<br>一万五千四百円 |
|---|----------------------------------|---|

別表保健医療部の項中第九十一号及び第九十二号を削り、第九十三号を次のように改める。

|   |                               |   |
|---|-------------------------------|---|
| 九十一 毒物及び劇物取締法第四条第三項の規定に基づく毒物又は劇物の製造業、輸入業又は販売業の登録の更新 | 毒物劇物製造業、毒物劇物輸入業又は毒物劇物販売業の登録更新 | イ 毒物劇物製造業又は毒物劇物輸入業に係る登録の更新<br>一万六百元<br>ロ 毒物劇物販売業に係る登録の更新<br>六千八百円 |
|---|-------------------------------|---|

|         |      |
|---------|------|
| の申請に対する | 新申請手 |
| 審査      | 数料   |

別表保健医療部の項第九十四号及び第九十五号を削り、同項第九十六号中「毒物及び劇物取締法施行令第三十六条の七第一項第三号」を「毒物及び劇物取締法第九条第二項において準用する同法第四条第二項」に改め、「（製剤製造業者等に係る申請に限る。）」を削り、「製剤製造業者等に係る毒物劇物製造業又は毒物劇物輸入業の登録変更申請手数料」を「毒物劇物製造業又は毒物劇物輸入業の登録変更申請手数料」に改め、同号を同項第九十二号とし、同項第九十七号を削り、第九十八号を第九十三号とし、同項第九十九号中「毒物及び劇物取締法施行令」の下に「（昭和三十年政令第二百六十一号）」を加え、「の販売業」を「の製造業、輸入業又は販売業」に、「毒物劇物販売業登録票書換え交付手数料」を「毒物劇物製造業、毒物劇物輸入業又は毒物劇物販売業の登録票書換え交付手数料」に改め、同号を同項第九十四号とし、同項第百号中「の販売業」を「の製造業、輸入業又は販売業」に、「毒物劇物販売業登録票再交付手数料」を「毒物劇物製造業、毒物劇物輸入業又は毒物劇物販売業の登録票再交付手数料」に改め、同号を同項第九十五号とし、同項中第百一号を第九十六号とし、第百二号から第百三十二号までを五号ずつ繰り上げ、同項第百三十三号中「六千三百円」を「六千四百円」に改め、同号を同項第百二十八号とし、同項中第百三十四号を第百二十九号とし、第百三十五号から第百八十七号までを五号ずつ繰り上げる。

別表農林部の項第三十三号中「豚コレラ」を「豚熱」に改める。

別表都市整備部の項第百十三号金額の欄イ(3)中「合計」の下に「（知事が別に定める建築物については、共同住宅の共用部分の床面積を除く。(ロ)から(六)まで及び第百十五号イ(3)において同じ。）」を加え、同欄ロ(3)中「共同住宅」の下に「（知事が別に定めるものを除く。第百十五号ロ(3)において同じ。）」を加え、同項第百十七号金額の欄ロ中「場合」の下に「（イ(2)に掲げる場合を除く。）」を加え、同欄ロを同欄ハとし、同欄イ中「場合」の下に「（イ(1)に掲げる場合を除く。）」を加え、「（知事が別に定める算定方法によって算定したものをいう。以下この号及び第百二十三号において同じ。）」を削り、同欄イを同欄ロとし、同欄イとして次のように加える。

イ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第二十九条第三項に規定する他の建築物について、当該建築物が記載された同条第一項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画が同法第三十条第一項の認定

又は同法第三十一条第一項の変更の認定を受けたことを示す書類が提出された場合

(1) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第十二条第一項又は第十三条第二項の規定による場合

(一) 床面積の合計（知事が別に定める算定方法によって算定したものをいう。以下この号及び第二百二十三号において同じ。）が三百平方メートル未満のもの 一万千円

(二) 床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの 三万千円

(三) 床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの 九万四千円

(四) 床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの 十四万九千円

(五) 床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの 十八万八千円

(六) 床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの 二十三万五千円

(2) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第十二条第二項又は第十三条第三項の規定による場合

(一) 床面積の合計が三百平方メートル未満のもの 五千五百円

(二) 床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの 一万五千五百円

(三) 床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの 四万七千円

(四) 床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの 七万四千五百円

(五) 床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの 九万四千円

(六) 床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの 十一万七千五百円

別表都市整備部の項第百十八号金額の欄イ(2)中「合計」の下に「（知事が別に定める建築物については、共用部分の床面積を除く。(二)から(四)まで及びロ(2)、第百二十号イ(2)及びロ(2)並びに第百二十二号イ(2)及びロ(2)において同じ。）」を



取締法」を「覚醒剤取締法」に、「覚せい剤原料研究者の」を「覚醒剤原料研究者の」に、「覚せい剤原料研究者指定申請手数料」を「覚醒剤原料研究者指定申請手数料」に改め、同項第百二号中「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に、「基づく覚せい剤施用機関、覚せい剤研究者、覚せい剤原料取扱者又は覚せい剤原料研究者」を「基づく覚醒剤施用機関、覚醒剤研究者、覚醒剤原料取扱者又は覚醒剤原料研究者」に、「覚せい剤施用機関、覚せい剤研究者、覚せい剤原料取扱者又は覚せい剤原料研究者の指定証再交付手数料」を「覚醒剤施用機関、覚醒剤研究者、覚醒剤原料取扱者又は覚醒剤原料研究者の指定証再交付手数料」に改め、同項第百三号中「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に、「覚せい剤製造業者の」を「覚醒剤製造業者指定申請經由手数料」を「覚醒剤製造業者指定申請經由手数料」に改め、同項第百四号中「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に、「覚せい剤原料輸入業者の」を「覚醒剤原料輸入業者指定申請經由手数料」に改め、同項第百五号中「覚せい剤取締法」を「覚醒剤原料輸入業者指定申請經由手数料」に改め、同項第百六号中「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に、「覚せい剤原料製造業者の」を「覚醒剤原料製造業者指定申請經由手数料」に改め、同項第百七号中「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に、「基づく覚せい剤製造業者、覚せい剤原料輸入業者、覚せい剤原料輸出業者又は覚せい剤原料製造業者、覚せい剤原料製造業者又は覚せい剤原料製造業者の指定証再交付經由手数料」を「覚醒剤原料輸入業者、覚醒剤原料輸出業者又は覚せい剤原料製造業者、覚醒剤原料製造業者又は覚せい剤原料製造業者の指定証再交付經由手数料」に改める。

#### 附 則

1 この条例は、令和二年四月一日から施行する。ただし、第一条中埼玉県手数料条例別表農林部の項の改正規定は公布の日から、第二条の規定はこの条例の施行の日又は医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第六十三号）の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

2 第二条の規定の施行の日がこの条例の施行の日と同日となるときは、第一条（埼玉県手数料条例別表農林部の項の改正規定を除く。以下同じ。）及び第二条の規定

定により改正される埼玉県手数料条例の規定は、第一条の規定によつてまず改正され、次いで第二条の規定によつて改正されるものとする。

## 条 例

埼玉県職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

### 埼玉県条例第五号

埼玉県職員定数条例の一部を改正する条例

埼玉県職員定数条例（昭和三十年埼玉県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「六千七百七十六人」を「六千八百五十七人」に改め、同項第九号中「二千四百十一人」を「二千四百二十八人」に改める。

附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

## 条 例

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

### 埼玉県条例第六号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和四十二年埼玉県条例第五十一号）の一部を次のように改正する。

第五条第四号中「報酬が日額以外の方法によつて定められている職員又は報酬のない」を「前三号に掲げる者以外の」に改める。

附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

## 条 例

知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例をここに公布する。

令和二年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

### 埼玉県条例第七号

知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例

(損害賠償責任の一部免責)

第一条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定に基づき、知事若しくは委員会の委員若しくは職員又は職員（同法第二百四十三条の二の二第三項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下この条において「知事等」という。）の県に対する損害を賠償する責任を、知事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、知事等が賠償の責任を負う額から、次の各号に掲げる知事等の区分に応じ、当該各号に定める額を控除して得た額について免れさせるものとする。

一 地方警務官（警察法（昭和二十九年法律第六十二号）第五十六条第一項に規定する地方警務官をいう。以下この号及び次号において同じ。）以外の知事等 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第七十三条第一項第一号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額に、次に掲げる地方警務官以外の知事等の区分に応じ、それぞれ次に定める数を乗じて得た額

イ 知事 六

ロ 副知事、教育委員会の教育長若しくは委員、公安委員会の委員、選挙管理委員会 of 委員又は監査委員 四

ハ 人事委員会の委員、労働委員会の委員、収用委員会の委員、内水面漁場管理委員会の委員又は地方公営企業の管理者 二

ニ 職員（地方警務官並びにロ及びハに掲げる職員を除く。） 一

二 地方警務官 地方自治法施行令第七十三条第一項第二号に規定する地方警務官の基準給与年額に、次に掲げる地方警務官の区分に応じ、それぞれ次に定める数を乗じて得た額

イ 警察本部長 二

ロ イに掲げる地方警務官以外の地方警務官 一

(委任)

第二条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

## 条 例

埼玉県職員相互共済団体に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

### 埼玉県条例第八号

埼玉県職員相互共済団体に関する条例の一部を改正する条例

埼玉県職員相互共済団体に関する条例（昭和四十年埼玉県条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「生命保険」の下に「及び損害保険」を加える。

#### 附 則

この条例は、令和二年九月一日から施行する。

## 条 例

埼玉県浄化槽保守点検業者登録条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

### 埼玉県条例第九号

埼玉県浄化槽保守点検業者登録条例の一部を改正する条例

埼玉県浄化槽保守点検業者登録条例（昭和六十年埼玉県条例第四十四号）の一部を次のように改正する。

第九条の次に次の一条を加える。

（浄化槽管理士に対する研修）

第九条の二 浄化槽保守点検業者は、その浄化槽管理士に、知事の指定する者（以下「指定研修機関」という。）が行う浄化槽管理士に対する研修（以下「研修」という。）を第二条第二項に規定する有効期間が満了するまでの間に少なくとも一回以上受けさせなければならない。ただし、規則で定める浄化槽管理士については、この限りでない。

2 前項の規定は、浄化槽保守点検業者が自ら浄化槽管理士である場合について準用する。この場合において、「浄化槽保守点検業者は、その浄化槽管理士に」とあるのは「自らが浄化槽管理士である浄化槽保守点検業者は」と、「受けさせなければならない」とあるのは「受けなければならない」と読み替えるものとする。

第十三条の次に次の九条を加える。

（指定研修機関の指定）

第十三条の二 指定研修機関の指定は、規則で定めるところにより、研修を行おうとする者の申請により行う。

2 知事は、前項の申請が次の要件を満たしていると認めるときでなければ、指定研修機関の指定をしてはならない。

一 職員、設備、研修の実施の方法その他の事項についての研修の実施に関する計画が研修の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。

二 前号の研修の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

3 知事は、第一項の申請が、次の各号のいずれかに該当するときは、指定研修機関の指定をしてはならない。

一 申請者が一般社団法人又は一般財団法人以外の者であるとき。

二 申請者がその行う研修に関する業務（以下「研修業務」という。）以外の業務により研修業務を公正に実施することができないおそれがあるとき。

三 申請者が第十三条の八の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者であるとき。

四 申請者の役員のうち、法若しくは法に基づく処分又はこの条例若しくはこの条例に基づく処分に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者があるとき。

(事業計画の認可等)

第十三条の三 指定研修機関は、毎事業年度、事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に（第九条の二第一項の規定による指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく）、知事の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定研修機関は、毎事業年度の経過後三月以内に、その事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、知事に提出しなければならない。

(研修業務規程)

第十三条の四 指定研修機関は、研修業務の開始前に、研修業務の実施に関する規程（以下この条及び第十三条の八第二項第三号において「研修業務規程」という。）を定め、知事の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 研修業務規程には、研修を行う時間、場所及び方法その他の規則で定める事項を定めなければならない。

3 知事は、第一項の認可をした研修業務規程が研修業務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、指定研修機関に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。

(帳簿の備付け等)

第十三条の五 指定研修機関は、規則で定めるところにより、帳簿を備え付け、これに研修業務に関する事項で規則で定めるものを記載し、及びこれを保存しなければならない。

(監督命令)

第十三条の六 知事は、研修業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該指定研修機関に対し、研修業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(研修業務の休廃止)

第十三条の七 指定研修機関は、知事の許可を受けなければ、研修業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

(指定の取消し等)

第十三条の八 知事は、指定研修機関が第十三条の二第三項各号（第三号を除く。）のいずれかに該当するに至つたときは、その指定を取り消さなければならぬ。

2 知事は、指定研修機関が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて研修業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第十三条の二第二項各号の要件を満たさなくなつたと認められるとき。

二 第十三条の三又は前条の規定に違反したとき。

三 第十三条の四第一項の認可を受けた研修業務規程によらないで研修業務を行つたとき。

四 第十三条の四第三項又は第十三条の六の規定による命令に違反したとき。

五 次条第一項の条件に違反したとき。

（指定等の条件）

第十三条の九 第九条の二第一項、第十三条の三第一項、第十三条の四第一項又は第十三条の七の規定による指定、認可又は許可には、条件を付し、及びこれを變更することができる。

2 前項の条件は、当該指定、認可又は許可に係る事項の確実な実施を図るため必要な最小限度のものに限り、かつ、当該指定、認可又は許可を受ける者に不当な義務を課することとなるものであつてはならない。

（公示）

第十三条の十 知事は、次に掲げる場合には、その旨を公示しなければならない。

一 第九条の二第一項の規定による指定をしたとき。

二 第十三条の七の規定による許可をしたとき。

三 第十三条の八の規定により指定を取り消し、又は研修業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

附 則

1 この条例は、令和二年四月一日から施行する。

2 この条例の施行の日から起算して三年を経過する日までの間に登録の有効期間が満了する浄化槽保守点検業者については、当該登録の有効期間が満了するまでの間は、改正後の第九条の二の規定は、適用しない。

## 条 例

埼玉県個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

### 埼玉県条例第十号

埼玉県個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

埼玉県個人番号の利用等に関する条例（平成二十七年埼玉県条例第四十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の四の項及び別表第二の一の項中「就労自立給付金」の下に「若しくは進学準備給付金」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 条例

埼玉県ケアラー支援条例をここに公布する。

令和二年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

### 埼玉県条例第十一号

埼玉県ケアラー支援条例

#### (目的)

第一条 この条例は、ケアラーの支援に関し、基本理念を定め、県の責務並びに県民、事業者及び関係機関の役割を明らかにするとともに、ケアラーの支援に関する施策の基本となる事項を定めることにより、ケアラーの支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって全てのケアラーが健康で文化的な生活を営むことができる社会を実現することを目的とする。

#### (定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 ケアラー 高齢、身体上又は精神上の障害又は疾病等により援助を必要とする親族、友人その他の身近な人に対して、無償で介護、看護、日常生活上の世話その他の援助を提供する者をいう。
- 二 ヤングケアラー ケアラーのうち、十八歳未満の者をいう。
- 三 関係機関 介護、障害者及び障害児の支援、医療、教育、児童の福祉等に関する業務を行い、その業務を通じて日常的にケアラーに関わる可能性がある機関をいう。
- 四 民間支援団体 ケアラーの支援を行うことを目的とする民間の団体をいう。

#### (基本理念)

第三条 ケアラーの支援は、全てのケアラーが個人として尊重され、健康で文化的な生活を営むことができるように行われなければならない。

2 ケアラーの支援は、県、県民、市町村、事業者、関係機関、民間支援団体等の多様な主体が相互に連携を図りながら、ケアラーが孤立することのないよう社会全体で支えるように行われなければならない。

3 ヤングケアラーの支援は、ヤングケアラーとしての時期が特に社会において自立的に生きる基礎を培い、人間として基本的な資質を養う重要な時期であることに鑑み、適切な教育の機会を確保し、かつ、心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られるように行われなければならない。

#### (県の責務)

第四条 県は、前条に定める基本理念(第六条第一項及び第七条第一項において「基本理念」という。)にのっとり、ケアラーの支援に関する施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

2 県は、ケアラーの支援における市町村の役割の重要性に鑑み、市町村がケアラーの支援に関する施策を実施する場合には、助言その他の必要な支援を行うものとする。

3 県は、第一項の施策を実施するに当たっては、市町村、事業者、関係機関、民間支援団体等と相互に連携を図るものとする。

(県民の役割)

第五条 県民は、ケアラーが置かれている状況及びケアラーの支援の必要性についての理解を深め、ケアラーが孤立することのないように十分配慮するとともに、県及び市町村が実施するケアラーの支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第六条 事業者は、基本理念にのっとり、ケアラーの支援の必要性についての理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、県及び市町村が実施するケアラーの支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、雇用する従業員がケアラーである可能性があることを認識するとともに、当該従業員がケアラーであると認められるときは、ケアラーの意向を尊重しつつ、勤務するに当たっての配慮、情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

(関係機関の役割)

第七条 関係機関は、基本理念にのっとり、県及び市町村が実施するケアラーの支援に関する施策に積極的に協力するよう努めるものとする。

2 関係機関は、その業務を通じて日常的にケアラーに関わる可能性がある立場にあることを認識し、関わりのある者がケアラーであると認められるときは、ケアラーの意向を尊重しつつ、ケアラーの健康状態、その置かれている生活環境等を確認し、支援の必要性の把握に努めるものとする。

3 関係機関は、支援を必要とするケアラーに対し、情報の提供、適切な支援機関への案内又は取次ぎその他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

(ヤングケアラーと関わる教育に関する業務を行う関係機関の役割)

第八条 ヤングケアラーと関わる教育に関する業務を行う関係機関は、その業務を通じて日常的にヤングケアラーに関わる可能性がある立場にあることを認識し、関わりのある者がヤングケアラーであると認められるときは、ヤングケアラーの

意向を尊重しつつ、ヤングケアラーの教育の機会の確保の状況、健康状態、その置かれている生活環境等を確認し、支援の必要性の把握に努めるものとする。

2 ヤングケアラーと関わる教育に関する業務を行う関係機関は、支援を必要とするヤングケアラーからの教育及び福祉に関する相談に応じるとともに、ヤングケアラーに対し、適切な支援機関への案内又は取次ぎその他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

(ケアラーの支援に関する推進計画)

第九条 県は、ケアラーの支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画(以下この条において「推進計画」という。)を策定するものとする。

2 推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 ケアラー及びヤングケアラーの支援に関する基本方針
- 二 ケアラー及びヤングケアラーの支援に関する具体的施策
- 三 前二号に掲げるもののほか、ケアラー及びヤングケアラーの支援に関する施策を推進するために必要な事項

3 県は、推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なくこれを公表するものとする。

(広報及び啓発)

第十条 県は、広報活動及び啓発活動を通じて、県民、事業者及び関係機関が、ケアラーが置かれている状況、ケアラーの支援の方法等のケアラーの支援等に関する知識を深め、社会全体としてケアラーの支援が推進されるよう必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成)

第十一条 県は、ケアラーの支援の充実を図るため、相談、助言、日常生活の支援等のケアラーの支援を担う人材を育成するための研修の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

(民間支援団体等による支援の推進)

第十二条 県は、民間支援団体その他のケアラーを支援している者が適切かつ効果的にケアラーの支援を推進することができるよう情報の提供、助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

(体制の整備)

第十三条 県は、ケアラーの支援を適切に実施するため、ケアラーの支援に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な体制及び県、市町村、関係機関、民間支援団体等の相互間の緊密な連携協力体制の整備に努めるものとする。

(財政上の措置)

第十四条 県は、ケアラーの支援に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 条 例

埼玉県立精神保健福祉センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

### 埼玉県条例第十二号

埼玉県立精神保健福祉センター条例の一部を改正する条例

埼玉県立精神保健福祉センター条例（平成十三年埼玉県条例第八十四号）の一部を次のように改正する。

第六条中「において自立訓練施設を利用した者又は医療等の提供を受けた者は、別表第一に定めるところにより」を「においては、自立訓練施設を利用した者は別表第一に定めるところにより、医療等の提供を受けた者は別表第一の二に定めるところにより、」に改める。

第十条を第十八条とし、第九条の次に次の八条を加える。

（指定管理者による管理）

第十条 知事は、センターの設置の目的を効果的に達成するため、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、法人その他の団体であつて知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、センターの管理に関する業務のうち次に掲げるものを行わせることができる。

一 第二条第二号及び第三号に掲げる業務のうち自立訓練施設に係る業務

二 自立訓練施設の施設（設備及び物品を含む。以下同じ。）の維持管理に関する業務

三 前二号に掲げるもののほか、知事が別に定める業務

2 指定管理者が前項各号に掲げる業務（以下「指定管理業務」という。）を行う場合における第四条及び第五条（この条例に基づく規則又は当該規則に基づく命令に違反した場合に限る。）の規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは、「指定管理者」とする。

（指定管理者の指定の手続）

第十一条 指定管理者の指定は、規則で定めるところにより、指定を受けようとするものの申請により行う。

2 知事は、次に掲げる基準を満たすものうち最も適切な管理を行うことができると認められるものを指定管理者として指定するものとする。

一 関係する法令、条例及び規則を遵守し、適正に自立訓練施設の運営を行うことができること。

二 自立訓練施設の設置の目的を効果的に達成し、及び効率的な運営を行うこと

ができること。

三 指定管理業務を安定して行う経営基盤を有していること。

四 指定管理業務を通じて取得した個人に関する情報の適正な取扱いを確保することができること。

(指定管理者の公表等)

第十二条 知事は、指定管理者の指定をしたときは、当該指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地並びに指定の期間を告示しなければならない。

2 指定管理者は、その名称又は主たる事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を知事に届け出なければならない。

3 知事は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を告示しなければならない。

(管理の基準等)

第十三条 指定管理者は、次に掲げる基準により、指定管理業務を行わなければならない。

一 関係する法令、条例及び規則を遵守し、適正に自立訓練施設の運営を行うこと。

二 自立訓練施設の施設の維持管理を適切に行うこと。

三 指定管理業務を通じて取得した個人に関する情報を適正に取り扱うこと。

2 知事は、次に掲げる事項について、指定管理者と協定を締結するものとする。

一 前項各号に掲げる基準に関する必要な事項

二 指定管理業務の実施に関する必要な事項

三 指定管理業務の事業報告に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、自立訓練施設の管理の適正を期するため必要な

事項

(指定の取消し等)

第十四条 知事は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて指定管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 指定管理業務又はその経理に関する知事の指示に従わないとき。

二 第十一条第二項各号に掲げる基準を満たさなくなったと認めるとき。

三 前条第一項各号に掲げる基準を遵守しないとき。

四 前三号に掲げるもののほか、当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認められるとき。

2 県は、指定管理者が前項の規定による処分を受け、これによって損失を受ける

ことがあっても、その補償の責めを負わない。

3 第十二条第一項の規定は、指定管理者の指定の取消し又は指定管理業務の停止について準用する。

(指定管理者による施設の現状変更等)

第十五条 指定管理者は、自立訓練施設の施設の改修、増設その他の知事が別に定める現状変更を行おうとするときは、あらかじめ知事の承認を得なければならない。

2 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は前条第一項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて指定管理業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理をしなくなった施設を速やかに原状に回復しなければならぬ。ただし、知事の承認を得たときは、この限りでない。

(利用料金収入の帰属及び利用料金の額の決定)

第十六条 知事は、地方自治法第二百四十四条の二第八項の規定により、指定管理者に自立訓練施設の利用に係る料金(次項及び次条において「利用料金」という。)を当該指定管理者の収入として收受させることができる。

2 前項の場合における利用料金は、指定管理者が別表第一に定める範囲内で定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ利用料金について知事の承認を受けなければならない。

(利用料金の納付等)

第十七条 自立訓練施設を利用した者は、前条第二項の規定により指定管理者が定めた利用料金を納期限までに指定管理者に納付しなければならない。この場合において、第六条の規定は、適用しない。

2 第八条及び第九条の規定は、利用料金について準用する。この場合において、第八条中「知事」とあるのは「指定管理者」と、「使用料又は手数料」とあるのは「知事の承認を得て、利用料金」と、第九条中「使用料及び手数料」とあるのは「利用料金」と、「知事」とあるのは「指定管理者」とする。

別表第一を次のように改める。

別表第一(第六条、第十六条関係)

| 区分         | 金額   |
|------------|--|
| 自立訓練及び短期入所 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第二十九条第三項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費 |

|    |  |
|----|--|
|    | <p>用の額及び同条第一項に規定する特定費用として知事が別に定める額の合計額</p> |
| 寝具 | <p>一組一日につき 四一〇円</p>                        |

別表第一の次に次の一表を加える。

別表第一の二（第六条関係）

| 区分                      | 金額   |
|-------------------------|--|
| <p>診療及び検査</p>           | <p>健康保険法（大正十一年法律第七十号）第七十六条第二項（同法第四百十九条において準用する場合を含む。）の規定による定め又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第七十一条第一項の規定による療養の給付に要する費用の額の算定に関する基準により算定した額。ただし、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）の適用を受けるものについては、厚生労働省労働基準局長が定めるところにより算定する。</p> |
| <p>身体検査（試験検査を除く。）</p>   | <p>診療及び検査の項に規定する算定方法に準じて得た額の範囲内において知事が別に定める額</p>   |
| <p>ツベルクリン反応検査及び予防接種</p> | <p>診療及び検査の項に規定する算定方法に準じて得た額及び実費相当額の合計額の範囲内において知事が別に定める額</p>  |
| <p>消毒</p>               | <p>容積三、〇〇〇立方センチメートルまでごとにつき 五〇円</p>   |

附則

（施行期日）

1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 改正後の埼玉県立精神保健福祉センター条例(以下「新条例」という。)第十条第一項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)の指定に関し必要な行為は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前においても、新条例第十条第一項、第十一条及び第十二条第一項の規定の例により行うことができる。

(経過措置)

3 施行日から指定管理者に自立訓練施設の管理を行わせるときは、施行日前に改正前の埼玉県立精神保健福祉センター条例(以下「旧条例」という。)の規定により知事がした承認その他の行為(施行日以後の利用に係るものに限る。)又は知事に対してされた申請その他の行為(施行日以後に指定管理者に管理を行わせることとなる業務に係るものに限る。)は、施行日以後における新条例の適用については、新条例の相当規定に基づいて当該指定管理者がした承認その他の行為又は当該指定管理者に対してされた申請その他の行為とみなす。

4 施行日後に指定管理者に自立訓練施設の管理を行わせるときは、当該管理を開始する日前に旧条例又は新条例の規定により知事がした承認その他の行為(当該管理を開始する日以後の利用に係るものに限る。)又は知事に対してされた申請その他の行為(当該管理を開始する日以後に指定管理者に管理を行わせることとなる業務に係るものに限る。)は、新条例の相当規定に基づいて当該指定管理者がした承認その他の行為又は当該指定管理者に対してされた申請その他の行為とみなす。

## 条 例

地方独立行政法人の役員等の損害賠償責任の一部免除に係る額を定める条例をここに公布する。

令和二年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

### 埼玉県条例第十三号

地方独立行政法人の役員等の損害賠償責任の一部免除に係る額を定める条例  
(法第十九条の二第四項の条例で定める額)

第一条 県が設立した地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。)の理事長、副理事長、理事若しくは監事又は会計監査人(以下この条において「役員等」という。)の当該地方独立行政法人に対する損害を賠償する責任に係る同法第十九条の二第四項の条例で定める額は、地方独立行政法人法施行令(平成十五年政令第四百八十六号)第三条の二第一項に規定する基準報酬年額に、次の各号に掲げる役員等の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額とする。

- 一 理事長又は副理事長 六
- 二 理事 四
- 三 監事又は会計監査人 二  
(委任)

第二条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

## 条 例

埼玉県地方独立行政法人評価委員会条例をここに公布する。

令和二年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

### 埼玉県条例第十四号

埼玉県地方独立行政法人評価委員会条例

(名称)

第一条 地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号。次条において「法」という。）第十一条第一項の地方独立行政法人評価委員会（以下この条及び次条において「委員会」という。）として、次の表の下欄に掲げる地方独立行政法人に關して、それぞれ同表の上欄に掲げる名称の委員会を置く。

| 名 称                      | 地 方 独 立 行 政 法 人  |
|--------------------------|------------------|
| 埼玉県公立大学法人埼玉県立大学評価委員会     | 公立大学法人埼玉県立大学     |
| 埼玉県地方独立行政法人埼玉県立病院機構評価委員会 | 地方独立行政法人埼玉県立病院機構 |

(所掌事務)

第二条 委員会は、法第十一条第二項第一号から第五号までに掲げる事務及びその他法の規定によりその権限に属させられた事項の処理のほか、次に掲げる事務（埼玉県公立大学法人埼玉県立大学評価委員会にあっては、第三号に掲げるものに限る。）をつかさどる。

- 一 法第二十六条第一項に規定する中期計画の作成又は変更に係る認可に關し、知事の諮問に應じて意見を述べること。
- 二 法第二十八条第一項に規定する毎事業年度及び中期目標の期間における業務の実績に係る評価に關し、知事の諮問に應じて意見を述べること。
- 三 その他地方独立行政法人の業務運営に關する事項のうち知事が必要と認めるものに関し、意見を述べること。

附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

## 条 例

埼玉県立高等看護学院条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

### 埼玉県条例第十五号

埼玉県立高等看護学院条例の一部を改正する条例

埼玉県立高等看護学院条例（昭和四十八年埼玉県条例第五十四号）の一部を次のように改正する。

第六条に次の一項を加える。

2 知事は、学業が優秀で、かつ、経済的理由により授業料の納付が困難であると認められる者その他やむを得ない事情があると認められる者について、入学料を減額し、又は免除することができる。

第七条第二項中「知事は、」の下に「学業が優秀で、かつ、経済的理由により授業料の納付が困難であると認められる者その他」を加える。

#### 附 則

- 1 この条例は、令和二年四月一日から施行する。
- 2 改正後の第六条第二項の規定は、令和二年四月一日以後に埼玉県立高等看護学院に入学又は転入学をした学生について適用する。

## 条 例

埼玉県臨床研修医研修資金貸与条例及び埼玉県医師育成奨学金貸与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

### 埼玉県条例第十六号

埼玉県臨床研修医研修資金貸与条例及び埼玉県医師育成奨学金貸与条例の一部を改正する条例

次に掲げる条例の規定中「医学を履修する課程を置く大学に附属する病院又は厚生労働大臣の指定する病院」を「知事の指定する病院又は外国の病院で厚生労働大臣の指定するもの」に改める。

- 一 埼玉県臨床研修医研修資金貸与条例（平成二十二年埼玉県条例第十六号）第二条第一項
- 二 埼玉県医師育成奨学金貸与条例（平成二十四年埼玉県条例第十五号）第八条第一号

### 附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

## 条例

埼玉県受動喫煙防止条例をここに公布する。

令和二年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

### 埼玉県条例第十七号

埼玉県受動喫煙防止条例

(目的)

第一条 この条例は、受動喫煙の防止に関し、県、県民、保護者及び事業者の責務を明らかにするとともに、県民が受動喫煙を避けることができる環境を整備することにより、望まない受動喫煙を生じさせることのない社会を実現することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 受動喫煙 健康増進法（平成十四年法律第百三号。以下この条において「法」という。）第二十八条第三号に規定する受動喫煙をいう。
- 二 既存特定飲食提供施設 健康増進法の一部を改正する法律（平成三十年法律第七十八号。第五号において「改正法」という。）附則第二条第二項に規定する既存特定飲食提供施設をいう。
- 三 管理権原者 法第二十六条に規定する管理権原者をいう。
- 四 管理権原者等 法第三十条第一項に規定する管理権原者等をいう。
- 五 喫煙可能室 改正法附則第二条第一項の規定により読み替えられた法第三十条第三項第一号に規定する喫煙可能室をいう。

(県の責務)

第三条 県は、受動喫煙の防止に関する総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。

(県民の責務)

第四条 県民は、他人に受動喫煙を生じさせることがないよう努めなければならない。

2 県民は、県が実施する受動喫煙の防止に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(保護者の責務)

第五条 保護者は、いかなる場所においても、その監護に係る未成年者の受動喫煙を防止するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第六条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、受動喫煙を防止するための環境の整備に取り組むとともに、県が実施する受動喫煙の防止に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(喫煙可能室の設置の禁止等)

第七条 既存特定飲食提供施設の管理権原者は、当該既存特定飲食提供施設に喫煙可能室を設置してはならない。

2 既存特定飲食提供施設の管理権原者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、前項の規定にかかわらず、当該既存特定飲食提供施設に喫煙可能室を設置することができる。

一 従業員（労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第九条に規定する労働者（同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人を除く。）をいう。以下同じ。）を雇用していない場合

二 従業員を雇用しているときは、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める承諾を得た場合

イ 喫煙可能室を新たに設置する場合 全ての従業員の喫煙可能室を設置した既存特定飲食提供施設で勤務することについての書面による承諾

ロ 喫煙可能室の設置後に従業員を新たに雇用する場合 当該従業員の喫煙可能室を設置した既存特定飲食提供施設で勤務することについての書面による承諾

承諾

ハ 第九条第二項の報告を行う場合 全ての従業員の喫煙可能室を設置した既存特定飲食提供施設で勤務することについての書面による承諾

ニ その他規則で定める場合 規則で定める承諾

3 前項の規定により喫煙可能室を設置した後と同項第二号の承諾が撤回された場合であっても、管理権原者は次に第九条第二項の報告を行うまでの間は引き続き喫煙可能室を設置することができる。

4 前項の場合において、管理権原者が引き続き喫煙可能室を設置しようとするときは、当該従業員の望まない受動喫煙を防止するため、当該既存特定飲食提供施設の实情に応じ適切な措置をとるよう努めなければならない。

(不利益取扱いの禁止)

第八条 既存特定飲食提供施設の管理権原者等は、従業員が前条第二項第二号の承諾をしないことを理由として、当該従業員に対して不利益な取扱いをしてはならない。

(喫煙可能室設置の届出等)

第九条 第七条第二項の規定により喫煙可能室を設置した既存特定飲食提供施設の管理権原者は、規則で定めるところにより、速やかに同項に該当する旨を知事に届け出るものとする。

2 前項の規定による届出をした既存特定飲食提供施設の管理権原者は、規則で定めるところにより、従業員に係る状況を知事に報告するものとする。

(書類の保存)

第十条 第七条第二項の規定により喫煙可能室を設置した既存特定飲食提供施設の管理権原者は、規則で定めるところにより、同項に該当することを証明する書類を備え、これを保存しなければならない。

(既存特定飲食提供施設の管理権原者等に対する指導及び助言)

第十一条 知事は、既存特定飲食提供施設の管理権原者等に対し、当該既存特定飲食提供施設における望まない受動喫煙を防止するために必要な指導及び助言をすることができる。

(既存特定飲食提供施設の管理権原者に対する勧告、命令等)

第十二条 知事は、既存特定飲食提供施設の管理権原者が第七条第二項の規定に違反して喫煙可能室を設置していると認めるときは、当該管理権原者に対し、期限を定めて、当該喫煙可能室を廃止することを勧告することができる。

2 知事は、前項の規定による勧告を受けた既存特定飲食提供施設の管理権原者が、同項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

3 知事は、第一項の規定による勧告を受けた既存特定飲食提供施設の管理権原者が、その勧告に係る措置をとらなかったときは、当該管理権原者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

(立入検査等)

第十三条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、既存特定飲食提供施設の管理権原者等に対し、当該既存特定飲食提供施設の状態その他必要な事項に関する報告をさせ、又はその職員に、当該既存特定飲食提供施設に立ち入り、当該既存特定飲食提供施設の状態若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(委任)

第十四条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第十五条 第十二条第三項の規定による命令に違反した者は、五万円以下の過料に処する。

第十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、二万円以下の過料に処する。

- 一 第十条の規定による書類を備え付けず、又は保存しなかった者
- 二 第十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 第七条の規定は、この条例の施行の際現に喫煙可能室を設置している既存特定飲食提供施設についても、適用する。この場合において同条第二項第二号イ中「喫煙可能室を新たに設置する場合」とあるのは、「この条例の施行日以後引き続き喫煙可能室を設置する場合」とする。

(見直し)

- 3 県は、社会状況の変化等を踏まえ、必要に応じこの条例について見直しを行うものとする。

## 条 例

埼玉県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

### 埼玉県条例第十八号

埼玉県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例

埼玉県動物の愛護及び管理に関する条例（平成十年埼玉県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十八条」を「第十七条の二」に改める。

第二条第三号中「第二十六条第一項の」を「第二十五条の二に規定する」に改める。

第七条の二第一項中「第二十四条の二」を「第二十四条の二の二」に改める。

第五章中第十八条の前に次の一条を加える。

（動物愛護管理員）

第十七条の二 法第三十七条の三第一項に規定する動物愛護管理担当職員として、動物愛護管理員を置く。

2 前項の動物愛護管理員は、第九条第一項の規定による野犬等の収容、前条第一項の規定による立入検査及び質問その他の動物の愛護及び管理に関する事務を行う。

### 附 則

この条例は、令和二年六月一日から施行する。

## 条 例

食品衛生法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

### 埼玉県条例第十九号

食品衛生法施行条例の一部を改正する条例

食品衛生法施行条例（平成十二年埼玉県条例第二十二号）の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

#### 第三条 削除

第四条中「第五十一条」を「第五十四条」に、「別表第二」を「別表」に改める。

第六条中「第五十二条第一項」を「第五十五条第一項」に改める。

第八条第一項中「第三条」を「食品衛生法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十三号）第六十六条の二第一項」に改める。

別表第一を削る。

別表第二第一号イ(1)(二)中「第五十二条第一項」を「第五十五条第一項」に改め、同号イ(1)(三)中「第十一条第一項」を「第十三条第一項」に改め、同号ロ(3)中「めん類製造業」を「麺類製造業」に、「乾めん類」を「乾麺類」に、「生めん類」を「生麺類」に、「ゆでめん類」を「ゆで麺類」に改め、同表を別表とする。

#### 附 則

1 この条例は、令和二年六月一日から施行する。ただし、第四条及び第六条の改正規定並びに別表第二の改正規定（第一号イ(1)(二)を改める部分に限る。）は、令和三年六月一日から施行する。

2 食品衛生法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第四十六号）第一条の規定による改正前の食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第五十条第二項に基づく改正前の第三条の規定による管理運営の基準の適用については、令和三年五月三十一日までは、なお従前の例による。

## 条 例

埼玉県産業技術総合センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

### 埼玉県条例第二十号

埼玉県産業技術総合センター条例の一部を改正する条例

埼玉県産業技術総合センター条例（平成十四年埼玉県条例第八十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表第一項中ラをムとし、カからナまでをヨからラまでとし、ワの次に次のように加える。

|           |     |        |
|-----------|-----|--------|
| カ 小型射出成形機 | 一時間 | 一、九一〇円 |
|-----------|-----|--------|

別表第一第一号の表第二項中チを削り、リをチとし、ヌからヨまでをリからカまでとし、同表第五項中ワを削り、カをワとし、ヨからソまでをカからレまでとし、ツを削り、ネをソとし、ナからヤまでをツからオまでとし、その次に次のように加える。

|              |     |      |
|--------------|-----|------|
| ク アルコールアナライザ | 一時間 | 四八〇円 |
|--------------|-----|------|

別表第一第一号の表第五項中マをヤとし、ケからキまでをマからサまでとし、同表第六項中ワを削り、カをワとし、ヨからウまでをカからムまでとし、同表第八項中レを削り、ソをレとし、ツをソとする。

|     |                                  |                   |            |                                       |
|-----|----------------------------------|-------------------|------------|---------------------------------------|
| (9) | NMR装置                            | 液体試料測定            | 一時間        | 八、四〇〇<br>（一時間を増                       |
| (8) | X線マ<br>イクロア<br>ナライザ<br>による分<br>析 | 試料分析<br><br>マッピング | 一試料<br>一測定 | 二九、六〇〇<br><br>三二、六〇〇                  |
| (7) | ICP発光分析装置<br>による分析               | 一試料               | 一成分        | 九、六七〇<br>（一成分を増<br>ごとに一、五<br>〇円を加える。  |
| (6) | ICP質量分析装置<br>による分析               | 一試料               | 一成分        | 一四、四〇〇<br>（一成分を増<br>ごとに二、〇<br>〇円を加える。 |

別表第二第一号の表第一項中

| 分析                        | 置による | 分析  |        |
|---------------------------|------|-----|--------|
|                           |      | 定   | 固体試料測定 |
| (10) ガスクロマトグラフによる分析       |      | 一測定 | 一試料    |
| (11) 液体クロマトグラフによる分析       |      | 一測定 | 一試料    |
| (12) 液体クロマトグラフ質量分析装置による分析 |      | 一測定 | 一試料    |
| (13) イオンクロマトグラフによる分析      |      | 一測定 | 一試料    |
| (14) 赤外分光光度計による分析         |      | 一測定 | 一試料    |
| (15) 熱分析装置による分析           |      | 一測定 | 一試料    |
| (16) X線回折装置による分析          |      | 一測定 | 一試料    |

| (8) NMR装置による | (7) X線マイクロアナライザによる分析 | (6) ICP発光分析装置による分析 |       |
|--------------|----------------------|--------------------|-------|
|              |                      | 試料分析               | マッピング |
| 液体試料測定       |                      | 一測定                | 一試料   |
| 一時間          | 一試料                  | 一測定                | 一試料   |

九、六七〇円  
 (一成分を増すごとに一、五九〇円を加える。)

二九、六〇〇円

三二、六〇〇円

八、四〇〇円  
 (一時間を増すごとに六、〇一〇円を加える。)

円 | 円 | 〽 九 す 円 | 〽 五 す 円 |

一〇円

中

|                                   |            |        |
|-----------------------------------|------------|--------|
| 二キロニユ<br>ー<br>トンの試<br>験機によ<br>るもの | 一試料<br>一項目 | 一、〇六〇円 |
| 一〇キロニ<br>ユートンの<br>試験機によ<br>るもの    | 一試料<br>一項目 | 八一〇円   |

を

|                                |            |      |
|--------------------------------|------------|------|
| 一〇キロニ<br>ユートンの<br>試験機によ<br>るもの | 一試料<br>一項目 | 八一〇円 |
|--------------------------------|------------|------|

を

| 分析                        | 固体試料測<br>定 | 一時間 | 〇円を加える。<br>二九、四〇〇円<br>(一時間を増す<br>ごとに九、〇一<br>〇円を加える。) |
|---------------------------|------------|-----|--|
| (9) ガスクロマトグラフによる分析        | 一試料        | 一測定 | 九、八六〇円   |
| (10) 液体クロマトグラフによる分析       | 一試料        | 一測定 | 五、五〇〇円   |
| (11) 液体クロマトグラフ質量分析装置による分析 | 一試料        | 一測定 | 二〇、三〇〇円  |
| (12) イオンクロマトグラフによる分析      | 一試料        | 一測定 | 一四、八〇〇円  |
| (13) 赤外分光光度計による分析         | 一試料        | 一測定 | 四、七八〇円   |
| (14) 熱分析装置による分析           | 一試料        | 一測定 | 三、八八〇円   |
| (15) X線回折装置による分析          | 一試料        | 一測定 | 九、七七〇円   |
| (16) アルコールアナライザによる定量分析    | 一試料        | 一測定 | 二、四二〇円   |

に改め、同表第二項

に改める。

附  
則

この条例は、公布の日から施行する。

## 条 例

埼玉県卸売市場条例を廃止する条例をここに公布する。

令和二年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

### 埼玉県条例第二十一号

埼玉県卸売市場条例を廃止する条例

埼玉県卸売市場条例（昭和四十六年埼玉県条例第七十七号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和二年六月二十一日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（執行機関の附属機関に関する条例の一部改正）

3 執行機関の附属機関に関する条例（昭和二十八年埼玉県条例第十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一の一の表埼玉県卸売市場審議会の項を削る。

（埼玉県証紙条例の一部改正）

4 埼玉県証紙条例（昭和三十九年埼玉県条例第六十三号）の一部を次のように改正する。

別表埼玉県卸売市場条例（昭和四十六年埼玉県条例第七十七号）の項を削る。

（埼玉県本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一部改正）

5 埼玉県本人確認情報の利用及び提供に関する条例（平成二十二年埼玉県条例第六号）の一部を次のように改正する。

別表第二中第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号から第十一号までを一号ずつ繰り上げ、第十二号を削り、第十三号を第十一号とし、第十四号から第十七号までを二号ずつ繰り上げる。

## 条 例

埼玉県森林環境譲与税基金条例をここに公布する。

令和二年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

### 埼玉県条例第二十二号

埼玉県森林環境譲与税基金条例

(設置)

第一条 森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成三十一年法律第三号）第三十四条第二項の規定により実施する森林の整備及びその促進に関する施策に要する経費の財源に充てるため、埼玉県森林環境譲与税基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第二条 基金として積み立てる額は、当該積立てをする年度の一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(処分)

第五条 基金は、第一条に規定する施策に要する経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

(委任)

第六条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 条 例

埼玉県建築基準法施行条例の一部を改正する条例

令和二年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

### 埼玉県条例第二十三号

埼玉県建築基準法施行条例（昭和三十五年埼玉県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

第五条中「又は準耐火建築物」を「、準耐火建築物又は建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。）第三百三十六条の二第一号口若しくは第二号口に掲げる基準に適合するもの」に改める。

第六条第二項中「建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。）」を「令」に改める。

第十五条中「耐火建築物」の下に「又は令第一百十条及び第一百十条の二に掲げる基準に適合する建築物」を加える。

第三十五条を次のように改める。

（他の用途部分との区画）

第三十五条 建築物の一部に車庫等を設ける場合においては、車庫等以外の部分のために設ける避難用出口を車庫等の内部に設けてはならない。

第三十六条中「及び前条第二号」を削る。

第五十五条第一号を次のように改める。

一 耐火建築物又は令第一百十条及び第一百十条の二に掲げる基準に適合するものとする。ただし、階数が三以下で延べ面積が二百平方メートル未満の興行場等については、この限りでない。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 条 例

埼玉県政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

### 埼玉県条例第二十四号

埼玉県政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

埼玉県政務活動費の交付に関する条例（平成十三年埼玉県条例第五十号）の一部を次のように改正する。

題名中「交付」の下に「等」を加える。

第一条中「交付すること」の下に「等」を加える。

第七条第一項中「次項及び第三項並びに第九条において」を「以下」に改め、同条第三項中「書類の写し」の下に「（第九条第一項において「証拠書類の写し」という。）」を加える。

第十条を第十一条とし、第九条を第十条とし、第八条の次に次の一条を加える。  
（収支報告書等の保存及び閲覧等）

第九条 議長は、第七条の規定により提出された収支報告書及び証拠書類の写し（以下この条において「収支報告書等」という。）を、当該収支報告書等を提出すべき期間の末日の翌日から起算して五年を経過する日まで保存しなければならない。

2 何人も、議長に対し、前項の規定により保存されている収支報告書等の閲覧を請求することができる。この場合において、議長は、当該請求に係る収支報告書等に埼玉県議会情報公開条例（平成十一年埼玉県条例第二号）第七条第四項に規定する非公開情報が記録されているときは、当該非公開情報が記録されている部分を除いた部分につき、閲覧に供するものとする。

3 前項に規定するもののほか、議長は、第一項の規定により保存している収支報告書等をインターネットの利用により公表するものとする。この場合において、議長は、当該収支報告書等に埼玉県議会情報公開条例第七条第四項に規定する非公開情報が記録されているときは、当該非公開情報が記録されている部分を除いた部分につき、公表するものとする。

### 附 則

1 この条例は、令和二年四月一日から施行する。

2 この条例による改正後の埼玉県政務活動費の交付等に関する条例第九条第三項の規定は、令和二年四月一日以後に交付の決定があった政務活動費について適用し、同日前に交付の決定があった政務活動費については、なお従前の例による。

## 条 例

埼玉県学校職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

### 埼玉県条例第二十五号

埼玉県学校職員定数条例の一部を改正する条例

埼玉県学校職員定数条例（昭和三十年埼玉県条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表を次のように改める。

|        | 学校種別                            | 職員種別   |   |       |   |
|--------|---------------------------------|--------|---|-------|---|
| その他の職員 | 県立高等学校及び市町村立高等学校（定時制の課程に限る。）    | 七、九七二  | 人 | 一、三九五 | 人 |
|        | 県立及び市町村立の特別支援学校                 | 四、一五一  | 人 | 四六八   | 人 |
|        | 県立中学校及び市町村立中学校（義務教育学校の後期課程を含む。） | 九、五一四  | 人 | 五〇七   | 人 |
|        | 市町村立小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）        | 一六、四五二 | 人 | 九九八   | 人 |

#### 附 則

- 1 この条例は、令和二年四月一日から施行する。
- 2 改正後の第二条第一項の規定の適用については、令和二年四月一日から令和三年三月三十一日までの間は、同項の表中「七、九七二人」とあるのは「八、〇三五人」と、「九、五一四人」とあるのは「九、六一八人」とする。

## 条 例

学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

### 埼玉県条例第二十六号

学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年埼玉県条例第二十八号）の一部を次のように改正する。

第八条の次に次の一条を加える。

（教育職員の業務量の適切な管理等）

第八条の二 教育職員（学校職員の給与に関する条例（昭和三十一年埼玉県条例第三十三号）第二条第二項に規定する教育職員をいう。以下この条において同じ。）の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するため、教育職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置については、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和四十六年法律第七十七号）第七条第一項に規定する指針に基づき、教育職員の服務を監督する教育委員会の定めるところにより行うものとする。

第九条第二項中「前条第一項」を「第八条第一項」に改める。

第九条の二第一項中「（昭和三十一年埼玉県条例第三十三号）」を削る。

### 附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

## 条 例

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

### 埼玉県条例第二十七号

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例（昭和二十九年埼玉県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

別表深谷警察署の項中「岡、」の下に「岡一丁目、岡二丁目、」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 条 例

埼玉県公安委員会等が行う事務に関する手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

### 埼玉県条例第二十八号

埼玉県公安委員会等が行う事務に関する手数料条例の一部を改正する条例

埼玉県公安委員会等が行う事務に関する手数料条例（平成十二年埼玉県条例第五十四号）の一部を次のように改正する。

別表第二号の表第三号中「第七条第四項」を「第七条第五項」に改める。

附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

## 条 例

埼玉県ヤードにおける自動車等の適正な取扱いの確保に関する条例をここに公布する。

令和二年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

### 埼玉県条例第二十九号

埼玉県ヤードにおける自動車等の適正な取扱いの確保に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、ヤードにおける盗難自動車等の保管及び解体の状況に鑑み、県内のヤードにおける自動車等の適正な取扱いを確保するために必要な規制を行うことにより、自動車等の盗難の防止を図り、もって県民の平穏な生活の確保に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 ヤード 自動車等の保管又は解体（自動車等から部品その他の物品を分離する行為又は自動車等の車体を切断する行為をいう。第四号及び第五条において同じ。）の用に供する施設（その敷地を含む。）のうち、塀、垣、柵、コンテナその他これらに類する囲いであつて、みだりに人が立ち入るのを防止することができるものが当該施設の周囲に設けられたものをいう。

二 自動車等 自動車、原動機付自転車、自転車及び自動車部品であつて、公安委員会規則で定めるものをいう。

三 盗難自動車等 自動車等であつて、盗品その他財産に対する罪に当たる行為によつて領得されたものをいう。

四 ヤード内自動車等関連事業 ヤードにおいて行う自動車等の保管又は解体（公安委員会規則で定める規模未滿のヤードにおいて行う自動車等の保管又は解体（業として行わないものに限る。）を除く。）であつて、輸出、譲渡又は引渡しを目的とするものをいう。

五 ヤード内自動車等関連事業者 ヤード内自動車等関連事業を行う者をいう。（ヤード内自動車等関連事業に係る届出）

第三条 ヤード内自動車等関連事業を行おうとする者（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）は、あらかじめ、公安委員会規則で定めるところにより、ヤードごとに次に掲げる事項を公安委員会に届け出なければならぬ。

一 氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人にあっては、その代表者（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）の氏名

二 ヤードの所在地

三 ヤードの規模及び設備の概要

四 その他公安委員会規則で定める事項

2 前項の規定による届出をした者（次項及び第十条において「届出者」という。）は、その届出に係る事項に変更があつたときは、その日から三十日以内に、公安委員会規則で定めるところにより、その旨を公安委員会に届け出なければならぬ。

3 届出者は、そのヤード内自動車等関連事業を休止し、若しくは廃止し、又は休止したヤード内自動車等関連事業を再開したときは、その日から三十日以内に、公安委員会規則で定めるところにより、その旨を公安委員会に届け出なければならない。

（相手方の確認）

第四条 ヤード内自動車等関連事業者は、ヤード内自動車等関連事業に係る自動車等を受け取ろうとする場合には、公安委員会規則で定める方法により、当該自動車等を引き渡そうとする者（以下この条及び第六条第一項第四号において「相手方」という。）について、次の各号に掲げる相手方の区分に応じ、当該各号に定める事項の確認をしなければならない。

一 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。第六条第一項第四号及び第十八条第一項において同じ。） 名称及び本店又は主たる事務所の所在地並びにヤード内自動車等関連事業者との間で現に自動車等の引渡しの任に当たっている個人の氏名、住所その他の公安委員会規則で定める事項

二 個人 氏名、住所その他の公安委員会規則で定める事項

（盗難自動車等の申告）

第五条 ヤード内自動車等関連事業者は、ヤード内自動車等関連事業に係る自動車等を受け取り、保管し、又は解体しようとする場合において、当該自動車等について盗難自動車等の疑いがあると認めるときは、直ちにその旨を警察官に申告しなければならない。

（記録の作成等）

第六条 ヤード内自動車等関連事業者は、ヤード内自動車等関連事業に係る自動車等を受け取り、又は引き渡したときは、その都度、公安委員会規則で定めるとこ

ろにより、次に掲げる事項に関する記録（次項及び第十四条第二号において「取引記録」という。）を作成しなければならない。

一 取引の年月日

二 自動車等の品目及び数量

三 自動車等の特徴

四 相手方が法人である場合にあっては第四条第一号に定める事項、個人である

場合にあっては同条第二号に定める事項

五 第四条の規定により行つた確認の方法

六 その他公安委員会規則で定める事項

2 ヤード内自動車等関連事業者は、取引記録をその作成の日から三年間、公安委員会規則で定めるところにより保存しておかなければならない。

（従事者名簿の備付け）

第七条 ヤード内自動車等関連事業者は、公安委員会規則で定めるところにより、ヤードごとに当該ヤードにおける業務に従事する者の名簿を備え、これに当該ヤードにおける業務に従事する者の氏名、住所その他の公安委員会規則で定める事項を記載しなければならない。

（土地等の譲渡等をしようとする者の責務）

第八条 県内に所在する土地又は建物（以下この条において「土地等」という。）の所有者は、当該土地等においてヤード内自動車等関連事業を行おうとする者（既に当該土地等においてヤード内自動車等関連事業を行っている者を含む。以下この項及び第三項において同じ。）に対し、当該土地等の譲渡又は貸付け（地上権の設定を含む。以下この条において「譲渡等」という。）をしようとするときは、当該土地等の譲渡等に係る契約を締結する前に、当該契約の相手方に対し、当該土地等を盗難自動車等のヤード内自動車等関連事業の用に供するものでないことを確認するよう努めなければならない。ヤードを設置した者が、ヤード内自動車等関連事業を行おうとする者に対し当該ヤードの譲渡等をしようとするときも、同様とする。

2 何人も、自己が譲渡等をしようとしている土地等が盗難自動車等のヤード内自動車等関連事業の用に供されることとなることを知って、当該土地等の譲渡等をしてはならない。

3 ヤード内自動車等関連事業を行おうとする者に対し、土地等の譲渡等をしようとする者は、当該土地等が盗難自動車等のヤード内自動車等関連事業の用に供されることが判明し、又は供されたときに、当該譲渡等に係る契約の解除、当該土地等の買戻しその他の必要な措置を講ずるため、当該契約において、次に掲げる

事項を定めるよう努めるものとする。

一 当該土地等を盗難自動車等のヤード内自動車等関連事業の用に供してはならない旨

二 当該土地等が盗難自動車等のヤード内自動車等関連事業の用に供されることが判明し、又は供されたときは、催告をすることを要しない契約の解除、買戻しその他の必要な措置を講ずることができる旨

(ヤードの視認性の確保)

第九条 ヤードを設置しようとする者及びヤードを使用しようとする者は、県民の平穏な生活を確保するため、公安委員会規則で定めるところにより、当該ヤードの内部を外部から見通すことができる構造とするよう努めなければならない。

(標識の掲示)

第十条 届出者は、公安委員会規則で定めるところにより、その届出に係るヤードごとに、公衆の見やすい場所に、氏名又は名称その他の公安委員会規則で定める事項を記載した標識を掲示しなければならない。

(立入検査等)

第十一条 公安委員会は、この条例の施行に必要な限度において、警察職員に、ヤード内自動車等関連事業を行っている者と認められる者の事務所、ヤードその他の施設に立ち入り、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする警察職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(適用除外)

第十二条 この条例の規定は、次の各号のいずれかに該当するときは、適用しない。

一 道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）第七十八条第四項に規定する自動車分解整備事業者が分解整備（同法第四十九条第二項に規定する分解整備をいう。）としてヤード内自動車等関連事業を行うとき。

二 自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和五十五年法律第八十七号）第六条第一項に規定する撤去した自転車等を保管するとき。

2 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める者については、適用しない。

一 第三条 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号）第二条第十七項に規定する関連事業者

二 第五条 古物営業法（昭和二十四年法律第百八号）第十五条第三項の規定により警察官に申告しなければならない場合における古物商（同法第二条第三項に規定する古物商をいう。次項において同じ。）

3 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める者が当該各号に定める報告をした事項、とった措置又は記載をし、若しくは記録をした事項については、適用しない。

一 第四条 使用済自動車の再資源化等に関する法律第九条第一項の規定により使用済自動車（同法第二条第二項に規定する使用済自動車をいう。以下この項において同じ。）を引き取らなければならない場合における引取業者（同法第二条第十一項に規定する引取業者をいう。次号において同じ。））、同法第十一条の規定により使用済自動車を引き取らなければならない場合におけるフロン類回収業者（同法第二条第十二項に規定するフロン類回収業者をいう。次号において同じ。））、同法第十五条の規定により使用済自動車を引き取らなければならない場合若しくは同法第十六条第六項の規定により使用済自動車を引き渡される場合における解体業者（同法第二十一条第十三項に規定する解体業者をいう。

次号において同じ。）若しくは同法第十七条の規定により解体自動車（同法第二条第三項に規定する解体自動車をいう。次号において同じ。）を引き取らなければならない場合における破砕業者（同法第二条第十四項に規定する破砕業者をいう。次号において同じ。）が同法第八十一条第一項、第三項、第七項若しくは第十項の規定により情報管理センター（同法第百十四条に規定する情報管理センターをいう。次号において同じ。）に報告した事項又は古物営業法第十五条第一項の規定により相手方の真偽を確認するために古物商がとった措置

二 第六条 使用済自動車の再資源化等に関する法律第九条第一項の規定により使用済自動車を引き取らなければならない場合若しくは同法第十条の規定により使用済自動車を引き取らなければならない場合若しくは同法第十一条の規定により使用済自動車を引き取らなければならない場合若しくは同法第十四条の規定により使用済自動車を引き渡さなければならない場合におけるフロン類回収業者、同法第十五条の規定により使用済自動車を引き取らなければならない場合若しくは同法第十六条第四項若しくは第六項の規定により解体自動車若しくは使用済自動車を引き渡さなければならない場合若しくは同条第七項において準用する同条第四項若しくは第六項の規定により解体自動車を引き渡さなければならない場合における解体業者若しくは同条第四項若しくは第六項（同条第七項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定により解体業者から解体自動車若しくは使用済自動車を引き渡される場合における

他の解体業者若しくは同法第十七条若しくは第十八条第三項の規定により解体自動車を引き取らなければならない場合若しくは同条第二項若しくは第七項の規定により解体自動車を引き渡さなければならない場合における破砕業者若しくは同条第二項若しくは第七項の規定により破砕業者から解体自動車を引き渡される場合における他の破砕業者が同法第八十一条第一項から第三項まで、第六項、第七項若しくは第九項から第十一項までの規定により情報管理センターに報告した事項又は古物営業法第十六条の規定により帳簿等に記載をし、若しくは電磁的方法により記録をしておかなければならない場合における古物商が記載をし、若しくは記録をした事項

(委任)

第十三条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、公安委員会規則で定める。

(罰則)

第十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、三月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第三条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしてヤード内自動車等関連事業を行った者

二 第六条第一項の規定による取引記録を作成せず、若しくは虚偽の取引記録を作成し、又は同条第二項の規定による保存をしなかつた者

第十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第三条第二項若しくは第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第十一条第一項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第十六条 第七条に規定する名簿を備えず、又はこれに必要な記載をせず、若しくは虚偽の記載をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

第十七条 第十条の規定に違反した者は、十万円以下の罰金に処する。

第十八条 法人の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前四条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

(施行期日)

1 この条例は、令和二年七月一日から施行する。

(経過措置)

2 ヤード内自動車等関連事業を行おうとする者は、この条例の施行の日前においても、第三条第一項の規定の例により、公安委員会に対し、届出を行うことができる。

3 この条例の施行の際現にヤード内自動車等関連事業者である者については、第三条第一項に規定するヤード内自動車等関連事業を行おうとする者とみなして、同項の規定を適用する。この場合において、同項中「あらかじめ」とあるのは、「令和二年九月三十日までに」とする。

4 この条例の施行の際現にヤード内自動車等関連事業者である者については、第七条及び第十条の規定は、令和二年九月三十日までの間は、適用しない。

## 規 則

埼玉県知事の職務代理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

### 埼玉県規則第二号

埼玉県知事の職務代理に関する規則の一部を改正する規則

埼玉県知事の職務代理に関する規則（昭和四十四年埼玉県規則第四十一号）の一部を次のように改正する。

第一項中「奥野 立」を「砂川裕紀」に、「飯島 寛」を「橋本雅道」に改める。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

## 規則

埼玉県本庁事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

### 埼玉県規則第三号

埼玉県本庁事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則

第一条 埼玉県本庁事務の委任及び決裁に関する規則（昭和四十五年埼玉県規則第一号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「政策・財務局長」の下に「、行政改革・ICT局長」を、「スポーツ局長」の下に「、環境未来局長」を加える。

第九条第一項中「危機対策幹」の下に「、児童虐待対策幹」を、「主任協同組合検査員」の下に「、家畜衛生幹」を加える。

第十二条第三項第一号中「政策・財務局長」の下に「、行政改革・ICT局長」を、「スポーツ局長」の下に「、環境未来局長」を加える。

別表第一県土整備部建設管理課長の項第二号事務の種類の欄中「証明等」を「証明」に改め、同号委任事務の欄中「又は国土交通大臣に提出した経営規模等評価申請書の内容の確認」を削り、同項第三号事務の種類の欄中「証明等」を「証明」に改め、同号委任事務の欄中「又は国土交通大臣に提出した総合評定値請求書の内容の確認」を削る。

別表第二第三号知事室長、部長及び会計管理者専決事項の欄を次のように改める。

重要又は異例な告示をすること。

別表第二第七号知事室長、部長及び会計管理者専決事項の欄中「共催の承認」の下に「（新規の事案又は重要若しくは異例な事案に係るものに限る。）」を加え、「その」を削り、同表第十七号知事室長、部長及び会計管理者専決事項の欄中「類する者」の下に「並びに同法第二十二條の二第一項各号に規定する者」を加える。

別表第三知事室長、部長及び会計管理者専決事項の欄3中「、地域経営局長及び少子化対策局長」を「及び雇用労働局長」に改める。

別表第四総務部の表税務課の項第三号部長専決事項の欄2中「第二十三條第一項」を「第三十五條の二第一項」に改める。

別表第四危機管理防災部の表消防防災課の項機関名の欄中「源防災課」を「源

「附則」に改め、同項第六号及び第七号を削り、同項の次に次のように加える。

| 課 策 対 害 災 | 課 一 災 害 対 策 基 本 法 (以下この項において「法」という。)及び災害対策基本法施行令(昭和三十七年政令第二百八十八号。以下この項において「施行令」という。)の施行に関する事務 | 1 法第二十三条第一項の規定に基づき、都道府県災害対策本部を設置すること。                        | 1 法第二条第六号の規定に基づき、指定地方公共機関を指定すること。  |
|-----------|---|--|--|
| 2         | 法第二十三条第三項の規定に基づき、都道府県災害対策副本部長、都道府県災害対策本部員その他の職員を任命すること。                                       | 2 法第十六条第五項の規定に基づき、市町村防災会議を設置しないことについて、市町村に対し、必要な助言又は勧告をすること。 | 2 法第十七条第一項の規定に基づき、県相互の間で防災会議の協議会を設置すること。   |
| 3         | 法第二十三条第五項の規定に基づき、都道府県現地災害対策本部を設置すること。   | 3 法第二十九条第一項の規定に基づき、指定行政機関等の長に対し、当該指定行政機関等の職員を派遣を要請すること。      | 3 法第三十条第一項及び第二項の規定に基づき、指定行政機関及び指定地方行政機関又は他の地方公共団体の機関の職員の派遣について内閣総理大臣にあつせんを求めること。 |
| 4         | 法第六十条第六項の規定に基づき、市町村長が実施すべき措置の全部又は一部を代わつて実施すること。   | 4 法第三十三条の規定に基づき、内閣総理大臣に対し、資料を提出し、又は交換すること。                   | 4 法第四十二条第六項の規定に基づき、市町村地域防災計画について、市町村防災会議に対し、必要な助言又は勧告をすること。                      |
| 5         | 法第七十一条第一項の規定に基づき、従事命令等を発し、又は施設等を管理し、使用し、若   | 5 法第四十二条第六項の規定に基づき、市町村地域防災計画について、市町村防災会議に対し、必要な助言又は勧告をすること。  |  |

|  |  |
|--|--|
| <p>しくは収用すること。</p>  | <p>9 法第四十四条第三項において準用する法第四十二条第六項の規定に基づき、市町村相互間地域防災計画について、市町村防災会議の協議会に対し、必要な助言又は勧告をすること。</p> |
| <p>6 法第七十一条第二項の規定に基づき、同条第一項の規定による知事の権限に属する事務を市町村長に執行させること。</p> | <p>10 法第四十七条の規定に基づき、防災に関する必要な組織を整備し、並びに防災に関する事務又は業務に従事する職員の配置及び服務の基準を定めること。</p>            |
| <p>7 法第七十二条第一項の規定に基づき、市町村長に対し、応急措置の実施又は応援について指示すること。</p>       | <p>11 法第四十八条の規定に基づき、防災訓練に関し必要な事項を決定すること。</p>   |
| <p>8 法第七十三条第一項の規定に基づき、市町村長が実施すべき応急措置の全部又は一部を代わつて実施すること。</p>    | <p>12 法第五十三条第二項の規定に基づき、災害の状況及び対策措置の概要について内閣総理大臣に報告すること。</p>                                |
| <p>9 法第七十四条第一項の規定に基づき、災害応急対策の実施について他の都道府県知事等に対し、応援を求め</p>      | <p>13 法第六十条第七項の規定に基づき、市町村長の事務の代行の開始又は終了を公示すること。</p>  |
| <p>る</p>   | <p>14 法第六十一条の二の規定に基づき、避難のための立退きの勧告又は指示等について市町村長に必要な助言をすること。</p>                            |
| <p>こと。</p>   | <p>15 法第六十三条第四項において準用する法第六十一条の二の規定に基づき、警戒区域の設定について市町村長に必要な助言をすること。</p>                     |
| <p>る</p>   | <p>16 法第七十条第三項の規定に基づき、指定公共機関の長等に応急措置の実施を要請し、又は求</p>  |

|  |   |
|--|---|
| <p>10 法第七十四条の二第一項の規定に基づき、他の都道府県知事に対し、災害発生市町村長を応援することを求めること。</p> <p>11 法第七十四条の三第一項の規定に基づき、内閣総理大臣に対し、他の都道府県知事に応援することを求めること。</p> <p>12 法第七十四条の三第四項の規定に基づき、市町村長に対し、災害発生市町村長を応援することを求めること。</p> <p>13 法第七十五条の規定に基づき、災害時において県の事務又は知事の権限に属する事務の一部を他の都道府県に委託し、当該都道府県知事に管理又は執行させ</p> | <p>17 法第七十二条第二項の規定に基づき、市町村長に対し、災害応急対策の実施又は応援を求めること。</p> <p>18 法第七十三条第二項の規定に基づき、市町村長の事務の代行の開始又は終了を公示すること。</p> <p>19 法第七十四条の二第二項の規定に基づき、市町村長に対し、災害発生市町村長を応援することを求めること。</p> <p>20 法第七十四条の四の規定に基づき、指定行政機関の長等に対し、応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請すること。</p> <p>21 法第八十六条の九第三項の規定に基づき、他の都道府県知事と協議する旨を内閣総理大臣に報告すること。</p> <p>22 法第八十六条の九第八項の規定に基づき、同条第七項の規定による報告の内容を協議元都道府県知事に通知すること。</p> <p>23 法第八十六条の九第九項の規定に基づき、同条第八項の規定による通知の内容を都道府県外協議元市町村長に通知するとともに、内閣総理大臣に報告すること。</p> <p>24 法第八十六条の九第十二項の規定に基づき、同条第十一項の規定による報告を受けた旨を協</p> |
|--|---|

ること。

14 法第八十六条の九第二項又は第八十六条の十一の規定に基づき、被災住民の受入れについて、他の都道府県知事と協議すること。

15 法第八十六条の九第四項の規定に基づき、被災住民の受入れについて、関係市町村長と協議すること。

16 法第八十六条の十第一項の規定に基づき、市町村長が実施すべき措置の全部又は一部を代わつて実施すること。

17 法第八十六条の十四第二項の規定に基づき、運送事業者である指定公共機関等に対し、被災者の運送を行うべきことを指示

議先都道府県知事に通知するとともに、内閣総理大臣に報告すること。

25 法第八十六条の九第十三項の規定に基づき、同条第十二項の規定による通知を受けた旨を都道府県外協議先市町村長に通知すること。

26 法第八十六条の十第二項の規定に基づき、市町村長の事務の代行の開始又は終了を公示すること。

27 法第八十六条の十一後段の規定により読み替えて適用する法第八十六条の九第九項の規定に基づき、同条第八項の規定による通知の内容を公示し、及び内閣府令で定める者に通知するとともに、内閣総理大臣に報告すること。

28 法第八十六条の十一後段の規定により読み替えて適用する法第八十六条の九第十一項の規定に基づき、都道府県外広域一時滞在の必要がなくなつたと認めらる旨を協議先都道府県知事等に通知し、並びに公示するとともに、内閣総理大臣に報告すること。

29 法第八十六条の十一後段の規定により読み替えて適用する法第八十六条の九第十三項の規定に基づき、法第八十六条の十一

|   |  |   |
|---|--|---|
| <p>二 災害救助法<br/>（昭和二十二年法律第一百零八号。以下この項において「法」という。）<br/>及び災害救助法施行令（昭和二十二年政</p> | <p>18 法第八十六条の十六第二項の規定に基づき、必要な物資又は資材の供給について必要な措置を講ずること。</p> <p>19 法第八十六条の十八第二項の規定に基づき、運送事業者である指定公共機関等に対し、災害応急対策必要物資の運送を行うべきことを指示すること。</p> | <p>後段の規定により読み替えて適用する法第八十六条の九第十一項の規定による通知を受けた旨を都道府県外協議先市町村長に通知すること。</p> <p>30 法第八十六条の十二第一項の規定に基づき、市町村長に助言をすること。</p> <p>31 法第八十六条の十二第二項の規定に基づき、内閣総理大臣に助言を求めること。</p> <p>32 法第八十六条の十六第一項の規定に基づき、指定行政機関の長等に対し、必要な物資又は資材の供給について必要な措置を講ずるよう要請し、又は求めること。</p> <p>33 施行令第二十八条第三項の規定に基づき、災害時において事務を委託し、又はその委託に係る事務を変更し、若しくはその事務の委託を廃止した場合において、公示し、及び総務大臣に届け出ること。</p> |
| <p>和二十二年政</p>   | <p>1 法第二条の規定に基づき、法の適用について決定すること。</p> <p>2 法第二条の二第三項の規定に基づき、救助実施市の指定について内閣総理大</p>   | <p>1 法第二条の三の規定に基づき、救助において必要となる物資の供給又は役務の提供について、救助実施市の長及び物資の生産等を業とする者その他の関係者との連絡調整を行うこと。</p> <p>2 法第八条の規定に基づき、救助を要する者及びその近隣の者を救助に関する業務に協力させ</p>  |

|  |  |  |
|--|--|--|
|  | <p>令第二百二十五号。以下この項において「施行令」という。）の施行に関する事務</p> <p>3 法第七条第一項の規定に基づき、医療、土木建築工事又は輸送関係者を救助に関する業務に従事させること。</p> <p>4 法第九条第一項の規定に基づき、病院等を管理し、土地等を使用し、又は物資の生産等を業とする者に対し、その取り扱う物資の保管を命じ、又は物資を収用すること。</p> <p>5 法第十三条第一項の規定に基づき、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を災害発生市町村の長が行うこととする。</p> | <p>臣に意見を述べること。</p> <p>3 法第十六条の規定に基づき、救助又は応援の実施に関して必要な事項を日本赤十字社に委託すること。</p> <p>4 施行令第三条の規定に基づき、救助の程度、方法及び期間を定めること。</p> <p>5 市町村長の救助状況の報告を受け、受理し、その処置について指示すること。</p> |
|--|--|--|

別表第四環境部の表大気環境課の項第七号部長専決事項の欄中3を4とし、2を3とし、1の次に次のように加える。

2 条例第二十八条の規定に基づき、低燃費車の導入に係る期限及び割合を定めること。

別表第四環境部の表水環境課の項に次の一号を加える。

|   |  |  |
|---|--|--|
| 十三 埼玉県浄化槽保守点検業者登録条例（昭和六十年埼玉県条例第四十四号）の施行に関する事務 |  | 埼玉県浄化槽保守点検業者登録条例第九条の二第一項の規定に基づき、浄化槽管理士に対する研修を行う者を指定すること。 |
|---|--|--|

別表第四保健医療部の表保健医療政策課の項第一号部長専決事項の欄に次のように加える。

- 5 法第三十条の十五第一項の規定に基づき、報告病院等の開設者又は管理者に対し、書面の提出を求めること。
- 6 法第三十条の十五第二項の規定に基づき、報告病院等の開設者又は管理者に対し、協議の場における協議に参加するよう求めること。
- 7 法第三十条の十五第四項の規定に基づき、報告病院等の開設者又は管理者に対し、都道府県医療審議会に出席し、説明をするよう求めること。
- 8 法第三十条の十五第六項の規定に基づき、報告病院等の開設者又は管理者に対し、基準日後病床機能に変更しないことその他必要な措置をとるべきことを命ずること。
- 9 法第三十条の十五第七項において準用する同条第六項の規定に基づき、法第七条の二第一項各号に掲げる者以外の者が開設する報告病院等の開設者又は管理者に対し、基準日後病床機能に変更しないことその他必要な措置をとるべきことを要請すること。
- 10 法第三十条の十六第一項の規定に基づき、病床機能報告対象病院等の開設者又は管理者に対し、医療を提供することその他必要な措置をとるべきことを指示すること。
- 11 法第三十条の十六第二項において準用する同条第一項の規定に基づき、法第七条の二第一項各号に掲げる者以外の者が開設する病床機能報告対象病院等の開設者又は管理者に対し、医療を提供することその他必要な措置をとるべきことを要請すること。
- 12 法第三十条の十七の規定に基づき、病床機能報告対象病院等の開設者又は管理者に対し、要請に係る措置を講ずべきことを勧告すること。
- 13 法第三十条の十八の規定に基づき、命令、指示又は勧告に従わなかつた旨

を公表すること。

別表第四保健医療部の表医療整備課の項第一号部長専決事項の欄中17から25までを削り、26を17とし、27から54までを18から45までとし、同項第二号事務の種類類の欄中「(昭和二十三年法律第二百三十三号)」を削り、同表医療人材課の項に次の一号を加える。

|   |  |   |
|---|--|---|
| 十五 医師法（昭和二十三年法律第二百一号。以下この項において「法」という。）の施行に関する事務 |  | 1 法第十六条の二第一項の規定に基づき、臨床研修病院を指定すること。<br>2 法第十六条の二第四項の規定に基づき、臨床研修病院の指定を取り消すこと。<br>3 法第十六条の三第三項の規定に基づき、臨床研修病院ごとの研修医の定員を定めること。<br>4 法第十六条の四第一項の規定に基づき、臨床研修病院の管理者又は開設者に対し、報告を求め、又は必要な指示をすること。 |
|---|--|---|

別表第四保健医療部の表健康長寿課の項第一号部長専決事項の欄1中「第三十二条第一項」を「第六十六条第一項」に改め、同欄2中「第三十二条第二項」を「第六十六条第二項」に改め、同表疾病対策課の項に次の一号を加える。

|  |   |  |
|--|---|--|
| 十 健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法（平成三十年法律第五百号。以下この項において「法」という。）の施行に関する | 1 法第十一条第一項の規定に基づき、都道府県循環器病対策推進計画を定めること。<br>2 法第十一条第四項の規定に基づき、都道府県循環器病対策推進計画を変更すること。 |  |
|--|---|--|

事務

別表第四保健医療部の表薬務課の項第二号部長専決事項の欄1中「製剤製造業者等」を「毒物又は劇物の製造業者又は輸入業者」に改め、同欄2中「製剤製造業者等に係る登録」を「毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録」に改め、同項第五号事務の種類欄中「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に改め、同号部長専決事項の欄1中「覚せい剤施用機関」を「覚醒剤施用機関」に、「覚せい剤研究者」を「覚醒剤研究者」に、「覚せい剤及び覚せい剤原料」を「覚醒剤及び覚醒剤原料」に改め、同欄2中「覚せい剤原料取扱者又は覚せい剤原料研究者」を「覚醒剤原料取扱者又は覚醒剤原料研究者」に、「覚せい剤原料」を「覚醒剤原料」に改め、同欄3中「覚せい剤製造業者又は覚せい剤原料輸入業者、覚醒剤原料取扱業者」を「覚醒剤製造業者又は覚醒剤原料輸入業者、覚醒剤原料輸出業者」に、「覚せい剤原料製造業者」を「覚醒剤原料製造業者」に改める。

別表第四産業労働部の表産業労働政策課の項中第五号を削り、第六号を第五号とし、同表産業支援課の項第四号知事決裁事項の欄1中「第四十九条第一項」を「第六十七条第一項」に改め、同欄2中「第四十九条第五項」を「第六十七条第五項」に改め、同号部長専決事項の欄1中「第四十九条第四項」を「第六十七条第四項」に改め、同欄2中「第五十条第一項」を「第六十八条第一項」に改め、同欄3中「第五十条第二項」を「第六十八条第二項」に改め、同欄4中「第五十条第四項」を「第六十八条第四項」に改め、同欄5中「第五十条第六項」を「第六十八条第六項」に改め、同欄6中「第五十一条第二項」を「第六十九条第二項」に改め、同欄7中「第五十一条第三項」を「第六十九条第三項」に改める。

別表第四農林部の表農村整備課の項に次の一号を加える。

|  |  |   |
|--|--|---|
| <p>三 農業用ため池の管理及び保全に関する法律(平成三十一年法律第十七号。以下この項において「法」という。)の施行に関する事務</p> | <p>1 法第十一条第一項前段の規定に基づき、防災工事の全部又は一部を施行し、及び同項後段の規定に基づき、公告すること。</p> <p>2 法第十一条第二項の規定に基づき、防災工事の施行に</p> | <p>1 法第七条第一項及び第三項の規定に基づき、特定農業用ため池として指定し、及びその旨を公示すること。</p> <p>2 法第七条第五項及び同項において準用する同条第三項の規定に基づき、特定農業用ため池としての指定を解除し、及びその旨を公示すること。</p> |
|--|--|---|

要した費用を特定  
農業用ため池の所  
有者等から徴収す  
ること。

別表第四県土整備部の表道路環境課の項第一号知事決裁事項の欄2中「第七条第五項（）」の下に「第十条第三項及び」を加え、「又は第十条第三項」を削り、同欄3中「第七条第六項（）」の下に「第十条第三項、」を、「第十九条第三項」の下に「、第十九条の二第三項」を加え、「又は第十条第三項」を削り、同欄中8を9とし、5から7までを6から8までとし、4の次に次のように加える。

5 法第十九条の二第二項（第五十四条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、共用管理施設の管理の方法の裁定を国土交通大臣に申請すること。

別表第四県土整備部の表道路環境課の項第一号部長専決事項の欄1中「第七条第四項」の下に「（第十条第三項において準用する場合を含む。）」を加え、同欄中20を23とし、17から19までを20から22までとし、16を18とし、その次に次のように加える。

19 法第五十四条の二第一項の規定に基づき、共用管理施設の管理に関する費用について、共用管理施設関係道路管理者と協議して分担金額及び分担方法を定めること。

別表第四県土整備部の表道路環境課の項第一号部長専決事項の欄15中「第四十条の五第一項」を「第四十八条の五第二項」に改め、同欄15を同欄17とし、同欄中14を16とし、7から13までを9から15までとし、6の次に次のように加える。

7 法第十九条の二第一項の規定に基づき、共用管理施設の管理の方法について共用管理施設関係道路管理者と協議して定めること。

8 法第十九条の二第二項の規定に基づき、共用管理施設の管理の方法について裁定すること。

別表第四県土整備部の表河川砂防課の項第二号部長専決事項の欄中「協定」の下に「（費用負担の割合を定め、又は変更するものに限る。）」を加える。

第二条 埼玉県本庁事務の委任及び決裁に関する規則の一部を次のように改正する。  
別表第四農林部の表農業ビジネス支援課の項第八号を次のように改める。

八 卸売市場法（昭和四十六年法律

1 法第十三条第五項の規定に基づき、地方卸売市場の認定をす

|   |  |   |
|---|--|---|
| <p>第三十五号。以下この項において「法」という。）の施行に関する事務</p> |  | <p>ること。</p> <p>2 法第十四条において準用する法第六条第三項において準用する法第十三条第五項の規定に基づき、変更の認定をすること。</p> <p>3 法第十四条において準用する法第十一条第一項の規定に基づき、認定を取り消すこと。</p> |
|---|--|---|

別表第四農林部の表農業ビジネス支援課の項中第九号を削り、第十号を第九号とする。

第三条 埼玉県本庁事務の委任及び決裁に関する規則の一部を次のように改正する。  
 別表第四県土整備部の表建設管理課の項第一号部長専決事項の欄3中「第二十九条第一項第四号」を「第二十九条第一項第五号」に改める。

第四条 埼玉県本庁事務の委任及び決裁に関する規則の一部を次のように改正する。  
 別表第四農林部の表農産物安全課の項第三号事務の種類欄中「肥料取締法」を「肥料の品質の確保等に関する法律」に改める。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第二条の規定 令和二年六月二十一日
- 二 第三条の規定 令和二年十月一日
- 三 第四条の規定 肥料取締法の一部を改正する法律（令和元年法律第六十二号）の施行の日

## 規則

埼玉県地域機関事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

### 埼玉県規則第四号

埼玉県地域機関事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則

第一条 埼玉県地域機関事務の委任及び決裁に関する規則（昭和四十五年埼玉県規則第二号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「医幹」の下に「、医療経営管理幹」を加え、「、企画技術幹」を削る。

別表第一専決事項の欄中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号から第六十二号までを一号ずつ繰り上げる。

別表第二地方行政機関の表東部地域振興センター所長、県央地域振興センター所長、川越比企地域振興センター所長、西部地域振興センター所長、利根地域振興センター所長、北部地域振興センター所長及び秩父地域振興センター所長の項第一号委任事務の欄中「第五十八条第一項」を「第七十六条第二項」に改め、同号専決事項の欄1中「第八条第一項及び第九条第一項」を「第十四条第一項及び第十五条第一項」に改め、同欄2中「第九条第二項」を「第十五条第二項」に改め、同表自動車税事務所長の項第二号専決事項の欄中「第二十三条第十項」を「第三十五条の二十第十項」に改め、同表環境管理事務所長の項第十三号事務の種類の欄中「。」の下に「及びフロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則（平成二十六年経済産業省・環境省令第七号。以下この項において「施行規則」という。）」を加え、同号委任事務の欄1中「第一種特定製品廃棄等実施者」の下に「、特定解体工事元請業者」を加え、「又は」を「、」に改め、「第一種フロン類充填回収業者」の下に「又は第一種特定製品引取等実施者」を、「適正化の」の下に「実施の」を加え、同欄2中「第一種フロン類引渡受託者又は」を「特定解体工事元請業者、第一種フロン類引渡受託者、」に改め、「第一種フロン類充填回収業者」の下に「又は第一種特定製品引取等実施者」を加え、同号専決事項の欄中34を35とし、同欄33中「第四十九条第七項」を「第四十九条第八項」に、「又は」を「、」に改め、「第一種フロン類充填回収業者」の下に「又は第一種特定製品引取等実施者」を加え、同欄33を同欄34とし、同欄32中「第四十九条第六項」を「第四十九条第七項」に改め、同欄32を同欄33とし、同欄31中「第四十九条第五項」を「第四十九条第六項」に改め、同欄31を同欄32とし、同

欄30の次に次のように加える。

31 法第四十九条第五項の規定に基づき、第一種特定製品廃棄等実施者又は第一種特定製品引取等実施者に対し、必要な措置を講ずべき旨の勧告をするこ  
と。

別表第二地方行政機関の表環境管理事務所長の項第十三号専決事項の欄に次のように加える。

36 法第九十三条第二項の規定に基づき、関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に対し、必要な資料の送付その他の協力を求めること。

37 施行規則第四十八条の三第一項第三号の規定に基づき、第一種特定製品引取等実施者への引取証明書の写しの交付を要しないことについて、やむを得ないと認めること。

38 施行規則第四十八条の六第三号の規定に基づき、引取り等の際してのフロン類が大気中に放出されるおそれがないことについて、やむを得ないと認めること。

別表第二地方行政機関の表環境管理事務所長の項第十六号委任事務の欄中16を18とし、15を17とし、14を15とし、その次に次のように加える。

16 法第四十九条第二項の規定に基づき、関係地方公共団体の長その他の者に対し、浄化槽に関する情報の提供を求めること。

別表第二地方行政機関の表環境管理事務所長の項第十六号委任事務の欄13中「第十一条第一項」を「第十一条第一項本文」に改め、同欄13を同欄14とし、同欄12中「第十一条第一項」を「第十一条第一項本文」に改め、同欄12を同欄13とし、同欄中11を12とし、同欄10中「または」を「又は」に改め、同欄10を同欄11とし、同欄9中「第十一条の二」を「第十一条の三」に改め、同欄9を同欄10とし、同欄8の次に次のように加える。

9 法第十一条の二第二項又は第二項の規定に基づき、浄化槽管理者から提出された使用の休止の届出又は使用の再開の届出を受理すること。

別表第二地方行政機関の表環境管理事務所長の項第十六号委任事務の欄に次のように加える。

19 法附則第十一条第一項の規定に基づき、浄化槽管理者に対し、特定既存単独処理浄化槽に関し、除却その他生活環境の保全及び公衆衛生上必要な措置をとるよう助言又は指導をすること。

20 法附則第十一条第二項の規定に基づき、同条第一項の助言又は指導を受けた者に対し、相当の期限を定めて、除却その他生活環境の保全及び公衆衛生上必要な措置をとることを勧告すること。

21 法附則第十一条第三項の規定に基づき、同条第二項の勧告を受けた者に対し、相当の期限を定めて、勧告に係る措置をとることを命ずること。

別表第二地方行政機関の表環境管理事務所長の項第十六号専決事項の欄を次のように改める。

- |                                  |
|----------------------------------|
| 1 法第四十九条第一項の規定に基づき、浄化槽台帳を作成すること。 |
| 2 法第五十三条第三項に規定する身分を示す証明書を交付すること。 |

別表第二地方行政機関の表環境管理事務所長の項第十八号専決事項の欄1中「6」を「5まで」に改め、同項第二十一号委任事務の欄2中「同条第四号各号」を「同条第四項各号」に改め、同表福祉事務所長の項第九号専決事項の欄9中「特定施設入所者生活介護」を「特定施設入居者生活介護」に改め、同表保健所長の項第十三号専決事項の欄12中「第十三条第十号」を「第十三条第十一号」に改め、同項第三十一号事務の種類の欄中「法」という。）の下に「、健康増進法の一部を改正する法律（平成三十年法律第七十八号。以下この項において「改正法」という。）」を加え、同号委任事務の欄4中「第二十五条の七」を「第三十一条」に、「特定施設」を「特定施設等」に改め、同号専決事項の欄5中「第二十五条の五第二項」を「第二十九条第二項」に改め、「又は」の下に「同条第一項第一号から第三号まで（改正法附則第二条第一項又は第三条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に掲げる」を加え、同欄6中「第二十五条の八第一項」を「第三十二条第一項」に改め、同欄7中「第二十五条の八第二項」を「第三十二条第二項」に改め、同欄8中「第二十五条の八第三項」を「第三十二条第三項」に改め、同欄中12を23とし、同欄11中「第二十七条第一項（法第三十二条第三項）」を「第六十一条第一項（法第六十六条第三項）」に改め、同欄11を同欄18とし、その次に次のように加える。」

19 改正法附則第二条第五項の規定に基づき、報告をさせ、又は職員に、喫煙可能室設置施設に立ち入り、当該喫煙可能室設置施設の状態若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させること。

20 改正法附則第二条第六項に規定する身分を示す証明書を交付すること。

21 改正法附則第三条第三項の規定に基づき、報告をさせ、又は職員に、指定たばこ専用喫煙室設置施設等に立ち入り、当該指定たばこ専用喫煙室設置施設等の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させること。

22 改正法附則第三条第四項に規定する身分を示す証明書を交付すること。

別表第二地方行政機関の表保健所長の項第三十一号専決事項の欄10中「第二十

五条の九第二項」を「第三十八条第二項」に改め、同欄10を同欄17とし、同欄9中「第二十五条の九第一項」を「第三十八条第一項」に、「特定施設」を「特定施設等」に改め、同欄9を同欄16とし、同欄8の次に次のように加える。

9 法第三十四条第一項（改正法附則第二条第一項又は第三条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定に基づき、法第三十四条第一項に規定する者に対し、喫煙専用室標識等を除去し、又は喫煙専用室の供用を停止することを勧告すること。

10 法第三十四条第二項（改正法附則第二条第一項又は第三条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定に基づき、勧告を受けた者が、その勧告に従わなかった旨を公表すること。

11 法第三十四条第三項（改正法附則第二条第一項又は第三条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定に基づき、法第三十四条第三項に規定する者に対し、勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。

12 法第三十六条第一項の規定に基づき、同項に規定する者に対し、喫煙目的室標識等を除去し、又は喫煙目的室設置施設の供用を停止することを勧告すること。

13 法第三十六条第二項の規定に基づき、同項に規定する者に対し、喫煙目的室標識等を除去し、又は喫煙目的室の供用を停止することを勧告すること。

14 法第三十六条第三項の規定に基づき、勧告を受けた者が、その勧告に従わなかった旨を公表すること。

15 法第三十六条第四項の規定に基づき、同項に規定する者に対し、勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。

別表第二地方行政機関の表保健所長の項第三十一号専決事項の欄に次のように加える。

24 改正省令附則第二条第七項の規定に基づき、喫煙可能室設置施設の変更に係る届出を受理すること。

25 改正省令附則第二条第八項の規定に基づき、喫煙可能室の場所を喫煙をすることができる場所としないこととしたことに係る届出を受理すること。

別表第二地方行政機関の表保健所長の項第三十四号委任事務の欄1中「第四項」を「第三項」に改め、同欄4中「第十七条第二項」を「第十八条第一項」に、「販売事業者」を「販売業者」に改め、「質問させ、」の下に「若しくは」を加え、同欄7中「若しくは第二項」を「又は第二項」に改め、「若しくは提出され」を削り、「提出された」を「返納された」に改め、同号専決事項の欄中15を18とし、同欄14中「第三十六条の二及び第三十六条の七」を「第三十六条の二第一

項又は第二項」に改め、「営業」の下に「若しくは研究」を、「輸入業者」の下に「若しくは特定毒物研究者」を加え、「返納され若しくは提出された」を「返納された」に改め、「登録票」の下に「若しくは特定毒物研究者の許可証」を加え、「提出された」を「返納された」に改め、同欄14を同欄17とし、同欄中12及び13を削り、11を16とし、10を15とし、9を14とし、同欄8中「基づき」の下に「、毒物若しくは劇物の製造業者若しくは輸入業者」を加え、同欄8を同欄13とし、同欄7中「全部又は」を「全部若しくは」に改め、同欄7を同欄12とし、同欄中6を11とし、同欄5中「毒物又は劇物の販売業の登録を受けている者」を「毒物劇物営業者」に改め、「規定に基づく」を削り、同欄5を同欄10とし、同欄4中「第十七条第四項」を「第十八条第三項」に改め、同欄4を同欄9とし、同欄中3を7とし、その次に次のように加える。

8 法第十八条第一項の規定に基づき、毒物若しくは劇物の製造業者若しくは輸入業者から報告を徴し、又は当該職員に、これらの者の製造所等の場所に立ち入り、帳簿その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、若しくは毒物、劇物等を収去させること。

別表第二地方行政機関の表保健所長の項第三十四号専決事項の欄中2を6とし、1を2とし、その次に次のように加える。

3 法第七条第三項の規定に基づき、毒物又は劇物の製造業者又は輸入業者の毒物劇物取扱責任者の氏名の届出及び当該届出事項の変更の届出を受理すること。

4 法第九条第一項の規定に基づき、毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録の変更を行うこと。

5 法第十条第一項の規定に基づき、毒物又は劇物の製造業者又は輸入業者の氏名又は住所等の届出及び製造所又は営業所の営業の廃止の届出を受理すること。

別表第二地方行政機関の表保健所長の項第三十四号専決事項の欄に1として、次のように加える。

1 法第四条第一項又は第三項の規定に基づき、毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録又は当該登録の更新を行うこと。

別表第二地方行政機関の表保健所長の項第三十九号事務の種類の欄中「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に改め、同号委任事務の欄1から4まで、6及び7中「覚せい剤施用機関」を「覚醒剤施用機関」に、「覚せい剤研究者」を「覚醒剤研究者」に改め、同欄9中「覚せい剤製造業者、覚せい剤施用機関」を「覚醒剤製造業者、覚醒剤施用機関」に、「覚せい剤研究者」を「覚醒剤研究者」に、

「覚せい剤の」を「覚醒剤の」に改め、同欄10及び11中「覚せい剤施用機関」を「覚醒剤施用機関」に、「覚せい剤研究者」を「覚醒剤研究者」に、「覚せい剤の」を「覚醒剤の」に改め、同欄12中「覚せい剤施用機関」を「覚醒剤施用機関」に、「覚せい剤研究者」を「覚醒剤研究者」に、「覚せい剤を」を「覚醒剤を」に改め、同欄13中「覚せい剤施用機関」を「覚醒剤施用機関」に、「覚せい剤研究者」を「覚醒剤研究者」に、「当該覚せい剤」を「当該覚醒剤」に改め、同欄14中「覚せい剤施用機関」を「覚醒剤施用機関」に、「覚せい剤研究者」を「覚醒剤研究者」に改め、同欄15から18まで、20及び21中「覚せい剤原料取扱者又は覚せい剤原料研究者」を「覚醒剤原料取扱者又は覚醒剤原料研究者」に改め、同欄23中「覚せい剤原料取扱者」を「覚醒剤原料取扱者」に、「覚せい剤原料の」を「覚醒剤原料の」に改め、同欄24中「第三十条の十三」を「第三十条の十三本文」に、「覚せい剤原料」を「覚醒剤原料」に改め、同欄25中「第三十条の十四」を「第三十条の十四第一項」に、「覚せい剤原料」を「覚醒剤原料」に改め、同欄30中「覚せい剤施用機関」を「覚醒剤施用機関」に改め、同欄30を同欄32とし、同欄中29を31とし、同欄28中「覚せい剤原料」を「覚醒剤原料」に改め、同欄28を同欄30とし、同欄27中「覚せい剤原料」を「覚醒剤原料」に改め、同欄27を同欄29とし、同欄26中「覚せい剤原料」を「覚醒剤原料」に改め、同欄26を同欄28とし、同欄25の次に次のように加える。

26 法第三十条の十四第二項の規定に基づき、薬局開設者又は病院、診療所若しくは飼育動物診療施設の開設者から医薬品である覚醒剤原料の廃棄の届出を受理すること。

27 法第三十条の十四第三項の規定に基づき、薬局開設者又は病院、診療所若しくは飼育動物診療施設の開設者から医薬品である覚醒剤原料の品名及び数量その他厚生労働省令で定める事項の届出を受理すること。

別表第二地方行政機関の表保健所長の項第三十九号専決事項の欄1中「覚せい剤施用機関」を「覚醒剤施用機関」に、「覚せい剤研究者」を「覚醒剤研究者」に改め、同欄2中「覚せい剤施用機関」を「覚醒剤施用機関」に、「覚せい剤研究者」を「覚醒剤研究者」に、「覚せい剤に」を「覚醒剤に」に、「覚せい剤若しくは覚せい剤」を「覚醒剤若しくは覚醒剤」に改め、同欄3中「覚せい剤原料」を「覚醒剤原料」に改める。

別表第二地方機関の表農林振興センター所長の項第三号事務の種類欄中「昭和五十五年法律第六十五号」の下に「。以下この項において「法」という。」を加え、同号委任事務の欄を次のように改める。

- 1 法第十三条の二第一項の規定に基づき、農業経営改善計画（農業経営を営み、又は営もうとする区域が所管区域外にわたるものを除く。次の2及び3において同じ。）の認定、変更の認定、又は認定の取消しを行うこと。
- 2 法第十三条の二第三項の規定に基づき、市町村の意見を聴くこと。
- 3 法第十三条の二第四項の規定に基づき、農業経営改善計画の認定又は認定の取消しをした旨を市町村に通知すること。

別表第二地方機関の表農林振興センター所長の項第三号専決事項の欄中「農業経営基盤強化促進法」を「法」に改め、同項に次の一号を加える。

|  |  |  |
|--|--|--|
| <p>二十四 農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成三十一年法律第十七号。以下この項において「法」という。）の施行に関する事務</p> | <p>1 法第四条第一項又は附則第二条第一項の規定に基づき、農業用ため池の届出を受理すること。</p> <p>2 法第四条第二項の規定に基づき、農業用ため池の変更又は廃止の届出を受理すること。</p> <p>3 法第四条第三項の規定に基づき、農業用ため池に関するデータベースを整備し、当該データベースに記録された事項を公表すること。</p> <p>4 法第四条第四項の規定に基づき、農業用ため池に関する情報の提供を求めると。</p> <p>5 法第六条の規定に</p> | <p>法第七条第二項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、関係市町村長の意見を聴くこと。</p> |
|--|--|--|

---

に基づき、農業用ため池の所有者等に対し、防災工事の施行、管理者の選任その他の必要な措置を講ずべき旨の勧告をすること。

6 法第七条第四項の規定に基づき、農業用ため池の所在地を管轄する市町村長又は農業用ため池の所有者等、農業用ため池から農業用水の供給を受ける者その他の利害関係人からの申出を受理すること。

7 法第八条第一項の規定に基づき、同項に規定する行為の許可をすること。

8 法第八条第三項の規定に基づき、国又は地方公共団体と協議すること。

9 法第九条第一項又は第三項の規定に基づき、防災工事に関する計画の届出を受理すること。

10 法第九条第二項の規定に基づき、計画の変更を命ずること。

---

---

|    |  |
|----|--|
| 11 | 法第十条第一項の規定に基づき、特定農業用ため池の所有者等に対し、防災工事の施行を命ずること。                       |
| 12 | 法第十条第二項の規定に基づき、法第九条第一項の届出を行った者に対し、計画に従つて防災工事を施行すべきことを命ずること。          |
| 13 | 法第十三条第一項の規定に基づき、施設管理権の設定に関する裁定の申請を受理すること。                            |
| 14 | 法第十四条第一項（法第十七条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、法第十四条第一項各号に掲げる事項を公告し、通知すること。 |
| 15 | 法第十五条第一項の規定に基づき、施設管理権を設定すべき旨の裁定をするこ<br>と。                            |
| 16 | 法第十六条第一項（法第十七条第四項において準用する場   |

---

---

合を含む。)の規定に基づき、裁定の申請をした市町村長に通知し、公告すること。

17 法第十七条第一項の規定に基づき、施設管理権の存続期間の延長についての裁定の申請を受理すること。

18 法第十七条第三項の規定に基づき、施設管理権の存続期間の延長についての裁定をすること。

19 法第十八条第一項の規定に基づき、管理の状況に関する報告を求め、又は職員若しくは委任した者に農業用ため池に立ち入らせ、測量若しくは調査を行わせること。

20 法第十八条第二項の規定に基づき、他人の占有する土地に職員又は委任した者に立ち入らせること。

21 法第十八条第三項の規定に基づき、他人の占有する土地に

---

---

立ち入る旨を通知すること。

22 法第十八条第四項に規定する身分を示す証明書を交付すること。

23 法第十八条第七項の規定に基づき、立入りによつて損失を受けた者に対し、通常生ずべき損失を補償すること。

24 法第十八条第八項の規定に基づき、市町村長に対し、必要な協力を求めること。

25 法第二十一条第二項の規定に基づき、土地改良区、土地改良区連合又は土地改良事業団体連合会对し、必要な協力を求めること。

26 法附則第二条第二項の規定に基づき、農業用ため池の変更の届出を受理すること。

27 法附則第二条第三項の規定に基づき、届出がされていない既存農業用ため池について、届出すべき

---

|    |  |
|----|--|
|    |  |
| 28 | 旨を催告すること。<br>法附則第二条第四項の規定に基づき、届出がされていない既存農業用ため池がある旨の通知を受理すること。 |
|    |  |

別表第二地方機関の表県土整備事務所長の項第五号委任事務の欄3中「同条ただし書」を「同項ただし書」に改め、同項第十号委任事務の欄3中「(省令第四条第三項の規定による費用負担に関する協定を締結したものを除く。)」を削り、同欄3を同欄4とし、同欄2の次に次のように加える。

3 省令第四条第三項の規定に基づき、附帯工事に要する費用の全部又は一部の負担について、工作物の管理者と協定(費用負担の割合を定め、又は変更するものを除く。)を締結すること。

別表第二地方機関の表西関東連絡道路建設事務所長の項第一号委任事務の欄5中「(法)」を「及び」に、「場合を含む。」を「第四十四条第六項」に改め、同項の次に次の一項を加える。

| 長 所 務 事 務      |   |
|----------------|---|
| この項において「法」という。 | 1 法第四十五条第一項の規定に基づき、道路標識又は区画線を設けること。                         |
| 事務             | 2 法第四十六条第一項の規定に基づき、道路の通行を禁止し、又は制限すること。                      |
| 建設             | 3 法第六十六条第一項の規定に基づき、他人の土地に立ち入り、又は他人の土地を一時使用すること及びこれらのことを命じ、若 |
| 高架             |   |
| 鉄道             |   |

---

---

しくは委任すること。

4 法第六十八条第一項の規定に基づき、非常災害時において、土地の一時使用又は土石等の使用等をすること。

5 法第六十八条第二項の規定に基づき、非常災害時において、災害の現場にある者又は附近に居住する者を防ぎよに従事させること。

6 法第六十九条第二項及び第九十一条第四項において準用する第四十四条第六項の規定に基づき、損失の補償について協議すること。

7 法第七十条第三項の規定に基づき、損失を受けた者と協議すること。

8 法第七十一条第四項（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、工事の中止等を命ずる権限を行わせるため道路監理員（本庁の職

---

|  |   |
|--|---|
| <p>員である場合を除く。）を命ずること。</p>                              | <p>9 法第九十一条第一項の規定に基づき、土地の形質を変更し、工作物を新築し、改築し、増築し、若しくは大修繕し、又は物件を附加増置することを許可すること。</p> <p>10 法第九十五条の二第一項の規定に基づき、公安委員会の意見を聴き、又は事後に通知すること。</p>  |
| <p>二 電線共同溝の整備等に関する特別措置法（以下この項において「法」という。）の施行に関する事務</p> | <p>1 法第三条第二項の規定に基づき、電線共同溝を整備すべき道路を指定し、変更し、又は廃止しようとする場合に、公安委員会等から意見を聴くこと。</p> <p>2 法第四条第二項の規定に基づき、占用の許可の申請を勧告すること。</p> <p>3 法第四条第四項の規定に基づき、占用の許可の申請を却下すること。</p> <p>4 法第十条、第十一条第一項又は第十二</p> |

|   |   |
|---|---|
|   | <p>三 道路交通法（以下この項において「法」という。）の施行に関する事務</p>                                       |
| <p>条第一項の規定に基づき、許可をすること。</p> <p>5 法第十五条第一項の規定に基づき、許可に基づく権利の譲渡を承認すること。</p> <p>6 法第十六条第二項又は第十七条第一項の規定に基づき、必要な措置を講ずべきことを命ずること。</p> <p>7 法第十七条第三項において準用する道路法第四十四条第六項の規定に基づき、損失の補償について協議すること。</p> <p>8 法第二十条第二項の規定に基づき、必要な指示をすること。</p> <p>9 法第二十六条の規定に基づき、許可又は承認の取消し、変更その他必要な処分を行うこと。</p> | <p>1 法第七十九条の規定に基づき、所轄警察署長の行う道路の使用許可に関して協議を受けること。</p> <p>2 法第八十条第一項の規定に基づき、道</p> |
|   |   |

|   |   |   |
|---|---|---|
|   | <p>四 都市計画法(以下この項において「法」という。)の施行に関する事務</p>   | <p>五 土地収用法(以下この項において「法」という。)に関する起業者としての事務</p>   |
| <p>路の維持、修繕等を行おうとするときに、所轄警察署長と協議すること。</p> <p>3 法第一百十条の二第三項の規定に基づき、道路標識等による交通の規制に関して、公安委員会に意見を述べること及び同項ただし書に規定する交通規制の通知を受理すること。</p> |   | <p>1 法第十一条第三項の規定に基づき、職員を他人の占有する土地に立ち入らせること。</p> <p>2 法第十五条の十四の規定に基づき、説明会の開催その他の措置を講じること。</p> <p>3 法第二十八条の二</p>                    |
|   | <p>1 法第二十五条第一項の規定に基づき、他人の占有する土地に自ら立ち入り、又はその命じた者若しくは委任した者に立ち入らせること。</p> <p>2 法第二十六条第一項の規定に基づき、障害物を伐除し、又は土地の試掘等を行うこと。</p> | <p>1 法第十八条第二項第三号の規定に基づき、書面を作成すること。</p> <p>2 法第十八条第二項第四号の規定に基づき、土地の管理者に意見書の提出を求めること。</p> <p>3 法第十八条第二項第五号の規定に基づき、起業地内にある土地の利用に</p> |

|                            |   |   |
|----------------------------|---|---|
| <p>六 不動産の登記<br/>に関する事務</p> | <p>の規定に基づき、補償等について周知させるための措置を講ずること。</p> <p>4 法第三十五条第一項の規定に基づき、土地等の測量又は物件の調査を職員に命ずること。</p> <p>5 法第三十六条第一項の規定に基づき、土地調書及び物件調書を作成すること。</p> <p>6 法第三十六条第二項の規定に基づき、署名押印し、土地所有者及び関係人を調書作成に立ち会わせ、署名押印させること。</p> <p>7 法第三十六条第四項の規定に基づき、市町村長に立会い及び署名押印を依頼すること。</p> <p>8 法第二百二十二条第一項の規定に基づき、非常災害に際し、土地を使用することを市町村長に通知すること。</p> | <p>ついて法令の規定による制限があるとき、当該法令の施行について権限を有する行政機関に意見を求めること。</p> <p>4 法第十八条第二項第六号の規定に基づき、行政機関に意見書の提出を求めること。</p> <p>5 法第十八条第二項第七号の規定に基づき、法第十五条の十四の規定に基づき講じた措置の実施状況を記載した書面を作成すること。</p> <p>6 法第十八条第三項の規定に基づき、書面を作成すること。</p> |
| <p>六 不動産の登記<br/>に関する事務</p> | <p>鉄道高架事業の用地若しくは道路の境界を確認し、又はその隣接</p>  |   |

する土地の地積訂正に  
ついて承諾すること。

別表第二地方機関の表総合治水事務所長の項第二号委任事務の欄3中「(省令  
第四条第三項の規定による費用負担に関する協定を締結したものを除く。)」を  
削り、同欄3を同欄4とし、同欄2の次に次のように加える。

3 省令第四条第三項の規定に基づき、附帯工事に要する費用の全部又は一部  
の負担について、工作物の管理者と協定(費用負担の割合を定め、又は変更  
するものを除く。)を締結すること。

別表第二地方機関の表建築安全センター所長の項第一号委任事務の欄14中「機  
関」を「機関等」に改め、同項中第十三号を削り、第十四号を第十三号とし、第  
十五号を第十四号とし、第十六号を第十五号とし、同項第十七号委任事務の欄36  
中「第三条第七項」を「第三条第八項」に改め、同欄37中「第三条第八項」を「第  
三条第九項」に改め、同欄38中「第三条第九項」を「第三条第十項」に改め、同  
欄42を削り、同号を同項第十六号とする。

別表第二公の施設の表環境科学国際センター総長の項地域機関の長の欄中「雑草等除去」を「雑草等除去」に改める。

第二条 埼玉県地域機関事務の委任及び決裁に関する規則の一部を次のように改正  
する。

別表第二地方行政機関の表保健所長の項第八号事務の種類欄中「昭和二十三  
年厚生省令第二十三号」の下に「。以下この項において「施行規則」という。」  
を加え、同号委任事務の欄中14から19までを削り、13を16とし、5から12までを  
8から15までとし、同欄4中「食品衛生法施行規則」を「施行規則」に改め、同  
欄4を同欄5とし、その次に次のように加える。

6 施行規則別表第十七第九号口の規定に基づき、健康被害及び法に違反する  
情報の提供を受けること。

7 施行規則別表第十七第九号ハの規定に基づき、健康被害につながるおそれ  
が否定できない情報の提供を受けること。

別表第二地方行政機関の表保健所長の項第八号委任事務の欄中3を4とし、2  
を3とし、1を2とし、同欄に1として次のように加える。

1 法第八条第一項の規定に基づき、指定成分等含有食品が人の健康に被害を  
生じ、又は生じさせるおそれがある旨の情報の届出を受理すること。

別表第二地方行政機関の表保健所長の項第八号委任事務の欄20中「21、23及び  
24」を「18、20及び21」に改め、同欄20を同欄17とし、同欄中21を18とし、20か

ら24までを19から21までとし、同号専決事項の欄10中「食品衛生法施行規則」を「施行規則」に改め、同項第十三号委任事務の欄8中「第二十四条の四」を「第二十四条の四第一項」に改め、同欄10中「第二十二條の六第二項」を「第二十一條の五第二項」に、「犬猫等販売業者の犬猫等」を「動物販売業者等の動物」に改め、同欄11中「第二十二條の六第三項」を「第二十二條の六」に改め、同欄12中「第二十四條の四」を「第二十四條の四第一項」に改め、同欄中40を44とし、22から39までを26から43までとし、同欄21中「第三十五條第一項ただし書」の下に「（同條第三項において準用する場合を含む。）」を加え、同欄21を同欄25とし、同欄中20を24とし、同欄19中「第二十五條第四項」を「第二十五條第七項」に、「又は命令」を「命令、報告の徴収又は立入検査」に改め、同欄19を同欄23とし、同欄18中「第二十五條第三項」を「第二十五條第四項」に改め、同欄18を同欄22とし、同欄17中「第二十五條第二項」を「第二十五條第三項」に改め、同欄17を同欄21とし、同欄16中「第二十五條第一項」を「第二十五條第二項」に改め、「（犬に起因して当該事態を生じさせている者に限る。以下この項において同じ。）」を削り、同欄16を同欄20とし、同欄中15を18とし、その次に次のように加える。

19 法第二十五條第一項の規定に基づき、環境省令で定める事態を生じさせている者（犬に起因して当該事態を生じさせている者に限る。以下この項において同じ。）に対し、必要な指導又は助言をすること。

別表第二地方行政機関の表保健所長の項第十三号委任事務の欄14中「第二十四條の二」を「第二十四條の二の二」に改め、同欄14を同欄17とし、同欄13中「第二十三條第三項（法第二十四條の四）」を「第二十三條第四項（法第二十四條の四第一項）」に、「従わない」を「係る措置をとらなかつた」に改め、同欄13を同欄14とし、その次に次のように加える。

15 法第二十四條の二第一項の規定に基づき、第一種動物取扱業者であつた者に対し、期限を定めて、動物の不適正な飼養又は保管により動物の健康及び安全が害されること並びに周辺の生活環境の保全上の支障が生ずることを防止するため必要な勧告をすること。

16 法第二十四條の二第二項の規定に基づき、勧告を受けた者がその勧告に係る措置をとらなかつたときは、その者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。

別表第二地方行政機関の表保健所長の項第十三号委任事務の欄12の次に次のように加える。

13 法第二十三條第三項（法第二十四條の四第一項において準用する場合を含ま

む。）の規定に基づき、勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その旨を公表すること。

別表第二地方行政機関の表保健所長の項第十三号専決事項の欄3中「第二十四条の四」を「第二十四条の四第一項」に改め、同欄中19を21とし、5から18までを7から20までとし、同欄4の次に次のように加える。

5 法第二十四条の二第三項の規定に基づき、第一種動物取扱業者であつた者に対し、報告を求め、又は職員に、当該者の飼養施設を設置する場所その他関係のある場所に立ち入り、飼養施設その他の物件を検査させること。

6 法第二十五条第五項の規定に基づき、動物の飼養又は保管をしている者に対し、報告を求め、又は職員に、当該動物の飼養若しくは保管をしている者の動物の飼養若しくは保管に関係のある場所に立ち入り、飼養施設その他の物件を検査させること。

別表第二地方行政機関の表保健所長の項に次の一号を加える。

|   |  |
|---|--|
| <p>四十六 食品衛生<br/>法施行条例の一部を改正する条例（令和二年埼玉県条例第十九号）附則第二項の規定により、なお従前の例によることとされた改正前の食品衛生法施行条例（以下この項において「旧条例」という。）の施行に関する事務</p> | <p>1 旧条例別表第一第一号イ(1)㊦(ホ)（同号イ(2)㊦(ホ)の規定により同号イ(1)㊦(ホ)の規定によることとされる場合を含む。）の規定に基づき、指示をすること。</p> <p>2 旧条例別表第一第一号イ(1)㊦(ヌ)（同号イ(2)㊦(チ)の規定により同号イ(1)㊦(ヌ)から(ヴ)までの規定によることとされる場合を含む。）の規定に基づき、要請をすること。</p> <p>3 旧条例別表第一第一号イ(1)㊦(ル)(イ)（同号イ(2)㊦(リ)の規定に</p> |
|---|--|

|  |  |  |
|--|--|--|
|  | <p>より同号イ(1)(ㄱ)の規定によることとされる場合を含む。)の規定に基づき、指示をすること。</p> <p>4 旧条例別表第一第一号イ(1)(ㄱ)(i)同号イ(2)(ㄷ)の規定により同号イ(1)(ㄱ)の規定によることとされる場合を含む。)の規定に基づき、報告をさせること。</p> <p>5 旧条例別表第一第一号イ(1)(ㄱ)(ㄱ)同号イ(2)(ㄷ)の規定により同号イ(1)(ㄷ)の規定によることとされる場合を含む。)の規定に基づき、報告を受理すること。</p> <p>6 旧条例別表第一第二号ハ(4)の規定に基づき、指示をすること。</p> |  |
|--|--|--|

別表第二地方機関の表動物指導センター所長の項第二号委任事務の欄中20を21とし、7から19までを8から20までとし、同欄6中「第三十五条第一項ただし書」の下に「(同条第三項において準用する場合を含む。)」を加え、同欄6を同欄7とし、同欄中5を6とし、同欄4中「第二十五条第四項」を「第二十五条第七項」に、「又は命令」を「命令、報告の徴収又は立入検査」に改め、同欄4を同欄5とし、同欄3中「第二十五条第三項」を「第二十五条第四項」に改め、同欄3を同欄4とし、同欄2中「第二十五条第二項」を「第二十五条第三項」に改め、同欄2を同欄3とし、同欄1中「第二十五条第一項」を「第二十五条第二項」

に改め、「(犬に起因して当該事態を生じさせている者を除く。以下この項において同じ。)」を削り、同欄1を同欄2とし、同欄に1として次のように加える。

1 法第二十五条第一項の規定に基づき、環境省令で定める事態を生じさせている者(犬に起因して当該事態を生じさせている者を除く。以下この項において同じ。)に対し、必要な指導又は助言をすること。

別表第二地方機関の表動物指導センター所長の項第二号専決事項の欄1中「第二十四条の四」を「第二十四条の四第一項」に改め、同欄中5を7とし、4を6とし、3を5とし、2の次に次のように加える。

3 法第二十四条の二第三項の規定に基づき、第一種動物取扱業者であつた者に対し、報告を求め、又は職員に、当該者の飼養施設を設置する場所その他関係のある場所に立ち入り、飼養施設その他の物件を検査させること。

4 法第二十五条第五項の規定に基づき、動物の飼養又は保管をしている者に対し、報告を求め、又は職員に、当該動物の飼養若しくは保管をしている者の動物の飼養若しくは保管に係のある場所に立ち入り、飼養施設その他の物件を検査させること。

第三条 埼玉県地域機関事務の委任及び決裁に関する規則の一部を次のように改正する。

別表第二地方機関の表農林振興センター所長の項第十号を次のように改める。

|  |   |  |
|--|---|--|
| 十 卸売市場法(昭和四十六年法律第三十五号。以下この項において「法」という。)の施行に関する事務 | 1 法第十四条において準用する法第六条第二項の規定に基づき、届出を受理すること。<br>2 法第十四条において準用する法第十二条第一項の規定に基づき、報告を受理すること。 |  |
|--|---|--|

第四条 埼玉県地域機関事務の委任及び決裁に関する規則の一部を次のように改正する。

別表第二地方行政機関の表病害虫防除所長の項第二号事務の種類の欄中「肥料取締法」を「肥料の品質の確保等に関する法律」に改め、同号委任事務の欄2中「第二十一条」を「第二十一条第二項」に、「指定配合肥料の生産業者又は輸入

業者に対し、必要な事項を表示すべき旨を命ずる」を「指定混合肥料について、表示の基準を定めるべき旨を農林水産大臣に申し出る」に改める。

#### 附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第二条の規定 令和二年六月一日
- 二 第三条の規定 令和二年六月二十一日
- 三 第四条の規定 肥料取締法の一部を改正する法律（令和元年法律第六十二号）の施行の日

# 規則

埼玉県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

## 埼玉県規則第五号

埼玉県行政組織規則の一部を改正する規則

埼玉県行政組織規則（昭和四十二年埼玉県規則第一号）の一部を次のように改正する。

目次中 「第二十九款の三 西関東連絡道路建設事務所（第二百二十条の五・第二百二十条の六）を 第三十款 削除

「第二十九款の三 西関東連絡道路建設事務所（第二百二十条の五・第二百二十条の六）を 第三十款 鉄道高架建設事務所（第二百二十条の七・第二百二十条の八）に改める。」

第三条の表県民生活部の項中

|                                 |                                 |
|---------------------------------|---------------------------------|
| ス<br>ポ<br>ー<br>ツ<br>振<br>興<br>課 | ス<br>ポ<br>ー<br>ツ<br>振<br>興<br>課 |
|---------------------------------|---------------------------------|

を

「スポーツ振興課」

に改め、同表危機管理防災部の項

|                            |                       |
|----------------------------|-----------------------|
| 中<br>消<br>防<br>防<br>災<br>課 | 消<br>防<br>防<br>災<br>課 |
|----------------------------|-----------------------|

を

|        |   |
|--------|---|
| 策<br>課 | 課 |
|--------|---|

に改める。

第六条の二改革推進課の項第十三号中「地域経営局長」を「行政改革・ICT局長」に改め、同号を同項第十四号とし、同項第十二号の次に次の一号を加える。

十三 内部統制の推進に関すること。

第六条の二地域政策課の項中第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

十 地域経営局長の庶務に関すること。

第七条人事課の項に次の一号を加える。

七 集約化した定型業務等の処理に関すること。

第七条税務課の項第二号中「地方法人特別税」を「特別法人事業税」に改め、同

項中第九号を第十号とし、第三号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関すること。

第七条の二ラグビーワールドカップ二千十九大会課の項を削る。

第七条の三消防防災課の項中「消防防災課」を「消防課」に改め、同項中第八号から第十一号までを削り、第十二号を第八号とし、第十三号を削り、第十四号を第九号とし、同号の次に次の一号を加える。

十 災害対策課の庶務、予算及び経理に関すること。

第七条の三消防防災課の項第十五号中「消防防災対策」を「消防」に改め、同号を同項第十一号とし、同項の次に次の一項を加える。

災害対策課

一 災害対策基本法の施行（危機管理課において所掌するものを除く。）に関すること。

二 防災対策についての市町村その他関係機関との調整（危機管理課において所掌するものを除く。）に関すること。

三 災害救助法の施行に関すること。

四 大規模地震の予知への対応措置に関すること。

五 地域振興センターとの連絡調整（防災対策に係るもののうち、危機管理課において所掌するものを除く。）に関すること。

六 前各号のほか、災害対策に関すること。

第九条医療整備課の項第一号中「施行」の下に「（他の機関において所掌するものを除く。）」を加え、同条健康長寿課の項中第十四号を第十五号とし、第十三号を第十四号とし、第十二号を第十三号とし、第十一号の次に次の一号を加える。

十二 成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律の施行（他の機関において所掌するものを除く。）に関すること。

第九条疾病対策課の項中第十四号を第十五号とし、第十三号の次に次の一号を加える。

十四 アレルギー疾患対策基本法の施行（他の機関において所掌するものを除く。）に関すること。

第九条薬務課の項第五号中「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に改める。

第十条産業労働政策課の項第十号中「施行」の下に「（産業支援課において所掌するものを除く。）」を加え、同条産業支援課の項中第十八号を第十九号とし、第十二号から第十七号までを一号ずつ繰り下げ、第十一号の次に次の一号を加える。

十二 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律の施行（事業継続力強化支援計画に関することに限る。）に関すること。

第十一条農業ビジネス支援課の項第十三号中「バイオマス利活用の推進」を「企業等の農業参入に向けた誘致」に改め、同項第十四号を削り、同項第十五号中「及び埼玉県卸売市場条例」を削り、同号を同項第十四号とし、同項中第十六号を第十五号とし、第十七号から第二十二号までを一号ずつ繰り上げる。

第十一条農産物安全課の項第五号中「肥料取締法」を「肥料の品質の確保等に関する法律」に改め、同項中第十四号を第十六号とし、第十三号の次に次の二号を加える。

十四 バイオマス利活用の推進に関すること。

十五 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律の施行に関すること。

第十二条道路街路課の項に次の一号を加える。

五 鉄道高架建設事務所との連絡調整に関すること。

第十八条第一項第一号中「自動車取得税、自動車税」を「自動車税環境性能割、自動車税（種別割）」に改め、同項第二号中「地方法人特別税」を「特別法人事業税」に改め、同項第三号中「自動車税」を「自動車税（種別割）」に改め、同条第三項第一号中「自動車取得税等」を「自動車税環境性能割等」に、「自動車取得税」を「自動車税環境性能割、軽自動車税の環境性能割」に改め、同項第二号中「自動車税」を「自動車税（種別割）」に改め、同項第三号及び第五号中「自動車取得税等及び自動車税」を「自動車税環境性能割等及び自動車税（種別割）」に改める。

第二十五条の二第一項中第十九号を第二十号とし、第十八号の次に次の一号を加える。

十九 受動喫煙防止対策に関すること。

第三十三条第五号中「肥料取締法」を「肥料の品質の確保等に関する法律」に改める。

第四十八条第二項の表埼玉県消費生活支援センター川越の項及び埼玉県消費生活支援センター春日部の項を削る。

第六十六条第三項中「埼玉県さいたま農林振興センターの所管区域」の下に「（県営土地改良事業さいたま中央地区の区域を除く。）を加えた区域とし、埼玉県春日部農林振興センターの所管区域は、同項に規定する埼玉県春日部農林振興センターの所管区域に県営土地改良事業さいたま中央地区の区域」を加える。

第六十七条第一項第二十一号中「及び埼玉県卸売市場条例」を削る。

第七十三条第十七号中「肥料取締法」を「肥料の品質の確保等に関する法律」に

改める。

第一百十条第二項中「前項第十四号」を「前項第十五号から第二十二号まで」に改める。

第一百十条の表中

|  |                                       |
|--|---------------------------------------|
| 埼玉県川越県土整備事務所<br>埼玉県越谷県土整備事務所<br>埼玉県杉戸県土整備事務所 | 総務管理部<br>用地部<br>道路施設部<br>河川部<br>道路環境部 |
|--|---------------------------------------|

を

|              |                                     |
|--------------|-------------------------------------|
| 埼玉県川越県土整備事務所 | 総務管理部<br>用地部<br>道路部<br>橋りよう部<br>河川部 |
|--------------|-------------------------------------|

に

改め、同表に次のように加える。

|                              |                                       |
|------------------------------|---------------------------------------|
| 埼玉県越谷県土整備事務所<br>埼玉県杉戸県土整備事務所 | 総務管理部<br>用地部<br>道路施設部<br>河川部<br>道路環境部 |
|------------------------------|---------------------------------------|

第三章第二節第三十款を次のように改める。

第三十款 鉄道高架建設事務所

(設置、名称及び位置)

第一百十条の七 連続立体交差事業を行わせるため、鉄道高架建設事務所を置く。

2 鉄道高架建設事務所の名称及び位置は、次のとおりとする。

| 名 称          | 位 置  |
|--------------|------|
| 埼玉県鉄道高架建設事務所 | 春日部市 |

(事務)

第一百十条の八 埼玉県鉄道高架建設事務所においては、次の事務を所掌する。

- 一 東武鉄道伊勢崎線・野田線連続立体交差事業(春日部駅付近)に係る用地取得及び工事に関すること。

二 前号の事業に関連して行う都市計画街路事業に係る用地取得及び工事に関すること。

第六十一条中「技術支援室」を「材料技術・事業化支援室」に、「事業化支援室」を「生産技術・事業化支援室」に改める。

第八十七条の表埼玉県防災会議の項中「~~消防防災課~~」を「~~消防課~~」に改め、同表中

|                  |   |
|------------------|---|
| 埼玉県准看護師試験委員      | 保健師助産師看護師法第二十五条第一項の規定による准看護師試験の実施に関する事務                                     |
| クリーニング師試験委員      | クリーニング師試験の実施に関する事務を行う。  |
| 製菓衛生師試験委員        | 製菓衛生師試験の実施に関する事務を行う。  |
| 埼玉県地方独立行政法人評価委員会 | 地方独立行政法人法第十一条第二項の規定による地方独立行政法人の業務の実績に関する評価に関する事務及び同法によりその権限に属させられた事項を処理する事務 |
| 課 策 政 療 医 健 保    | 課 策 政 療 医 健 保   |

を

|                          |   |
|--------------------------|---|
| 埼玉県准看護師試験委員              | 保健師助産師看護師法第二十五条第一項の規定による准看護師試験の実施に関する事務                               |
| クリーニング師試験委員              | クリーニング師試験の実施に関する事務を行う。  |
| 製菓衛生師試験委員                | 製菓衛生師試験の実施に関する事務を行う。  |
| 埼玉県公立大学法人埼玉県立大学評価委員会     | 地方独立行政法人法第十一条第二項の規定によりその権限に属させられた事項（公立大学法人埼玉県立大学に係るものに限る。）を処理する事務     |
| 埼玉県地方独立行政法人埼玉県立病院機構評価委員会 | 地方独立行政法人法第十一条第二項の規定によりその権限に属させられた事項（地方独立行政法人埼玉県立病院機構に係るものに限る。）を処理する事務 |
| 課 策 政 療 医 健 保            | 課 策 政 療 医 健 保   |

に

改め、同表埼玉県卸売市場審議会の項を削る。

第百八十八条第一項の表企画財政部の項を次のように改める。

|       |            |  |
|-------|------------|--|
| 企画財政部 | 政策・財務局長    | 上司の命を受け、政策の企画、総合計画の策定、予算及び議会等並びに特に指定された事項に関する事務並びにこれらの事務に関する総合調整の事務を掌理し、その事務を処理するため、所属の職員を指揮監督する。            |
|       | 行政改革・ICT局長 | 上司の命を受け、行政経営、情報通信技術の企画及び立案等並びに特に指定された事項に関する事務並びにこれらの事務に関する総合調整の事務を掌理し、その事務を処理するため、所属の職員を指揮監督する。              |
|       | 地域経営局長     | 上司の命を受け、市町村行財政の振興、地域の総合的な整備に係る政策の企画及び立案等並びに特に指定された事項に関する事務並びにこれらの事務に関する総合調整の事務を掌理し、その事務を処理するため、所属の職員を指揮監督する。 |

第百八十八条第一項の表危機管理課及び消防防災課の項中「消防防災課」を「災害対策課」に改め、同項の次に次のように加える。

|     |        |  |
|-----|--------|--|
| 環境部 | 環境未来局長 | 上司の命を受け、環境政策の企画及び立案等並びに特に指定された事項に関する事務並びにこれらの事務に関する総合調整の事務を掌理し、その事務を処理するため、所属の職員を指揮監督する。 |
|-----|--------|--|

第百八十八条第三項の表総務部の項中「及び公益通報者保護」を「、公益通報者保護及び内部統制の評価」に改め、同表広聴広報課の項の次に次のように加える。

|        |         |  |
|--------|---------|--|
| こども安全課 | 児童虐待対策幹 | 上司の命を受け、児童虐待対策に関する事務を掌理し、その事務を処理するため、所属の職員を指揮監督する。 |
|--------|---------|--|

第百八十八条第三項の表農業政策課の項の次に次のように加える。

|       |       |                      |
|-------|-------|----------------------|
| 畜産安全課 | 家畜衛生幹 | 上司の命を受け、家畜伝染病対策に関する事 |
|-------|-------|----------------------|

務を掌理し、その事務を処理するため、所属の職員を指揮監督する。

第百八十八条第四項第五号を次のように改める。

五 雇用労働局長

第百八十八条第四項中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号を第七号とする。

第百九十二条第一項の表地域機関の項中「にあつては総長」を削り、同条第三項の表埼玉県産業技術総合センターの項を削り、同表埼玉県総合リハビリテーションセンターの項を次のように改める。

|                    |               |  |   |
|--------------------|---------------|--|---|
| 埼玉県総合リハビリテーションセンター | 医療経営管理幹       |  | 上司の命を受け、特に指定された事項を掌理するとともに、当該指定事項について、センター長を助け、これらの事務を処理するため、職員を指揮監督する。 |
|                    | 局<br>医療<br>理幹 | 医療安全管理   | 上司の命を受け、特に指定された事項を掌理するとともに、当該指定事項について、医療局長を助け、これらの事務を処理するため、職員を指揮監督する。  |
| 部                  | 副部長           | 部長を助け、職員の担任する事務を監督し、部の事務を整理する。ただし、副部長が二人以上置かれている場合であつて、あらかじめ部長からその監督及び整理に係る事務の指定がなされている者の職務は、当該指定事務に限るものとする。 |   |
| 技師長                | 技師長           | 上司の命を受け、栄養士、薬剤師、臨床検査技師、診療放射線技師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の行う事務のうち、高度の知識、経験等を必要とする特に困難なものに従事する。                       |   |
| 副技師長               | 副技師長          | 上司の命を受け、栄養士、薬剤師、臨床検査技師、診療放射線技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、義肢装具士又は言語聴覚士の行う事務のうち、相当高度の知識、経験等を必要とする困難なものに従事する。           |   |

|  |   |
|--|---|
|  |   |
|  | 看護師長  |
|  | 上司の命を受け、特に指定された病棟、外来診療等における看護事務に従事するとともに、当該事務の総括の事務に従事する。 |

第九十二条第三項の表総合技術センターの項を次のように改める。

|  |          |   |  |
|--|----------|---|--|
|  | 総合技術センター | 技術指導幹   | 上司の命を受け、土木技術の向上、普及、支援等に係る総合調整に関する事務を掌理し、その事務を処理するため、職員を指揮監督する。 |
|  | 総合技術幹    | 上司の命を受け、総合評価等に係る総合調整に関する事務を掌理し、その事務を処理するため、職員を指揮監督する。                           |  |
|  | 主席工事検査員  | 上司の命を受け、工事の監督及び検査の事務に従事するとともに、当該事務の総括の事務に従事する。                                  |  |
|  | 副主席工事検査員 | 上司の命を受け、工事の監督及び検査の事務に従事するとともに、特に指定された事項を掌理し、当該事項について、主席工事検査員を助け、職員の担任する事務を監理する。 |  |
|  | 主任工事検査員  | 上司の命を受け、工事の監督及び検査の事務に従事するとともに、主席工事検査員を助け、職員の担任する事務を監理する。                        |  |
|  | 工事検査員    | 上司の命を受け、工事の監督及び検査の事務に従事する。  |  |

附 則

1 この規則は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第十一条農業ビジネス支援課の項第十五号の改正規定（「及び埼玉県卸売市場条例」を削る部分に限る。）、第六十七条第一項第二十一号の改正規定及び第八十七条の表の改正規定（埼玉県卸売市場審議会の項を削る部分に限る。）

令和二年六月二十一日

二 第十一条農産物安全課の項第五号の改正規定、第三十三条第五号の改正規定及び第七十三条第十七号の改正規定 肥料取締法の一部を改正する法律（令和元年法律第六十二号）の施行の日

2 この規則の施行の際、危機管理防災部消防防災課に勤務している者は、別に命令を発せられない限り、同一の職により、危機管理防災部消防課に勤務を命ぜられたものとする。

## 規 則

埼玉県個人番号の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

### 埼玉県規則第六号

埼玉県個人番号の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県個人番号の利用等に関する条例施行規則(平成三十年埼玉県規則第十二号)の一部を次のように改正する。

第五条中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 生活保護法第五十五条の五第一項の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する進学準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

第十七条第一号ト中「又は生活保護法」を、「生活保護法」に改め、「関する情報」の下に「又は同法第五十五条の五第一項の進学準備給付金の支給に関する情報」を加える。

第十八条第九号中「又は生活保護法」を、「生活保護法」に改め、「外国人就労自立給付金支給関係情報」という。)の下に「又は同法第五十五条の五第一項の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する進学準備給付金の支給に関する情報(以下この条において「外国人進学準備給付金支給関係情報」という。)」を加える。

第十八条第十号から第十四号まで及び第二十四号から第二十九号までの規定中「又は外国人就労自立給付金支給関係情報」を、「外国人就労自立給付金支給関係情報又は外国人進学準備給付金支給関係情報」に改める。

第十九条第八号中「第二百二十八条の自動車取得税」を「第六十七条の環境性能割」に改め、同条第九号中「第六十二条の自動車税」を「第七十七条の十七の種別割」に改め、同条中第二十四号を第二十五号とし、第十号から第二十三号までを一号ずつ繰り下げ、第九号の次に次の一号を加える。

十 地方税法附則第二十九条の十第一項の規定により、当分の間、知事が行うものとされた同法第四百六十一条の環境性能割の減免に関する事務 納税義務者に係る療育手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

第二十三条第一号中「第二十三条第一項第八号」を「第二十三条第一項第九号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 規則

知事の所管する条例等の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

### 埼玉県規則第七号

知事の所管する条例等の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

第一条 知事の所管する条例等の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成十八年埼玉県規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一の一埼玉県浄化槽保守点検業者登録条例（昭和六十年埼玉県条例第四十四号）の項中「第十二条」の下に「及び第十三条の五」を加える。

別表第一の三埼玉県税条例施行規則（昭和二十五年埼玉県規則第四十一号）の項中「第二十三条第十二項」を「第三十五条の二第十二項」に改め、同表に次のように加える。

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する  
法律施行細則（平成十四年埼玉県規則第十三号）

第十五条第一項

別表第二の一埼玉県浄化槽保守点検業者登録条例の項中「第十二条」の下に「及び第十三条の五」を加える。

別表第二の二埼玉県税条例施行規則の項中「第二十三条第十一項」を「第三十条の二第十一項」に改め、同表に次のように加える。

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する  
法律施行細則

第十五条第一項

第二条 知事の所管する条例等の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を次のように改正する。

別表第一の一食品衛生法施行条例（平成十二年埼玉県条例第二十二号）の項を削る。

別表第一の二食品衛生法施行条例の項を削る。

別表第一の三食品衛生法施行条例の項を削る。

別表第二の一食品衛生法施行条例の項を削る。

別表第二の二食品衛生法施行条例の項を削る。

## 附 則

1 この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中別表第一の三及び別表第二の二の改正規定 公布の日

二 第一条中別表第一の一及び別表第二の一の改正規定 令和二年四月一日

三 第二条の規定 令和二年六月一日

2 第二条の規定による改正前の知事の所管する条例等の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則別表第一の一（食品衛生法施行条例（平成十二年埼玉県条例第二十二号）の項に係る部分に限る。）、別表第一の二（食品衛生法施行条例の項に係る部分に限る。）、別表第一の三（食品衛生法施行条例の項に係る部分に限る。）、別表第二の一（食品衛生法施行条例の項に係る部分に限る。）及び別表二の二（食品衛生法施行条例の項に係る部分に限る。）の規定は、令和三年五月三十一日までは、なおその効力を有する。

## 規 則

会計年度任用職員の報酬等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

### 埼玉県規則第八号

会計年度任用職員の報酬等に関する規則の一部を改正する規則

会計年度任用職員の報酬等に関する規則（平成三十一年埼玉県規則第三十二号）の一部を次のように改正する。

第十条第三項第六号を次のように改める。

六 技能職員（地方公務員法第五十七条に規定する単純な労務に雇用される者であつて、技能職員の給与等に関する規程（昭和四十四年埼玉県訓令第四号）の適用を受ける職員、技能職員の給与等に関する規程（昭和四十四年埼玉県教育委員会訓令第四号）の適用を受ける職員その他知事が定める職員をいう。）

第十条第三項中第七号を削り、第八号を第七号とする。

第十一条第二項中「退職し、又は失職した」を「退職した」に改める。

第十二条第一項中「、若しくは失職し」を削る。

第十四条第一号中「二万五千七百五十円」を「二万三千七百八十円」に改め、同条第二号中「一万四十円」を「九千二百七十円」に改める。

第十六条に次の一項を加える。

3 退職した第二号会計年度任用職員に対する退職手当の額を計算する場合における給料の額は、前二項の規定にかかわらず、知事が別に定める額とする。

附則第一項中「平成三十二年四月一日」を「令和二年四月一日」に改める。

附則第二項中「平成三十二年四月一日」を「令和二年四月一日」に、「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に、「平成三十三年四月一日」を「令和三年四月一日」に、「平成三十四年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に、「平成三十四年四月一日」を「令和四年四月一日」に、「平成三十五年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改める。

附則第三項第一号中「平成三十二年三月三十一日」を「令和二年三月三十一日」に改める。

附則第四項中「平成三十二年六月三十日」を「令和二年六月三十日」に改める。別表第一から別表第五までを次のように改める。

別表第2（第2条関係）

医療職報酬等基準額表(2)

| 職種 | 薬剤師<br>獣医師 | 管理栄養士   | 栄養士（管理栄養士を除く。）<br>衛生検査技師 | 診療放射線技師<br>臨床検査技師<br>理学療法士<br>作業療法士<br>視能訓練士<br>言語聴覚士 | 義肢装具士   | 歯科衛生士   | 歯科技工士   |
|----|------------|---------|--------------------------|---|---------|---------|---------|
| 号給 | 月額         | 月額      | 月額                       | 月額  | 月額      | 月額      | 月額      |
|    | 円          | 円       | 円                        | 円   | 円       | 円       | 円       |
| 1  | 247,354    | 206,458 | 184,127                  | 203,201   | 213,101 | 194,514 | 201,827 |
| 2  |            |         | 186,057                  | 204,725   |         | 196,342 | 203,757 |
| 3  |            |         | 187,986                  | 206,248   |         | 197,865 | 205,686 |
| 4  |            |         | 189,815                  | 207,772   |         | 199,795 | 207,515 |
| 5  |            |         | 191,643                  | 209,397   |         | 201,827 | 209,343 |
| 6  |            |         | 193,573                  | 210,717   |         | 203,757 | 211,273 |
| 7  |            |         | 195,401                  | 212,241   |         | 205,686 | 213,101 |
| 8  |            |         | 196,925                  | 215,158   |         | 207,515 |         |
| 9  |            |         | 198,448                  |   |         | 209,343 |         |
| 10 |            |         | 199,972                  |   |         | 211,273 |         |
| 11 |            |         | 201,597                  |   |         | 213,101 |         |
| 12 |            |         | 202,917                  |   |         |         |         |
| 13 |            |         | 204,441                  |   |         |         |         |
| 14 |            |         | 206,458                  |   |         |         |         |

別表第1（第2条関係）

医療職報酬等基準額表(1)

| 職種 | 医師及び歯科医師 |
|----|----------|
| 号給 | 月額       |
|    | 円        |
| 1  | 438,300  |

別表第4（第2条関係）

行政事務報酬等基準額表

| 職種 | 前記以外の職               |                                 |
|----|----------------------|---------------------------------|
|    | 標準的な会計年度任用職員の職務を行うもの | 相当の知識又は経験を必要とする会計年度任用職員の職務を行うもの |
| 号給 | 月額                   | 月額                              |
|    | 円                    | 円                               |
| 1  | 152,965              | 191,664                         |
| 2  | 154,083              | 193,391                         |
| 3  | 155,200              | 195,219                         |
| 4  | 156,317              | 196,946                         |
| 5  | 157,333              | 198,571                         |
| 6  | 158,755              | 199,993                         |
| 7  | 160,075              | 201,516                         |
| 8  | 161,396              | 203,040                         |
| 9  | 162,615              | 204,360                         |
| 10 | 164,138              | 205,681                         |
| 11 | 165,662              | 206,900                         |
| 12 | 167,287              | 208,220                         |
| 13 | 168,506              | 209,540                         |
| 14 | 170,029              | 210,861                         |
| 15 | 171,553              | 212,181                         |
| 16 | 173,076              | 213,502                         |
| 17 | 174,397              | 214,619                         |
| 18 | 177,139              | 215,939                         |

別表第3（第2条関係）

医療職報酬等基準額表(3)

| 職種 | 保健師     | 看護師<br>(外来業務以外の業務に従事するもの) | 看護師<br>(外来業務に従事するもの) | 准看護師<br>(外来業務以外の業務に従事するもの) | 准看護師<br>(外来業務に従事するもの) |
|----|---------|---------------------------|----------------------|----------------------------|-----------------------|
|    | 号給      | 月額                        | 月額                   | 月額                         | 月額                    |
|    |         | 円                         | 円                    | 円                          | 円                     |
| 1  | 219,395 | 216,052                   | 206,902              | 183,886                    | 176,236               |
| 2  | 220,817 | 218,389                   | 209,239              |                            |                       |
| 3  | 222,239 | 220,725                   | 211,575              |                            |                       |
| 4  | 223,458 | 222,959                   | 213,809              |                            |                       |
| 5  | 224,880 | 225,295                   | 216,145              |                            |                       |
| 6  | 226,302 |                           |                      |                            |                       |
| 7  | 227,826 |                           |                      |                            |                       |

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

附 則

別表第5（第5条、第16条関係）

報酬等の調整額表

| 調整数 | 調整額    |
|-----|--------|
|     | 円      |
| 1   | 5,700  |
| 2   | 11,400 |
| 3   | 17,100 |
| 4   | 22,800 |

|    |         |         |
|----|---------|---------|
| 19 | 179,780 | 217,260 |
| 20 | 182,421 | 218,580 |
| 21 | 185,062 | 219,698 |
| 22 | 186,789 | 220,815 |
| 23 | 188,414 | 221,831 |
| 24 | 190,140 | 222,948 |
| 25 | 191,664 | 224,065 |

## 規 則

地方公営企業法第三十九条第二項に規定する知事が定める職を指定する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

### 埼玉県規則第九号

地方公営企業法第三十九条第二項に規定する知事が定める職を指定する規則の一部を改正する規則

地方公営企業法第三十九条第二項に規定する知事が定める職を指定する規則（昭和四十年埼玉県規則第七十六号）の一部を次のように改正する。

第四号中「地域医療連携室長」を「地域医療連携・入退院支援センター長、総合診療センター長」に改める。

#### 附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

## 規 則

地方公営企業法第十五条第一項ただし書に規定する職員を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

### 埼玉県規則第十号

地方公営企業法第十五条第一項ただし書に規定する職員を定める規則の一部を改正する規則

地方公営企業法第十五条第一項ただし書に規定する職員を定める規則（平成十四年埼玉県規則第六十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「地域医療連携室長」を「地域医療連携・入退院支援センター長」に改め、「感染症対策部長」の下に「、総合診療センター長」を加える。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

## 規 則

埼玉県恩給支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

### 埼玉県規則第十一号

埼玉県恩給支給規則の一部を改正する規則

埼玉県恩給支給規則（昭和四十一年埼玉県規則第三十六号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一号中「あて先」を「宛先」に、「氏 名

「氏 名

」を（※ 代筆の場合は、債権者の印を押してください。）」に改める。

別記様式第二号中「禁錮」を「禁錮」に、「氏 名

」を「氏 名」に（※ 代筆の場合は、受給者の印を押してください。）」に改める。

て先」を「宛先」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 規 則

埼玉県職員住宅管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

### 埼玉県規則第十二号

埼玉県職員住宅管理規則の一部を改正する規則

埼玉県職員住宅管理規則（昭和五十年埼玉県規則第九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「臨時職員」を「任期を定めて採用される職員で承認権者が定めるもの」に改める。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

## 規則

知事の保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

### 埼玉県規則第十三号

知事の保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則

知事の保有する個人情報の保護等に関する規則（平成十七年埼玉県規則第七十三号）の一部を次のように改正する。

別表砂利採取業務主任者試験の項の次に次のように加える。

|        |                |                  |     |
|--------|----------------|------------------|-----|
| 狩猟免許試験 | 科目別得点及び総<br>得点 | 合格発表の日から<br>一箇月間 | 文書課 |
|--------|----------------|------------------|-----|

### 附則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

## 規 則

埼玉県文書管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

### 埼玉県規則第十四号

埼玉県文書管理規則の一部を改正する規則

埼玉県文書管理規則（平成十三年埼玉県規則第六十一号）の一部を次のように改正する。

第四条中第四項を第五項とし、第一項から第三項までを一項ずつ繰り下げ、同条に第一項として次の一項を加える。

本庁及び地域機関における文書等の管理に関する事務を統括させるため、最高文書管理責任者を置く。

別表中「半端遊戯用」の次に「及び吟詠舟遊用遊用」を加え、「器器遊用」の「用器」を削る。

#### 附 則

- 1 この規則は、令和二年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に職員が作成し、又は取得した臨時職員の雇用等に関する文書等の保存期間については、なお従前の例による。

## 規 則

埼玉県平和資料館管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

### 埼玉県規則第十五号

埼玉県平和資料館管理規則の一部を改正する規則

埼玉県平和資料館管理規則（平成五年埼玉県規則第六十七号）の一部を次のように改正する。

様式第一号に注として次のように加える。

注 氏名（団体にあつては、代表者の氏名）を自署することにより、押印を省略することができません。

様式第三号の注を次のように改める。

- 注 1 法人格を有しない団体の場合は、代表者の氏名を自署することにより、押印を省略することができます。
- 2 輸送方法の欄には、「自家用車」、「運送業者委託」などと記入してください。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正前の埼玉県平和資料館管理規則に定める様式による用紙は、当分の間、使用することができる。

## 規 則

埼玉会館管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

### 埼玉県規則第十六号

埼玉会館管理規則の一部を改正する規則

埼玉会館管理規則（昭和四十一年埼玉県規則第十五号）の一部を次のように改正する。

様式第一号（一）中「㊸」を削り、同様式の注1中「㊸入の上、#印した」を「㊸入した」に改める。

様式第一号（二）中「㊸」を削り、同様式の注1中「㊸入の上、#印した」を「㊸入した」に改める。

様式第六号中「㊸」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 規 則

埼玉県防災会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

### 埼玉県規則第十七号

埼玉県防災会議規則の一部を改正する規則

埼玉県防災会議規則（平成十七年埼玉県規則第五百十号）の一部を次のように改正する。

第五条中「危機管理防災部消防防災課」を「危機管理防災部災害対策課」に改める。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

## 規 則

埼玉県災害救助基金規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

### 埼玉県規則第十八号

埼玉県災害救助基金規則の一部を改正する規則

埼玉県災害救助基金規則（昭和四十六年埼玉県規則第七十九号）の一部を次のように改正する。

第四条中「消防防災課長」を「災害対策課長」に改める。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

## 規 則

埼玉県防災航空隊の緊急運航業務に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

### 埼玉県規則第十九号

埼玉県防災航空隊の緊急運航業務に関する条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県防災航空隊の緊急運航業務に関する条例施行規則（平成二十九年埼玉県規則第四十六号）の一部を次のように改正する。

第二条中「消防防災課長」を「消防課長」に改める。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

## 規 則

埼玉県環境科学国際センター管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

### 埼玉県規則第二十号

埼玉県環境科学国際センター管理規則の一部を改正する規則

埼玉県環境科学国際センター管理規則（平成十二年埼玉県規則第四十五号）の一部を次のように改正する。

第二条から第六条までの規定中「総長」を「センター長」に改める。

様式第一号（一）及び様式第一号（二）中「埼玉県環境科学国際センター総長」を「埼玉県環境科学国際センター」に改め、「㊦」を削る。

様式第二号（一）及び様式第二号（二）中「埼玉県環境科学国際センター総長」を「埼玉県環境科学国際センター」に改める。

様式第四号中「埼玉県環境科学国際センター総長」を「埼玉県環境科学国際センター」に改め、「㊦」を削る。

### 附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

## 規 則

砂利採取法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

### 埼玉県規則第二十一号

砂利採取法施行細則の一部を改正する規則

砂利採取法施行細則（昭和四十四年埼玉県規則第十号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「第四条」を「第四条第一項及び第二項」に改め、同条第三項中「第五条」を「第四条第五項及び第六項、第五条」に改める。

第二条第二項中「第四条第一項」の下に「若しくは第五項」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 規 則

採石法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

### 埼玉県規則第二十二号

採石法施行細則の一部を改正する規則

採石法施行細則（昭和四十七年埼玉県規則第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「省令」を「第一条又は省令」に、「第八条の十七又は」を「第八条の十七若しくは」に、「認可の申請又は届出」を「届出又は認可の申請」に改め、同条を第三条とする。

第一条第一項中「採石法施行規則」を「前条又は採石法施行規則」に、「又は」を「若しくは」に改め、同条を第二条とし、第一条として次の一条を加える。

（軽微な変更の届出）

第一条 採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）第三十三条の五第二項の規定による届出は、知事が別に定める様式による届書を提出して行わなければならない。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 規 則

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

### 埼玉県規則第二十三号

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行細則（平成十四年埼玉県規則第十三号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中「第四十九条第一号イ(1)」を「第四十九条第一号ロ(1)」に改め、同条第二項中「第四十九条第一号ロ(1)」を「第四十九条第一号ニ(1)」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 第一種フロン類引取等業者は、第一種特定製品の整備の発注をした第一種特定製品の管理者、第一種特定製品整備者、第一種特定製品廃棄等実施者、第一種フロン類引渡受託者又は第一種フロン類充填回収業者から、これらの者に係る前項の記録を閲覧したい旨の申出があつたときは、正当な理由がない限り、その申出に応じなければならない。

#### 附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

## 規則

埼玉県浄化槽保守点検業者登録条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

### 埼玉県規則第二十四号

埼玉県浄化槽保守点検業者登録条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県浄化槽保守点検業者登録条例施行規則（昭和六十年埼玉県規則第九十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「前三十日までに」を「の二月前から一月前までの間に、」に改める。

第三条第二項に次の一号を加える。

七 更新の登録を受ける者にあつては、条例第九条の二第一項（同条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による研修（以下「研修」という。）を修了したことを証する書類の写し

第六条の次に次の一条を加える。

（条例第九条の二第一項ただし書の規則で定める浄化槽管理士）

第六条の二 条例第九条の二第一項ただし書の規則で定める浄化槽管理士は、次に掲げる者とする。

一 条例第二条第二項に規定する有効期間の満了の日以前五年以内に研修を修了した者

二 研修を修了できなかったことについて相当の理由があると認められる者

第十条の次に次の八条を加える。

（指定の申請）

第十条の二 条例第十三条の二第一項の規定による申請をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

一 名称及び住所

二 研修業務を開始しようとする年月日

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 定款及び登記事項証明書

二 申請の日の属する事業年度の前事業年度における財産目録及び貸借対照表。ただし、申請の日の属する事業年度に設立された法人にあつては、その設立時における財産目録とする。

三 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書

- 四 申請に係る意思の決定を証する書類
- 五 役員の氏名及び経歴を記載した書類
- 六 組織及び運営に関する事項を記載した書類
- 七 現に行っている業務の概要を記載した書類
- 八 研修業務の実施の方法に関する計画を記載した書類
- 九 研修の講師の選任に関する事項を記載した書類
- 十 条例第十三条の二第三項第四号に該当しない旨を誓約する書面
- 十一 その他参考となる事項を記載した書類

(名称等の変更の届出)

第十条の三 指定研修機関は、その名称又は住所を変更しようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を知事に提出しなければならない。

- 一 変更後の指定研修機関の名称又は住所
- 二 変更しようとする年月日

三 変更の理由

(事業計画の認可等の申請)

第十条の四 指定研修機関は、条例第十三条の三第一項前段の規定により事業計画及び収支予算の認可を受けようとするときは、別に定める申請書に当該事業計画書及び収支予算書を添えて、これを知事に提出しなければならない。

2 指定研修機関は、条例第十三条の三第一項後段の規定により事業計画及び収支予算の変更の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 変更しようとする事項
- 二 変更しようとする年月日
- 三 変更の理由

(研修業務規程の認可等の申請)

第十条の五 指定研修機関は、条例第十三条の四第一項前段の規定により研修業務規程の認可を受けようとするときは、別に定める申請書に当該研修業務規程を添えて、これを知事に提出しなければならない。

2 指定研修機関は、条例第十三条の四第一項後段の規定により研修業務規程の変更の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 変更しようとする事項
- 二 変更しようとする年月日
- 三 変更の理由

(研修業務規程の記載事項)

第十条の六 条例第十三条の四第二項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 研修を行う時間、場所及び方法に関する事項
- 二 受講手数料の額及び収納の方法に関する事項
- 三 研修業務に関する帳簿及び書類の管理に関する事項
- 四 その他研修業務の実施に関し必要な事項

(帳簿)

第十条の七 条例第十三条の五の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 実施年月日
- 二 実施場所
- 三 受講者の氏名、生年月日、住所及び現に有している浄化槽管理士免状の交付番号
- 四 修了した者に書面でその旨を通知した日(次条第一項第六号において「修了通知日」という。)

2 条例第十三条の五に規定する帳簿は、研修業務を廃止するまで保存しなければならない。

(研修の実施結果の報告)

第十条の八 指定研修機関は、研修を実施したときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した報告書を知事に提出しなければならない。

- 一 実施年月日
- 二 実施場所
- 三 受講申込者数
- 四 受講者数
- 五 修了者数
- 六 修了通知日

2 前項の報告書には、修了者の氏名、生年月日、住所及び現に有している浄化槽管理士免状の交付番号を記載した一覧表を添付しなければならない。

(研修業務の休廃止の許可の申請)

第十条の九 指定研修機関は、条例第十三条の七の規定による許可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 休止し、又は廃止しようとする研修業務の範囲
- 二 休止し、又は廃止しようとする年月日及び休止しようとする場合にあっては、その期間

三 休止又は廃止の理由

附 則

- 1 この規則は、令和二年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の日から起算して三年を経過する日までの間に登録の有効期間が満了する浄化槽保守点検業者については、当該登録の有効期間が満了するまでの間は、改正後の第三条第二項第七号の規定は、適用しない。

## 規 則

浄化槽法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

### 埼玉県規則第二十五号

浄化槽法施行細則の一部を改正する規則

浄化槽法施行細則（昭和六十年埼玉県規則第六十六号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「浄化槽工事の技術上の基準及び浄化槽の設置等の届出に関する省令」を「浄化槽工事の技術上の基準並びに浄化槽の設置等の届出及び設置計画に関する省令」に改める。

第三条第一項及び第三項中「又は第十一条の二」を「、第十一条の二又は第十一条の三」に改める。

#### 附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

## 規 則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

### 埼玉県規則第二十六号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（平成五年埼玉県規則第三十一号）の一部を次のように改正する。

様式第四号（裏面）中「尿処理施設」を「し尿処理施設」に改め、同様式の備考2中「尿処理施設」を「し尿処理施設」に改める。

様式第六号（裏面）添付書類4中「ヌ」を「ル」に改める。

様式第二十二号（第二面）中「尿処理施設」を「し尿処理施設」に改め、同様式（第三面）中「第7条第5項第4号チ」を「第7条第5項第4号リ」に改め、同様式（第四面）の備考2中「尿処理施設」を「し尿処理施設」に改める。

様式第二十七号（第二面）中「第7条第5項第4号チ」を「第7条第5項第4号リ」に改め、同様式（第三面）の備考2及び3(2)中「尿処理施設」を「し尿処理施設」に改める。

様式第三十一号中「第9条第6項（イ）を「第9条第6項又は第7項（イ）及び「第7条の2第4項」を「第7条の2第4項又は第5項」に改め、同様の備考1(2)中「第7条第5項第4号イからへまで又はチからヌまで（同号チからヌまで）」を「第7条第5項第4号ロからトまで又はリからルまで（同号リからルまで）」と、「同号ト」を「同号イ又はチ」に改め、同様の備考1(2)中「第7条第5項第4号ト」を「第7条第5項第4号チ」に改め、同様の備考1中(2)を(3)と、(3)の次に次のように加える。

(2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第7項の規定による届出にあつては、同法第7条第5項第4号イに該当する旨を記載すること。

様式第三十一号の備考2中「第9条第6項」の次に「若しくは第7項」を加える。  
様式第三十三号（第二面）及び様式第三十五号（裏面）中「第7条第5項第4号チ」を「第7条第5項第4号リ」に改める。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 規 則

社会福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

### 埼玉県規則第二十七号

社会福祉法施行細則の一部を改正する規則

社会福祉法施行細則（平成十五年埼玉県規則第七十九号）の一部を次のように改正する。

第三条中「第六十八条」の下に「、法第六十八条の三各項、法第六十八条の四」を加える。

第八条を第九条とし、第七条の見出し中「第二種社会福祉事業」を「住居の用に供するための施設を必要としない第二種社会福祉事業」に改め、同条中「様式第七号」を「様式第八号」に改め、同条を第八条とし、第六条の次に次の一条を加える。

（社会福祉住居施設に係る第二種社会福祉事業開始等の届出）

第七条 法第六十八条の二各項の規定による届出は、様式第七号の届出書により行うものとする。

様式第七号を様式第八号とし、様式第六号の次に次の一様式を加える。

様式第7号（第7条関係）

第二種社会福祉事業（無料低額宿泊所）開始（経営）届

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

届出者 住 所

氏 名 ㊟

〔法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名〕

社会福祉法第68条の2第1項（第2項）の規定に基づき、下記のとおり社会福祉住居施設を設置する第二種社会福祉事業を開始したので、関係書類を添付の上、届け出ます。  
経営したい

記

1 施設の名称及び所在地

|        |        |               |       |
|--------|--------|---------------|-------|
| フリガナ   |        |               |       |
| 施設の名称  |        |               |       |
| 施設の所在地 |        | 〒 -<br>建物の名称等 |       |
| 連絡先    | 電話番号   |               | FAX番号 |
|        | e-mail |               |       |

2 設置者の氏名又は名称、住所又は主たる事務所の所在地並びに経歴及び資産状況等

|                      |        |               |       |
|----------------------|--------|---------------|-------|
| 法人等の名称               |        |               |       |
| 住所又は主たる事務所の所在地       |        | 〒 -<br>建物の名称等 |       |
| 連絡先                  | 電話番号   |               | FAX番号 |
|                      | e-mail |               |       |
| 届出時における法人等の経歴及び資産状況等 |        | 別添1のとおり       |       |
| 代表者                  | 役職名    |               | 氏 名   |

3 条例、定款その他の基本約款

|                  |         |
|------------------|---------|
| 届出時における法人の定款等    | 別添2のとおり |
| 当該事業の実施を規定している条項 |         |

#### 4 建物その他の設備の規模及び構造

|                         |   |
|-------------------------|---|
| 利用定員                    | 名   |
| 構造                      | 造 階建<br>(当該事業として使用する部分 階部分の 全部・一部)  |
| 敷地面積                    | m <sup>2</sup>  |
| 総床面積                    | m <sup>2</sup><br>(当該事業として使用する部分 専用 m <sup>2</sup> 、共用 m <sup>2</sup> )   |
| 建築年月日                   | 年 月しゅん工   |
| 建物の平面図                  | 別添3のとおり   |
| 当該事業に使用する設備の有無(有する設備に☑) | <input type="checkbox"/> 居室(詳細は、別添4のとおり) <input type="checkbox"/> 炊事設備 <input type="checkbox"/> 洗面所<br><input type="checkbox"/> 便所 <input type="checkbox"/> 浴室 <input type="checkbox"/> 洗濯室又は洗濯場 <input type="checkbox"/> 共用室 <input type="checkbox"/> 相談室<br><input type="checkbox"/> 食堂 <input type="checkbox"/> その他( ) |
| 土地及び建物の使用に関する権利         | 別添5のとおり   |

#### 5 事業開始の年月日

|       |
|-------|
| 年 月 日 |
|-------|

#### 6 施設の管理者及び実務を担当する幹部職員の氏名及び経歴

|                                     |   |
|-------------------------------------|---|
| 施設の管理者(施設長)                         | <small>フリガナ</small><br>職名 氏名<br>(経歴は、別添6のとおり) |
| 幹部職員<br>(施設長とは別に幹部職員を配置する場合のみ記載する。) | <small>フリガナ</small><br>職名 氏名<br>(経歴は、別添6のとおり) |

#### 7 福祉サービスを必要とする者に対する処遇の方法

|          |         |
|----------|---------|
| 運営の方針    |         |
| 処遇に関すること | 別添7のとおり |
| 運営規程等    | 別添8のとおり |

#### 添付書類

- 1 別添1-1 届出時における法人の登記簿謄本(履歴事項全部証明書)
- 2 別添1-2 直近の事業報告及び決算書類
- 3 別添1-3 届出時における役員等名簿
- 4 別添1-4 事業者誓約書
- 5 別添2 届出時における法人の定款等
- 6 別添3 建物の平面図

- 7 別添4 居室面積及び使用料（家賃）一覧
- 8 別添5 登記簿謄本、借地契約書、建物賃貸借契約書等（土地及び建物の権利関係を明らかにすることができる書類）
- 9 別添6 経歴申告書
- 10 別添7 入居者に対する処遇に関する項目
- 11 別添8-1 運営規程
- 12 別添8-2 金銭管理規程（金銭管理を実施する場合のみ）
- 13 別添8-3 事業開始時における契約書（居室利用及びサービス利用）及び重要事項説明書
- 14 別添8-4 金銭管理に係る契約書（金銭管理を実施する場合のみ）
- 15 その他知事が必要と認める書類

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

## 規 則

埼玉県被保護者等住居・生活サービス提供事業の業務の適正化等に関する条例施行規則をここに公布する。

令和二年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

### 埼玉県規則第二十八号

埼玉県被保護者等住居・生活サービス提供事業の業務の適正化等に関する条例施行規則

被保護者等住居・生活サービス提供事業の業務の適正化等に関する条例施行規則（平成二十五年埼玉県規則第五十号）の全部を改正する。

（被保護者等住居・生活サービス提供事業の開始の届出）

第一条 埼玉県被保護者等住居・生活サービス提供事業の業務の適正化等に関する条例（令和元年埼玉県条例第二十二号。以下「条例」という。）第三十六条第一項及び第二項の規定による届出は、様式第一号の被保護者等住居・生活サービス提供事業開始届により行うものとする。

（被保護者等住居・生活サービス提供事業の変更又は廃止の届出）

第二条 条例第三十六条第三項から第六項までの規定による変更又は廃止の届出は、様式第二号の被保護者等住居・生活サービス提供事業変更（廃止）届により行うものとする。

（身分証明書）

第三条 条例第四十四条第二項の身分を示す証明書の様式は、様式第三号のとおりとする。

### 附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

様式第1号（第1条関係）

被保護者等住居・生活サービス提供事業開始届

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

届出者 住 所

氏 名 ㊟

〔 法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名〕

下記のとおり被保護者等住居・生活サービス提供事業を開始したので(するに当たり)、埼玉県被保護者等住居・生活サービス提供事業の業務の適正化等に関する条例第36条第1項（第2項）の規定により、関係書類を添付の上、届け出ます。

記

1 施設の名称及び所在地

|        |        |               |          |
|--------|--------|---------------|----------|
| フリガナ   |        |               |          |
| 施設の名称  |        |               |          |
| 施設の所在地 |        | 〒 -<br>建物の名称等 |          |
| 連絡先    | 電話番号   |               | F A X 番号 |
|        | e-mail |               |          |

2 事業者の氏名又は名称、住所又は主たる事務所の所在地並びに経歴及び資産状況等

|                      |        |               |          |
|----------------------|--------|---------------|----------|
| 法人等の名称               |        |               |          |
| 住所又は主たる事務所の所在地       |        | 〒 -<br>建物の名称等 |          |
| 連絡先                  | 電話番号   |               | F A X 番号 |
|                      | e-mail |               |          |
| 届出時における法人等の経歴及び資産状況等 |        | 別添1のとおり       |          |
| 代表者                  | 役職名    |               | 氏 名      |

3 定款その他の基本約款

|                  |         |
|------------------|---------|
| 届出時における法人の定款等    | 別添2のとおり |
| 当該事業の実施を規定している条項 |         |

4 建物その他の設備の規模及び構造

|                         |   |
|-------------------------|---|
| 入居定員                    | 名   |
| 構造                      | 造 階建<br>(当該事業として使用する部分 階部分の 全部・一部)  |
| 敷地面積                    | m <sup>2</sup>  |
| 総床面積                    | m <sup>2</sup><br>(当該施設に使用する部分 専用 m <sup>2</sup> 、共用 m <sup>2</sup> )   |
| 建築年月日                   | 年 月しゅん工   |
| 建物の平面図                  | 別添3のとおり   |
| 当該事業に使用する設備の有無(有する設備に☑) | <input type="checkbox"/> 居室(詳細は、別添4のとおり) <input type="checkbox"/> 炊事設備 <input type="checkbox"/> 洗面所<br><input type="checkbox"/> 便所 <input type="checkbox"/> 浴室 <input type="checkbox"/> 洗濯室又は洗濯場 <input type="checkbox"/> 共用室 <input type="checkbox"/> 相談室<br><input type="checkbox"/> 食堂 <input type="checkbox"/> その他( ) |
| 土地及び建物の使用に関する権利         | 別添5のとおり   |

5 事業開始の年月日

|       |
|-------|
| 年 月 日 |
|-------|

6 施設の管理者及び実務を担当する幹部職員の氏名及び経歴

|                                     |   |
|-------------------------------------|---|
| 施設の管理者(施設長)                         | 職名 <small>フリガナ</small><br>氏名<br>(経歴は、別添6のとおり) |
| 幹部職員<br>(施設長とは別に幹部職員を配置する場合のみ記載する。) | 職名 <small>フリガナ</small><br>氏名<br>(経歴は、別添6のとおり) |

7 福祉サービスを必要とする者に対する処遇の方法

|          |         |
|----------|---------|
| 運営の方針    |         |
| 処遇に関すること | 別添7のとおり |
| 運営規程等    | 別添8のとおり |

添付書類

- 1 別添1-1 届出時における法人の登記簿謄本(履歴事項全部証明書)
- 2 別添1-2 直近の事業報告及び決算書類
- 3 別添1-3 届出時における役員等名簿
- 4 別添1-4 事業者誓約書
- 5 別添2 届出時における法人の定款等
- 6 別添3 建物の平面図

- 7 別添4 居室面積及び使用料（家賃）一覧
- 8 別添5 登記簿謄本、借地契約書、建物賃貸借契約書等（土地及び建物の権利関係を明らかにすることができる書類）
- 9 別添6 経歴申告書
- 10 別添7 入居者に対する処遇に関する項目
- 11 別添8-1 運営規程
- 12 別添8-2 金銭管理規程（金銭管理を実施する場合のみ）
- 13 別添8-3 事業開始時における契約書（居室利用及びサービス利用）及び重要事項説明書
- 14 別添8-4 金銭管理に係る契約書（金銭管理を実施する場合のみ）
- 15 その他知事が必要と認める書類

様式第2号（第2条関係）

被保護者等住居・生活サービス提供事業変更（廃止）届

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

届出者 住 所

氏 名

㊟

〔法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名〕

下記のとおり被保護者等住居・生活サービス提供事業を変更（廃止）<sup>したい</sup>ので、埼玉県被保護者等住居・生活サービス提供事業の業務の適正化等に関する条例第36条第<sup>した</sup>一項の規定により、届け出ます。

記

1 変更<sup>する</sup>事項の変更前後の比較  
した

(1) 変 更 前

(2) 変 更 後

2 変更（廃止）<sup>する</sup>年月日  
した

3 変更（廃止）の事由

4 変更（廃止）後の措置

添付書類

変更の場合 理事会等の議事録謄本

廃止の場合 最近の財産目録及び貸借対照表並びに理事会等の議事録謄本

様式第3号（第3条関係）

|  |              |
|--|--------------|
| 身 分 証 明 書  |              |
| 第 号  |              |
| 次の者は、埼玉県被保護者等住居・生活サービス提供事業の業務の適正化等に関する条例第44条第1項の規定による立入検査その他事業経営の状況の調査の権限を有する職員であることを証明する。 |              |
| 写<br>真   | 所属・職名<br>氏 名 |
| 年 月 日発行  | 埼玉県知事 印      |

（裏面）

埼玉県被保護者等住居・生活サービス提供事業の業務の適正化等に関する条例  
（抜粋）

（報告の徴収及び立入検査等）

第44条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し、必要と認める事項の報告を求め、又はその職員に、事業者の事務所その他の施設に立ち入り、施設、帳簿、書類等を検査させ、その他事業経営の状況を調査させることができる。

2 前項の規定により立入検査その他事業経営の状況の調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（表面）

## 規 則

埼玉県立精神保健福祉センター管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

### 埼玉県規則第二十九号

埼玉県立精神保健福祉センター管理規則の一部を改正する規則

埼玉県立精神保健福祉センター管理規則（平成十四年埼玉県規則第五十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第十条」を「第十八条」に改める。

第四条の見出しを「（利用の承認の申請）」に改め、同条中「センター長が定める様式の利用申込書をセンター長」を「様式第一号の利用承認申請書を知事（条例第十条第一項に規定する指定管理者に自立訓練施設の管理に関する業務を行わせる場合にあつては、指定管理者。以下この条から第八条までにおいて同じ。）」に改める。

第五条第一項中「センター長」を「知事」に、「当該申込者にその旨及び利用に必要な事項を」を「申請を行った者に様式第二号の通知書により」に改め、同条第二項中「センター長」を「知事」に改める。

第六条中「センター長が」を「知事が」に、「センター長その他の職員」を「知事」に改める。

第七条及び第八条中「センター長」を「知事」に改める。

第九条中「別記様式」を「様式第三号」に改める。

第十条中「センター長」の下に「（自立訓練施設に係るものにあつては、知事）」を加え、同条を第十四条とし、第九条の次に次の四条を加える。

（指定管理者の指定の申請）

第十条 条例第十一条第一項の規定による申請は、知事が指定する期限までに様式第四号の指定管理者指定申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出することにより行わなければならない。

- 一 定款及び登記事項証明書又はこれらに準ずる書類
- 二 知事が指定する事業年度の事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録又はこれらに準ずる書類
- 三 知事が指定する事業年度の事業計画書及び収支予算書又はこれらに準ずる書類

類

四 組織及び運営に関する事項を記載した書類

五 条例第十条第二項に規定する指定管理業務の実施に関する計画を記載した書類

類

六 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

(利用料金の承認手続)

第十一条 指定管理者は、条例第十六条第二項の規定により利用料金について知事の承認を受けようとするときは、様式第五号の利用料金承認申請書を知事に提出しなければならない。

(利用料金の納期限)

第十二条 条例第十七条第一項の利用料金の納期限は、知事の承認を得て、指定管理者が定める。

(利用料金の減免承認手続)

第十三条 指定管理者は、条例第十七条第二項において準用する条例第八条の規定により利用料金の減額又は免除について知事の承認を受けようとするときは、様式第六号の利用料金減額（免除）承認申請書を知事に提出しなければならない。

別記様式中「㊦ ㊧

㊨」を「㊦ ㊧ (㊨ ㊩ ㊪ ㊫ ㊬ ㊭ ㊮ ㊯)」

に改め、同様式を様式第三号とし、同様式の次に次の三様式を加える。

様式第4号（第10条関係）

埼玉県立精神保健福祉センター（自立訓練施設）指定管理者指定申請書

年 月 日

（宛先）

埼玉県知事

申請者 主たる事務所の所在地

名 称

代表者氏名

⑩

指定管理者の指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

様式第5号（第11条関係）

埼玉県立精神保健福祉センター（自立訓練施設）利用料金承認申請書

年 月 日

（宛先）

埼玉県知事

埼玉県立精神保健福祉センター指定管理者

利用料金の額を次のとおり定めることについて、承認を受けたいので申請します。

| 利用料金の種類 | 利 用 料 金 | 備 考 |
|---------|---------|-----|
|         |         |     |

様式第6号（第13条関係）

埼玉県立精神保健福祉センター（自立訓練施設）利用料金減額（免除）承認申請書

年 月 日

（宛先）

埼玉県知事

埼玉県立精神保健福祉センター指定管理者

利用料金の額を次のとおり減額（免除）することについて、承認を受けたいので申請します。

| 減額（免除）をしようとする利用料金の種類 | 減額（免除）の承認を受けようとする理由 | 減額（免除）の承認を受けようとする額 | 備 考 |
|----------------------|---------------------|--------------------|-----|
|                      |                     |                    |     |

（注）理由を証明する書類がある場合は、添付すること。

附則の次に次の二様式を加える。

様式第1号（第4条関係）

埼玉県立精神保健福祉センター（自立訓練施設）利用承認申請書

年 月 日

（宛先）

埼玉県知事

（埼玉県立精神保健福祉センター指定管理者）

申請者 住 所

氏 名（自署又は記名押印）

電話番号

埼玉県立精神保健福祉センター（自立訓練施設）の利用について承認を受けたいので、  
埼玉県立精神保健福祉センター管理規則第4条の規定により、下記のとおり申請します。

記

|                                      |   |
|--------------------------------------|---|
| 障害福祉サービス名<br>（該当する箇所の□内にレ印を付してください。） | <input type="checkbox"/> 自立訓練（生活訓練） <input type="checkbox"/> 宿泊型自立訓練<br><input type="checkbox"/> 短期入所 |
| 利 用 開 始 日                            | 年            月            日   |
| 備            考                       |   |

様式第2号（第5条関係）

埼玉県立精神保健福祉センター（自立訓練施設）利用承認通知書

年 月 日

様

埼玉県知事



（埼玉県立精神保健福祉センター指定管理者）

年 月 日付けで申請のあった埼玉県立精神保健福祉センター（自立訓練施設）の利用については、埼玉県立精神保健福祉センター条例第4条の規定により、下記のとおり承認することに決定したので通知します。

記

|           |   |
|-----------|---|
| 障害福祉サービス名 | <input type="checkbox"/> 自立訓練（生活訓練） <input type="checkbox"/> 宿泊型自立訓練<br><input type="checkbox"/> 短期入所 |
| 利用開始日     | 年 月 日   |
| 備考        |   |

## 附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日（以下この項において「施行日」という。）後に指定管理者に自立訓練施設の管理を行わせる場合におけるこの規則による改正後の埼玉県立精神保健福祉センター管理規則（以下この項において「新規規則」という。）第四条から第八条まで及び第十四条の規定の適用については、新規規則第四条中「知事（条例第十条第一項に規定する指定管理者に自立訓練施設の管理に関する業務を行わせる場合にあつては、指定管理者。以下この条から第八条までにおいて同じ。）とあるのは「センター長」と、新規規則第五条から第八条までの規定中「知事」とあるのは「センター長」と、新規規則第十四条中「センター長（自立訓練施設に係るものにあつては、知事）」とあるのは「センター長」と、様式第一号中

「埼玉県知事

とあるのは「埼玉県立精神保健福祉センター指定管理者）」

埼玉県知事

健康福祉センター長」と、様式第二号中（埼玉県立精神保健福祉センター指定管

理者）」とあるのは「埼玉県立精神保健福祉センター長」とする。」

## 規 則

埼玉県総合リハビリテーションセンター管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

### 埼玉県規則第三十号

埼玉県総合リハビリテーションセンター管理規則の一部を改正する規則

埼玉県総合リハビリテーションセンター管理規則（昭和五十七年埼玉県規則第一号）の一部を次のように改正する。

様式第二号（一）中「あて先」を「宛先」に、「ついでには、」の次に「極度額  
田の範囲内で」を加える。

様式第二号（二）中「あて先」を「宛先」に、「氏 名」を「④」を

「氏 名（自署又は記名押印）」に改める。

様式第三号中「あて先」を「宛先」に、「氏 名」を「④」を「氏

名（自署又は記名押印）」に改める。

様式第四号中「医師 氏 名」を「④」を「医師 氏 名（自

署又は記名押印）」に改める。

様式第六号中「あて先」を「宛先」に、「氏 名

④」を「氏 名（自署又は記名押印）」に改める。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

## 規 則

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

### 埼玉県規則第三十一号

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

児童福祉法施行細則（昭和四十二年埼玉県規則第五十九号）の一部を次のように改正する。

別表第二の備考に次のように加える。

- 11 障害児入所施設又は肢体不自由児若しくは重症心身障害児を入院させる指定発達支援医療機関に入所し、又は入院している被措置児童が満3歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した障害児であつて、小学校就学の始期に達するまでの間にあるものである場合は、第29条第1項の規定にかかわらず、当該被措置児童に係る措置費は徴収しない。
- 12 B<sub>1</sub>又はB<sub>2</sub>階層と認定された世帯に属する被措置児童が満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある障害児である場合についても、11と同様とする。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の別表第二の規定は、令和元年十月一日以後の措置に要する費用の徴収から適用し、同日前の措置に要した費用の徴収については、なお従前の例による。

## 規 則

埼玉県地方独立行政法人評価委員会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

### 埼玉県規則第三十二号

埼玉県地方独立行政法人評価委員会規則の一部を改正する規則

埼玉県地方独立行政法人評価委員会規則（平成二十一年埼玉県規則第六十四号）

の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

埼玉県公立大学法人埼玉県立大学評価委員会規則

第一条中「埼玉県地方独立行政法人評価委員会」を「埼玉県公立大学法人埼玉県立大学評価委員会」に改める。

第八条第二項中「署名しなければ」を「署名し、又は記名押印しなければ」に改める。

### 附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

## 規 則

埼玉県地方独立行政法人埼玉県立病院機構評価委員会規則をここに公布する。

令和二年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

### 埼玉県規則第三十三号

埼玉県地方独立行政法人埼玉県立病院機構評価委員会規則

(趣旨)

第一条 この規則は、執行機関の附属機関に関する条例（昭和二十八年埼玉県条例第十七号）第六条の規定に基づき、埼玉県地方独立行政法人埼玉県立病院機構評価委員会（以下「委員会」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第二条 委員会は、委員五人以内をもって組織する。

2 委員は、医療又は経営に関し広くかつ高い識見を有する者のうちから、知事が委嘱する。

3 委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

(委員の任期)

第三条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

第四条 臨時委員は、当該特別の事項について学識経験のある者のうちから、知事が委嘱する。

2 臨時委員の任期は、当該特別の事項を調査審議する期間とする。

(委員長)

第五条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第六条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員及び当該議事に関係のある臨時委員（次項、第八条及び第九条第二項において「委員等」という。）の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 委員会の議事は、出席した委員等の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 前項の場合において、議長は、委員として議決に加わることができない。

(関係者の出席)

第七条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて、意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第八条 委員会の会議は、公開する。ただし、出席した委員等の三分の二以上の多数で議決したときは、公開しないことができる。

(議事録)

第九条 議長は、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長のほか、出席した委員等のうちから議長が指名する委員等が署名し、又は記名押印しなければならない。

(庶務)

第十条 委員会の庶務は、保健医療部保健医療政策課において処理する。

(委任)

第十一条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

## 規則

埼玉県立高等看護学院学則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

### 埼玉県規則第三十四号

埼玉県立高等看護学院学則の一部を改正する規則

埼玉県立高等看護学院学則（昭和四十八年埼玉県規則第七十四号）の一部を次のように改正する。

第十三条の次に次の一条を加える。

（入学料の免除等）

第十三条の二 知事は、学業が優秀で、かつ、経済的理由により授業料の納付が困難であると認められる者その他やむを得ない事情があると認められる者について、入学料を減額し、又は免除することができる。

2 前項の規定により入学料の減額又は免除を受けようとする者は、入学後保証人二人が連署した様式第七号の入学料・授業料減額（免除）申請書に授業料の納付が困難である旨又はやむを得ない事情がある旨を証明する書類を添え、学院長に提出しなければならない。

3 前項の規定によらず、大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第八号）による減額又は免除については、学院長が別に定める様式を提出する。

第二十三条の見出し中「減額」を「免除」に改め、同条第一項中「知事は、」の下に「学業が優秀で、かつ、経済的理由により授業料の納付が困難であると認められる者その他」を加え、同条第二項中「授業料減額（免除）申請書」を「入学料・授業料減額（免除）申請書に授業料の納付が困難である旨又はやむを得ない事情がある旨を証明する書類を添え」に改め、同条に次の一項を加える。

3 前項の規定によらず、大学等における修学の支援に関する法律による減額又は免除については、学院長が別に定める様式を提出する。

第二十四条見出し中「授業料の減額等」を「入学料・授業料の減額又は免除」に改め、同条中「授業料減額（免除）理由解消届」を「入学料・授業料減額（免除）理由解消届」に改める。

第三十条を次のように改める。

（会議）

第三十条 学院の運営に必要な会議については、学院長が別に定めるところによる。

様式第七号中「授業料減額（免除）申請書」を「入学料・授業料減額（免除）申請書」に、「あて先」を「宛先」に、「授業料の」を「入学料・授業料の」に改め

る。

様式第八号中「授業料減免（免除）理由解消届」を「入学料・授業料減額（免除）理由解消届」に、「あて先」を「宛先」に、「授業料の」を「入学料・授業料の」に改める。

#### 附 則

- 1 この規則は、令和二年四月一日から施行する。
- 2 改正後の第十三条第二項の規定は、令和二年四月一日以後に埼玉県立高等看護学院に入学又は転入学をした学生について適用する。

## 規 則

埼玉県健康増進法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

### 埼玉県規則第三十五号

埼玉県健康増進法施行細則の一部を改正する規則

埼玉県健康増進法施行細則（平成十五年埼玉県規則第九十九号）の一部を次のように改正する。

第八条を削る。

様式第二号及び様式第三号を次のように改める。

様式第2号（第3条関係）

栄 養 管 理 指 導 票

年 月 日

様

所属  
氏名

㊦

健康増進法第18条第1項第2号の規定により、給食の状況について次のとおり指導します。

| 指 導 項 目 及 び 内 容    | 評 価 |
|--------------------|-----|
| 1 管理栄養士・栄養士の配置     | 10点 |
|                    |     |
| 2 栄養管理             | 20点 |
|                    |     |
| 3 給食管理             | 20点 |
|                    |     |
| 4 衛生管理             | 20点 |
|                    |     |
| 5 栄養指導             | 20点 |
|                    |     |
| 6 肥満及び痩せである者の割合の改善 | 10点 |
|                    |     |

上記の指導を受けました。

施設担当者氏名（ ）

様式第3号（第4条関係）

特 定 給 食 施 設 開 始 届

(宛先) 年 月 日  
 埼玉県 保健所長

〒

設置者の住所  
 氏名

〔法人にあつては、主たる事務所の  
 所在地、名称及び代表者の氏名〕

特定給食施設を開始したので、健康増進法第20条第1項の規定により、次の  
 とおり届け出ます。

|                             |          |  |       |   |       |       |       |
|-----------------------------|----------|--|-------|---|-------|-------|-------|
| 施設の種類                       |          | 種 別  |       | 1 学校 2 病院 3 介護老人保健施設<br>4 介護医療院 5 老人福祉施設 6 児童福祉施設<br>7 社会福祉施設 8 事業所 9 寄宿舍 10 矯正施設<br>11 自衛隊 12 一般給食センター 13 その他( ) |       |       |       |
| 施設の種類                       |          | 許可病床数・入所定員数  |       |   |       |       |       |
| 施設の種類                       |          | 運 営 形 態  |       | 1 直営 2 委託 3 その他( )  |       |       |       |
| 施設の種類                       |          | 献 立 形 式  |       | 1 単一献立 2 複数献立 3 カフェテリア  |       |       |       |
| 給食開始(予定)日                   |          | 年 月 日  |       |   |       |       |       |
| 1日の予定給食数及び各食ごとの予定給食数(うち職員食) | 区 分      | 朝  | 昼     | 夕   |       |       | 計     |
|                             | 1日平均     | ( 食食)  | ( 食食) | ( 食食)   | ( 食食) | ( 食食) | ( 食食) |
| 管理栄養士、栄養士の員数及び給食従事職員数       | 区 分      | 設 置 者 側  |       | 受 託 者 側   |       | 計     |       |
|                             |          | 常 勤  | 非常勤   | 常 勤   | 非常勤   | 常 勤   | 非常勤   |
|                             | 管理栄養士    |  |       |   |       |       |       |
|                             | 栄養士      |  |       |   |       |       |       |
|                             | 調理師      |  |       |   |       |       |       |
|                             | その他調理従事者 |  |       |   |       |       |       |
|                             | 事務職員     |  |       |   |       |       |       |
| そ の 他                       |          |  |       |   |       |       |       |
| 計                           |          |  |       |   |       |       |       |
| 委託先                         | 名 称      |  |       |   |       |       |       |
|                             | 所 在 地    | 〒 電話番号   |       |   |       |       |       |
| 委託先                         | 委 託 内 容  | 1 献立作成 2 材料購入 3 調理 4 配膳・下膳<br>5 食器洗浄 6 施設外調理 7 栄養指導 8 その他( ) |       |   |       |       |       |
|                             | 施設管理者    | 職 名  |       | 職 種   |       | 氏 名   |       |
| 栄養部門の責任者                    | 職 名      |  | 職 種   |   | 氏 名   |       |       |

(注) 施設の種類の種別、運営形態及び献立形式の欄並びに委託先の委託内容の欄は、該当する項目を○で囲んでください。

(添付書類) 特定給食施設の平面図

「<sup>㊦</sup>」に改め、「<sup>㊧</sup>」を削り、  
様式第四号中「設置者の住所」を「設置者の住所」

|        |      |
|--------|------|
| 施設の所在地 | 電話番号 |
|--------|------|

を

|        |           |
|--------|-----------|
| 施設の所在地 | 〒<br>電話番号 |
| 変更年月日  | 年 月 日     |

に

改める。

「<sup>㊦</sup>」に改め、「<sup>㊧</sup>」を削り、  
様式第五号中「設置者の住所」を「設置者の住所」

|      |   |
|------|---|
| 電話番号 | 〒 |
|------|---|

を

に改める。

|      |
|------|
| 電話番号 |
|------|

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、様式第二号から様式第五号までの改正規定は、令和二年四月一日から施行する。

## 規 則

難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

### 埼玉県規則第三十六号

難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則（平成二十六年埼玉県規則第八

十五号）の一部を次のように改正する。

#### 「5 個人情報等に係る同意事項

本申請（申請書、診断書その他の添付書類）に基づく個人  
1. 治療研究基礎資料として厚生労働省及び埼玉県に提供  
2. 他の都道府県又は指定都市に転居する場合に転居先の  
引き継ぐこと  
3. 国、埼玉県及び埼玉県内の市町村が難病対策に関する  
4. 国、地方公共団体、保険者等の関係機関に医療給付に  
回答を得ること  
に同意します。

※ 本申請により得られた個人情報等は、上記同意事項及び支  
使用することはありません。

#### 「5 個人情報等に係る同意事項

本申請（申請書、診断書その他の添付書類）に基づ  
1 他の都道府県又は指定都市に転居する場合に転居  
引き継ぐこと  
2 国、埼玉県及び埼玉県内の市町村が難病対策に関  
3 国、地方公共団体、保険者等の関係機関に医療給  
回答を得ること  
に同意します。

※ 本申請により得られた個人情報等は、上記同意事項及  
使用することはありません。

#### 6 臨床調査個人票の研究等への利用に関する事項

別に定める「臨床調査個人票の研究等への利用に関  
 提出します。

個人情報及び調査結果等を  
すること  
都道府県又は指定都市に  
目的に使用すること  
関する事項の照会を行い  
給認定に関する目的以外に

個人情報及び調査結果等を  
先の都道府県又は指定都市に  
する目的に使用すること  
付に関する事項の照会を行い

ひき継ぐ。

び支給認定に関する目的以外に

する同意書」の提出について  
 提出しません。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

## 規 則

埼玉県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

### 埼玉県規則第三十七号

埼玉県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則（平成十年埼玉県規則第八十二号）の一部を次のように改正する。

様式第五号を次のように改める。

|   |                              |          |
|---|------------------------------|----------|
| 第 号   | 動物愛護管理員証                     | 写 真      |
|   | 所 属<br>職 名<br>氏 名<br>生 年 月 日 | 年 月 日    |
| 上記の者は、埼玉県動物の愛護及び管理に関する条例第17条の<br>2 第 1 項に規定する動物愛護管理員であることを証明する。 |                              |          |
| 年 月 日   | 埼玉県知事                        | 印        |
|   |                              | 12<br>cm |
| 8<br>cm   |                              |          |

埼玉県動物の愛護及び管理に関する条例 (抜粋)

(野犬等の收容)

- 第9条 知事は、飼養されていない犬又は第7条第1号の規定に違反して係留等をされていない犬（以下「野犬等」という。）があるとき認めるときは、その職員に、これを收容させることができる。
- 2 前項の職員は、收容しようとする野犬等がその飼い主又はその他の者の土地、建物又は船車内に入った場合において、これを收容するためやむを得ないと認めるときは、合理的に必要と判断される限度において、その場所（人の住居を除く。）に立ち入ることができる。ただし、その場所の占有者又はこれに代わるべき者が拒んだときは、この限りでない。
- 3 何人も、正当な理由がなく、前項の立入りを拒んではならない。
- 4 第2項の規定により立入りをする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人から要求があつたときは、これを提示しなければならない。

(立入検査等)

- 第17条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、飼い主から必要な報告を求め、又はその職員に、施設、施設のある土地若しくは建物その他関係のある場所に立ち入り、動物の飼養に関し、施設その他の物件を検査させ、若しくは関係人に質問させることができる。
- 2 前項の規定により立入検査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入検査及び質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
- (動物愛護管理員)
- 第17条の2 法第37条の3第1項に規定する動物愛護管理担当職員として、動物愛護管理員を置く。
- 2 前項の動物愛護管理員は、第9条第1項の規定による野犬等の收容、前条第1項の規定による立入検査及び質問その他の動物の愛護及び管理に関する事務を行う。

附 則

この規則は、令和二年六月一日から施行する。

## 規 則

埼玉県温泉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

### 埼玉県規則第三十八号

埼玉県温泉法施行細則の一部を改正する規則

埼玉県温泉法施行細則（平成十四年埼玉県規則第六十一号）の一部を次のように改正する。

様式第十五号中「あこ先」を「宛先」に改め、「㊟」を削り、「あう庄屋」を「あ庄屋」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 規 則

埼玉県東部地域振興ふれあい拠点施設管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

### 埼玉県規則第三十九号

埼玉県東部地域振興ふれあい拠点施設管理規則の一部を改正する規則

埼玉県東部地域振興ふれあい拠点施設管理規則（平成二十二年埼玉県規則第八号）の一部を次のように改正する。

様式第一号（一）、様式第一号（二）、様式第三号、様式第四号及び様式第八号中「の場合は、名称及び代表者の氏名」を「にあつては、名称及び代表者の氏名（田圃又は記名押印）」に改め、「㊦」を削る。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 規 則

埼玉県西部地域振興ふれあい拠点施設管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

### 埼玉県規則第四十号

埼玉県西部地域振興ふれあい拠点施設管理規則の一部を改正する規則

埼玉県西部地域振興ふれあい拠点施設管理規則（平成二十五年埼玉県規則第四十九号）の一部を次のように改正する。

様式第一号（一）、様式第一号（二）、様式第三号、様式第四号及び様式第八号

中「の場合は、名称及び代表者の氏名」を「にあつては、名称及び代表者の氏名（田舎又は記名押印）」に改め、「㊟」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 規 則

埼玉県立高等技術専門校規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

### 埼玉県規則第四十一号

埼玉県立高等技術専門校規則の一部を改正する規則

埼玉県立高等技術専門校規則（昭和六十一年埼玉県規則第七号）の一部を次のように改正する。

様式第一号を次のように改める。

様式第1号 (第7条関係)

埼玉県収入証紙  
 貼付欄  
 (短期課程を除く。)

入 校 願 書

|       |   |       |
|-------|---|-------|
| 受 付 印 | 出願日                                       | 年 月 日 |
|       | (宛先)<br>埼玉県立 高等技術専門校長<br>埼玉県立職業能力開発センター所長 |       |

入校したいので、出願します。 受 験 番 号

|   |  |               |   |          |  |
|---|--|---------------|---|----------|--|
| 受験科名  | 科                                      | 出願区分<br>※□にレ点 | <input type="checkbox"/> 推薦選考<br><input type="checkbox"/> 一般選考<br><input type="checkbox"/> 就職氷河期世代優先枠 | 写 真      |  |
| ふりがな  |  |               |   |          |  |
| 氏名<br>生年月日                                  | 年 月 日生 (満 歳)                           |               |   |          |  |
| 現住所   | 〒 都道府県 電話番号 ( )                        |               |   |          |  |
| 緊急連絡先<br><small>(未成年の場合は保護者の連絡先を記入)</small> | 氏名 住所 〒 電話番号 ( )                       |               |   |          |  |
| 最終学歴  | 大学・短大 学部 課程 科<br>高校・中学 ( ) 年 月 卒業・卒業見込 |               |   |          |  |
| 職 歴   | 会社名等                                   | 従事していた職務の内容   | 雇用形態  | 在職期間     |  |
|   |  |               |   | 年 月～ 年 月 |  |
|   |  |               |   | 年 月～ 年 月 |  |
|   |  |               |   | 年 月～ 年 月 |  |
| 資格免許等                                       | 取得年月                                   | 資格・免許の名称      | 取得年月  | 資格・免許の名称 |  |
|   | ・                                      |               | ・   |          |  |
|   | ・                                      |               | ・   |          |  |
| 志望動機  |  |               |   |          |  |

様式第二号、様式第三号及び様式第五号に備考として次のように加える。

備考 本人及び保証人は、氏名を印鑑することにより、押印を省略すること及び  
きずす。

#### 附 則

- 1 この規則は、令和二年四月一日から施行する。
- 2 改正前の様式第二号、様式第三号及び様式第五号の規定による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用すること。

## 規 則

埼玉県卸売市場条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

令和二年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

### 埼玉県規則第四十二号

埼玉県卸売市場条例施行規則を廃止する規則

埼玉県卸売市場条例施行規則（昭和四十六年埼玉県規則第九十三号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和二年六月二十一日から施行する。

## 規 則

埼玉県卸売市場審議会規則を廃止する規則をここに公布する。

令和二年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

### 埼玉県規則第四十三号

埼玉県卸売市場審議会規則を廃止する規則

埼玉県卸売市場審議会規則（平成十五年埼玉県規則第百八号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和二年六月二十一日から施行する。

## 規 則

埼玉県家畜伝染病予防法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

### 埼玉県規則第四十四号

埼玉県家畜伝染病予防法施行細則の一部を改正する規則

埼玉県家畜伝染病予防法施行細則（昭和二十八年埼玉県規則第三十三号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項第二号イ及びロ中「豚コレラ予防液」を「豚熱予防液」に改める。

様式第一号中「あて先」を「宛先」に、<sup>㉑</sup>「氏名」<sup>㉒</sup>を「氏名」<sup>㉓</sup>

に改め、同様式に注として次のように加える。

注 氏名（法人にあつては、代表者の氏名）を自署することにより、押印を省略することができる。

様式第二号中「氏名）」を「氏名）<sup>㉑</sup>」に改め、同様式に注として次のように加える。

注 氏名（法人にあつては、代表者の氏名）を自署することにより、押印を省略することができる。

様式第三号中「あて先」を「宛先」に、<sup>㉑</sup>「氏名）」を「氏名）<sup>㉒</sup>」に改め、同様式に注として次のように加える。

注 氏名（法人にあつては、代表者の氏名）を自署することにより、押印を省略することができる。

様式第四号中「あて先」を「宛先」に、<sup>㉑</sup>「氏名）」を「氏名）<sup>㉒</sup>」に、<sup>㉓</sup>「豚コレラ予防液」を「豚熱予防液」に改め、同様式に注として次のように加える。

注 氏名（法人にあつては、代表者の氏名）を自署することにより、押印を省略することができる。

様式第五号中「あて先」を「宛先」に、<sup>㉑</sup>「氏名）」を「氏名）<sup>㉒</sup>」に改め、同様式に注として次のように加える。

注 氏名（法人にあつては、代表者の氏名）を自署することにより、押印を省略することができる。

様式第六号中「あて先」を「宛先」に、<sup>㉑</sup>「氏名）」を「氏名）<sup>㉒</sup>」に改め、同様式に注として次のように加える。

注 氏名（法人にあつては、代表者の氏名）を自署することにより、押印を省略することができる。

様式第七号中「あて先」を「宛先」に、<sup>㉑</sup>「氏名）」を「氏名）<sup>㉒</sup>」に、<sup>㉓</sup>「豚コレ

ラ子防護」や「豚熱子防護」に改め、同様に注として次のように加える。

注 氏名（法人にあつては、代表者の氏名）を自署することにより、押印を省略することができる。

様式第八号中「あて先」や「宛先」は、「氏名）」や「氏名）④」に改め、同様に注として次のように加える。

注 氏名（法人にあつては、代表者の氏名）を自署することにより、押印を省略することができる。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 規 則

埼玉県農業大学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

### 埼玉県規則第四十五号

埼玉県農業大学校管理規則の一部を改正する規則

埼玉県農業大学校管理規則（平成十五年埼玉県規則第二百二十五号）の一部を次のように改正する。

第九条第四項中「、第十三条及び第二十三条第一項」を「及び第十三条」に改める。

第二十二条中「半額」を「三分の二若しくは三分の一の額」に改める。

第二十三条第一項中「保護者及び保証人と連署した様式第九号の」を「校長が別に定める」に改め、同条第二項中「、学生の学習の態度その他の状況を総合的に勘案し」を削る。

第二十四条中第二号を削り、第三号を第二号とし、同条に次の一項を加える。

2 校長は、授業料の減免を受けている者が、次の各号のいずれかに該当するとき  
は、その減免を取り消すことができる。

- 一 授業料の減免申請に不正があると認めたととき。
  - 二 学業成績が著しく不良となったと認めたととき。
  - 三 学生たるにふさわしくない行為があつたと認めたととき。
- 様式第九号を削る。

### 附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

## 規 則

埼玉県種苗センター管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

### 埼玉県規則第四十六号

埼玉県種苗センター管理規則の一部を改正する規則

埼玉県種苗センター管理規則（平成六年埼玉県規則第五十三号）の一部を次のように改正する。

様式第一号（一）から様式第一号（三）までの規定中「おひせ」を「せせ」に改め、「㊦」を削る。

#### 附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正前の埼玉県種苗センター管理規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

## 規 則

埼玉県森林法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

### 埼玉県規則第四十七号

埼玉県森林法施行細則の一部を改正する規則

埼玉県森林法施行細則（平成十二年埼玉県規則第八十九号）の一部を次のように改正する。

様式第一号から様式第十四号までの規定中「あひせ」を「宛先」に、「あひせ

㊥」を「あひせ」（自署又は記名押印）」に改める。

#### 附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正前の埼玉県森林法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

## 規 則

埼玉県都市公園に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

### 埼玉県規則第四十八号

埼玉県都市公園に関する規則の一部を改正する規則

埼玉県都市公園に関する規則（昭和三十七年埼玉県規則第八号）の一部を次のように改正する。

別表第二中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号から第八号までを一号ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

## 規 則

埼玉県宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

### 埼玉県規則第四十九号

埼玉県宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則

埼玉県宅地建物取引業法施行細則（平成十五年埼玉県規則第六十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「第一条の二第一項第一号の二」を「第一条の二第一項第一号」に改める。

第七条第五項中「第十四条の三第三項第四号」を「第十四条の三第三項第三号」に改める。

第十条中「第十四条の七の二」を「第十四条の七の二第一項」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 規 則

埼玉県特別県営住宅条例施行規則及び埼玉県特定公共賃貸住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

### 埼玉県規則第五十号

埼玉県特別県営住宅条例施行規則及び埼玉県特定公共賃貸住宅条例施行規則の一部を改正する規則

(埼玉県特別県営住宅条例施行規則の一部改正)

第一条 埼玉県特別県営住宅条例施行規則(昭和五十一年埼玉県規則第四十三号)の一部を次のように改正する。

別表一の項中「一七」を「一八」に改め、同表四の項中「一〇」を「一四」に改める。

(埼玉県特定公共賃貸住宅条例施行規則の一部改正)

第二条 埼玉県特定公共賃貸住宅条例施行規則(平成六年埼玉県規則第五十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一の一の項中「一〇」を「六」に改め、同表の四の項中「一一」を「一〇」に改める。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 規 則

埼玉県証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

### 埼玉県規則第五十一号

埼玉県証紙条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県証紙条例施行規則（昭和四十四年埼玉県規則第十三号）の一部を次のように改正する。

「(1) 売りさばき場所の位置図及び権利関係を明確にするために必  
様式第三号中 (2) 市町村長又は区長の発行する身分証明書（申請者が法人であ  
事項証明書及び定款の写し）」

要な書類  
「(1) 住民票（申請者が法人である場合には、登記事項証明  
る場合には、登記 書  
(2) その他知事が必要と認める書類  
」  
書）  
に改める。  
」

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正前の埼玉県証紙条例施行規則に定める様式による用紙は、  
当分の間、所要の調整をして使用することができる。

## 規則

埼玉県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

### 埼玉県規則第五十二号

埼玉県財務規則の一部を改正する規則

埼玉県財務規則（昭和三十九年埼玉県規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「政策・財務局長」の下に「、行政改革・ICT局長」を加え、「スポーツ局長」の下に「、環境未来局長」を加える。

第三条の二第一項中「主幹（調整幹、副課長、副所長、政策幹、危機対策幹、主席協同組合検査員、主席監査員、総務幹、主席指導主事及び次席を含む。（第二十四条の表中欄において同じ。））又は副所長（局長、支所長、研究所長、副校長（県立の学校の副校長を除く。）、副センター長、副館長、次長、担当部長、副園長、技術指導幹、総合技術幹、主席工事検査員、主席指導主事、教育主幹、主席学芸主幹及び副署長を含む。（第二十四条の表中欄において同じ。））」を「職にある者（課室等にあつては主幹又はこれに相当する職以上の職にある者、所轄所にあつては担当部長又はこれに相当する職以上の職にある者に限る。）」に改める。

第四十八条の二中「課長があらかじめ指定する主幹」を「副課長」に改める。

第五十一条第二項中「、非常勤職員」を「並びに地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二條の二第一項第一号の会計年度任用職員」に、「警察非常勤職員」を「警察会計年度任用職員」に、「及び費用弁償並びに臨時職員（警察本部並びに警察署及び警察学校に属する者に限る。第五十八条第二項において「警察臨時職員」という。）に支給される賃金」を「、費用弁償及び期末手当」に改める。

第五十四条中第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号から第十四号までを一号ずつ繰り上げる。

第五十八条第二項中「、警察非常勤職員」を「並びに警察会計年度任用職員」に、「及び費用弁償並びに警察臨時職員に支給される賃金」を「、費用弁償及び期末手当」に改める。

第八十条に次の一号を加える。

十四 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号）第二百一条第一項の規定による診療その他必要な医療上の措置に係る契約をするとき。

第八十九条の三第二項第一号中「又は都市ガス」を「、都市ガス又は液化石油ガス」に改める。

第九十八条を次のように改める。

（落札者の決定の失効等）

第九十八条 知事又はその委任を受けた者は、落札者を決定した場合において、当該決定を落札者に通知した後、落札者に対して、締結する契約の内容を記載した書面を速やかに送付しなければならない。

2 前項の書面が落札者に到達した日から五日（その期間中に埼玉県の休日を定める条例（平成元年埼玉県条例第三号）第一条第一項に規定する県の休日がある場合においては、当該休日を除く。）以内に当該落札者が契約の締結に応じないときは、前項の決定は効力を失う。

第百三条第二項第二号中「三万円」を「十万円」に改める。

第二百九条第一項中「中欄に掲げる職にある者」の下に「（副課長又は副所長（これらに準ずる職として知事が別に定める職を含む。以下この項において同じ。）の職にある者が複数ある場合は、課長又は所長があらかじめ指定する副課長又は副所長の職にある者）」を加え、同項の表を次のように改める。

|       |          |     |     |     |   |                       |
|-------|----------|-----|-----|-----|---|-----------------------|
| 出納総務課 | 総務事務センター |     | 管財課 |     | 課室等（警察本部施設課及び厚生課並びに次の項から警察本部交通指導課の項までのものを除く。） |                       |
|       | 課長       | 副課長 | 課長  | 副課長 |   | 副課長<br>課長があらかじめ指定する職員 |
|       | 副課長      | 課長  | 副課長 | 課長  |   | 課長があらかじめ指定する職員        |
|       | 課長       | 副課長 | 課長  | 副課長 |   | 課長があらかじめ指定する職員        |

|  |  |                                |  |  |  |              |  |                       |  |
|--|--|--------------------------------|--|--|--|--------------|--|-----------------------|--|
| <p>会計管理課</p>   |  | <p>課長</p>                      |  | <p>課長があらかじめ指定する専門員</p>                   |  | <p>出納審査幹</p> |  | <p>副課長</p>            |  |
| <p>課長</p>  |  | <p>副課長</p>                     |  | <p>課長があらかじめ指定する職員</p>                    |  | <p>同</p>     |  | <p>課長があらかじめ指定する職員</p> |  |
| <p>警察本部会計課</p>   |  | <p>課長</p>                      |  | <p>次席</p>                                |  | <p>同</p>     |  | <p>課長があらかじめ指定する職員</p> |  |
| <p>警察本部交通指導課</p>   |  | <p>課長があらかじめ指定する課長補佐</p>        |  | <p>同</p>                                 |  | <p>同</p>     |  | <p>課長があらかじめ指定する職員</p> |  |
| <p>所轄所（次の項から警察学校の項までのものを除く。）</p>                                   |  | <p>副所長</p>                     |  | <p>所長があらかじめ指定する職員</p>                    |  | <p>同</p>     |  | <p>課長があらかじめ指定する職員</p> |  |
| <p>川越比企地域振興センター<br/>東松山地方庁舎<br/>在及び北部地域振興センター<br/>本庄地方庁舎<br/>在</p> |  | <p>副所長（県税事務所を本務とする副所長を除く。）</p> |  | <p>所長があらかじめ指定する職員（県税事務所を本務とする職員を除く。）</p> |  | <p>同</p>     |  | <p>課長があらかじめ指定する職員</p> |  |
| <p>県税事務所（次の項のものを除く。）</p>   |  | <p>所長</p>                      |  | <p>副所長</p>                               |  | <p>同</p>     |  | <p>課長があらかじめ指定する職員</p> |  |
| <p>副所長</p>   |  | <p>副所長</p>                     |  | <p>同</p>                                 |  | <p>同</p>     |  | <p>課長があらかじめ指定する職員</p> |  |

|   |  |  |  |
|---|--|--|--|
| <p>上尾県税事務所、川越県<br/>税事務所、所沢県税事務<br/>所、秩父県税事務所、熊<br/>谷県税事務所、行田県税<br/>事務所及び春日部県税<br/>事務所</p> | <p>県営競技事務所</p>   | <p>環境管理事務所（東部環<br/>境管理事務所を除く。）</p>                         | <p>福祉事務所</p>   |
| <p>所長</p>   | <p>副所長（地域振興センタ<br/>ーを本務とする副所長<br/>を除く。）</p>                | <p>地域振興センターを本<br/>務とする副所長</p>                              | <p>副所長（地域振興センタ<br/>ー又は保健所を本務と<br/>する副所長を除く。）</p>           |
| <p>副所長（地域振興センタ<br/>ーを本務とする副所長<br/>を除く。）</p>   | <p>所長があらかじめ指定す<br/>る職員（地域振興センタ<br/>ーを本務とする職員を<br/>除く。）</p> | <p>所長があらかじめ指定す<br/>る職員（地域振興センタ<br/>ーを本務とする職員に<br/>限る。）</p> | <p>副所長<br/>所長があらかじめ指定す<br/>る職員</p>                         |
| <p>地域振興センター又は<br/>保健所を本務とする副</p>  | <p>副所長（地域振興センタ<br/>ー又は保健所を本務と<br/>する副所長を除く。）</p>           | <p>副所長（地域振興センタ<br/>ー又は県税事務所を本<br/>務とする副所長を除<br/>く。）</p>    | <p>所長があらかじめ指定す<br/>る職員（地域振興センタ<br/>ーを本務とする職員を<br/>除く。）</p> |

|                     |   |   |   |                       |   |  |   |
|---------------------|---|---|---|-----------------------|---|--|---|
|                     |   |   | 春日部保健所、草加保健所及び熊谷保健所                         |                       | 産業技術総合センター                                  | さいたま農林振興センター、東松山農林振興センター、本庄農林振興センター及び春日部農林振興センター | 川越農林振興センター                                  |
| 所長                  | 副所長（地域振興センター又は児童相談所を本務とする副所長を除く。）           | 地域振興センター又は児童相談所を本務とする副所長                    | 副所長（地域振興センター又は児童相談所を本務とする副所長を除く。）           | 所長があらかじめ指定する副室長又は担当部長 | 副所長（地域振興センター又は児童相談所を本務とする副所長を除く。）           | 地域振興センター又は県税事務所を本務とする副所長                         | 副所長（地域振興センター又は児童相談所を本務とする副所長を除く。）           |
| ―又は保健所を本務とする職員に限る。― | 所長があらかじめ指定する職員（地域振興センター又は児童相談所を本務とする職員を除く。） | 所長があらかじめ指定する職員（地域振興センター又は児童相談所を本務とする職員に限る。） | 所長があらかじめ指定する職員（地域振興センター又は児童相談所を本務とする職員を除く。） | 所長があらかじめ指定する職員        | 所長があらかじめ指定する職員（地域振興センター又は児童相談所を本務とする職員を除く。） | 所長があらかじめ指定する職員（地域振興センター又は児童相談所を本務とする職員に限る。）      | 所長があらかじめ指定する職員（地域振興センター又は児童相談所を本務とする職員を除く。） |
|                     |   | 同   |   |                       |   |  |   |
|                     |   |   |   | 地域振興センターを本務とする副所長     |   |  |   |

|       |                             |       |          |                   |                            |                      |                                      |
|-------|-----------------------------|-------|----------|-------------------|----------------------------|----------------------|--------------------------------------|
| 警察学校  | 警察署                         | 県立の学校 | 農林振興センター | 農林振興センターを本務とする副所長 | 副所長（農林振興センターを本務とする副所長を除く。） | 県税事務所を本務とする副所長       | 所長があらかじめ指定する職員（農林振興センターを本務とする職員を除く。） |
|       |                             |       |          |                   |                            | 事務部長、事務室長、事務長又は事務局次長 |                                      |
| 主席調査官 | 会計課長（会計課長を置かない警察署にあつては会計係長） | 所長    | 同        | 同                 | 同                          | 同                    | 同                                    |
| 同     | 同                           | 同     | 同        | 同                 | 同                          | 同                    | 同                                    |

第二百九条第二項の表を次のように改める。

|   |                  |
|---|------------------|
| <p>埼玉県行政組織規則第三条から第五条までに規定する課及びセンター、議会事務局総務課、教育局の課、人事委員会事務局総務給与課、警察本部会計課及び交通指導課、労働委員会事務局審査調整課並びに監査事務</p> | <p>課長の指定する職員</p> |
|---|------------------|

|   |   |
|---|---|
| 局監査第一課  | 会計事務を行う係の長。ただし、当該係に長を置かない課、室、所、隊又は方面本部にあつては、課長、室長、所長、隊長又は方面本部長の指定する職員 |
| <p>警察本部の課（会計課及び交通指導課を除く。）、室、所、隊、市警察部総務課及び方面本部</p> | <p>所長の指定する職員</p>  |
| <p>警察署</p>  | <p>交通課長</p>   |
| <p>装備技術センター</p>                                   | <p>所長の指定する職員</p>  |

第二百四十四条中「第二百四十三条の二第一項」を「第二百四十三条の二の二第一項」に改め、同条の表支出負担行為の項を次のように改める。

|              |                 |                                       |
|--------------|-----------------|---------------------------------------|
| 支出負担行為又は支出命令 | 知事（支出負担行為に限る。）  | 所管の副知事及び部長                            |
|              | 部長              | 所管の副部長及び課長又は所長                        |
|              | 副部長（支出負担行為に限る。） | 所管の課長又は所長及び主幹、課長補佐又はこれらに相当する職以上の職にある者 |

|  |                             |                               |
|--|-----------------------------|-------------------------------|
|  | 課長                          | 所管の主査、係長又はこれらに相当する職以上の職にある者   |
|  | 課室等において第三条の二第一項の規定により専決を行う者 | 所管の主査、係長又はこれらに相当する職以上の職にある者   |
|  | 所長                          | 所管の課長、担当課長又はこれらに相当する職以上の職にある者 |
|  | 所轄所において第三条の二第一項の規定により専決を行う者 | 所管の課長、担当課長又はこれらに相当する職以上の職にある者 |

第二百十四条の表支出命令の項を削る。

第二百十五条第一項中「第二百四十三条の二第一項各号」を「第二百四十三条の二の二第一項各号」に改め、同条第二項中「第二百四十三条の二第三項」を「第二百四十三条の二の二第三項」に改める。

別表第二中第五項を削り、第六項を第五項とし、第七項から第二十七項までを一項ずつ繰り上げる。

別表第三中 「 7 賃金 支出決定のとき。 支出しようとする額 」  
を削り、「8」を「7」に、「9」を「8」に、「10」を「9」に、「11」を「10」に、「12」を「11」に、「13」を「12」に、「14」を「13」に、「15」を「14」に、「16」を「15」に、「17」を「16」に、「18」を「17」に、「19」を「18」に、「20」を「19」に、「21」を「20」に、「22」を「21」に、「23」を「22」に、「24」を「23」に、「25」を「24」に、「26」を「25」に、「27」を「26」に、「28」を「27」に改める。

様式第五十七号（一）を次のように改める。

様式第57号(1)(第71条関係)

年度県税決算計算書

| 項目      |        | 調定額         |     |       |     |     |     | 収入済額  |     |       |     |     |     | 過誤納金還付充当未済 |    |       |    |
|---------|--------|-------------|-----|-------|-----|-----|-----|-------|-----|-------|-----|-----|-----|------------|----|-------|----|
|         |        | 現年課税分       |     | 滞納繰越分 |     | 計   |     | 現年課税分 |     | 滞納繰越分 |     | 計   |     | 現年課税分      |    | 滞納繰越分 |    |
|         |        | 税額          | 件数  | 税額    | 件数  | 税額  | 件数  | 税額    | 件数  | 税額    | 件数  | 税額  | 件数  | 税額         | 件数 | 税額    | 件数 |
| 県民税     | 個人     | 均等割及び所得割配当割 |     |       |     |     |     |       |     |       |     |     |     |            |    |       |    |
|         |        | 株式等譲渡所得割計   |     |       |     |     |     |       |     |       |     |     |     |            |    |       |    |
|         | 法人     | 利子割         |     |       |     |     |     |       |     |       |     |     |     |            |    |       |    |
| 事業税     | 個人     | 法人          |     |       |     |     |     |       |     |       |     |     |     |            |    |       |    |
| 地消費方税   | 譲渡割    | 貨物割         |     |       |     |     |     |       |     |       |     |     |     |            |    |       |    |
|         | 不動産取得税 | ( )         | ( ) | ( )   | ( ) | ( ) | ( ) |       |     |       |     |     |     |            |    |       |    |
| 県たばこ税   |        |             |     |       |     |     |     |       |     |       |     |     |     |            |    |       |    |
| ゴルフ場利用税 |        |             |     |       |     |     |     |       |     |       |     |     |     |            |    |       |    |
| 自動車取得税  | ( )    | ( )         | ( ) | ( )   | ( ) | ( ) | ( ) | ( )   | ( ) | ( )   | ( ) | ( ) | ( ) |            |    |       |    |
| 軽油引取税   |        |             |     |       |     |     |     |       |     |       |     |     |     |            |    |       |    |
| 自動車税    | 自動車税   | ( )         | ( ) | ( )   | ( ) | ( ) | ( ) | ( )   | ( ) | ( )   | ( ) | ( ) | ( ) |            |    |       |    |
|         | 環境性能割  | ( )         | ( ) | ( )   | ( ) | ( ) | ( ) | ( )   | ( ) | ( )   | ( ) | ( ) | ( ) |            |    |       |    |
|         | 種別割    | ( )         | ( ) | ( )   | ( ) | ( ) | ( ) | ( )   | ( ) | ( )   | ( ) | ( ) | ( ) |            |    |       |    |
| 鉱区税     |        |             |     |       |     |     |     |       |     |       |     |     |     |            |    |       |    |
| 狩猟税     | ( )    | ( )         |     |       | ( ) | ( ) | ( ) | ( )   |     |       |     | ( ) | ( ) |            |    |       |    |
| 合計      | ( )    | ( )         | ( ) | ( )   | ( ) | ( ) | ( ) | ( )   | ( ) | ( )   | ( ) | ( ) | ( ) |            |    |       |    |
| 延滞金     |        |             |     |       |     |     |     |       |     |       |     |     |     |            |    |       |    |
| 過少申告加算金 |        |             |     |       |     |     |     |       |     |       |     |     |     |            |    |       |    |
| 不申告加算金  |        |             |     |       |     |     |     |       |     |       |     |     |     |            |    |       |    |
| 重加算金    |        |             |     |       |     |     |     |       |     |       |     |     |     |            |    |       |    |
| 合計      |        |             |     |       |     |     |     |       |     |       |     |     |     |            |    |       |    |
| 総合計     |        |             |     |       |     |     |     |       |     |       |     |     |     |            |    |       |    |

注1 調定額及び収入済額の「件数」は、納期を2期に分けて徴収する税(例、個人事業税)については2件とし、申告納付又は納入に係る税(例、法人事業税)については申告書の提出があつたもの(修正分割納付(入)となつた場合の件数は、最終の納付(入)があつたときに1件とすること。  
 2 ( )内には、証紙特別会計繰入金を内書きすること。  
 3 「不動産取得税」欄の( )には、徴収猶予(生前贈与分)額及び件数を記載すること。



様式第六十一号（一）から様式第六十一号（四）までを次のように改める。









附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

## 規 則

埼玉県教育局等文書管理規則及び埼玉県立学校文書管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月三十一日

埼玉県教育委員会教育長 小 松 弥 生

### 埼玉県教育委員会規則第九号

埼玉県教育局等文書管理規則及び埼玉県立学校文書管理規則の一部を改正する規則

(埼玉県教育局等文書管理規則の一部改正)

第一条 埼玉県教育局等文書管理規則(平成十三年埼玉県教育委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

別表第三種文書等(保存期間が五年の文書等)五中「中」の~~中~~、~~臨時職員~~の雇用~~を~~を「及び~~臨時職員~~の任用」に改める。

(埼玉県立学校文書管理規則の一部改正)

第二条 埼玉県立学校文書管理規則(平成十三年埼玉県教育委員会規則第十一号)の一部を次のように改正する。

別表第三種文書等(保存期間が五年の文書等)二中「~~臨時職員~~及び~~非常勤職員~~」を「~~非常勤職員~~及び~~会社~~年度任用職員」に改める。

### 附 則

- 1 この規則は、令和二年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に職員が作成し、又は取得した臨時職員の雇用等に関する文書等の保存期間については、なお従前の例による。

## 規則

学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月三十一日

埼玉県教育委員会教育長 小松 弥生

### 埼玉県教育委員会規則第十号

学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則  
学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和三十二年埼玉県教育委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項第二号を次のように改める。

二 教育職給料表(二)級別職務分類表（別表第二）

第二十一条第三項中「別表第一の備考」を「別表第一の備考1」に、「別表第二の備考」を「別表第二の備考1」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、条例別表第一の備考2及び別表第二の備考2の規定の適用については、これらの規定中「この表の額（その職務の級が3級である職員については、備考1の額を加算した額）」とあるのは、「この表の額」とする。  
別表第一の二級の項職務の欄を次のように改める。

|   |
|---|
| 講師（教育委員会が別に定める者に限る。）の職務<br>主任実習助手の職務<br>主任寄宿舎指導員の職務 |
|---|

別表第二を次のように改める。

別表第二 教育職給料表(二)級別職務分類表

| 職務の級 | 職務                      |
|------|-------------------------|
| 二級   | 講師（教育委員会が別に定める者に限る。）の職務 |

別表第九の二短大卒の部1短大三卒の項(1)中「卒業」の下に「又は専門職大学の修業年限三年の前期課程の修了」を、同部2短大二卒の項(1)中「卒業」の下に「又は専門職大学の修業年限二年の前期課程の修了」を加える。

別表第十二の備考に次のように加える。

三 教育委員会が別に定める講師にこの表を適用する場合における初任給は、教育委員会が別に定める。

別表第十三の備考中「及び第二号」を「から第三号まで」に改める。

### 附則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。ただし、別表第九の改正規定は、公布の日から施行する。

## 規則

学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月三十一日

埼玉県教育委員会教育長 小松 弥生

### 埼玉県教育委員会規則第十一号

学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和三十九年埼玉県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第三条第二号へを次のように改める。

へ 技能職員（法第五十七条に規定する単純な労務に雇用される者であつて、

技能職員の給与等に関する規程（昭和四十四年埼玉訓令第四号）又は技能

職員の給与等に関する規程（昭和四十四年埼玉県教育委員会訓令第四号）の

適用を受ける職員その他教育委員会が定める職員をいう。以下同じ。）

第三条第二号中トを削り、チをトとし、リをチとし、同条第三号イ中「前号リ」を「前号チ」に改める。

第七条第一項中「掲げる期間」の下に「（非常勤の職員（勤務日及び勤務時間が常勤の職員と同様である者、再任用短時間勤務職員並びに短時間勤務職員を除く。）として在職した期間を除く。）」を加え、同項第一号中「チまで」を「トまで」に改め、へを削り、トをへとし、チをトとし、同項第二号イ中「前号チ」を「前号ト」に改める。

第十四条中「百分の百九十五」を「百分の百九十」に、「百分の二百三十五」を「百分の二百三十」に改める。

### 附則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

## 規 則

学校職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月三十一日

埼玉県教育委員会教育長 小 松 弥 生

### 埼玉県教育委員会規則第十二号

学校職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の住居手当に関する規則(昭和四十九年埼玉県教育委員会規則第四十号)の一部を次のように改正する。

第四条中「一万二千元」を「一万六千元」に改める。

第十一条の次に次の一条を加える。

(令和三年四月一日における届出の特例)

第十二条 令和三年三月三十一日において学校職員の給与に関する条例及び義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例(令和元年埼玉県条例第二十四号)附則第五項の規定による住居手当を支給されている学校職員であつて、同年四月一日においても引き続き当該住居手当に係る住宅を借り受け、家賃を支払っているもののうち、同日に条例第九条の六第一項各号に該当することとなるものについては、令和二年三月三十一日において支給されていた住居手当に係る第六条第一項の規定により行われた届出(令和元年改正条例附則第五項の規定による住居手当に関する規則(令和二年埼玉県教育委員会規則第十四号)第六条において準用する第六条第一項の規定による届出が行われた場合には、当該届出)を令和三年四月一日において支給されることとなる住居手当に係る同項の規定により行われた届出とみなす。

### 附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

## 規 則

会計年度任用学校職員の報酬等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月三十一日

埼玉県教育委員会教育長 小 松 弥 生

### 埼玉県教育委員会規則第十三号

会計年度任用学校職員の報酬等に関する規則の一部を改正する規則

会計年度任用学校職員の報酬等に関する規則（令和二年埼玉県教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第六条第三項第六号を次のように改める。

六 技能職員（地方公務員法第五十七条に規定する単純な労務に雇用される者であつて、技能職員の給与等に関する規程（昭和四十四年埼玉県訓令第四号）又は技能職員の給与等に関する規程（昭和四十四年埼玉県教育委員会訓令第四号）の適用を受ける職員その他教育委員会が定める職員をいう。）

第六条第三項中第七号及び第八号を削り、第九号を第七号とする。

#### 附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

## 規 則

令和元年改正条例附則第五項の規定による住居手当に関する規則をここに公布する。

令和二年三月三十一日

埼玉県教育委員会教育長 小 松 弥 生

### 埼玉県教育委員会規則第十四号

令和元年改正条例附則第五項の規定による住居手当に関する規則

(適用を受ける学校職員)

第一条 学校職員の給与に関する条例及び義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例(令和元年埼玉県条例第二十四号。以下「改正条例」という。)附則第五項の埼玉県教育委員会規則で定める学校職員は、改正条例第二条の規定の施行の日(以下「施行日」という。)から令和三年三月一日までの間において学校職員の給与に関する条例(昭和三十一年埼玉県条例第三十三号。以下この条及び次条において「給与条例」という。)の適用を受けない県費支弁の常勤の職員であった者から引き続き新たに学校職員となつた者のうち、施行日の前日において改正条例第二条の規定による改正前の給与条例(以下「改正前給与条例」という。)第九条の六の規定を適用するものとならば支給されることとなる住居手当の月額が二千円を超える学校職員とする。(適用除外学校職員)

第二条 改正条例附則第五項の教育委員会規則で定める学校職員は、次に掲げる学校職員とする。

- 一 施行日の前日において改正前給与条例第九条の六第一項第一号に該当していた学校職員又は同日において同条の規定を適用するものとならば同号に該当することとなる学校職員であつて、次に掲げる学校職員のいずれかに該当するもの  
イ 給与条例第九条の六の規定を適用するものとならば新たに同条第一項第二号に該当することとなる学校職員  
ロ 改正前給与条例第九条の六の規定を適用するものとならば同条第一項第二号に該当しないこととなる学校職員
- 二 施行日の前日において改正前給与条例第九条の六第一項各号のいずれにも該当していた学校職員又は同日において同条の規定を適用するものとならば同項各号のいずれにも該当することとなる学校職員であつて、同条の規定を適用するものとならば同項各号のいずれか又は全てに該当しないこととなる学校職員
- 三 改正条例附則第五項に規定する旧手当額が二千円以下となる学校職員

四 前各号に掲げる学校職員に準ずる学校職員として埼玉県教育委員会（次条及び第七条において「教育委員会」という。）が定める学校職員

（家賃の月額に変更があった場合の旧手当額）

第三条 改正条例附則第五項の教育委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を基礎として改正前給与条例第九条の六第二項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額とする。

一 変更後の家賃の月額が当該変更前に支給されていた改正条例附則第五項の規定による住居手当の月額又は当該変更前に同項の規定を適用するとしたならば支給されることとなる住居手当の月額の算出の基礎となった家賃の月額（以下この号及び次号において「旧家賃月額」という。）より高い場合（第三号に掲げる場合を除く。） 旧家賃月額

二 変更後の家賃の月額が旧家賃月額より低い場合（次号に掲げる場合を除く。） 変更後の家賃の月額

三 施行日の前日において改正前給与条例第九条の六第一項各号のいずれにも該当していた場合又は同日において同条の規定を適用するとしたならば同項各号のいずれにも該当することとなる場合 教育委員会が定める額

（確認及び決定）

第四条 任命権者（その委任を受けた者を含む。）は、施行日の前日に改正前給与条例第九条の六の規定により支給されていた住居手当に係る事実（令和二年三月二日から施行日までの間における当該住居手当に係る家賃の月額の変更を含む。）を学校職員の住居手当に関する規則（昭和四十九年埼玉県教育委員会規則第四十号。次条及び第六条において「住居手当規則」という。）第七条第二項に規定する住居手当認定簿その他の資料により確認し、当該住居手当を受けていた学校職員が改正条例附則第五項の学校職員たる要件を具備する場合は、施行日において支給すべき同項の規定による住居手当の月額を決定しなければならない。

（支給の始期及び終期）

第五条 改正条例附則第五項の規定による住居手当の支給は、学校職員が新たに同項の学校職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、学校職員が同項の学校職員たる要件を欠くに至った日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）又は令和三年三月のいずれか早い月をもって終わる。ただし、次条において準用する住居手当規則第六条第一項前段の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から十五日を経過した後にはされた場合における当該住居手当の支給の開始については、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月

の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

（住居手当規則の準用）

第六条 住居手当規則第六条から第十条まで（第九条第一項を除く。）の規定は、改正条例附則第五項の規定による住居手当の支給について準用する。この場合において、住居手当規則第六条第一項中「新たに条例第九条の六第一項」とあるのは「令和元年改正条例附則第五項の規定による住居手当に関する規則（令和二年埼玉県教育委員会規則第十四号）第一条に規定する学校職員であつて、新たに学校職員の給与に関する条例及び義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例（令和元年埼玉県条例第二十四号）附則第五項」と、住居手当規則第七条第二項中「前項」とあるのは「令和元年改正条例附則第五項の規定による住居手当に関する規則第四条又は前項」と、住居手当規則第九条第二項中「改定する。前項ただし書の規定は、住居手当の月額を増額して改定する場合について準用する」とあるのは「改定する」と読み替えるものとする。

（雑則）

第七条 この規則に定めるもののほか、改正条例附則第五項の規定による住居手当の支給に関し必要な事項は、教育委員会が埼玉県人事委員会と協議して定める。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

## 規則

学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月三十一日

埼玉県教育委員会教育長 小松 弥生

### 埼玉県教育委員会規則第十五号

学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成七年埼玉県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第二条の見出し中「教育職員等」を「教育職員」に改め、同条第一号を次のように改める。

一 教育職員（条例第八条の二に規定する教育職員をいう。）のうち、次号に掲げる者以外の者

第二条の二第一項に次の一号を加える。

三 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）第二条第一号に規定する障害者である学校職員のうち、同法第三十七条第二項に規定する対象障害者である学校職員その他勤務時間の割振りについて配慮を必要とする者として教育委員会（条例第二条第一号に掲げる学校職員については埼玉県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）を、同条第二号に掲げる学校職員については市町村の教育委員会をいう。以下同じ。）が認める学校職員

第二条の二第二項中「第二条の四第二項第一号」を「第二条の四第一項第四号」に改める。

第二条の三中「（条例第二条第一号に掲げる学校職員については埼玉県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）を、同条第二号に掲げる学校職員については市町村の教育委員会をいう。以下同じ。）」を削る。

第二条の四第一項第一号中「六時間」を「四時間三十分」に、「以下この条」を「第四号」に改め、「。次項第一号において同じ。」を削り、同項第二号中「午前九時」を「午前十時」に、「午後三時四十五分」を「午後三時十五分」に改め、同項に次の一号を加える。

四 第二条の二第一項各号に掲げる学校職員の勤務時間は、区分期間（同条第二項の規定による週休日を含む区分期間を除く。）ごとにつき一日（休日等を除く。以下この号において「特例対象日」という。）については、第一号の規定にかかわらず、四時間三十分未満とすることができるものとし、特例対象日については、第二号の規定は適用しないこと。

第二条の四第二項を削り、同条第三項中「第一項第一号」を「前項第一号」に、「及び第二号又は前項第一号（休日等に割り振る勤務時間に係る部分を除く。）及び第二号」を「、第二号及び第四号」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「又は第二項第二号」を削り、同項を同条第三項とする。

第二条の五第三項第二号中「前条第二項」を「前条第一項」に改める。

第五条の三第一項中「この条」の下に「及び次条」を加える。

第五条の三の次に次の一条を加える。

（県立学校教育職員の業務量の適切な管理等）

第五条の四 県教育委員会は、県立学校教育職員（学校職員の給与に関する条例（昭和三十一年埼玉県条例第三十三号。以下「学校職員給与条例」という。）第二条第一項第一号に掲げる者をいう。以下この条において同じ。）の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するよう、県立学校教育職員が業務を行う時間（公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和四十六年法律第七十七号）第七条第一項の指針に規定する在校等時間をいう。以下この条において同じ。）から所定の勤務時間（学校職員の休日における正規の勤務時間（条例第八条第一項に規定する正規の勤務時間をいう。以下この項において同じ。）（学校職員の休日の代休（条例第十一条第一項の規定に基づく代休をいう。以下同じ。）が指定された正規の勤務時間を除く。）及び学校職員の休日の代休として指定された正規の勤務時間を除いた正規の勤務時間をいう。）を除いた時間を次に掲げる時間の上限の範囲内とするため、県立学校教育職員の業務量の適切な管理を行う。

一 一箇月において四十五時間

二 一年において三百六十時間

2 県教育委員会は、県立学校教育職員が児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合には、前項の規定にかかわらず、県立学校教育職員が業務を行う時間から所定の勤務時間を除いた時間を次に掲げる時間及び月数の上限の範囲内とするため、県立学校教育職員の業務量の適切な管理を行う。

一 一箇月において百時間未満

二 一年において七百二十時間

三 一箇月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の一箇月、二箇月、三箇月、

四箇月及び五箇月の期間を加えたそれぞれの期間において一箇月当たりの平均

時間について八十時間

四 一年のうち一箇月において所定の勤務時間以外の時間において四十五時間を

超えて業務を行う月数について六箇月

3 前二項に定めるもののほか、県立学校教育職員の業務量の適切な管理その他県立学校教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項については、県教育委員会が別に定める。

第六条の三第二項中「（条例第十一条第一項の規定に基づく代休をいう。以下同じ。）」を削る。

第十一条第三項第二号中「第二十二条第二項」を「第二十二条の三第一項」に、「第二十二条第一項」を「第二十二条」に改める。

第二十二条第三項第一号中「一週間の勤務時間が二十九時間以上の非常勤の学校職員にあつては一の年度において十日の範囲内の期間とし、一週間の勤務時間が二十九時間未満の非常勤の学校職員にあつては一の年度において週所定勤務日数（週以外の期間によって所定勤務日数又は所定勤務時数が定められている非常勤の学校職員にあつては一の年度の所定勤務日数又は所定勤務時数）に応じて十日の範囲内で教育委員会が定める期間」を「一の年度において連続して九十日を超えない期間」に改め、同条中第九項を第十二項とし、第六項から第八項までを三項ずつ繰り下げ、第五項の次に次の三項を加える。

6 第十一条第二項、第三項第四号及び第五号、第四項並びに第五項ただし書の規定は、第三項第一号の休暇について準用する。ただし、第十一条第三項第四号及び第五号の規定は、次項に規定する場合には、準用しない。

7 地方公務員法第二十二条に規定する条件付採用の期間中の非常勤の学校職員が第三項第一号の休暇を使用する場合における同号の規定の適用については、同号中「一の年度において連続して九十日を超えない期間」とあるのは、「その療養に必要な期間」とする。

8 非常勤の学校職員（前項に規定する非常勤の学校職員を除く。）が定期的に通院加療を行うことが医学的にみて明らかに必要と判断された場合で断続的に病気休暇を使用することにつき、県教育委員会がその療養を必要と認める場合における第三項第一号の規定の適用については、同号中「一の年度において連続して九十日を超えない期間」とあるのは、「その療養に必要な期間」とする。

第二十三条を第二十四条とし、第二十二条の次に次の一条を加える。

（特別の事情を有する場合の特例）

第二十三条 県教育委員会は、職務の特殊性等により、第二十条から前条までの規定により難い場合における非常勤の学校職員の勤務時間及び休暇については、別に定めることができる。

1 この規則は、令和二年四月一日から施行する。

2 改正後の第二条の四第一項の規定は、この規則の施行の日以後に行われた勤務時間の割振りについて適用し、同日前に行われた勤務時間の割振りについては、なお従前の例による。

埼玉県ヤードにおける自動車等の適正な取扱いの確保に関する条例施行規則をここに公布する。

令和2年3月31日

埼玉県公安委員会委員長 野瀬清喜

#### 埼玉県公安委員会規則第5号

埼玉県ヤードにおける自動車等の適正な取扱いの確保に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、埼玉県ヤードにおける自動車等の適正な取扱いの確保に関する条例（令和2年埼玉県条例第29号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(条例第2条第2号の公安委員会規則で定めるもの)

第2条 条例第2条第2号の公安委員会規則で定めるものは、別表1の左欄に掲げる種別の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げるものとする。

(条例第2条第4号の公安委員会規則で定める規模)

第3条 条例第2条第4号の公安委員会規則で定める規模は、面積が250平方メートルとする。

(ヤード内自動車等関連事業に係る届出)

第4条 条例第3条第1項の規定による届出は、ヤードごとにヤード内自動車等関連事業届出書（別記様式第1号）を当該届出に係るヤードの所在地を管轄する警察署長（当該届出に係る一のヤードが二以上の警察署長の管轄にわたるときは、そのいずれかの警察署長。以下「管轄警察署長」という。）を経由して公安委員会に提出することにより行うものとする。

2 前項の届出書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。

(1) ヤードの平面図及びヤードの周囲の略図

(2) 条例第3条第1項の規定による届出をしようとする者（以下「届出提出者」という。）

が当該届出に係るヤードの土地又は建物の使用について権原を有することを疎明する書類

(3) 届出提出者が個人である場合は、当該届出提出者の住民票の写し（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第5号に掲げる事項（外国人にあつては、同法第30条の45に規定する国籍等）を記載したものに限る。以下同じ。）

(4) 届出提出者が法人である場合は、当該法人の定款、登記事項証明書及び代表者に係る住民票の写し

(5) 届出提出者が未成年者（婚姻により成年に達したものとみなされる者を除く。以下同じ。）であり、かつ、その法定代理人が個人である場合は、当該法定代理人の住民票の写し

(6) 届出提出者が未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合は、当該法人の定款、登記事項証明書及び代表者に係る住民票の写し  
(変更の届出)

第5条 条例第3条第2項の規定による変更の届出は、ヤード内自動車等関連事業届出事項変更届出書（別記様式第2号）を管轄警察署長を経由して公安委員会に提出することにより行うものとする。

2 前項の届出書には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類及び図面を添付するものとする。

(1) 条例第3条第1項の規定による届出をした者（以下「届出者」という。）が個人であり、かつ、同項第1号に掲げる事項に変更があった場合 当該届出者の住民票の写し

(2) 届出者が法人であり、かつ、条例第3条第1項第1号に掲げる事項に変更があった場合 当該法人の登記事項証明書及び代表者に係る住民票の写し

(3) 届出者が未成年者であり、かつ、その法定代理人が個人である場合において、当該法定代理人の氏名又は住所に変更があったとき 当該法定代理人の住民票の写し

(4) 届出者が未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合において、当該法定代理人の名称若しくは住所又はその代表者の氏名に変更があったとき 当該法人の定款、登記事項証明書及び代表者に係る住民票の写し

(5) 届出者の届出に係る条例第3条第1項第2号又は第3号に掲げる事項に変更があった場合 当該変更に係るヤードの平面図及び当該ヤードの周囲の略図並びに当該ヤードの土地又は建物の使用について権原を有することを疎明する書類

(6) 届出者が法人であり、かつ、当該法人の代表者の住所に変更があった場合 当該法人の代表者に係る住民票の写し

(休止等の届出)

第6条 条例第3条第3項の規定による休止若しくは廃止又は再開の届出は、ヤード内自動車等関連事業休止等届出書（別記様式第3号）を管轄警察署長を経由して公安委員会に提出することにより行うものとする。

(相手方の確認方法)

第7条 条例第4条の公安委員会規則で定める方法は、相手方（条例第4条に規定する相手方をいう。以下この条において同じ。）が法人の場合は取引担当者（ヤード内自動車等関連事業者との間で現に自動車等の引渡しの任に当たっている個人をいう。次条において同じ。）から、また、相手方が個人の場合は本人から、その氏名、住所、生年月日、職業及び国籍（外国人に限る。以下同じ。）の申出を受けるとともに、その身分証明書、運転免許証、国民健康保険被保険者証その他の同人の身元を確かめるに足りる資料の原本の提示を受ける方法とする。

(条例第4条第1号の公安委員会規則で定める事項)

第8条 条例第4条第1号の公安委員会規則で定める事項は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 取引担当者が日本人である場合 氏名、住所、生年月日及び職業
- (2) 取引担当者が外国人である場合 氏名、住所、生年月日、職業及び国籍（ただし、取引担当者が本邦内に住所を有しないで本邦に在留する外国人であって、その所持する旅券（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下この号において「入管法」という。）第2条第5号に規定する旅券をいう。以下この号において同じ。）又は乗員手帳（入管法第2条第6号に規定する乗員手帳をいう。以下この号において同じ。）の記載によって当該外国人のその属する国における住所を確認することができないものである場合（入管法の規定により認められた在留又は上陸に係る旅券又は許可書に記載された期間が90日を超えないと認められる外国人を含む。）は、氏名、居所、生年月日、職業、国籍及び旅券等（旅券又は乗員手帳をいい、当該外国人の氏名及び生年月日の記載があるものに限る。）の番号)

(条例第4条第2号の公安委員会規則で定める事項)

第9条 条例第4条第2号の公安委員会規則で定める事項は、前条の規定を準用する。

(記録の作成の方法)

第10条 条例第6条第1項の規定による記録の作成は、次の各号のいずれかの方法により行わなければならない。

- (1) 条例第6条第1項各号に掲げる事項を取引の順に記載することができる様式の書類に記載し、又は当該事項に係る書類その他の物を添付する方法

(2) 取引伝票その他これに類する書類であつて条例第6条第1項各号に掲げる事項を取引ごとに記載することができる様式の書類に記載し、又は当該事項に係る書類その他の物を添付して取引の順にとじ合わせる方法

(3) 条例第6条第1項各号に掲げる事項を電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。第12条及び第13条において同じ。）により記録する方法

（記録の作成事項）

第11条 条例第6条第1項第6号の公安委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 第6条第1項の規定により自動車等を引き渡す場合は、当該自動車等の引渡しを受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人にあつては、その代表者（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）の氏名

(2) 別表2の左欄に掲げる品目の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる事項

（記録の保存の方法）

第12条 条例第6条第2項の公安委員会規則で定める記録の保存の方法は、第10条第1号及び第2号に掲げる書類に記載する方法により作成された記録をヤード内自動車等関連事業に係るヤード内において直ちにその内容を確認できる状態で備え付ける方法又は同条第3号に規定する電磁的方法により作成された記録をヤード内自動車等関連事業に係るヤード内において直ちにその内容を書面に表示することができる状態で保存する方法とする。

（従事者名簿の備付けの方法）

第13条 条例第7条の規定による名簿の備付けは、ヤードにおける業務に従事する者（以下この条及び次条において「従事者」という。）が退職した日から起算して3年を経過する日まで、その者に係る名簿をヤードに備え付ける方法により行わなければならない。

2 前項の名簿の記載に当たっては、従事者の身分証明書、運転免許証、国民健康保険被保険者証その他の従事者の身元を確かめるに足りる資料の原本の提示を受けた上で行うものとする。

3 条例第7条の公安委員会規則で定める従事者名簿の備付けの方法は、従事者名簿をヤード内自動車等関連事業に係るヤード内において直ちにその内容を確認できる状態で備え付ける方法又は電磁的方法により作成された従事者名簿をヤード内自動車等関連事業に係るヤード内において直ちにその内容を書面に表示することができる状態で備え付ける方法とする。

(従事者名簿の記載事項)

第14条 条例第7条の公安委員会規則で定める事項は、従事者の氏名、住所、性別、生年月日、国籍、採用年月日、退職年月日及び前条第2項の規定による本人確認の方法とする。

(ヤードの内部を見通すことができる構造)

第15条 条例第9条の規定によるヤードの内部を見通すことができる構造は、工作物により当該ヤードの内部における自動車等の保管又は解体の状況の外部からの視認が完全に妨げられない構造とする。

(標識の掲示方法等)

第16条 条例第10条に規定する標識は、ヤード内自動車等関連事業届出済標識（別記様式第4号）とし、記載事項を日本語で表示するものとする。

2 条例第10条の公安委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 届出年月日
- (2) 届出警察署
- (3) ヤードの名称
- (4) ヤードの所在地
- (5) 届出者の氏名（法人にあっては名称及び代表者の氏名）及び連絡先の電話番号

(身分を示す証明書)

第17条 条例第11条第2項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書（別記様式第5号）とする。

附 則

この規則は、令和2年3月31日から施行する。

別表 1 (第 2 条関係)

|                  |  |
|------------------|--|
| <p>1 自動車</p>     | <p>道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第 2 条第 2 項に規定する自動車（一度使用されたものに限るものとし、次に掲げるものを除く。別表 2 において同じ。）</p> <p>(1) 競走用自動車（道路運送車両法第 2 条第 5 項に規定する運行の用に供するものを除く。）</p> <p>(2) 自衛隊の使用する装甲車両</p> <p>(3) ホイール式高所作業車</p> <p>(4) 無人搬送車</p> <p>(5) 構内けん引車</p> <p>(6) 走行台車（道路以外の場所のみにおいて用いるものであって、運搬の用に供するものに限る。）</p> <p>(7) 重ダンプトラック</p> <p>(8) ドリルジャンボ</p> <p>(9) コンクリート吹付機</p> <p>(10) ロードヒータ</p> <p>(11) ゴルフカー</p> <p>(12) 遊戯用自動車</p> |
| <p>2 原動機付自転車</p> | <p>道路運送車両法第 2 条第 3 項に規定する原動機付自転車（一度使用されたものに限る。別表 2 において同じ。）</p>  |
| <p>3 自転車</p>     | <p>道路交通法（昭和35年法律第105号）第 2 条第 1 項第11号の 2 に規定する自転車（一度使用されたものに限る。）</p>  |
| <p>4 自動車部品</p>   | <p>前記 1 に規定する自動車の原動機、動力伝達装置又は走行装置であつて次に掲げるもの（一度使用されたものに限るものとし、現に自動車等に取り付けられているものを除く。）</p> <p>(1) 道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第 3 条第 1 号に規定する原動機</p>  |

(2) 動力伝達装置のうち、道路運送車両法施行規則第3条第2号に規定するクラッチ、トランスミッション、プロペラシャフト又はデファレンシャル

(3) 走行装置のうち、道路運送車両法施行規則第3条第3号に規定するフロント・アクスル、前輪独立懸架装置（ストラットを除く。）又はリア・アクスル・シャフト

別表 2 (第11条関係)

|  |  |
|--|--|
| <p>1 自動車検査証（道路運送車両法第60条第1項に規定する自動車検査証をいう。以下この表において同じ。）又は軽自動車届出済証（道路運送車両法施行規則第63条の2第3項に規定する軽自動車届出済証をいう。以下この表において同じ。）を備え付けている自動車（小型特殊自動車及び原動機付自転車を除く。以下この表において同じ。）</p> | <p>(1) 当該自動車検査証又は軽自動車届出済証の写し</p> <p>(2) 委任状、譲渡証明書（道路運送車両法第33条第1項に規定する譲渡証明書をいう。以下この表において同じ。）その他の当該相手方が当該自動車を当該ヤード内自動車等関連事業者に引き渡す権原を証明するに足りる書類の写し（相手方（条例第4条に規定する相手方をいう。以下この表において同じ。）と当該自動車に係る自動車検査証又は軽自動車届出済証に所有者として記載された者とが異なると認められるときに限る。）</p> |
| <p>2 自動車検査証又は軽自動車届出済証を備えていない自動車で、自動車検査証又は軽自動車届出済証の交付を受けているもの</p>   | <p>(1) 次に掲げるいずれかの書類の写し</p> <p>ア 道路運送車両法施行規則第2条の3第2号に規定する登録識別情報等通知書</p> <p>イ 道路運送車両法第69条第4項に規定する自動車検査証返納証明書</p> <p>ウ 道路運送車両法施行規則第63条の6第3項に規定する軽自動車届出済証返納証明書（以下この表において「軽自動車届出済証返納証明書」という。）</p> <p>(2) 委任状、譲渡証明書その他の当該相手</p>                      |

|   |   |
|---|---|
|   | <p>方が当該自動車を当該ヤード内自動車等関連事業者に引き渡す権原を証明するに足りる書類の写し（相手方と当該自動車に係る登録識別情報等通知書又は自動車検査証返納証明書に所有者（軽自動車届出済証返納証明書にあっては返納者）として記載された者とが異なると認められるときに限る。）</p> |
| <p>3 自動車検査証又は軽自動車届出済証を備えていない自動車で、自動車検査証又は軽自動車届出済証の交付を受けていないもの</p> | <p>(1) 当該自動車の車台番号<br/>(2) 契約書、領収書その他の当該相手方が当該自動車の所有権を取得した経緯を証明するに足りる書類の写し</p>   |
| <p>4 小型特殊自動車又は原動機付自転車（以下この表において「原動機付自転車等」という。）</p>                | <p>当該原動機付自転車等の標識交付証明書の写し又は当該原動機付自転車等の車台番号</p>   |

ヤード内自動車等関連事業届出書

年 月 日

埼玉県公安委員会 殿

住所

（フリガナ）

氏名又は名称

印

電話番号

埼玉県ヤードにおける自動車等の適正な取扱いの確保に関する条例第3条第1項の規定により必要な書類を添えて届け出ます。

|                |              |      |
|----------------|--------------|------|
| ヤードの名称         |              |      |
| ヤードの所在地        |              | 電話番号 |
| ヤードの概要         | 規模           |      |
|                | 設備           |      |
| 代表者<br>（法人の場合） | 住所<br>（居所）   | 電話番号 |
|                | （フリガナ）<br>氏名 |      |
| 備考             |              |      |

- 備考 1 ヤードが複数ある場合は、各欄を繰り返し設け、ヤードごとに一連番号を付した上、記載すること。この場合においては、本届出書の各欄に「別紙に記載する」旨を記載した上、別紙に記載しても差し支えない。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署すること。
- 4 届出者が未成年者であり、かつ、その法定代理人が個人である場合は、法定代理人の氏名及び住所を備考欄に記載すること。
- 5 届出者が未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合は、法定代理人の名称及び住所並びにその代表者の氏名を備考欄に記載すること。
- 6 その他参考となる事項については、備考欄に記載すること。

ヤード内自動車等関連事業届出事項変更届出書

年 月 日

埼玉県公安委員会 殿

住所

（フリガナ）

氏名又は名称

㊟

電話番号

年 月 日付け届出に係る事項について、以下のとおり変更をしたので、埼玉県ヤードにおける自動車等の適正な取扱いの確保に関する条例第3条第2項の規定により必要な書類を添えて届け出ます。

| 変 更 年 月 日 |   |  |
|-----------|---|--|
| 変 更 の 内 容 | 新 |  |
|           | 旧 |  |
| 変 更 の 理 由 |   |  |

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署すること。

ヤード内自動車等関連事業休止等届出書

年 月 日

埼玉県公安委員会 殿

住所

（フリガナ）

氏名又は名称

㊟

電話番号

年 月 日付け届出に係るヤードについて、

|                          |   |   |
|--------------------------|---|---|
| <input type="checkbox"/> | 休 | 止 |
| <input type="checkbox"/> | 廃 | 止 |
| <input type="checkbox"/> | 再 | 開 |

をしたので、

埼玉県ヤードにおける自動車等の適正な取扱いの確保に関する条例第3条第3項の規定により必要な書類を添えて届け出ます。

|                      |       |
|----------------------|-------|
| ヤードの名称               |       |
| ヤードの所在地              | 電話番号  |
| 休止若しくは廃止<br>又は再開の年月日 | 年 月 日 |
| 休止若しくは廃止<br>又は再開の理由  |       |

- 備考 1 休止若しくは廃止又は再開するヤードが複数ある場合は、各欄を繰り返し設け、ヤードごとに一連番号を付した上、記載すること。この場合において、「休止若しくは廃止又は再開の年月日」及び「休止若しくは廃止又は再開の理由」が同一である場合においては、繰り返し設けることを省略することができる。
- 2 休止若しくは廃止又は再開するヤードが複数ある場合は、本届出書の同欄に「別紙に記載する」旨を記載した上、別紙に記載しても差し支えない。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 4 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署すること。
- 5 「休止、廃止、再開」の箇所は、該当するものの□の中にレ印を付すこと。

|  |       |
|--|-------|
| ヤード内自動車等関連事業届出済標識                      |       |
| 届出年月日                                  | 年 月 日 |
| 届出警察署                                  | 警察署   |
| ヤードの名称                                 |       |
| ヤードの所在地                                |       |
| 届出者の氏名<br>（名称・代表者の<br>氏名）・連絡先の<br>電話番号 | 電話番号  |

30センチメートル以上

20  
センチ  
メートル  
以上

備考 材質は、プラスチック又はそれと同程度の耐久性を有するものとする。

（表）

|   |            |                |
|---|------------|----------------|
| 8.6 センチメートル   |            | 第 号            |
| 写真  | 身 分 証 明 書  | 5.4<br>センチメートル |
|   | 官 職<br>氏 名 |                |
| <p>上記の者は、埼玉県ヤードにおける自動車等の適正な取扱いの確保に関する条例第11条第1項の規定による立入検査等に従事する警察職員であることを証明する。</p> |            |                |
| 年 月 日   |            |                |
| 埼玉県公安委員会  |            | 印              |

（裏）

埼玉県ヤードにおける自動車等の適正な取扱いの確保に関する条例（抜粋）

（立入検査等）

第11条 公安委員会は、この条例の施行に必要な限度において、警察職員に、ヤード内自動車等関連事業を行っている者と認められる者の事務所、ヤードその他の施設に立ち入り、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする警察職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

## 規 則

埼玉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

埼玉県公安委員会委員長 野瀬 清喜

埼玉県公安委員会規則第6号

埼玉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

埼玉県道路交通法施行細則（昭和41年埼玉県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表2に次のように加える。

|                   |   |
|-------------------|---|
| 393 一般国道463号      | 入間市大字上藤沢字神明623番1地先から<br>入間市大字上藤沢字神明600番2地先まで  |
| 394 県道川越入間線       | 狭山市大字堀兼1番地先から<br>狭山市大字堀兼字芳野771番1地先まで          |
| 395 県道川越入間線       | 所沢市林一丁目323番6地先から<br>入間市大字宮寺字帖下2697番11地先まで     |
| 396 県道中新田入間川線     | 狭山市大字堀兼843番1地先から<br>狭山市大字青柳字山王塚517番3地先まで      |
| 397 県道所沢堀兼狭山線     | 狭山市大字堀兼字芳野778番1地先から<br>所沢市大字下富字武野839番3地先まで    |
| 398 県道新堀尾島線       | 熊谷市妻沼小島字並木2622番3地先から<br>熊谷市妻沼小島字南河原1543番2地先まで |
| 399 県道日高狭山線       | 飯能市大字下川崎109番地先から<br>日高市上鹿山字諏訪ノ下715番4地先まで      |
| 400 久喜市道3027号線    | 久喜市下早見1832番5地先から<br>久喜市下早見1652番2地先まで          |
| 401 羽生市道125号      | 羽生市大字北荻島847番8地先から<br>羽生市大字藤井下組697番1地先まで       |
| 402 鶴ヶ島市道7-2号線    | 鶴ヶ島市大字三ツ木字新山1038番2から<br>鶴ヶ島市大字太田ヶ谷字藤久保1番7まで   |
| 403 鶴ヶ島市道304号線    | 鶴ヶ島市大字太田ヶ谷字藤久保25番4から<br>鶴ヶ島市大字太田ヶ谷字藤久保1番8まで   |
| 404 鶴ヶ島市道319-2号線  | 鶴ヶ島市三ツ木新町二丁目7番6から<br>鶴ヶ島市三ツ木新町二丁目8番27まで       |
| 405 鶴ヶ島市道320号線    | 鶴ヶ島市大字三ツ木字新山1038番1から<br>鶴ヶ島市大字三ツ木字大柵1002番3まで  |
| 406 鶴ヶ島市道547-2号線  | 鶴ヶ島市三ツ木新町二丁目4番3から<br>鶴ヶ島市三ツ木新町二丁目8番27まで       |
| 407 鶴ヶ島市道927-1号線  | 鶴ヶ島市南町三丁目2番1から<br>鶴ヶ島市松ヶ丘一丁目1番16まで            |
| 408 鶴ヶ島市道1015-1号線 | 鶴ヶ島市柳戸町757番4から<br>鶴ヶ島市大字三ツ木字西塚場920番1まで        |
| 409 鶴ヶ島市道1205号線   | 鶴ヶ島市三ツ木新町一丁目2番1から<br>鶴ヶ島市柳戸町6番12まで            |

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

## 規則

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月三十一日

埼玉県人事委員会委員長 武笠正男

### 埼玉県人事委員会規則七―一〇二六

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（埼玉県人事委員会規則七―一）の一部を次のように改正する。

別表第一知事部局の部中「報道長」、「政策・財務局長」及び「地域包括ケア局

「報道長

総合調整幹

「契

長」を削り、

「総合調整幹

を 政策・財務局長

に、「契約局長」を 環

地域経営局長」

行政改革・ICT局長

地

地域経営局長

約局長

「環境科学国際センタ

境未来局長

に、「環境科学国際センター研究所長」を 環境科学国際センタ

域包括ケア局長」

医療経営管理幹

―長

「衛生研究所長

―研究所長 、「衛生研究所長」を

産業技術総合センター副センター長」に、

」

「本庁課（所）長」を

に、「危機対策幹」を

「危機対策幹

副報道長

に、「危機対策幹」を

児童虐待対策幹」

に、「主席協同組合検査員」を

「主席協同組合検査員

に、「地域振興センター副

家畜衛生幹

所長」を「地域振興センター副所長（南西部、東部、県央、川越比企、西部、利根、

北部、秩父）」に、「発達障害総合支援センター副所長」を「発達障害総合支援セ

「計量検定所長

ンター所長」に、

産業技術総合センター副センター長」

を「計量検定所長」に改

め、「総合技術センター企画技術幹」を削り、「西関東連絡道路建設事務所長」を

「西関東連絡道路建設事務所長

に、「知事室長付副室長

を「知事室長付副室長」

鉄道高架建設事務所長

副報道長

に、「出納審査幹」を

「出納審査幹

に改め、同表警察本部の部中「生

地域振興センター副所長」

活安全特別捜査隊長」及び「特別機動警察隊長」を削る。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

## 規 則

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月三十一日

埼玉県人事委員会委員長 武 笠 正 男

### 埼玉県人事委員会規則七―一〇二七

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則（埼玉県人事委員会規則七―一六）の一部を次のように改正する。

別表第三看護師の項中「障害者支援課（公益的法人等に派遣される者に限る。）」

を「職員健康支援課

障害者支援課（公益的法人等に派遣される者に限る。）」に改める。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

## 規 則

期末手当及び勤勉手当に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月三十一日

埼玉県人事委員会委員長 武 笠 正 男

### 埼玉県人事委員会規則七―一〇二八

期末手当及び勤勉手当に関する規則等の一部を改正する規則

第一条 期末手当及び勤勉手当に関する規則（埼玉県人事委員会規則七―九三）の一部を次のように改正する。

第二条第四号を削り、同条中第五号を第四号とし、同条第六号中「育児休業条例」を「職員の育児休業等に関する条例（平成四年埼玉県条例第六号。以下「育児休業条例」という。）」に改め、同号を同条第五号とし、同条中第七号を第六号とし、第八号から第十号までを一号ずつ繰り上げる。

第三条第二号中「人事委員会」を「埼玉県人事委員会（以下「人事委員会」という。）」に改め、同号へを次のように改める。

へ 技能職員（法第五十七条に規定する単純な労務に雇用される者であつて、技能職員の給与等に関する規程（昭和四十四年埼玉県訓令第四号）の適用を受ける職員、技能職員の給与等に関する規程（昭和四十四年埼玉県教育委員会訓令第四号）の適用を受ける職員その他人事委員会の定める職員をいう。以下同じ。）

第三条第二号中トを削り、チをトとし、同号リ中「埼玉県人事委員会（以下「人事委員会」という。）」を「人事委員会」に改め、同号リを同号チとし、同条第三号イ中「前号リ」を「前号チ」に改める。

第六条第二項第一号中「から第五号まで」を「及び第四号」に改め、「職員」の下に「並びに非常勤の職員（再任用短時間勤務職員及び短時間勤務職員を除く。以下同じ。）」を加え、同条第三項中「第二条第四号に掲げる職員」を「非常勤の職員」に改める。

第七条第一項第一号中「チまで」を「トまで」に改め、同号中へを削り、トをへとし、チをトとし、同項第二号イ中「前号チ」を「前号ト」に改める。

第八条第二号中「から第五号まで、第九号及び第十号」を「、第四号、第八号及び第九号」に改める。

第十二条第二項第一号中「から第五号まで」を「及び第四号」に、「（同条第四号に掲げる職員にあつては、」を「並びに非常勤の職員（」に改める。

第十四条中「百分の百九十五」を「百分の百九十」に、「百分の二百三十五」を「百分の二百三十」に改める。

第二条 職員の育児休業等に関する規則（埼玉県人事委員会規則一八―六）の一部を次のように改正する。

第八条第一項第二号中「から第五号まで、第九号及び第十号」を「、第四号、第八号及び第九号」に、「（同条第四号に掲げる職員については、」を「並びに非常勤の職員（」に改める。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

## 規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月三十一日

埼玉県人事委員会委員長 武笠正男

### 埼玉県人事委員会規則七―一〇二九

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則  
初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（埼玉県人事委員会規則七―二二一）の一部を次のように改正する。

別表第一イの表中「副報道長」を削り、「本庁の所長」を「本庁の所長」に、「危機対策幹」を「危機対策幹」に、「主席協同組合検査員」を「主席協同組合検査員」に、「児童虐待対策幹」を「児童虐待対策幹」に、「地域経営局長」を「地域経営局長」に、「副センター長」を「副センター長（精神保健福祉センターの副センター長に限る。）」に改め、「企画技術幹」を削り、「困難な業務を所掌する総合調整地域経営局長」を「困難な業務を所掌する総合調整幹」に、「契約局長」を「環境未来局長」に、「行政改革・ICT局長」を「行政改革・ICT局長」に、「地域経営局長」を「地域経営局長」に、「参与」を「参与」に、「副センター長（産業技術総合センターの副センター長）」を「副センター長（産業技術総合センターの副センター長）」に、「報道長」を「報道長」に、「政策・財務局長」を「政策・財務局長」に、「スポーツ局長」を「スポーツ局長」に、「地域包括ケア局長」を「地域包括ケア局長」に改める。

める。

別表第一二の表中「参事」を「参事」に改める。  
医療経営管理幹」

別表第三の二短大卒の部1短大三卒の項(1)中「卒業」の下に「又は専門職大学の修業年限三年の前期課程の修了」を、同部2短大二卒の項(1)中「卒業」の下に「又は専門職大学の修業年限二年の前期課程の修了」を加える。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第一イ及び別表第一ニの改正規定は、令和二年四月一日から施行する。

## 規 則

住居手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月三十一日

埼玉県人事委員会委員長 武 笠 正 男

### 埼玉県人事委員会規則七―一〇三〇

住居手当に関する規則の一部を改正する規則

住居手当に関する規則（埼玉県人事委員会規則七―二九九）の一部を次のように改正する。

第四条中「一万二千元」を「一万六千元」に改める。

第十二条を次のように改める。

（令和三年四月一日における届出の特例）

第十二条 令和三年三月三十一日において職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和元年埼玉県条例第十九号）附則第五項の規定による住居手当を支給されている職員であつて、同年四月一日においても引き続き当該住居手当に係る住宅を借り受け、家賃を支払っているもののうち、同日に条例第九条の五第一項各号に該当することとなるものについては、令和二年三月三十一日において支給されていた住居手当に係る第六条第一項の規定により行われた届出（令和元年改正条例附則第五項の規定による住居手当に関する規則（埼玉県人事委員会規則七―一〇三二）第六条において準用する第六条第一項の規定による届出が行われた場合には、当該届出）を令和三年四月一日において支給されることとなる住居手当に係る同項の規定により行われた届出とみなす。

### 附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

## 規 則

職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月三十一日

埼玉県人事委員会委員長 武 笠 正 男

### 埼玉県人事委員会規則七―一〇三一

職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の特務勤務手当に関する規則（埼玉県人事委員会規則七―七二四）の一部を次のように改正する。

第三条第三項第一号中「昭和二十五年法律第二百二十三号」の下に「。以下「精神保健福祉法」という。」を加える。

第十三条を次のように改める。

（変則勤務手当）

第十三条 条例第二十条第一項の委員会規則で定めるものは、次の各号に掲げる職員が行う当該各号に定める業務とする。

一 県営競技事務所に勤務する職員 自転車競技法（昭和三十三年法律第二百九号）第一条第一項に規定する自転車競走の実施に関する業務

二 婦人相談センターに勤務する職員 売春防止法（昭和三十一年法律第一百八号）第三十四条第三項第三号に規定する要保護女子の一時保護又は配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）

第三条第三項第三号に規定する被害者の緊急時における安全の確保及び一時保護に関する業務

三 総合リハビリテーションセンターに勤務する生活支援員 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）

以下「障害者総合支援法」という。）第五条第十項に規定する施設入所支援に関する業務

四 精神保健福祉センターに勤務する職員 障害者総合支援法第五条第十二項に規定する自立訓練及び同条第八項に規定する短期入所を行う自立訓練施設又は精神保健福祉法第十九条の十一第一項の規定により整備する精神科救急情報センターに関する業務

五 児童相談所に勤務する職員 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）

第十一条第一項第二号ホに規定する児童の一時保護に関する業務

2 条例第二十条第三項の委員会規則で定める業務は、前項第三号に掲げるものと  
する。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

## 規則

令和元年改正条例附則第五項の規定による住居手当に関する規則をここに公布する。

令和二年三月三十一日

埼玉県人事委員会委員長 武 笠 正 男

### 埼玉県人事委員会規則七―一〇三二

令和元年改正条例附則第五項の規定による住居手当に関する規則

(適用を受ける職員)

第一条 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(令和元年埼玉県条例第十九号。以下「改正条例」という。)附則第五項の埼玉県人事委員会規則で定める職員は、改正条例第二条の規定の施行の日(以下「施行日」という。)から令和三年三月一日までの間において職員の給与に関する条例(昭和二十七年埼玉県条例第十九号。以下この条及び次条において「給与条例」という。)の適用を受けない県費支弁の常勤の職員であった者から引き続き新たに職員となった者のうち、施行日の前日において改正条例第二条の規定による改正前の給与条例(以下「改正前給与条例」という。)第九条の五の規定を適用するとしたならば支給されることとなる住居手当の月額が二千円を超える職員とする。

(適用除外職員)

第二条 改正条例附則第五項の委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- 一 施行日の前日において改正前給与条例第九条の五第一項第一号に該当していた職員又は同日において同条の規定を適用するとしたならば同号に該当することとなる職員であつて、次に掲げる職員のいずれかに該当するもの  
イ 給与条例第九条の五の規定を適用するとしたならば新たに同条第一項第二号に該当することとなる職員  
ロ 改正前給与条例第九条の五の規定を適用するとしたならば同条第一項第一号に該当しないこととなる職員
- 二 施行日の前日において改正前給与条例第九条の五第一項各号のいずれにも該当していた職員又は同日において同条の規定を適用するとしたならば同項各号のいずれにも該当することとなる職員であつて、同条の規定を適用するとしたならば同項各号のいずれか又は全てに該当しないこととなる職員
- 三 改正条例附則第五項に規定する旧手当額が二千円以下となる職員
- 四 前各号に掲げる職員に準ずる職員として埼玉県人事委員会(次条及び第七条において「人事委員会」という。)が定める職員  
(家賃の月額に変更があつた場合の旧手当額)

第三条 改正条例附則第五項の委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を基礎として改正前給与条例第九条の五第二項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額とする。

一 変更後の家賃の月額が当該変更前に支給されていた改正条例附則第五項の規定による住居手当の月額又は当該変更前に同項の規定を適用するとしたならば支給されることとなる住居手当の月額の算出の基礎となった家賃の月額（以下この号及び次号において「旧家賃月額」という。）より高い場合（第三号に掲げる場合を除く。） 旧家賃月額

二 変更後の家賃の月額が旧家賃月額より低い場合（次号に掲げる場合を除く。） 変更後の家賃の月額

三 施行日の前日において改正前給与条例第九条の五第一項各号のいずれにも該当していた場合又は同日において同条の規定を適用するとしたならば同項各号のいずれにも該当することとなる場合 人事委員会が定める額

（確認及び決定）

第四条 任命権者（その委任を受けた者を含む。）は、施行日の前日に改正前給与条例第九条の五の規定により支給されていた住居手当に係る事実（令和二年三月二日から施行日までの間における当該住居手当に係る家賃の月額の変更を含む。）を住居手当に関する規則（埼玉県人事委員会規則七―二九九.第六条において「住居手当規則」という。）第七条第二項に規定する住居手当認定簿その他の資料により確認し、当該住居手当を受けていた職員が改正条例附則第五項の職員たる要件を具備する場合は、その者に支給すべき同項の規定による住居手当の月額を決定しなければならない。

（支給の始期及び終期）

第五条 改正条例附則第五項の規定による住居手当の支給は、職員が新たに同項の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が同項の職員たる要件を欠くに至った日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）又は令和三年三月のいずれか早い月をもって終わる。ただし、次条において準用する住居手当規則第六条第一項前段の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から十五日を経過した後にはされた場合における当該住居手当の支給の開始については、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

（住居手当規則の準用）

第六条 住居手当規則第六条から第十条まで（第九条第一項を除く。）の規定は、

改正条例附則第五項の規定による住居手当の支給について準用する。この場合において、住居手当規則第六条第一項中「新たに条例第九条の五第一項」とあるのは「令和元年改正条例附則第五項の規定による住居手当に関する規則（埼玉県人事委員会規則七一〇三二）第一条に規定する職員であつて、新たに職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和元年埼玉県条例第十九号）附則第五項」と、住居手当規則第七条第二項中「前項」とあるのは「令和元年改正条例附則第五項の規定による住居手当に関する規則（埼玉県人事委員会規則七一〇三二）第四条又は前項」と、住居手当規則第九条第二項中「改定する。前項ただし書の規定は、住居手当の月額を増額して改定する場合について準用する」とあるのは「改定する」と読み替えるものとする。

（雑則）

第七条 この規則に定めるもののほか、改正条例附則第五項の規定による住居手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

## 規則

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月三十一日

埼玉県人事委員会委員長 武笠正男

### 埼玉県人事委員会規則二二―二三五

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（埼玉県人事委員会規則二二―六）の一部を次のように改正する。

別表知事及び会計管理者本庁の項職の欄中

「政策・財務局長

を「政策・財務局  
行政改革・I  
地域経営局長

地域経営局長」

地域経営局長

長

「スポーツ局長

「スポーツ局長

を「環境未来局長

に改め、「危機  
感染

地域包括ケア局長」

地域包括ケア局長」

対策幹

「危機対策幹

「主席協同組合検査員

を「主席協同組  
家畜衛生幹

を「児童虐待対策幹

副参事

副参事

感染症対策幹」

合検査員

に改め、同表知事及び会計管理者地域機関環境科学国際センターの項職

の欄中「総長」を「センター長」に改め、同表知事及び会計管理者地域機関総合リ

「副局長

「副局長

ハビリテーションセンターの項職の欄中

「医療安全管理幹」

を「医療経営管理幹  
医療安全管理幹」

に改め、同表知事及び会計管理者地域機関総合技術センターの項職の欄中「企画技  
術幹」を削る。

附則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

# 埼玉県訓令第一号

## 訓令

本庁  
地域機関

副知事の担任意務に関する訓令を次のように定める。

令和二年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

副知事の担任意務に関する訓令

1 副知事の担任意務は、次のとおりとする。ただし、議会との連絡調整については共同して担任するものとし、全庁的に推進する事務等で知事が特に指定するものについては別に定める副知事が担任するものとする。

副知事 砂川裕紀

企画財政部（交通政策課を除く。）、総務部、環境部、福祉部、保健医療部及び会計管理者の所掌事務に關すること並びに病院局、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員及び人事委員会との連絡調整に關すること。

副知事 橋本雅道

企画財政部（交通政策課に限る。）、県民生活部、危機管理防災部、産業労働部、農林部、県土整備部及び都市整備部の所掌事務に關すること並びに企業局、下水道局、公安委員会、労働委員会及び収用委員会との連絡調整に關すること。

2 前項の担任意務について疑義が生じたときは、知事がこれを裁定する。

附則

1 この訓令は、令和二年四月一日から施行する。

2 副知事の担任意務に関する訓令（平成二十九年埼玉県訓令第一号）は、廃止する。

## 埼玉県訓令第2号

### 訓令

本 庁

地 域 機 関

埼玉県労働委員会事務局

埼玉県収用委員会事務局

埼玉県職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和二年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県職員服務規程の一部を改正する訓令

埼玉県職員服務規程（昭和四十二年埼玉県訓令第四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「政策・財務局長」の下に「、行政改革・ICT局長」を、「スポーツ局長」の下に「、環境未来局長」を加える。

第十二条の四を削る。

第十二条の三第一項中「様式第十一号の三」を「様式第十一号の四」に改め、同条第二項中「前条第二項」を「第十二条の二第二項」に改め、同条を第十二条の四とし、第十二条の二の次に次の一条を加える。

（修学部分休業の変更承認申請）

第十二条の三 修学部分休業をしている職員は、現に承認を受けている修学部分休業の一部を変更しようとするときは、あらかじめ修学部分休業変更承認申請書（様式第十一号の三）を所属長に提出しなければならない。

2 前条第二項の規定は、前項に規定する申請について準用する。

様式第十一号の二の（注）に次のように加える。

- 5 修学部分休業の承認の取消しを申請する場合は、総務事務システムによること。ただし、これにより難い場合は、別紙に記入し、申請することができる。

様式第十一号の二に別紙として次のように加える。

別紙

| 承認      |  |  |  | 申請<br>者印 | 修学部分休業の承認の間<br>取消しを申請する時 |              |              | 時間数     | 備考 |
|---------|--|--|--|----------|--------------------------|--------------|--------------|---------|----|
| 所属<br>長 |  |  |  |          | 月日                       | 午前           | 午後           |         |    |
|         |  |  |  |          | ・                        | 時分から<br>時分まで | 時分から<br>時分まで | 時間<br>分 |    |
|         |  |  |  |          | ・                        | 時分から<br>時分まで | 時分から<br>時分まで | 時間<br>分 |    |
|         |  |  |  |          | ・                        | 時分から<br>時分まで | 時分から<br>時分まで | 時間<br>分 |    |
|         |  |  |  |          | ・                        | 時分から<br>時分まで | 時分から<br>時分まで | 時間<br>分 |    |
|         |  |  |  |          | ・                        | 時分から<br>時分まで | 時分から<br>時分まで | 時間<br>分 |    |
|         |  |  |  |          | ・                        | 時分から<br>時分まで | 時分から<br>時分まで | 時間<br>分 |    |
|         |  |  |  |          | ・                        | 時分から<br>時分まで | 時分から<br>時分まで | 時間<br>分 |    |
|         |  |  |  |          | ・                        | 時分から<br>時分まで | 時分から<br>時分まで | 時間<br>分 |    |
|         |  |  |  |          | ・                        | 時分から<br>時分まで | 時分から<br>時分まで | 時間<br>分 |    |
|         |  |  |  |          | ・                        | 時分から<br>時分まで | 時分から<br>時分まで | 時間<br>分 |    |
|         |  |  |  |          | ・                        | 時分から<br>時分まで | 時分から<br>時分まで | 時間<br>分 |    |
|         |  |  |  |          | ・                        | 時分から<br>時分まで | 時分から<br>時分まで | 時間<br>分 |    |
|         |  |  |  |          | ・                        | 時分から<br>時分まで | 時分から<br>時分まで | 時間<br>分 |    |
|         |  |  |  |          | ・                        | 時分から<br>時分まで | 時分から<br>時分まで | 時間<br>分 |    |

(注) 承認欄の職名等は適宜変更又は増減できること。

様式第十一号の四を削る。

様式第十一号の三中「~~第~~」を「~~第~~」に改め、同様式を様式第十一号の四とし、様式第十一号の二の次に次の様式を加える。

様式第11号の3（第12条の3関係）

| 修学部分休業変更承認申請書            |              |         |         |       |         |
|--------------------------|--------------|---------|---------|-------|---------|
|                          |              |         |         | 年 月 日 |         |
| 埼玉県知事 様                  |              |         |         |       |         |
| 所属所名                     |              |         |         |       |         |
| 職 名 氏 名 <sup>㊞</sup>     |              |         |         |       |         |
| 次のとおり修学部分休業の変更の承認を申請します。 |              |         |         |       |         |
| 1                        | 教育施設名        |         |         |       |         |
| 2                        | 申請期間         |         |         |       |         |
| 3                        | 変更理由         |         |         |       |         |
| 4                        | 変更後の<br>休業時間 | 年 月 日から |         |       | 年 月 日まで |
|                          |              | 毎日      | 時 分～時 分 | 水     | 時 分～時 分 |
|                          |              | 月       | 時 分～時 分 | 木     | 時 分～時 分 |
|                          |              | 火       | 時 分～時 分 | 金     | 時 分～時 分 |
|                          |              | 年 月 日から |         |       | 年 月 日まで |
|                          |              | 毎日      | 時 分～時 分 | 水     | 時 分～時 分 |
|                          |              | 月       | 時 分～時 分 | 木     | 時 分～時 分 |
|                          |              | 火       | 時 分～時 分 | 金     | 時 分～時 分 |
|                          |              | 年 月 日から |         |       | 年 月 日まで |
|                          |              | 毎日      | 時 分～時 分 | 水     | 時 分～時 分 |
|                          |              | 月       | 時 分～時 分 | 木     | 時 分～時 分 |
|                          |              | 火       | 時 分～時 分 | 金     | 時 分～時 分 |
|                          |              | 年 月 日から |         |       | 年 月 日まで |
|                          |              | 毎日      | 時 分～時 分 | 水     | 時 分～時 分 |
|                          |              | 月       | 時 分～時 分 | 木     | 時 分～時 分 |
|                          |              | 火       | 時 分～時 分 | 金     | 時 分～時 分 |
| 5                        | 備考           |         |         |       |         |

（注）この申請書には、この申請に係る事実を証明する書類等を添付すること（写しでも可）。

様式第十三号の四（表）の（注）2を次のように改める。

- 2 部分休業の承認の取消しを請求する場合は、総務事務システムによること。ただし、これにより難しい場合は、裏面に記入し、請求することができる。

様式第十三号の四（裏）を次のように改める。

裏

| 承認       |  |  |  | 請求<br>者印 | 部分休業の承認の取消しを請求する時間 |                |                | 時間数     | 備考 |
|----------|--|--|--|----------|--------------------|----------------|----------------|---------|----|
| 決裁<br>権者 |  |  |  |          | 月日                 | 午 前            | 午 後            |         |    |
|          |  |  |  |          | ・                  | 時 分から<br>時 分まで | 時 分から<br>時 分まで | 時間<br>分 |    |
|          |  |  |  |          | ・                  | 時 分から<br>時 分まで | 時 分から<br>時 分まで | 時間<br>分 |    |
|          |  |  |  |          | ・                  | 時 分から<br>時 分まで | 時 分から<br>時 分まで | 時間<br>分 |    |
|          |  |  |  |          | ・                  | 時 分から<br>時 分まで | 時 分から<br>時 分まで | 時間<br>分 |    |
|          |  |  |  |          | ・                  | 時 分から<br>時 分まで | 時 分から<br>時 分まで | 時間<br>分 |    |
|          |  |  |  |          | ・                  | 時 分から<br>時 分まで | 時 分から<br>時 分まで | 時間<br>分 |    |
|          |  |  |  |          | ・                  | 時 分から<br>時 分まで | 時 分から<br>時 分まで | 時間<br>分 |    |
|          |  |  |  |          | ・                  | 時 分から<br>時 分まで | 時 分から<br>時 分まで | 時間<br>分 |    |
|          |  |  |  |          | ・                  | 時 分から<br>時 分まで | 時 分から<br>時 分まで | 時間<br>分 |    |
|          |  |  |  |          | ・                  | 時 分から<br>時 分まで | 時 分から<br>時 分まで | 時間<br>分 |    |
|          |  |  |  |          | ・                  | 時 分から<br>時 分まで | 時 分から<br>時 分まで | 時間<br>分 |    |
|          |  |  |  |          | ・                  | 時 分から<br>時 分まで | 時 分から<br>時 分まで | 時間<br>分 |    |
|          |  |  |  |          | ・                  | 時 分から<br>時 分まで | 時 分から<br>時 分まで | 時間<br>分 |    |
|          |  |  |  |          | ・                  | 時 分から<br>時 分まで | 時 分から<br>時 分まで | 時間<br>分 |    |

(注) 承認欄の職名等は適宜変更又は増減できること。

附 則

この訓令は、令和二年四月一日から施行する。

埼玉県訓令第三号

訓令

本 庁

地 域 機 関

埼玉県労働委員会事務局

埼玉県収用委員会事務局

職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和二年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令

職員の勤務時間に関する規程（昭和二十七年埼玉県訓令第十八号）の一部を次のように改正する。

第一条の二第五項中「又は第二項第二号本文」を削る。

附則第五項中「勤務時間」の下に「及び休憩時間」を加える。

附則に次の一項を加える。

9 障害のある職員のうち、知事の指定するものの勤務時間及び休憩時間については、第一条及び別表（休憩時間に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、知事が別に定める。

別表雇用労働課の項職員の欄中「労働時間又は」を削る。

附 則

この訓令は、令和二年四月一日から施行する。

埼玉県訓令第4号

訓令

本庁  
地域機関

技能職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和二年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

技能職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令

技能職員の勤務時間等に関する規程（昭和四十四年埼玉県訓令第5号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

- 3 障害のある技能職員のうち、知事の指定するものの休憩時間については、別表（休憩時間に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、別に定める。

附則

この訓令は、令和二年四月一日から施行する。

埼玉県訓令第五号

訓令

本庁  
地域機関

埼玉県文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和二年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県文書管理規程の一部を改正する訓令

埼玉県文書管理規程（平成十三年埼玉県訓令第二十二号）の一部を次のように改正する。

第二条の次に次の一条を加える。

（最高文書管理責任者）

第二条の二 規則第四条第一項の最高文書管理責任者は、総務部人財政策局長をもつて充てる。

2 最高文書管理責任者は、次に掲げる事務を統括する。

- 一 文書等の管理に係る企画及び立案に関すること。
- 二 文書等の管理に係る研修に関すること。
- 三 文書等の管理に係る調査に関すること。
- 四 文書等の管理に係る指導及び助言に関すること。
- 五 前各号に掲げるもののほか、文書等の管理に関すること。

第三条第一項中「第四条第二項」を「第四条第三項」に改め、同条第二項第二号中「第四条第三項」を「第四条第四項」に、「同条第四項」を「同条第五項」に改める。

別表課の文書記号の表ラグビーワールドカップ二千十九大会課の項を削り、同表

|         |   |       |
|---------|---|-------|
| 中「消防防災課 | 消 | 中「消防課 |
|         |   | 災害対策課 |

|    |     |
|----|-----|
| 消防 | 災害対 |
|----|-----|

に改める。

別表所の文書記号の表埼玉県西関東連絡道路建設事務所の項の次に次のように加える。

埼玉県鉄道高架建設事務所

鉄高建

附則

この訓令は、令和二年四月一日から施行する。

埼玉県訓令第第六号

訓令

本庁  
地域機関

埼玉県公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和二年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県公印規程の一部を改正する訓令

埼玉県公印規程（昭和三十五年埼玉県訓令第二号）の一部を次のように改正する。

別表中

消防防災課長

を

消防課長

に改める。

附則

この訓令は、令和二年四月一日から施行する。

# 訓 令

## 埼玉県訓令第七号

本 庁

埼玉県消防学校

埼玉県防災航空センター

埼玉県消防関係職員の服制及び制服の貸与に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和二年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県消防関係職員の服制及び制服の貸与に関する規程の一部を改正する訓令

埼玉県消防関係職員の服制及び制服の貸与に関する規程（昭和五十八年埼玉県訓令第十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「危機管理防災部消防防災課」を「危機管理防災部消防課の職員、危機管理防災部災害対策課」に改める。

第三条第二項中「埼玉県危機管理防災部消防防災課長」を「埼玉県危機管理防災部消防課長、埼玉県危機管理防災部災害対策課長」に改める。

|                             |                             |                             |                             |                             |                             |                             |                             |
|-----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|
| 「危機管理課長、消防防災課長、化学保安課長、消防学校長 | 及び防災航空センター所長又はこれらに相当する職にある者 | 「危機管理課長、消防防災課長、化学保安課長、消防学校長 | 及び防災航空センター所長又はこれらに相当する職にある者 | 「危機管理課長、消防防災課長、化学保安課長、消防学校長 | 及び防災航空センター所長又はこれらに相当する職にある者 | 「危機管理課長、消防防災課長、化学保安課長、消防学校長 | 及び防災航空センター所長又はこれらに相当する職にある者 |
|-----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|

|      |         |         |         |         |         |         |         |
|------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 管理課、 | 「危機管理課、 |
| 課、 災 | 消防防災課   | 消防課、 災  |
| 策課及  | 及び化学保   | 害対策課及   | 害対策課及   | 「危機管理課、 | 「危機管理課、 | 「危機管理課、 | 「危機管理課、 |
| 学保安  | 安課の主査   | び化学保安   | び化学保安   | 消防防災課、  | 消防防災課、  | 消防課、 災  | 消防課、 災  |

|     |          |         |         |         |
|-----|----------|---------|---------|---------|
| 主幹、 | 並びに消防    | 課の主査並   | 化学保安課、  | 害対策課、   |
| 学校の | 学校及び防    | びに消防学   | 消防学校及   | 化学保安課、  |
| 部長並 | ひ' 災航空セン | や 校及び防災 | び' 防災航空 | や 消防学校及 |
| 防災航 | ターの担当    | 航空センタ   | センターの   | び' 防災航空 |
| ソナー | 課長又はこ    | 一の担当課   | 主任、主事   | センターの   |
| 長又は | れらに相当    | 長又はこれ   | 及び技師    | 主任、主事   |
| らに相 | する職にあ    | らに相当す   | 」       | 及び技師    |
| る職に | る者       | 」       | る職にある   | 」       |
| 者   | 」        | 者       | 」       | 」       |

「危機管理課長、消防防災課長、  
化学保安課長、消防学校長及  
び' 防災航空センター所長又は  
これらに相当する職にある者」

「危機管理課長、消防  
害対策課長、化学保  
消防学校長及び' 防  
ター所長又はこれら  
る職にある者

課長、災 「危機管理課、消防防災課及び 「危機管理課、消防課、災害対  
安課長、 化学保安課の主幹、消防学校 策課及び' 化学保安課の主幹、  
航空セン ひ' の担当部長並びに防災航空セ や 消防学校の担当部長並びに防  
に相当す ソナーの隊長又はこれらに相 災航空センターの隊長又はこ  
」 当する職にある者 」 れらに相当する職にある者 」

「危機管理課、消防防災課及び 「危機管理課、消防課、災害対策  
化学保安課の主査並びに消防 課及び' 化学保安課の主査並びに  
ひ' 学校及び' 防災航空センターの や 消防学校及び' 防災航空センター ひ' 学  
担当課長又はこれらに相当す の担当課長又はこれらに相当す 航  
る職にある者 」 る職にある者 」

機管理課、消防防災課、化 「危機管理課、消防課、災害対策  
保安課、消防学校及び' 防災 課、化学保安課、消防学校及び  
空センサーの主任、主事及 防災航空センターの主任、主事  
技師 」 及び技師 」

「この命令は、令和二年四月一日から施行する。」

# 埼玉県訓令第第八号

## 訓 令

環 境 部

環境管理事務所

埼玉県鳥獣保護管理員設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和二年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県鳥獣保護管理員設置規程の一部を改正する訓令

埼玉県鳥獣保護管理員設置規程（昭和三十九年埼玉県訓令第三号）の一部を次のように改正する。

第二条の見出しを「（任命）」に改め、同条第一項中「委嘱する」を「任命する」に改め、同条第二項中「委嘱」を「任命」に改め、同条第三項を削る。

第三条中「第五条」の下に「及び第六条」を加える。

第四条第三項中「第二条第二項の規定による任期が満了したとき、又は同条第三項の規定により解嘱された」を「保護管理員でなくなつた」に改める。

第五条を第六条とし、第四条の次に次の一条を加える。

（従事予定）

第五条 保護管理員は、その職務に従事することが見込まれる日等について、知事が別に定める様式の職務従事予定表に所定の事項を記入し、その職務に従事することが見込まれる日の属する月の前月の七日までにこれを第三条の規定により指揮監督を受ける課長又は所長に提出しなければならない。

別記様式を次のように改める。

年 月分 鳥獣保護管理員職務報告書（月報）

氏名 \_\_\_\_\_ ㊟

勤務については、次のとおりです。

各勤務日の活動状況については、別紙のとおり報告します。

1 勤務日数 \_\_\_\_\_ 日

2 勤務した日

| 番号  | 勤務日 | 曜日 | 活 動 地 域 |           |
|-----|-----|----|---------|-----------|
|     |     |    | 用務先名称   | 用 務 先 住 所 |
| 1   |     |    |         |           |
| 2   |     |    |         |           |
| 3   |     |    |         |           |
| 4   |     |    |         |           |
| 5   |     |    |         |           |
| 6   |     |    |         |           |
| 7   |     |    |         |           |
| 8   |     |    |         |           |
| 9   |     |    |         |           |
| 10  |     |    |         |           |
| 備 考 |     |    |         |           |

注1 用務先が複数ある場合には、自宅から一番遠い用務先を記入してください。

2 「用務先名称」欄には、地域名、施設名等を記入してください（例：荒川  
河川敷、大宮公園周辺、名栗小学校鳥獣保護区域等）。

3 「用務先住所」欄には、町名若しくは字名及び地番まで記入してください。

4 職務報告書（月報・日報）は、翌月7日までに提出してください。

別紙

鳥獣保護管理員職務報告書（日報）

氏名 \_\_\_\_\_

1 勤務日等

| 勤務日 |   |   | 天気 | 活動開始時間 | 職務内容 |  |
|-----|---|---|----|--------|------|--|
| 年   | 月 | 日 |    |        | 記号   |  |
|     |   |   |    | :      |      |  |

注 「記号」欄には、職務内容を次の区分により記号で記入してください（「職務内容」が「Fその他」の場合は、その内容を記入してください。）。

【職務内容】 A狩猟取締り B鳥獣保護区等の管理 C鳥獣に関する諸調査  
D鳥獣保護思想の普及啓発 E傷病野生鳥獣保護 Fその他

2 活動地域

| 用務先名称 | 町名若しくは<br>字名及び地番 | 用務先名称 | 町名若しくは<br>字名及び地番 |
|-------|------------------|-------|------------------|
|       |                  |       |                  |
|       |                  |       |                  |
|       |                  |       |                  |

注1 活動地域が複数の市町村にわたる場合には、全て記入してください。

2 必要に応じて、地図を添付してください。

3 移動方法

|                              |
|------------------------------|
| 自家用車・自転車・徒歩・公共交通機関（ ）・その他（ ） |
|------------------------------|

注1 活動地域への移動方法について該当するものを○で囲んでください。

2 「公共交通機関」及び「その他」の場合は、（ ）に具体的な移動方法を記入してください。

4 活動内容・特記事項

|  |
|--|
|  |
|--|

注 目撃した野生動物や地域の方の声、制札の破損状況等について具体的に記入してください。

附 則

この訓令は、令和二年四月一日から施行する。

## 訓 令

### 埼玉県教育委員会訓令第二号

埼玉県教育局  
県立教育機関

教育局等の職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和二年三月三十一日

埼玉県教育委員会教育長 小 松 弥 生

教育局等の職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令

教育局等の職員の勤務時間に関する規程（昭和四十年埼玉県教育委員会訓令第三号）の一部を次のように改正する。

第一条の二第五項中「又は第二項第二号本文」を削る。

附則第四項中「勤務時間」の下に「及び休憩時間」を加える。

附則に次の一項を加える。

8 障害のある職員のうち、教育長の指定するものの勤務時間及び休憩時間については、第一条及び別表（休憩時間に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、教育長が別に定める。

#### 附 則

この訓令は、令和二年四月一日から施行する。

# 訓令

## 埼玉県教育委員会教育長訓令第一号

埼玉県教育局  
県立教育機関

埼玉県教育委員会教育長の権限に属する事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和二年三月三十一日

埼玉県教育委員会教育長 小松 弥生

埼玉県教育委員会教育長の権限に属する事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する訓令

埼玉県教育委員会教育長の権限に属する事務の委任及び決裁に関する規程（昭和五十六年埼玉県教育委員会教育長訓令第五号）の一部を次のように改正する。

別表第一専決事項の欄中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第十号までを一号ずつ繰り上げる。

別表第二教育事務所長の項を次のように改める。

| 長   | 所                           | 務 | 事 | 務 | 教 | 育 |
|---|-----------------------------|---|---|---|---|---|
| 学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）第二十五条第五号に規定する市町村立小中学校の二部授業の届出を受理すること。 | 市町村立中学校生徒に係る旅客運賃割引証を配布すること。 |   |   |   |   |   |

別表第三第三号を次のように改める。

| 三 教育委員会<br>の会議に関する事務 | 教育委員会の会議に付議する議案及び報告する事項（埼玉県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則（昭和六十一年埼玉県教育委員会規則第十三号）第四条第二項の規定により報告する事項を除く。）の原案を作成すること。 | 埼玉県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第四条第二項の規定により報告する事項の原案を作成すること。 |
|----------------------|---|--|
|                      |   |  |

別表第三第五号部長専決事項の欄1及び2を削る。

別表第四県立学校部の表県立学校人事課の項第一号事務の種類の欄中「負担法第一条」を「市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号。以下「負担法」という。）第一条」に改める。

附 則

この訓令は、令和二年四月一日から施行する。

# 訓令

埼玉県訓令

第一号

埼玉県収用委員会訓令

埼玉県収用委員会事務局決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和二年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県収用委員会会長 中村 達 也

埼玉県収用委員会事務局決裁規程の一部を改正する訓令

埼玉県 訓令第一号

埼玉県収用委員会事務局決裁規程（昭和五十二年 埼玉県収用委員会

の一部を次のように改正する。

別表第二号の項事務局専決事項の欄1中「事務局長及び副事務局長の旅行、休日勤務及び時間外勤務並びに休暇（事務局長にあつては引き続き三日以上の休暇を除く）」を「職員の旅行（事務局長以外の職員にあつては宿泊を伴う県外旅行に限る）」に改め、同欄4中「事務局長及び副事務局長」を「職員」に改め、同欄4を同欄5とし、同欄3中「副事務局長」を「職員（事務局長を除く。）」に改め、同欄3を同欄4とし、同欄2中「事務局長及び副事務局長」を「職員」に改め、同欄2を同欄3とし、同欄1の次に次のように加える。

2 職員の休日勤務及び時間外勤務並びに休暇（事務局長にあつては引き続き三日以上の休暇を除く。）に關すること。

別表第二号の項副事務局長専決事項の欄1中「及び副事務局長を除く。以下この欄において同じ。」の旅行、休日勤務及び時間外勤務並びに休暇」を「を除く。」の旅行（宿泊を伴う県外旅行を除く。）」に改め、同欄中2から4までを削り、5を2とし、6を3とする。

附 則

この訓令は、令和二年四月一日から施行する。

## 管 理 規 程

### 埼玉県公営企業管理規程第一号

埼玉県工業用水道事業給水規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和二年三月三十一日

埼玉県公営企業管理者 立 川 吉 朗

埼玉県工業用水道事業給水規程の一部を改正する規程

埼玉県工業用水道事業給水規程（昭和四十一年埼玉県公営企業管理規程第六号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とする。

附 則

この規程は、令和二年四月一日から施行する。

## 管 理 規 程

### 埼玉県公営企業管理規程第二号

埼玉県企業局宿舍管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和二年三月三十一日

埼玉県公営企業管理者 立 川 吉 朗

埼玉県企業局宿舍管理規程の一部を改正する規程

埼玉県企業局宿舍管理規程（昭和三十八年十二月十九日公営企業管理規程第四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「企業局職員及び知事部局職員」を「職員」に改める。

附 則

この規程は、令和二年四月一日から施行する。

## 管理規程

### 埼玉県公営企業管理規程第三号

埼玉県公営企業財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和二年三月三十一日

埼玉県公営企業管理者 立川 吉朗

埼玉県公営企業財務規程の一部を改正する規程

埼玉県公営企業財務規程（昭和三十九年埼玉県公営企業管理規程第五号）の一部を次のように改正する。

第八条の四第一項中「主幹（副課長を含む。（第四百十条の二の表中欄において同じ。））又は副所長（副場長、支所長、部長及び担当部長を含む。（第四百十条の二の表中欄において同じ。））」を「職にある者（本庁にあつては主幹又はこれに相当する職以上の職にある者、地域機関にあつては担当部長又はこれに相当する職以上の職にある者に限る。）」に改める。

第三十八条中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号から第十二号までを一号ずつ繰り上げる。

第四十四条第一項中「を作成」を「の作成及び会計伝票の発行を」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、追給又は返納を要しないものは、会計伝票の発行を要しない。

第四十六条第一項の次に次の二項を加える。

2 前金払をしている場合における部分払の額は、前払金に既納部分又は既済部分に相当する代価の契約金額に対する割合を乗じて得た額を、前項の規定による部分払の額から差し引いた額とする。

3 部分払の支払回数は、次の各号の定める回数範囲内において行うものとする。ただし、特別の理由がある場合は、この限りでない。

- 一 契約金額が二千万円未満の場合 一回
- 二 契約金額が二千万円以上五千万円未満の場合 二回
- 三 契約金額が五千万円以上一億円以下の場合 三回
- 四 契約金額が一億円を超える場合 一億円を超える金額につき五千万円を増すごとに前号の回数に一を加えた回数

第一百九条の三第二項第一号中「又は都市ガス」を「、都市ガス又は液化石油ガス」に改める。

第一百二十九条を次のように改める。

（落札者の決定の失効）

第一百二十九条 管理者又はその委任を受けた者は、落札者を決定した場合において、

当該決定を落札者に通知した後、落札者に対して、締結する契約の内容を記載した書面を速やかに送付しなければならない。

2 前項の書面が落札者に到達した日から五日（その期間中に埼玉県の休日を定める条例（平成元年埼玉県条例第三号）第一条第一項に規定する県の休日がある場合においては、当該休日を除く。）以内に当該落札者が契約の締結に応じないときは、前項の決定は効力を失う。

第三百三十八条第二項第二号中「三万円」を「十万円」に改める。

第四百十条の二中「第二百四十三条の二第一項」を「第二百四十三条の二の二第一項」に改め、同項の表を次のように改める。

| 支出命令                    |      | 支出負担行為                       |                           |                            |                         |           |            | 行為の種類  |        |        |
|-------------------------|------|------------------------------|---------------------------|----------------------------|-------------------------|-----------|------------|--------|--------|--------|
| 総務課長                    | 管理部長 | 地域機関において第八条の四第一項の規定により専決を行う者 | 所長                        | 本庁において第八条の四第一項の規定により専決を行う者 | 課長                      | 部長        | 局長         | 管理者    | 行為を行う者 | 補助するもの |
| 総務課長                    | 管理部長 | 地域機関において第八条の四第一項の規定により専決を行う者 | 所長                        | 本庁において第八条の四第一項の規定により専決を行う者 | 課長                      | 部長        | 局長         | 管理者    | 行為を行う者 | 補助するもの |
| 所管の主査又はこれに相当する職以上の職にある者 | 総務課長 | 所管の担当課長又はこれに相当する職以上の職にある者    | 所管の担当課長又はこれに相当する職以上の職にある者 | 所管の主査又はこれに相当する職以上の職にある者    | 所管の主査又はこれに相当する職以上の職にある者 | 所管の課長又は所長 | 部長及び課長又は所長 | 局長及び部長 | 局長及び部長 | 局長及び部長 |

|              |          |                              |                           |
|--------------|----------|------------------------------|---------------------------|
| 支出命令         | 所長       | 本庁において第八條の四第一項の規定により専決を行う者   | 所管の主査又はこれに相当する職以上の職にある者   |
|              |          | 地域機関において第八條の四第一項の規定により専決を行う者 | 所管の担当課長又はこれに相当する職以上の職にある者 |
| 支出負担行為に関する確認 | 本庁の企業出納員 | 財務課の所管の主幹及び主査                | 財務課の所管の主幹及び主査             |
| 支出           | 本庁の企業出納員 | 財務課の所管の主幹及び主査                | 財務課の所管の主幹及び主査             |

第四百四十條の三第一項中「第二百四十三條の二第一項各号」を「第二百四十三條の二の二第一項各号」に改める。

別表第二費用の表「節」の項中「賃金」を削る。

別表第三費用の表「節」の項中「賃金」を削る。

別表第七の二中

|   |   |  |  |  |   |   |  |  |  |
|---|---|--|--|--|---|---|--|--|--|
| 賃 | 金 |  |  |  | ○ | ◎ |  |  |  |
|---|---|--|--|--|---|---|--|--|--|

を削り、備考中「固定資産の取得に係る工事請負費」を「修繕費、固定資産の取得に係る工事請負費」に改める。

別表第七の三中

|   |   |          |           |  |
|---|---|----------|-----------|--|
| 賃 | 金 | 支出決定のとき。 | 支出しようとする額 |  |
|---|---|----------|-----------|--|

を削る。

様式第四十六号（四）の規定中、「平成」を削る。

様式第48号(1)

資 金 前 渡 精 算 書

|             |  |
|-------------|--|
| 決<br>裁<br>欄 |  |
|-------------|--|

| 受領年月日 | 受領額 | 支払済額 | 差引額(もどし入れ)額 |
|-------|-----|------|-------------|
| 年 月 日 | 円   | 円    | 円           |
| 事 由   |     |      |             |

上記のとおり支払証拠書類を添えて精算します。

年 月 日

受領者  
職  
氏名

㊟

様式第四十八号を様式第四十八号(二)とし、次のように改める。

様式第四十八号(一)の次に次の一様式を加える。

様式第48号(2)

概 算 払 精 算 書

|             |  |
|-------------|--|
| 決<br>裁<br>欄 |  |
|-------------|--|

| 支 出 年 月 日 | 支 出 額    | 精 算 額 | 差引額(もどし入れ)額 |
|-----------|----------|-------|-------------|
| 年 月 日     | 円        | 円     | 円           |
| 債 権 者     | 住所<br>氏名 |       |             |
| 事 由       |          |       |             |

上記のとおり証拠書類を添えて精算します。

年 月 日

支出命令権者

職

氏 名

印

様式第七十八号（二）の規定中、「平成」を削る。

附 則

この規程は、令和二年四月一日から施行する。

# 管 理 規 程

## 埼玉県公営企業管理規程第四号

埼玉県企業職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和二年三月三十一日

埼玉県公営企業管理者 立 川 吉 朗

埼玉県企業職員給与規程の一部を改正する規程

埼玉県企業職員給与規程（昭和四十一年埼玉県公営企業管理規程第五号）の一部

を次のように改正する。

別表第十を次のように改める。

別表第十（第十四条、第十四条の二、第十四条の三関係）  
会計年度任用職員の報酬等基準額表

| 職種 | 標準的な会計年度任用職員の職務を行うもの |         | 相当の知識又は経験を要する会計年度任用職員の職務を行うもの |         |
|----|----------------------|---------|-------------------------------|---------|
|    | 号                    | 給 月額    | 号                             | 給 月額    |
|    |                      | 円       |                               | 円       |
| 1  |                      | 152,965 | 1                             | 191,664 |
| 2  |                      | 154,083 | 2                             | 193,391 |
| 3  |                      | 155,200 | 3                             | 195,219 |
| 4  |                      | 156,317 | 4                             | 196,946 |
| 5  |                      | 157,333 | 5                             | 198,571 |
| 6  |                      | 158,755 | 6                             | 199,993 |
| 7  |                      | 160,075 | 7                             | 201,516 |
| 8  |                      | 161,396 | 8                             | 203,040 |
| 9  |                      | 162,615 | 9                             | 204,360 |
| 10 |                      | 164,138 | 10                            | 205,681 |
| 11 |                      | 165,662 | 11                            | 206,900 |
| 12 |                      | 167,287 | 12                            | 208,220 |
| 13 |                      | 168,506 | 13                            | 209,540 |
| 14 |                      | 170,029 | 14                            | 210,861 |
| 15 |                      | 171,553 | 15                            | 212,181 |
| 16 |                      | 173,076 | 16                            | 213,502 |
| 17 |                      | 174,397 | 17                            | 214,619 |
| 18 |                      | 177,139 | 18                            | 215,939 |
| 19 |                      | 179,780 | 19                            | 217,260 |
| 20 |                      | 182,421 | 20                            | 218,580 |
| 21 |                      | 185,062 | 21                            | 219,698 |
| 22 |                      | 186,789 | 22                            | 220,815 |
| 23 |                      | 188,414 | 23                            | 221,831 |
| 24 |                      | 190,140 | 24                            | 222,948 |
| 25 |                      | 191,664 | 25                            | 224,065 |

別表第十一を次のように改める。

別表第十一（第十四条の三、第十四条の四関係）  
報酬等の調整額表

| 調整数 | 調整額    |
|-----|--------|
|     | 円      |
| 1   | 5,700  |
| 2   | 11,400 |
| 3   | 17,100 |
| 4   | 22,800 |

附 則

(施行期日)

この規程は、令和二年四月一日から施行する。

## 管 理 規 程

### 埼玉県公営企業管理規程第五号

埼玉県企業職員就業規程の一部を改正する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和二年三月三十一日

埼玉県公営企業管理者 立 川 吉 朗

埼玉県企業職員就業規程の一部を改正する規程の一部を改正する規程

埼玉県企業職員就業規程の一部を改正する規程（平成十年埼玉県公営企業管理規程第十号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「勤務時間」の下に「及び休憩時間」を加え、「第三条第二項」の下に「及び第四条第一項」を加える。

附則に次の一項を加える。

6 障害のある職員のうち、管理者の指定するものの勤務時間及び休憩時間については、第三条及び第四条の規定にかかわらず、管理者が別に定める。

附 則

この規程は、令和二年四月一日から施行する。

## 管 理 規 程

### 埼玉県公営企業管理規程第六号

埼玉県企業局事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和二年三月三十一日

埼玉県公営企業管理者 立 川 吉 朗

埼玉県企業局事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する規程

埼玉県企業局事務の委任及び決裁に関する規程（昭和五十二年埼玉県公営企業管理規程第五号）の一部を次のように改正する。

別表第五の欄4を削る。

附 則

この規程は、令和二年四月一日から施行する。

## 管理規程

### 埼玉県病院事業管理規程第一号

埼玉県病院局会計年度任用職員の報酬等に関する規程を次のように定める。

令和二年三月三十一日

埼玉県病院事業管理者 岩 中 督

埼玉県病院局会計年度任用職員の報酬等に関する規程

(趣旨)

第一条 この規程は、埼玉県病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成十三年埼玉県条例第八十八号）の規定に基づき、病院事業に従事する企業職員で、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二條の二第一項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）に対して支給する報酬、費用弁償、給料及び手当に関し必要な事項を定めるものとする。

(報酬等基準額表)

第二条 会計年度任用職員には、次の各号に定める報酬等基準額表を適用するものとし、各報酬等基準額表の適用範囲は、それぞれ当該報酬等基準額表に定める職種の区分による。

- 一 医療職報酬等基準額表(一) (別表第一)
  - 二 医療職報酬等基準額表(二) (別表第二)
  - 三 医療職報酬等基準額表(三) (別表第三)
  - 四 行政事務報酬等基準額表 (別表第四)
- (新たに会計年度任用職員となった者の号給)

第三条 新たに会計年度任用職員となった者の号給は、その者に適用される報酬等基準額表に定めるその者の属する職種の区分の一号給とする。

2 学歴免許等の資格又は会計年度任用職員として同種の職務に在職した年数その他経験を有する会計年度任用職員の号給については、前項の規定にかかわらず、前項の規定による号給より上位の号給とすることができる。

(第一号会計年度任用職員の報酬等)

第四条 地方公務員法第二十二條の二第一項第一号に掲げる職員（以下この条から第六条までにおいて「第一号会計年度任用職員」という。）に対しては、報酬及び期末手当を支給する。

2 報酬の額は、月額又は日額で定めるものとする。

3 報酬の額は、次条第一項又は第二項の規定により決定した報酬の基本額及びその基本額に埼玉県病院局職員給与規程（平成十四年埼玉県病院事業管理規程第六号）第七条第一項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合（医師及び歯

科医師にあつては、埼玉県病院局職員給与規程第七条第二項に規定する割合)を乗じて得た額(月額報酬にあつてはその額に百円未満、日額の報酬にあつてはその額に十円未満の端数を生じたときは、これらをそれぞれ四捨五入して得た額)の合計額とする。

4 前二項に規定するもののほか、第一号会計年度任用職員に対しては、一般職の常勤職員に支給される時間外勤務手当、休日勤務手当及び宿日直手当に相当する報酬を支給する。

5 期末手当は、一般職の常勤職員の例により支給する。ただし、任期が六月未満の者その他の者で別に定めるものにあつては、期末手当は支給しない。

(報酬の基本額)

第五条 月額の報酬を受ける第一号会計年度任用職員の報酬の基本額は、勤務一月につき、その者に適用される報酬等基準額表の月額(以下この条及び第七条第二項において「報酬等基準額」という。)に、その者について定められた一週間当たりの勤務時間を三十八・七五で除して得た数を乗じて得た額(その額に百円未満の端数を生じたときは、これを四捨五入して得た額)とする。

2 日額の報酬を受ける第一号会計年度任用職員の報酬の基本額は、勤務一日につき、報酬等基準額を二十一で除して得た額に、その者について定められた一日当たりの勤務時間を七・七五で除して得た数を乗じて得た額(その額に十円未満の端数を生じたときは、これを四捨五入して得た額)とする。

3 行政事務報酬等基準額表の適用を受ける第一号会計年度任用職員の報酬等基準額が、職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤労の強度、勤務時間、勤労環境その他の勤労条件が同じ職種に属する他の職に比して特殊な職に対し適当でないと認めるときは、前二項の規定にかかわらず、当該報酬等基準額に別表第五に定める調整額を加えて得た額を報酬等基準額とすることができる。

(費用弁償)

第六条 第一号会計年度任用職員が勤務のため、その者の住居と勤務公署との間を往復するとき及び職務のため旅行したときは、それらの費用を弁償する。

2 費用弁償の額は、一般職の常勤職員に支給される通勤手当及び旅費の額との権衡を考慮して定める。

(第二号会計年度任用職員の給料等)

第七条 地方公務員法第二十二条の二第一項第二号に掲げる職員(この条において「第二号会計年度任用職員」という。)に対しては、給料、初任給調整手当、地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当及び期末手当を支給する。

- 2 給料の額は、報酬等基準額とする。
- 3 第五条第三項の規定は、行政事務報酬等基準額表の適用を受ける第二号会計年度任用職員の給料の額について準用する。
- 4 初任給調整手当、地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当及び期末手当は、一般職の常勤職員の例により支給する。ただし、任期が六月未満の者その他の者で別に定めるものにあつては、期末手当は支給しない。
- 5 退職した第二号会計年度任用職員に対する退職手当の額を計算する場合における給料の額は、第二項及び第三項の規定にかかわらず、別に定める額とする。  
(この規程に定めがない事項)

第八条 会計年度任用職員の報酬等に関しこの規程に定めがない事項については、埼玉県病院局職員給与規程、職員の退職手当に関する条例（昭和三十八年埼玉県条例第十八号）及び会計年度任用職員の報酬等に関する条例（平成三十一年埼玉県条例第六号）に基づき、支給される報酬等の例による。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和二年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 行政事務報酬等基準額表の適用を受ける会計年度任用職員に対する第三条第一項の規定の適用については、同項中「一号給」とあるのは、令和二年四月一日から令和三年三月三十一日までの間にあつては「十九号給」と、令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間にあつては「十三号給」と、令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までの間にあつては「七号給」とそれぞれ読み替えるものとする。

- 3 平成三十一年四月一日から令和二年三月三十一日までの間（以下この項及び次項において「特定期間」という。）において非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和三十一年埼玉県条例第三十一号）の適用を受けていた非常勤職員（月額の報酬を受けていた非常勤職員に限る。）で、この規程の施行の日（以下この項及び次項において「施行日」という。）から令和二年六月三十日までの間にこの規程の適用を受けることとなるものであつて、その者の受ける報酬の月額が特定期間において受けていた報酬の月額（特定期間において二以上の業務に従事した場合にあつては、当該二以上の業務に係る期間の満了する日のうち、施行日に最も近い日の属する月における報酬の月額（当該月額が二以上あるときは、当該月額のうち最も高い月額））に達しないこととなる場合においては、令和二年六月三十日までの間、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額

を報酬として支給する。

一 特定期間において、一週間当たりの勤務時間が同一で、かつ、同種の職に在職していた者 特定期間において受けていた報酬の月額

二 前号に掲げる者以外の者 特定期間において、一週間当たりの勤務時間が同一で、かつ、同種の職に在職したものとした場合に特定期間において受けることとなる報酬月額に相当する額（その額が特定期間において受けていた報酬の月額を超える場合にあつては、特定期間において受けていた報酬の月額）

4 次の各号に掲げる者に対しては、当該各号に定める額を報酬として支給する。

一 特定期間に月額により報酬を受け、施行日から令和二年六月三十日までの間に月額により報酬を受けることとなった者 その者の報酬の日額が、特定期間において、一日当たりの勤務時間が同一で、かつ、同種の職に在職したものとした場合に特定期間において受けることとなる報酬の日額に相当する額に達しないこととなる場合にあつては、その相当する額

二 特定期間に月額により報酬を受け、施行日から令和二年六月三十日までの間に月額により報酬を受けることとなった者 その者の報酬の月額が、特定期間において、一週間当たりの勤務時間が同一で、かつ、同種の職に在職したものとした場合に特定期間において受けることとなる報酬の月額に相当する額に達しないこととなる場合にあつては、その相当する額

三 特定期間に月額により報酬を受け、施行日から令和二年六月三十日までの間に月額により報酬を受けることとなった者 その者の報酬の日額が、特定期間において、一日当たりの勤務時間が同一で、かつ、同種の職に在職したものとした場合に特定期間において受けることとなる報酬の日額に相当する額に達しないこととなる場合にあつては、その相当する額

（埼玉県病院局職員就業規程の一部改正）

5 埼玉県病院局職員就業規程（平成十四年埼玉県病院事業管理規程第三号）の一部を次のように改正する。

第三十条を次のように改める。

（会計年度任用職員の就業に関する事項）

第三十条 前条までの規定にかかわらず、会計年度任用職員の就業に関する事項は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の例によるほか、別に定める。

第三十条の次に次の一条を加える。

（会計年度任用職員の費用弁償）

第三十条の二 地方公務員法第二十二条の二第一項第一号に規定する会計年度任用職員の費用弁償に関する事項は、別に定める。

別表第1（第2条関係）

医療職報酬等基準額表(1)

|    |          |   |
|----|----------|---|
| 職種 | 医師及び歯科医師 |   |
| 号給 | 月額       |   |
| 1  | 438,300  | 円 |

（埼玉県病院局事務の委任及び決裁に関する規程の一部改正）

6 埼玉県病院局事務の委任及び決裁に関する規程（平成十四年埼玉県病院事業管理規程第五号）の一部を次のように改正する。

別表第二第七号中「非常勤職員」の次に「及び会計年度任用職員の」を加え、「及びこれらに類する者」の次に「並びに地公法第二十二条の二第一項に規定する会計年度任用職員」を加える。

別表第三第四項を削り、第五項を第四項とし、第四項の次に第五項として次の一項を加える。

5 会計年度任用職員の任免及び勤務条件の決定を行うこと。

（埼玉県病院局職員給与規程の一部改正）

7 埼玉県病院局職員給与規程の一部を次のように改正する。

第二十四条を次のように改める。

（会計年度任用職員の給与）

第二十四条 地方公務員法第二十二条の二第一項に規定する会計年度任用職員の給与については、他の職員の給与との権衡を考慮し、別に定める。

別表第3（第2条関係）

医療職報酬等基準額表(3)

| 職種 | 看護師<br>(外来業務以外の業務に従事するもの) | 看護師<br>(外来業務に従事するもの) | 准看護師<br>(外来業務以外の業務に従事するもの) | 准看護師<br>(外来業務に従事するもの) |
|----|---------------------------|----------------------|----------------------------|-----------------------|
|    | 号給                        | 月額                   | 月額                         | 月額                    |
|    |                           | 円                    | 円                          | 円                     |
| 1  | 216,052                   | 206,902              | 183,886                    | 176,236               |
| 2  | 218,389                   | 209,239              |                            |                       |
| 3  | 220,725                   | 211,575              |                            |                       |
| 4  | 222,959                   | 213,809              |                            |                       |
| 5  | 225,295                   | 216,145              |                            |                       |

別表第2（第2条関係）

医療職報酬等基準額表(2)

| 職種 | 薬剤師     | 管理栄養士   | 栄養士（管理栄養士を除く。） | 診療放射線技師<br>臨床検査技師<br>臨床工学技士<br>理学療法士<br>作業療法士<br>視能訓練士<br>言語聴覚士 | 歯科衛生士   |
|----|---------|---------|----------------|---|---------|
|    |         |         |                | 号給  |         |
|    |         |         |                | 円   | 円       |
| 1  | 247,354 | 206,458 | 184,127        | 203,201   | 194,514 |
| 2  |         |         | 186,057        | 204,725   | 196,342 |
| 3  |         |         | 187,986        | 206,248   | 197,865 |
| 4  |         |         | 189,815        | 207,772   | 199,795 |
| 5  |         |         | 191,643        | 209,397   | 201,827 |
| 6  |         |         | 193,573        | 210,717   | 203,757 |
| 7  |         |         | 195,401        | 212,241   | 205,686 |
| 8  |         |         | 196,925        | 215,158   | 207,515 |
| 9  |         |         | 198,448        |   | 209,343 |
| 10 |         |         | 199,972        |   | 211,273 |
| 11 |         |         | 201,597        |   | 213,101 |
| 12 |         |         | 202,917        |   |         |
| 13 |         |         | 204,441        |   |         |
| 14 |         |         | 206,458        |   |         |

|    |         |         |
|----|---------|---------|
| 14 | 170,029 | 210,861 |
| 15 | 171,553 | 212,181 |
| 16 | 173,076 | 213,502 |
| 17 | 174,397 | 214,619 |
| 18 | 177,139 | 215,939 |
| 19 | 179,780 | 217,260 |
| 20 | 182,421 | 218,580 |
| 21 | 185,062 | 219,698 |
| 22 | 186,789 | 220,815 |
| 23 | 188,414 | 221,831 |
| 24 | 190,140 | 222,948 |
| 25 | 191,664 | 224,065 |

別表第4（第2条関係）

行政事務報酬等基準額表

| 職種 | 前記以外の職               |                                 |
|----|----------------------|---------------------------------|
|    | 標準的な会計年度任用職員の職務を行うもの | 相当の知識又は経験を必要とする会計年度任用職員の職務を行うもの |
| 号給 | 月額                   | 月額                              |
|    | 円                    | 円                               |
| 1  | 152,965              | 191,664                         |
| 2  | 154,083              | 193,391                         |
| 3  | 155,200              | 195,219                         |
| 4  | 156,317              | 196,946                         |
| 5  | 157,333              | 198,571                         |
| 6  | 158,755              | 199,993                         |
| 7  | 160,075              | 201,516                         |
| 8  | 161,396              | 203,040                         |
| 9  | 162,615              | 204,360                         |
| 10 | 164,138              | 205,681                         |
| 11 | 165,662              | 206,900                         |
| 12 | 167,287              | 208,220                         |
| 13 | 168,506              | 209,540                         |

別表第5（第5条、第7条関係）

報酬等の調整額表

| 調整数 | 調整額    |
|-----|--------|
|     | 円      |
| 1   | 5,700  |
| 2   | 11,400 |
| 3   | 17,100 |
| 4   | 22,800 |

## 管 理 規 程

### 埼玉県病院事業管理規程第二号

埼玉県病院事業管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和二年三月三十一日

埼玉県病院事業管理者 岩 中 督

埼玉県病院事業管理規程の一部を改正する規程

埼玉県病院事業管理規程（平成十四年病院事業管理規程第一号）の一部を次のように改正する。

様式第一号中「3 入院料その他の諸料金について、本人が納入しない場合は、誠実に対応します。」を「3 入院料その他の諸料金について、本人が納入しない

場合は、誠実に対応します。  
に改める。

（極度額 円）」

附 則

この規程は、令和二年四月一日から施行する。

## 管理規程

### 埼玉県病院事業管理規程第三号

埼玉県病院事業財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和二年三月三十一日

埼玉県病院事業管理者 岩 中 督

埼玉県病院事業財務規程の一部を改正する規程

埼玉県病院事業財務規程（平成十四年埼玉県病院事業管理規程第四号）の一部を次のように改正する。

第三十八条第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号から第十二号までを一号ずつ繰り上げる。

第一百七十七条第六号中「都市ガス」を「都市ガス又は液化石油ガス」に改める。

第四百十条を次のように改める。

（落札者の決定の失効）

第四百十条 契約締結権者は、落札者を決定した場合において、当該決定通知後、速やかに契約書案を作成し、落札者に送付しなければならない。

2 前項の契約書案が落札者に到達した日から五日以内（埼玉県の休日を含まない。）例（平成元年埼玉県条例第三号）第一条第一項に定める埼玉県の休日を含まない。）に当該落札者が契約の締結に応じないときは、前項の決定は効力を失う。

第四百十六条第一項第二号中「三万円」を「十万円」に改める。

第四百五十条中「自治法第二百四十三条の二第一項」を「自治法第二百四十三条の二の二第一項」に改める。

第二百五十条第三号中「自治法第二百三十四条の二第一項」を「自治法第二百四十三条の二の二第一項」に改める。

第五十一条第一項中「自治法第二百四十三条の二第一項」を「自治法第二百四十三条の二の二第一項」に改める。

別表第一中

|       | 報酬 | 臨時又は非常勤の顧問、参事、嘱託員等に対する報酬 |
|-------|----|--------------------------|
| _____ |    |                          |
| _____ |    |                          |
| _____ |    |                          |
| _____ |    |                          |

を

」

「  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
報酬  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
非常勤の顧問、参与、会計  
年度任用職員に対する報酬  
」

に改め、

「  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
賃金  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
臨時の職員の報酬、賃金  
」

と

「  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
賃金  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
臨時職員の賃金  
」

を削る。

別表第五中「賃金、」を削る。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和二年四月一日から施行する。

# 管理規程

## 埼玉県病院事業管理規程第四号

埼玉県病院局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和二年三月三十一日

埼玉県病院事業管理者 岩 中 督

埼玉県病院局組織規程の一部を改正する規程

埼玉県病院局組織規程（平成十四年埼玉県病院事業管理規程第二号）の一部を次のように改正する。

第八条の表を次のように改める。

| 名称           | 組織   |     |
|--------------|--|-----|
|              | 部科室及びセンター名   | 担当名 |
| 循環器・呼吸器病センター | 循環器内科<br>腎臓内科<br>心臓外科<br>血管外科<br>放射線科<br>呼吸器内科<br>緩和ケア内科<br>呼吸器外科<br>消化器外科<br>リハビリテーション科<br>麻酔科<br>病理診断科<br>放射線技術部<br>検査技術部<br>薬剤部<br>栄養部<br>実験検査部<br>リハビリテーション部<br>臨床工学部<br>脳神経センター<br>脳神経外科・脳卒中外科<br>脳血管内治療科 |     |

|        |     |        |      |     |       |     |      |      |       |      |       |       |      |       |       |       |      |        |      |     |                  |         |       |        |         |            |
|--------|-----|--------|------|-----|-------|-----|------|------|-------|------|-------|-------|------|-------|-------|-------|------|--------|------|-----|------------------|---------|-------|--------|---------|------------|
|        |     | がんセンター |      |     |       |     |      |      |       |      |       |       |      |       |       |       |      |        |      |     |                  |         |       |        |         |            |
| 放射線治療科 | 麻酔科 | 歯科口腔外科 | 泌尿器科 | 皮膚科 | 頭頸部外科 | 婦人科 | 形成外科 | 整形外科 | 脳神経外科 | 胸部外科 | 呼吸器内科 | 消化器外科 | 内視鏡科 | 消化器内科 | 精神腫瘍科 | 緩和ケア科 | 乳腺外科 | 乳腺腫瘍内科 | 血液内科 | 事務局 | 地域医療連携・入退院支援センター | 医療安全管理室 | 感染管理室 | TQM推進室 | 看護部     | 神経内科・脳卒中内科 |
|        |     |        |      |     |       |     |      |      |       |      |       |       |      |       |       |       |      |        |      | 管理部 | 業務部              | 総務・職員担当 | 会計担当  | 管財担当   | 医事・経営担当 | 用度担当       |



|     |   |
|-----|---|
| 看護部 | 臨床工学部<br>栄養部<br>薬剤部<br>検査技術部<br>放射線技術部<br>保健発達部<br>臨床研究部<br>外傷診療科<br>救急診療科<br>集中治療科<br>歯科<br>病理診断科<br>麻酔科<br>耳鼻咽喉科<br>眼科<br>泌尿器科<br>皮膚科<br>心臓血管外科<br>脳神経外科<br>形成外科<br>整形外科・リハビリテーション科<br>外科<br>放射線科<br>循環器科<br>神経科<br>精神科<br>遺伝科<br>血液・腫瘍科<br>感染免疫・アレルギー科 |
|     |   |



第九条第一項の表を次のように改める。

| 病院                                       |  |   |   |   |  |                         | 組織 |
|--|--|---|---|---|--|-------------------------|----|
| 地域医療連携センター                               | 脳神経センター                                  | 循環器・呼吸器センター   | 感染管理室   | 医療安全管理室   | TQM推進室   |                         |    |
| 地域医療連携センター長                              | 脳神経センター長                                 | 副病院長  | 感染管理室長  | 医療安全管理室長  | TQM推進室長  | センター付                   | 職  |
| 上司の命を受け、当該機関が分掌する業務を掌理し、その事務を指揮監督する。     | 上司の命を受け、脳神経センターの業務を掌理し、その事務を指揮監督する。      | 病院長の助け、脳神経センター、当該機関の業務のうち、あらかじめ指<br>定された事務の監督及び整理の担任する<br>事務を監督し、事務を整理する。 | 上司の命を受け、感染管理室の事務を掌理し、その事務を処理するた<br>め、職員を指揮監督する。 | 上司の命を受け、医療安全管理室の事務を掌理し、その事務を処理する<br>ため、職員を指揮監督する。 | 上司の命を受け、TQM推進室の事務を掌理し、その事務を処理するた<br>め、職員を指揮監督する。 | 上司の命を受け、センターの特定事務に従事する。 | 職務 |
| 地域医療連携センターの業務を掌理し、その事務を処理するため、職員を指揮監督する。 | 地域医療連携センターの業務を掌理し、その事務を処理するため、職員を指揮監督する。 | 地域医療連携センターの業務を掌理し、その事務を処理するため、職員を指揮監督する。                                  | 地域医療連携センターの業務を掌理し、その事務を処理するため、職員を指揮監督する。        | 地域医療安全管理室の業務を掌理し、その事務を処理するため、職員を指揮監督する。           | TQM推進室の業務を掌理し、その事務を処理するため、職員を指揮監督する。             |                         |    |

|   |   |  |   |   |   |   |  |  |  |
|---|---|--|---|---|---|---|--|--|--|
|   |   |  |   |   |   |   |  |  | がんセンター   |
| 図書館                                       | 臨床腫瘍研究所                                       | 緩和ケアセンター                                       | 地域連携・支援センター                                       | 治療管理室                                       | 周術期センター                                       | 低侵襲手術センター                                       | 希少がん・サルマセンター                                       | 総合診療センター                                       |  |
| 図書館長                                      | 臨床腫瘍研究所長                                      | 緩和ケアセンター長                                      | 地域連携・支援センター長                                      | 治療管理室長                                      | 周術期センター長                                      | 低侵襲手術センター長                                      | 希少がん・サルマセンター長                                      | 総合診療センター長                                      | 副病院長   |
| 上司の命を受け、図書館の事務を掌理し、その事務を処理するため、職員を指揮監督する。 | 上司の命を受け、臨床腫瘍研究所の事務を掌理し、その事務を処理するため、職員を指揮監督する。 | 上司の命を受け、緩和ケアセンターの事務を掌理し、その事務を処理するため、職員を指揮監督する。 | 上司の命を受け、地域連携・支援センターの事務を掌理し、その事務を処理するため、職員を指揮監督する。 | 上司の命を受け、治療管理室の事務を掌理し、その事務を処理するため、職員を指揮監督する。 | 上司の命を受け、周術期センターの事務を掌理し、その事務を処理するため、職員を指揮監督する。 | 上司の命を受け、低侵襲手術センターの事務を掌理し、その事務を処理するため、職員を指揮監督する。 | 上司の命を受け、希少がん・サルマセンターの事務を掌理し、その事務を処理するため、職員を指揮監督する。 | 上司の命を受け、総合診療センターの事務を掌理し、その事務を処理するため、職員を指揮監督する。 | 病院長を助け、総合診療センター、低侵襲手術センター、周術期センター、感染管理室、治療安全管理室、緩和ケアセンター、臨床腫瘍研究所、緩和ケアセンター、相談室、病院長からその職務に及び整理の担任する事務を監督し、事務を整理する。 |

| 科   | 部   | 事務局                |   | 小児医療センター  |  |  |   |  |  |  |  |
|---|---|--------------------|---|---|--|--|---|--|--|--|--|
|   |   |                    |   | 精神医療センター  |  |  |   | 小児医療センター   |  |  |  |
|   |   |                    |   | 企画政策医療室   | 副病院長   | 支援・地域連携センター  | 治療管理室   | 遺伝診療センター   | 小児がんセンター   | 移植センター   | 副病院長   |
| 科長  | 部長  | 副局長                | 局長  | 企画政策医療室長  | 副病院長   | 支援・地域連携センター長   | 治療管理室長  | 遺伝診療センター長  | 小児がんセンター長  | 移植センター長  | 副病院長   |
| 上司の命を受け、科の事務を掌理し、その命を受け、処理するため、職員を指揮監督する。 | 上司の命を受け、部の事務を掌理し、その命を受け、処理するため、職員を指揮監督する。 | 局長を助け、事務局の事務を整理する。 | 上司の命を受け、事務局の事務を掌理し、その命を受け、処理するため、職員を指揮監督する。 | 上司の命を受け、政策医療企画室の事務を掌理し、その命を受け、処理するため、職員を指揮監督する。 | 院長を助け、政策医療企画室、病院長を助け、政策医療企画室、TQM推進室、感染管理室、医療安全管理室及び事務局の事務を除く。その監督及び整理する。 | 上司の命を受け、地域連携・相談支援センターの事務を掌理し、その命を受け、処理のため、職員を指揮監督する。 | 上司の命を受け、治療管理室の事務を掌理し、その命を受け、処理するため、職員を指揮監督する。 | 上司の命を受け、遺伝診療センターの事務を掌理し、その命を受け、処理するため、職員を指揮監督する。 | 上司の命を受け、小児がんセンターの事務を掌理し、その命を受け、処理するため、職員を指揮監督する。 | 上司の命を受け、移植センターの事務を掌理し、その命を受け、処理するため、職員を指揮監督する。 | 院長を助け、移植センター、遺伝診療センター、医療センター、小児病院長を助け、移植センター、TQM推進室、感染管理室、地域連携・安 |

附 則

この規程は、令和二年四月一日から施行する。

## 管 理 規 程

### 埼玉県病院事業管理規程第五号

埼玉県病院局職員就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和二年三月三十一日

埼玉県病院事業管理者 岩 中 督

埼玉県病院局職員就業規程の一部を改正する規程

第一条 埼玉県病院局職員就業規程（平成十四年埼玉県病院事業管理規程第三号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

5 障害のある職員のうち、管理者の指定するものの勤務時間及び休憩時間については、第三条及び第四条の規定にかかわらず、管理者が別に定める。

第二条 埼玉県病院局職員就業規程の一部を改正する規程（平成二十八年埼玉県病院事業管理規程第六号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「勤務時間」の下に「及び休憩時間」を加え、「第三条第二項」の下に「及び第四条第一項」を加える。

附 則

この規程は、令和二年四月一日から施行する。

## 管 理 規 程

### 埼玉県病院事業管理規程第六号

埼玉県病院局職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和二年三月三十一日

埼玉県病院事業管理者 岩 中 督

埼玉県病院局職員給与規程の一部を改正する規程

埼玉県病院局職員給与規程（平成十四年埼玉県病院事業管理規程第六号）の一部を次のように改正する。

別表第九イ中「地域医療連携室長」を「地域医療連携・入退院支援センター長」

に改め、「希少がん・サルコーマセンター長」を「総合診療センター長  
希少がん・サルコーマセンター長」

に改める。

別表第十二中「地域医療連携室長」を「地域医療連携・入退院支援センター長」

に改め、「希少がん・サルコーマセンター長」を「総合診療センター長  
希少がん・サルコーマセンター長」

に改める。

別表第十三及び別表第十四中「重症急性呼吸器症候群」の次に「及び新型コロナウイルス感染症」を加える。

### 附 則

この規程は、令和二年四月一日から施行する。ただし、別表第十三及び別表第十四の改正規定は、令和二年一月二十八日から適用する。

## 管 理 規 程

### 埼玉県流域下水道事業管理規程第一号

埼玉県流域下水道事業財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二年三月三十一日

埼玉県下水道事業管理者 砂 川 裕 紀

埼玉県流域下水道事業財務規程の一部を改正する規程

埼玉県流域下水道事業財務規程（平成二十二年埼玉県流域下水道事業管理規程第十七号）の一部を次のように改正する。

第四十五条中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号から第十一号までを一  
号ずつ繰り上げる。

第六十六条第二項第一号中「又は都市ガス」を「、都市ガス又は液化石油ガス」  
に改める。

第七十七条を次のように改める。

（落札者の決定の失効等）

第七十七条 管理者又はその委任を受けた者は、落札者を決定した場合において、  
当該決定を落札者に通知した後、落札者に対して、締結する契約の内容を記載し  
た書面を速やかに送付しなければならない。

2 前項の書面が落札者に到達した日から五日（その期間中に埼玉県の休日を含め  
る条例（平成元年埼玉県条例第三号）第一条第一項に規定する県の休日がある場  
合においては、当該休日を除く。）以内に当該落札者が契約の締結に応じないと  
きは、前項の決定は効力を失う。

第八十五条第一項第二号中「三万円」を「十万円」に改める。

第九十二条中「第二百四十三条の二第一項」を「第二百四十三条の二の二第一  
項」に改める。

第九十三条第一項中「第二百四十三条の二第一項各号」を「第二百四十三条の  
二の二第一項各号」に改める。

別表第一中

賃金

臨時職員及び人夫の賃金等

を削る。

別表第五中

賃金

○

◎

を削る。

別表第六中

金

表決定のとき。

表しようとする額

を削る。

附 則

この規程は、令和二年四月一日から施行する。

## 管 理 規 程

### 埼玉県流域下水道事業管理規程第二号

埼玉県下水道局事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和二年三月三十一日

埼玉県下水道事業管理者 砂 川 裕 紀

埼玉県下水道局事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する規程

埼玉県下水道局事務の委任及び決裁に関する規程（平成二十二年埼玉県流域下水道事業管理規程第四号）の一部を次のように改正する。

別表第一地域機関の長の項委任事務の欄第三号から第六号までの規定中「第二十五条の十」を「第二十五条の十八」に改め、同項第七号中「第二十五条の七第一項」を「第二十五条の十五第一項」に改め、同項第八号を削り、同項中第九号を第八号とし、第十号を第九号とする。

別表第二第九号局長専決事項の欄中「類する者」の下に「並びに同法第二十二條の二第一項各号に規定する者」を加える。

別表第三第四号を削り、同表中第五号を第四号とし、第六号から第六十号までを一号ずつ繰り上げ、同表第六十一号中「第二十五条の六」を「第二十五条の十四」に改め、同号を同表第六十号とし、同表第六十二号中「第二十五条の八」を「第二十五条の十六」に改め、同号を同表第六十一号とし、同表第六十三号を同表第六十二号とする。

### 附 則

この規程は、令和二年四月一日から施行する。

# 管 理 規 程

## 埼玉県流域下水道事業管理規程第三号

埼玉県下水道局職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和二年三月三十一日

埼玉県下水道事業管理者 砂 川 裕 紀

埼玉県下水道局職員給与規程の一部を改正する規程

埼玉県下水道局職員給与規程（平成二十二年埼玉県流域下水道事業管理規程第五

号）の一部を次のように改正する。

別表第七を次のように改める。

別表第七（第十五条関係）  
会計年度任用職員の報酬等基準額表

| 職種 | 標準的な会計年度任用職員の職務を行うもの | 相当の知識又は経験を要する会計年度任用職員の職務を行うもの |
|----|----------------------|-------------------------------|
|    | 号 給                  | 月 額                           |
|    | 円                    | 円                             |
| 1  | 152,965              | 191,664                       |
| 2  | 154,083              | 193,391                       |
| 3  | 155,200              | 195,219                       |
| 4  | 156,317              | 196,946                       |
| 5  | 157,333              | 198,571                       |
| 6  | 158,755              | 199,993                       |
| 7  | 160,075              | 201,516                       |
| 8  | 161,396              | 203,040                       |
| 9  | 162,615              | 204,360                       |
| 10 | 164,138              | 205,681                       |
| 11 | 165,662              | 206,900                       |
| 12 | 167,287              | 208,220                       |
| 13 | 168,506              | 209,540                       |
| 14 | 170,029              | 210,861                       |
| 15 | 171,553              | 212,181                       |
| 16 | 173,076              | 213,502                       |
| 17 | 174,397              | 214,619                       |
| 18 | 177,139              | 215,939                       |
| 19 | 179,780              | 217,260                       |
| 20 | 182,421              | 218,580                       |
| 21 | 185,062              | 219,698                       |
| 22 | 186,789              | 220,815                       |
| 23 | 188,414              | 221,831                       |
| 24 | 190,140              | 222,948                       |
| 25 | 191,664              | 224,065                       |

別表第八を次のように改める。

別表第八（第十五条の三、第十五条の四関係）

報酬等の調整額表

| 調整数 | 調整額    |
|-----|--------|
|     | 円      |
| 1   | 5,700  |
| 2   | 11,400 |
| 3   | 17,100 |
| 4   | 22,800 |

附 則

この規程は、令和二年四月一日から施行する。

## 管 理 規 程

### 埼玉県流域下水道事業管理規程第四号

埼玉県下水道局職員就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和二年三月三十一日

埼玉県下水道事業管理者 砂 川 裕 紀

埼玉県下水道局職員就業規程の一部を改正する規程

第一条 埼玉県下水道局職員就業規程（平成二十二年埼玉県流域下水道事業管理規程第二号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

5 障害のある職員のうち、管理者の指定するものの勤務時間及び休憩時間については、第三条及び第四条の規定にかかわらず、管理者が別に定める。

第二条 埼玉県下水道局職員就業規程の一部を改正する規程（平成二十八年埼玉県流域下水道事業管理規程第十号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「勤務時間」の下に「及び休憩時間」を加え、「第三条第二項」の下に「及び第四条第一項」を加える。

附 則

この規程は、令和二年四月一日から施行する。

# 告示

## 埼玉県告示第二百七十七号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の五第一項及び第百六十七条の十一第二項の規定に基づき、令和二年度において県が発注する物品の買入れ、売払い及び借入れ、印刷の請負並びに電子計算に関する業務、建築物の管理に関する業務並びに催物、映画及び広告の企画・製作並びにその他業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格等について次のとおり定めた。

令和二年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 業種区分及び物品等の種類

業種区分及び物品等の種類は、次に掲げるとおりとする。

| 業種区分        | 物品等の種類  |
|-------------|---|
| イ<br>物品の販売  | O A機器・用品 文具・事務機器・用品 書籍 家具<br>室内装備品（屋内装飾品） 厨房機器 建具 舞台<br>装置 寝具類 車両・船舶・バイク・自転車 自動車<br>用品 燃料類 医療機器 医療用薬品 介護機器 測<br>量機器 理化学機器 光学機器・時計 空調冷暖房機<br>器 家電製品 視聴覚機器 通信放送機器 工作機械<br>類 農業・建設機械類 その他機械器具 教育用教材<br>等 遊具類 衣類・帽子・靴 消防・防災・防犯用品<br>スポーツ用品 楽器 記章・カップ・美術工芸品<br>看板・標識・旗・環境美化用品 食料品 肥料・飼料<br>・農薬 動植物・用品 金物類 工業用薬品 建設資<br>材・部材・材料品 百貨・ギフト その他百貨 |
| ロ<br>物品の買受け | 鉄・非鉄くず 紙・繊維くず 自動車 機械 事務機<br>器 その他の買受け   |
| ハ<br>物品の賃貸  | O A機器・用品 事務機器 書籍 家具 室内装備品<br>（屋内装飾品） 厨房機器 建具 舞台装置 寝具類<br>車両・船舶・バイク・自転車 自動車用品 医療機<br>器 介護機器 測量機器 理化学機器 光学機器・時<br>計 空調冷暖房機器 家電製品 視聴覚機器 通信放<br>送機器 工作機械類 農業・建設機械類 その他機械  |

|                 |  |
|-----------------|--|
| <p>ト 催物、映画及</p> | <p>ホ 電子計算に関する業務</p> <p>ニ 印刷の請負</p> <p>器具 教育用教材等 遊具類 衣類・帽子・靴 消防<br/> ・防災・防犯用品 スポーツ用品 楽器 美術工芸品<br/> 看板・標識・旗・環境美化用品 動植物・用品 金<br/> 物類 部材・材料品 その他百貨</p> <p>一般印刷 フォーム印刷 封筒印刷 シール・ラベル<br/> 印刷 その他印刷 製本</p> <p>データエントリー ファシリテイ・マネージメント<br/> ソフトウェア等セットアップ システム分析 システ<br/> ム開発（汎用機系） システム開発（PC・CSS系）<br/> ネットワークシステム設計・構築 ネットワークシ<br/> ステム運用・保守 GIS関連業務 画像処理関連業<br/> 務 CAD/CAM関連業務 インターネットシステ<br/> ム関連業務 ホームページ関連業務 コンピュータ技<br/> 術教育 電子媒体作成関連業務 セキュリティ関連業<br/> 務 データベースサービス その他電算業務</p> <p>1 管理業務<br/> 清掃 人間警備 機械警備 環境測定 殺虫・消<br/> 毒 駐車場管理</p> <p>2 運転業務<br/> 受変電・非常電源・負荷・電気保安管理 通信設<br/> 備 空調機械 ボイラー 冷凍機 給排水衛生設備<br/> 電話交換</p> <p>3 点検・検査業務<br/> 受変電・非常電源・負荷・電気保安管理 通信設<br/> 備 空調機械 ボイラー 冷凍機 上水槽清掃・貯<br/> 水槽清掃 給排水衛生設備 ガス設備 浄化槽保守<br/> 点検 浄化槽清掃 搬送運搬設備 防災設備</p> <p>4 廃棄物処理業務<br/> 一般廃棄物 産業廃棄物</p> <p>催物の企画・運営等関連業務 催物の会場設営業務<br/> 展示等関連業務 音響・舞台照明等関連業務 製作等<br/> 関連業務 その他催物関連業務 映画又はビデオ制作</p> |
|-----------------|--|

|                           |  |
|---------------------------|--|
| び広告の企画・<br>製作並びにその<br>他役務 | 業務 広告代理業務 写真撮影業務 旅行代理業務<br>庁内文書集配・発送業務 封入及び封かん業務 テー<br>プ版・点字版発行業務 給食業務 洗濯業務 市場調<br>査業務 世論調査業務 広報紙新聞折り込み及び配布<br>業務 統計書類の受入れ・保管・配送業務 施設にお<br>ける中央材料室業務 その他業務 |
|---------------------------|--|

二 競争入札に参加することができない者

イ 次のいずれかに該当する者は、特別の理由がある場合を除くほか、競争入札に参加することができない。

- (1) 地方自治法施行令第六十七条の四第一項（同令第六十七条の十一第一項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者
- (2) 十一ホ又はへに該当することにより資格を取り消され、当該取消しの日から三年を経過しない者

ロ 次のいずれかに該当する者は、知事が別に定める期間、競争入札に参加することができない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、同様とする。

- (1) 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- (2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (4) 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員職務の執行を妨げた者
- (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- (6) その他契約の相手方として不相当と認められる者

三 競争入札に参加する者に必要な資格

イ 競争入札に参加する者に必要な資格（以下「資格」という。）は、履行能力に基づき、契約の種類及び執行予定額に応じてA、B及びCの三等級に区分して定める。

ロ 個々の履行能力の審査（以下「資格審査」という。）は、次に掲げる事項について行う。

- (1) 売上額
- (2) 経営規模

- (一) 自己資本の額
  - (二) 機械設備の額（印刷の請負契約に係る資格審査に限り適用する。）
  - (三) 従業員の数
  - (3) 経営状況
    - (一) 流動比率
    - (二) 経営資本回転率
  - (4) 従業員一人当たりの売上額（建築物の管理に関する業務の委託契約に係る資格審査については除く。）
  - (5) 営業期間
  - (6) ISO9001の認証取得状況（物品の買入れ、売払い及び借入れに関する契約に係る資格審査については除く。）
  - (7) 障害者雇用状況
  - (8) 環境配慮状況
- ハ 次のいずれかに該当する者は、特別の理由がある場合を除き、資格を有しないものとする。
- (1) 登録、免許、許可等を営業の要件とする営業種目について、当該登録、免許、許可等を受けていない者
  - (2) 申請日前二年間において、振り出した手形又は小切手が不渡りとなり、銀行当座取引を停止されている者

#### 四 資格審査の申請方法

- イ 資格審査を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、電子情報処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用した物品等競争入札参加資格登録申請（以下「電子申請」という。）を知事に対して行わなければならない。
- ロ 申請者は、電子申請後、受付票を印刷しなければならない。
- ハ 申請者は、電子申請後、直ちに次に掲げる書類（以下「提出書類」という。）を郵送等により知事に提出しなければならない。
- なお、提出書類到達後に資格審査を開始する。
- (1) 受付票
  - (2) 申請者が法人である場合は、登記事項証明書の写し（履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書）
  - (3) 申請者が個人である場合は、身分証明書の写し（市区町村長が発行したものに限り。）

- (4) 申請者が個人である場合は、後見登記等ファイルに成年被後見人、被保佐人又は被補助人とする記録がないことの証明書の写し（被保佐人又は被補助人にあつては、後見登記等ファイルに記録されている事項の証明書）
- (5) 申請者が法人である場合は、決算報告書（申請日の直前一年間の事業年度の決算に関するもの。ただし、申請日時点で、法人設立後一年に満たないものにあつては、提出可能な決算に関するもの）
- (6) 申請者が個人である場合は、所得税確定申告書等の写し（申請日の直前一年間の申告に係るもの）
- (7) 県民税及び事業税の納税証明書の写し（法人県民税及び事業税については、埼玉県内の事業所に係るもの。個人県民税については、埼玉県内の住所地に係るもの）
- (8) 消費税及び地方消費税の納税証明書の写し
- (9) 営業経歴書（創業時から現在までの営業経歴を記載したもの）
- (10) ISO9001認証取得登録証の写し（物品の買入れ、売払い及び借入れに関する契約に係る申請者は不要とする。また、認証を受けている場合のみ必要とする。）
- (11) 障害者雇用状況報告書の写し（障害者雇用状況報告書の提出が義務付けられている事業者で、障害者法定雇用率を達成している場合のみ必要とする。）
- (12) 障害者雇用の証明書（障害者雇用状況報告書の提出が義務付けられていない事業者で、障害者雇用を行っている場合のみ必要とする。）
- (13) ISO14001認証取得登録証、埼玉県エコアップ認証書又はエコアクション21認証・登録証の写し（認証を受けている場合のみ必要とする。）
- (14) 委任状（入札、契約、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合のみ必要とする。）
- (15) 登録証明書等の写し（営業が登録、免許、許可等を要件としている場合のみ必要とする。）
- (16) 申請者が被保佐人、被補助人又は未成年者である場合は、契約締結のために必要な同意をしている者が発行する同意書
- (17) その他知事が必要と認める書類

#### 五 電子申請等に用いる言語等

イ 電子申請は、日本語で行わなければならない。電子申請に使用できる漢字は、JIS第一水準及び第二水準とする。申請内容においてこれ以外の漢字を使用している場合は、申請可能な他の漢字又は平仮名に置き換えるものとする。

なお、提出書類で外国語で記載してあるものは、日本語の訳文を付記し、又

は添付しなければならない。

ロ 電子申請の金額表示は、日本国通貨でなければならない。

なお、提出書類で外国貨幣で表示してあるものは、日本国通貨に換算したものを付記し、又は添付しなければならない。

また、日本国通貨への換算に当たっては、出納官吏事務規程（昭和二十二年大蔵省令第九十五号）第十六条に規定する外国貨幣換算率の例によるものとする。

#### 六 資格審査の受付期間

資格審査の受付は、令和二年四月一日から令和三年二月五日までの間、随時受付を行うが、資格者として登録された日（以下「資格登録日」という。）から有効になるため、希望する調達案件の入札に間に合わないことがある。

なお、平成三十一年度及び平成三十二年度の資格者名簿に記載されている者は、改めて資格審査を受ける必要はない。

#### 七 資料等の請求

知事は、資格審査に関し必要があると認めるときは、資料の提出若しくは提示又は説明を求めることができる。

#### 八 申請者への通知

知事は、資格審査の結果を、当該申請者に電子情報処理組織を使用して通知するものとする。

#### 九 資格の有効期間

随時受付による資格の有効期間は、資格登録日から令和三年三月三十一日までとする。

#### 十 変更等の届出

電子申請後に、次に掲げる事項に変更があった場合、営業を休止し、若しくは廃止した場合又は営業の停止命令を受けた場合は、速やかにその旨を電子情報処理組織等を使用して知事に届け出なければならない。

イ 商号又は名称

ロ 代表者又は代理人

ハ 所在地（代理人の所在地を含む。）

ニ 印鑑（実印、使用印又は代理人印）

ホ 資本金

ヘ 電話番号又はファクシミリ番号

ト ISO9001の認証取得状況

チ 障害者雇用状況

リ 環境配慮状況

又 登録、免許、許可等に関する事項

#### 十一 資格の取消し

知事は、競争入札参加資格者が、次のいずれかに該当するときは、その資格を取り消すことができる。

イ ニイ(1)又は口のいずれかに該当する者となったとき。

ロ 営業に関し必要な登録、免許、許可等の取消しを受けたとき。

ハ 電子申請又は提出書類等に故意に虚偽の事項の記録又は記載をしたとき。

ニ 経済的信用を著しく欠くと認められるとき。

ホ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第三条又は第八条第一号の規定に違反して公正取引委員会から排除措置命令、課徴金納付命令又は告発を受けた場合で、極めて悪質であると知事が認めたととき。

へ 刑法（明治四十年法律第四十五号）第九十六条の六第二項に規定する罪に係る被疑者として逮捕され、又は逮捕を経ずに起訴された場合で、極めて悪質であると知事が認めたととき。

#### 十二 資格の更新手続

資格の更新手続については、令和二年度中に別に告示する。

## 告 示

### 埼玉県告示第二百七十八号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第五十七条第一項の規定により、認定特定非営利活動法人の認定が失効したので、同条第二項の規定により公示する。

令和二年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

#### 一 名称

特定非営利活動法人DNA研究会・健康な街づくり推進グループ

#### 二 代表者の氏名

廣川 行夫

#### 三 主たる事務所の所在地

埼玉県北本市二ツ家四丁目二百五番地

#### 四 失効日

令和二年二月十日

## 告 示

### 埼玉県告示第二百七十九号

平成二十四年埼玉県告示第四百二号（埼玉県地球温暖化対策に係る事業活動対策指針）の一部を次のように改正し、令和二年四月一日から施行する。

令和二年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

第二の一(3)中エをオとし、ウの次に次のように加える。

エ 生産プロセスの合理化等による生産性の向上を通じ、エネルギー消費を抑制すること。

第四の三中「(3)に」を「(4)に」に改め、第四の三(2)中「平成31年度」を「令和元年度」に改め、第四の三(3)中「平成32年度」を「令和7年度」に改め、第四の三(3)を(4)とし、(2)の次に次のように加える。

(3) 第3計画期間（令和2年度から令和6年度まで） 令和6年度  
第四の次に次のように加える。

#### 第5 地球温暖化対策推進者

##### 1 地球温暖化対策推進者の選任

特定事業者は、条例第16条第1項の規定により、地球温暖化対策推進者を選任しなければならない。

なお、特定事業者の規模に応じて地球温暖化の対策を効率的に推進できるように、地球温暖化対策推進者を複数選任する。

特定事業者は、第2の3(1)で整備する組織体制に地球温暖化対策推進者を配置し、第4で作成した地球温暖化対策計画に基づき、地球温暖化対策を実施する。

##### 2 地球温暖化対策推進者の職務

地球温暖化対策推進者は、次に掲げる温室効果ガスの排出抑制に関する職務を行うものとする。

- (1) 地球温暖化対策計画の作成及び進行管理並びに措置の実施の状況の報告
- (2) 取締役会等の業務執行を決定する機関への上記(1)により作成した地球温暖化対策計画及び措置の実施の状況の報告並びに意見の申出
- (3) 従業員に対する地球温暖化の防止についての教育
- (4) 地球温暖化の防止についての情報の収集
- (5) 上記(1)から(4)までに掲げるもののほか、設置する事業所で地球温暖化対策のために必要な業務

別表第一の第一の二の項を次のように改める。

|                 |  |
|-----------------|--|
| 2 エネルギーの使用状況の把握 | (1) エネルギーの使用量について、月ごとに前年度の使用量と比較し、エネルギーの使用傾向を把握すること。     |
|                 | (2) エネルギーについて、過去数年の使用量の記録を種類ごとに比較し、使用の傾向を把握すること。         |
|                 | (3) 管理用の計量器で把握した設備のエネルギーの使用量により、主要な設備のエネルギーの使用状況を把握すること。 |
|                 | (4) 事業所等ごとのエネルギーの使用状況を把握し、地球温暖化の対策を推進する指標として活用すること。      |
|                 | (5) エネルギー使用量の大きい設備の稼働等の発生状況を、優先順位をつけて把握・分析し課題を抽出すること。    |

別表第二を次のように改める。

別表第 2 (削減計画期間)

|   |                     |
|---|---------------------|
| 1 | 平成23年度から平成26年度までの期間 |
| 2 | 平成27年度から令和元年度までの期間  |
| 3 | 令和2年度から令和6年度までの期間   |
| 4 | 令和7年度以降の5か年度ごとの期間   |

別表第二の題字「当該状況変更年度の属する各削減計画期間内において、大規模事業所に該当した年度から当該削減計画期間の終了年度（知事が別に定めるところにより終了年度が変更された場合にあつては、当該変更後の終了年度）までの期間（以下「削減期間」という。）の終了する年度」を「次の状況変更年度の前年度」に改める。

別表第四の第二及び備考を次のように改める。

第2 別表第2の2及び3に掲げる削減計画期間における目標削減率

| 事業所の種類   |           | 割合1     | 割合2     | 割合3    |
|--|-----------|---------|---------|--------|
| 第1区分事業所  | 次に掲げる事業所  |         |         |        |
|  | ア 熱供給事業所  | 100分の22 | 100分の15 | 100分の8 |
|  | イ 自己熱源事業所 |         |         |        |
|  | 上記以外のもの   | 100分の20 | 100分の13 | 100分の6 |
| 第2区分事業所  |           | 100分の20 | 100分の13 | 100分の6 |
| 備考   |           |         |         |        |
| <p>1 平成23年度に大規模事業所に該当した事業所にあつては、別表第2の2に掲げる削減計画期間においてはこの表の割合2の欄に掲げる割合とし、別表第2の3に掲げる削減計画期間においてはこの表の割合1の欄に掲げる割合とする。</p> <p>2 平成24年度以降に大規模事業所に該当した事業所にあつては、大規模事業所に該当した年度から起算して4か年度に満たない期間においてはこの表の割合3の欄に掲げる割合とし、大規模事業所に該当した年度から起算して5か年度以上9か年度未満の期間においてはこの表の割合2の欄に掲げる割合とし、10か年度以上の場合はこの表の割合1の欄に掲げる割合とする。</p> |           |         |         |        |

備考

- 1 大規模事業所のうち、知事が別に定めるところにより次の要件に該当する者が設置する事業所（当該事業所を設置する者が複数である場合は、全ての者が該当する場合に限る。）として認めたものの目標削減率は、この表の区分に応じ、割合1の欄に掲げる値の4分の3とする。
  - (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者（以下「中小企業者」という。）のうち、次のアからオまでの要件に該当するものである場合を除く。
    - ア 当該中小企業者が持株会社（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第9条第4項第1号に規定する持株会社をいう。）であつて、かつ、その子会社（同条第5項に規定する子会社をいう。）が大企業（中小企業者以外の会社をいう。以下同じ。）である場合その他当該中小企業者が大企業の経営を実質的に支配することが可能となる関係にあるものとして知事が認めるもの（以下「特定中小企業」という。）である場合
    - イ 一の大企業若しくは特定中小企業又はその役員が、当該中小企業者の発

行済株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上を所有している場合  
ウ 複数の大企業若しくは特定中小企業又はその役員が、当該中小企業者の  
発行済株式の総数又は出資価額の総額の3分の2以上を所有している場合  
エ 一の大企業又は特定中小企業の役員又は職員が、当該中小企業者の役員  
総数の2分の1以上を兼務している場合  
オ 上記アからエまでに掲げるもののほか、中小企業者及び次の(2)から(5)ま  
でに該当するもの以外のものが当該中小企業の経営を実質的に支配するこ  
とが可能となる関係にあると知事が認める場合

- (2) 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項  
第7号に規定する協業組合、同項第8号に規定する商工組合又は同項第9号  
に規定する商工組合連合会
- (3) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条第1号に規定する  
事業協同組合、同条第1号の2に規定する事業協同小組合、同条第2号に規  
定する信用協同組合、同条第3号に規定する協同組合連合会又は同条第4号  
に規定する企業組合
- (4) 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）第2条第1項に規定する商店  
街振興組合又は商店街振興組合連合会
- (5) 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和32年法律第  
164号）第3条に規定する生活衛生同業組合、同法第52条の4第1項に規定  
する生活衛生同業小組合又は同法第53条第1項に規定する生活衛生同業組合  
連合会
- (6) 個人

2 大規模事業所のうち、知事が別に定めるところにより、主たる用途が病院そ  
の他の医療施設で構成される事業所として認めたもの（備考1に該当する事業  
所を除く。）の目標削減率は、この表の区分に応じ、割合1の欄に掲げる値か  
ら100分の2を減じた値とする。

3 地球温暖化対策の推進の程度が特に優れた事業所として知事が別に定める基  
準に適合することを知事が認めた大規模事業所の目標削減率は、当該事業所が  
知事が定める基準に適合する旨を知事に申請した年度から当該年度の属する削  
減計画期間の終了年度（知事が別に定めるところにより終了年度が変更された  
場合にあつては、当該変更後の終了年度）までの期間（以下「削減期間」とい  
う。）の終了する年度（平成24年度から平成26年度までの間に申請を行った事  
業所にあつては申請を行った年度から起算して4年度目の年度、平成28年度か  
ら令和元年度までの間に申請を行った事業所にあつては申請を行った年度から

起算して5年度目の年度。ただし、基準に適合しなくなったことを知事が認めた場合にあつては、その認めた日の属する年度。以下同じ。)までの期間において、この表の区分に応じ、割合の欄、割合1の欄、割合2の欄及び割合3の欄に掲げる値(備考1又は2に該当する事業所にあつては、備考1又は2の規定を適用した値)の4分の3とする。

- 4 地球温暖化対策の推進の程度が極めて優れた事業所として知事が別に定める基準に適合することを知事が認めた大規模事業所の目標削減率は、当該事業所が知事が定める基準に適合する旨を知事に申請した年度から当該年度の属する削減期間の終了する年度までの期間において、この表の区分に応じ、割合の欄、割合1の欄、割合2の欄及び割合3の欄に掲げる値(備考1又は2に該当する事業所にあつては、備考1又は2の規定を適用した値)の2分の1とする。

別表第五の二(4)並びに(7)ア及びイ中「定める電気等環境価値保有量にあっては」の次に「、別表第2の1及び2に掲げる削減計画期間においては」を「100分の150」の次に「、別表第2の3及び4に掲げる削減計画期間においては100分の100」を加える。

## 告 示

### 埼玉県告示第二百八十号

平成二十二年埼玉県告示第四百八十五号（埼玉県地球温暖化対策推進条例の規定に基づく自動車排出温室効果ガスを排出せず、又はその排出量が相当程度少ない自動車）の一部を次のように改正し、令和二年四月一日から施行する。

令和二年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

第四号イを次のように改める。

イ ガソリン自動車又はディーゼル自動車のうち、次に掲げる自動車

- (1) 乗用自動車で、平成三十二年燃費基準達成車又は燃費基準実施要領に基づく平成二十七年燃費基準を十パーセント以上上回る燃費性能を有する自動車

- (2) 軽量貨物車又は中量貨物車で、平成二十七年燃費基準達成車

第四号中ロを削り、ハをロとする。

## 告 示

### 埼玉県告示第二百八十一号

平成二十二年埼玉県告示第四百八十六号（埼玉県地球温暖化対策推進条例の規定に基づく低燃費車を導入すべき期限及び低燃費車の台数の割合）の一部を次のように改正し、令和二年四月一日から施行する。

令和二年三月三十一日

埼玉県知事 大 野 元 裕

第一号中「平成三十二年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改める。

第二号中「二十パーセント」を「四十パーセント」に改める。

# 告示

## 埼玉県告示第二百八十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項の規定による医療扶助並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による医療支援給付のための医療を担当する機関又は施術を担当する機関として、次の者を指定した。

令和二年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

### 一 指定医療機関

| 名称                    | 開設者名            | 所在地                        | 指定年月日     |
|-----------------------|-----------------|----------------------------|-----------|
| 所沢整形外科ペインクリニック        | 湯舟 晋也           | 所沢市くすのき台二―五―一<br>サンウインズビルF | 令和二年三月一日  |
| 医療法人共立医療会 きたもと内科クリニック | 医療法人共立医療会       | 北本市中丸五―二三―一                | 令和二年二月一日  |
| あさひ整形外科・皮ふ科           | 医療法人あさひ整形外科・皮ふ科 | 坂戸市泉町二―一四―二                | 令和二年二月十日  |
| りゅう内科・整形外科医院          | 医療法人隆健会         | 白岡市白岡一四八七―四                | 令和元年十二月一日 |
| りゅう内科・整形外科医院          | 医療法人隆健会         | 白岡市白岡一五〇―イリ―<br>デ・カーサ一階    | 令和二年二月一日  |
| あいゆう歯科和光診療所           | 医療法人社団あいゆう会     | 和光市白子三―一〇―五〇               | 令和二年二月一日  |
| ユタカ歯科                 | 御座 俊英           | 二 所沢市東狭山ヶ丘一―一二―<br>二       | 令和元年十二月一日 |

|                              |                    |                          |                |
|------------------------------|--------------------|--------------------------|----------------|
| 医療法人社団にこ<br>にこすまいる たき<br>の歯科 | 医療法人社団に<br>こにこすまいる | ふじみ野市滝一―一―八              | 令和元年十二<br>月一日  |
| かとう歯科クリニッ<br>ク               | 加藤 義国              | 本庄市早稲田の杜三―一―<br>五        | 令和二年二月<br>一日   |
| 阪神調剤薬局 新<br>所沢店              | I & H株式会社          | 所沢市中富一八七五―一〇             | 令和二年二月<br>一日   |
| 中央薬局三ヶ尻店                     | 有限会社アドニ<br>ス       | 熊谷市三ヶ尻四八―二               | 令和二年二月<br>一日   |
| 阪神調剤薬局 深<br>谷店               | I & H株式会社          | 深谷市原郷三九八―五               | 令和二年二月<br>一日   |
| 阪神調剤薬局 埼<br>玉日高店             | I & H株式会社          | 日高市栗坪一〇六―一               | 令和二年二月<br>一日   |
| かばさん薬局 日高<br>店               | 株式会社タウン<br>メデイカル   | 日高市原宿二一六―一               | 令和二年三月<br>一日   |
| フタバ薬局                        | サイソン調剤合<br>同会社     | 白岡市白岡一五〇―イリ―<br>デ・カーサーF  | 令和二年二月<br>一日   |
| 訪問看護ステーショ<br>ンリハロー           | 株式会社リハロ<br>ー       | 所沢市緑町四―九―四桐華<br>マンション一〇一 | 令和二年三月<br>一日   |
| 訪問看護ステーショ<br>ン おおむらさき        | 医療法人蒼龍会            | 東松山市上唐子一三二―<br>一         | 平成三十年十<br>一月一日 |

二 指定施術機関

| 氏名        |           | 住所       |               | 名称            | 所在地         | 指定年月日     |
|-----------|-----------|----------|---------------|---------------|-------------|-----------|
| 大塚 寛泰     | 絵 和泉 奈々   | 青山 昌弘    | 大嶋 直也         |               |             |           |
| 株式会社匠グループ | 院 第2いずみ接骨 | さくら整骨院   | 五 東京板橋区中板橋二二一 | 一 比企郡小川町腰越一七四 | 東京板橋区大山東町二八 | 令和二年三月二日  |
| 一七―三F     | 一         | 一八飛田ビル一F | 五             | 東京墨田区東向島二一七   | 東京板橋区中板橋二二一 | 令和二年二月十四日 |
| 二十五日      | 月九日       | 二日       | 十四日           |               |             |           |

# 告示

## 埼玉県告示第二百八十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による指定医療機関又は指定施術機関から、次のとおり変更の届出があった。

令和二年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 指定医療機関

| 名称                            | 変更事項 | 変更前       | 変更後        |
|-------------------------------|------|-----------|------------|
| パル薬局春日部中央店                    | 名称   | すみれ薬局2号店  | パル薬局春日部中央店 |
| パル薬局蕨店                        | 名称   | ポピー薬局     | パル薬局蕨店     |
| パル薬局所沢店                       | 名称   | 恵和薬局      | パル薬局所沢店    |
| パル薬局柏原店                       | 名称   | ホープ薬局     | パル薬局柏原店    |
| パル薬局黒須店                       | 名称   | 平安薬局      | パル薬局黒須店    |
| パル薬局鶴馬店                       | 名称   | さいとー薬局    | パル薬局鶴馬店    |
| パル薬局清見店                       | 名称   | さくら薬局     | パル薬局清見店    |
| 在宅サポート2<br>1 狭山訪問看護<br>ステーション | 所在地  | 狭山市水野三六一三 | 狭山市水野五九四   |

二 指定施術機関

| 尾野 彰                     |                                | 高井 日年                                 |                       | 山下 周一 | 氏名   |
|--------------------------|--------------------------------|---------------------------------------|-----------------------|-------|------|
| 施術所                      |                                | 施術所                                   |                       | 施術所   | 変更事項 |
| 所在地                      | 名称                             | 所在地                                   | 名称                    | 名称    |      |
| 三郷市早稲田二<br>一七―一六         | 訪問マッサージ純誠<br>会 ラポール鍼灸<br>指圧治療所 | 春日部市中央八<br>二―二春日部パ<br>クファミリアA―二<br>〇一 | 高井指圧                  | 名倉整骨院 | 変更前  |
| 三郷市早稲田二<br>一九―二〇―一〇<br>三 | 訪問マッサージ純誠<br>会                 | 越谷市下間久里九<br>六―四松崎ビル一F                 | KEiROW越谷間<br>久里ステーション | 東武接骨院 | 変更後  |

# 告示

## 埼玉県告示第二百八十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による指定医療機関又は指定施術機関から、次のとおり廃止の届出があった。

令和二年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

### 一 指定医療機関

| 名称                        | 所在地                   | 廃止年月日        |
|---------------------------|-----------------------|--------------|
| りゆう内科整形外科<br>医院           | 白岡市白岡一四八七―四           | 令和元年十一月三十日   |
| 医療法人社団絆会<br>三郷愛生クリニック     | 三郷市早稲田四―二四―四ジュネス稲垣二〇四 | 平成二十八年三月二十八日 |
| 在宅療養支援診療所<br>アース訪問クリニック志木 | 志木市本町五―二三―二四第三本吉ビル四階  | 平成三十一年三月三十一日 |
| みんなの診療所                   | 比企郡嵐山町鎌形一三三―一         | 令和二年一月三十一日   |
| 医療法人共立医療会<br>北本共立診療所      | 北本市中丸五―六―八            | 令和二年一月三十一日   |
| りゆう内科・整形外科医院              | 白岡市白岡一四八七―四           | 令和二年一月三十一日   |
| あさひ整形外科・皮膚科               | 坂戸市泉町二―一―八            | 令和二年二月九日     |
| ホワイト歯科                    | 上尾市原新町一九―四―一〇一        | 令和元年十一月三十日   |

|          |              |                |                 |                |                    |                |                  |                |                    |                |       |                        |                |       |                         |                |        |                    |                 |                              |                    |                |        |                                   |                  |
|----------|--------------|----------------|-----------------|----------------|--------------------|----------------|------------------|----------------|--------------------|----------------|-------|------------------------|----------------|-------|-------------------------|----------------|--------|--------------------|-----------------|------------------------------|--------------------|----------------|--------|-----------------------------------|------------------|
| 首藤 正樹    | 氏名           | 住所             |                 | 施<br>術<br>所    | 所在地                | 廃止年月日          |                  |                |                    |                |       |                        |                |       |                         |                |        |                    |                 |                              |                    |                |        |                                   |                  |
| ひばり東洋鍼灸院 | 名称           | ひばり東洋鍼灸院       |                 |                |                    |                | 所沢市上安松二三五<br>―九  |                |                    |                |       |                        |                |       |                         |                |        |                    |                 |                              |                    |                |        |                                   |                  |
| フタバ薬局    | 白岡市白岡一四八七―一二 | 令和二年一月三十<br>一日 | 日高市栗坪一〇六一―<br>一 | 令和二年一月三十<br>一日 | 新座市野火止五―三―二一<br>―一 | 令和二年一月三十<br>一日 | 深谷市原郷三九八―五<br>―五 | 令和二年一月三十<br>一日 | 所沢市中富一八七五―一〇<br>―〇 | 令和二年一月三十<br>一日 | 高野台薬局 | 北葛飾郡杉戸町下高野一一九四―二<br>―二 | 令和二年一月三十<br>一日 | トマト薬局 | 春日部市梅田本町二―五―五 一F―<br>B号 | 令和二年一月三十<br>一日 | 西武歯科医院 | 新座市あたご三―七―一三<br>―三 | 令和元年十一月二<br>十六日 | 医療法人社団にこに<br>こすまいる たきの<br>歯科 | ふじみ野市滝二―五―三七<br>―七 | 令和元年十一月三<br>十日 | 埼玉歯科医院 | 富士見市東みずほ台一―四―三 J C<br>ステーション一四三―A | 平成三十一年二月<br>二十八日 |

二 指定施術機関

# 告 示

## 埼玉県告示第二百八十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関から、次のとおり辞退の届出があった。

令和二年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

| 名称     | 所在地        | 辞退年月日      |
|--------|------------|------------|
| 川田歯科医院 | 上尾市中分一―二―七 | 令和二年一月三十一日 |

# 告示

## 埼玉県告示第二百八十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関から、次のとおり休止の届出があった。

令和二年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

| 名称           | 所在地             | 休止年月日      |
|--------------|-----------------|------------|
| 訪問看護ステーションさや | 春日部市内牧字四方谷五〇六六一 | 令和二年二月二十九日 |

# 告示

## 埼玉県告示第二百八十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定による介護扶助のための居宅介護等及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による介護支援給付のための居宅介護等を担当する機関として、次の者を指定した。

令和二年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

| 名称                         | 所在地                   | 開設者名             | サービスの種類                          | 指定年月日         |
|----------------------------|-----------------------|------------------|----------------------------------|---------------|
| SOMP Oケア<br>北戸田 居宅<br>介護支援 | 戸田市新曾二<br>二五二         | SOMP Oケア<br>株式会社 | 居宅介護支援                           | 令和元年十一月<br>一日 |
| すがぬま歯科医<br>院               | 東松山市松葉<br>町一―二二―<br>六 | 菅沼 慎一郎           | 居宅療養管理<br>指導<br>介護予防居宅<br>療養管理指導 | 令和元年八月一<br>日  |
| ウエルパーク薬<br>局 北朝霞店          | 朝霞市西原一<br>―三―三一       | 株式会社ウエ<br>ルパーク   | 居宅療養管理<br>指導<br>介護予防居宅<br>療養管理指導 | 令和二年三月一<br>日  |

# 告示

## 埼玉県告示第二百八十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり変更の届出があった。

令和二年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

| 名称                   | 変更事項   | 変更前          | 変更後            | サービスの種類                              |
|----------------------|--------|--------------|----------------|--------------------------------------|
| 在宅サポート21狭山訪問看護ステーション | 事業所所在地 | 狭山市水野三六―三    | 狭山市水野五九四       | 訪問介護<br>訪問看護<br>介護予防訪問看護             |
| 在宅サポート21狭山訪問看護ステーション | 事業所所在地 | 狭山市水野三六―三    | 狭山市水野五九四       | 定期巡回・随時対応型訪問介護看護                     |
| 中央居宅介護支援センター         | 事業者所在地 | 戸田市大字上戸田五―四  | 戸田市大字上戸田五―七    | 居宅介護支援                               |
| ふれあいランド戸田            | 事業者所在地 | 戸田市大字上戸田五―四  | 戸田市大字上戸田五―七    | 通所介護<br>認知症対応型通所介護<br>介護予防認知症対応型通所介護 |
| 戸田ほほえみの郷             | 事業者所在地 | 戸田市大字上戸田五―四  | 戸田市大字上戸田五―七    | 短期入所生活介護<br>介護予防短期入所生活介護             |
| あすかサービス              | 事業所所在地 | 所沢市東所沢二―四四―八 | 所沢市東所沢和田三―一四―二 | 訪問介護                                 |



|  |
|--|
| ア<br>イ<br>ン<br>薬<br>局<br>久<br>喜<br>店   |
| 称 事<br>業<br>所<br>名   |
| わ<br>か<br>ば<br>薬<br>局<br>久<br>喜<br>店   |
| ア<br>イ<br>ン<br>薬<br>局<br>久<br>喜<br>店   |
| 居<br>宅<br>療<br>養<br>管<br>理<br>指<br>導<br>介<br>護<br>予<br>防<br>居<br>宅<br>療<br>養<br>管<br>理<br>指<br>導 |

# 告示

## 埼玉県告示第二百八十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり休止の届出があった。

令和二年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

|         |                 |          |
|---------|-----------------|----------|
| 名称      | 訪問看護ステーションさや    |          |
| 所在地     | 春日部市内牧字四方谷五〇六六一 |          |
| サービスの種類 | 訪問看護            | 介護予防訪問看護 |
| 休止年月日   | 令和二年二月二十九日      |          |

# 告示

## 埼玉県告示第二百九十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり廃止の届出があった。

令和二年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

| 名称             | 所在地              | サービスの種類                      | 廃止年月日          |
|----------------|------------------|------------------------------|----------------|
| 阪神調剤薬局新所<br>沢店 | 所沢市中富一八<br>七五―一〇 | 居宅療養管理指導<br>介護予防居宅療養<br>管理指導 | 令和二年一月三十<br>一日 |
| 阪神調剤薬局<br>深谷店  | 深谷市原郷三九<br>八―五   | 居宅療養管理指導<br>介護予防居宅療養<br>管理指導 | 令和二年一月三十<br>一日 |
| 阪神調剤薬局<br>玉日高店 | 日高市栗坪一〇<br>六―一   | 居宅療養管理指導<br>介護予防居宅療養<br>管理指導 | 令和二年一月三十<br>一日 |

|                 |                         |                          |             |
|-----------------|-------------------------|--------------------------|-------------|
| 戸田ほほえみの郷        | 居宅介護支援事業所さや             | 在宅サポート21<br>狭山訪問看護ステーション |             |
| 戸田市大字上戸<br>田五 四 | 春日部市内牧字<br>四方谷五〇六六<br>一 | 狭山市水野五九<br>四             |             |
| 介護老人福祉施設        | 居宅介護支援                  | 介護予防訪問介護                 | 居宅介護支援      |
| 平成二十年三月三十一日     | 平成三十年七月三十一日             | 平成三十年三月三十一日              | 平成十九年十月三十一日 |

# 告 示

## 埼玉県告示第二百九十一号

身体障害者福祉法施行令（昭和二十五年政令第七十八号）第三条第二項の規定により指定の辞退があつたので、身体障害者福祉法施行細則（平成五年埼玉県規則第三十九号）第一条の規定により告示する。

令和二年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

|                 |               |                  |                    |                    |                    |                |          |
|-----------------|---------------|------------------|--------------------|--------------------|--------------------|----------------|----------|
| 角岡<br>東光        | 島崎<br>至弘      | 天草<br>万里         | 比佐<br>健二           | 川崎<br>智            | 牛渡<br>一盛           | 矢鋪<br>滋        | 医師の氏名    |
| 肢体不自由           | 肢体不自由         | 肢体不自由、<br>心臓機能障害 | 肢体不自由              | 肢体不自由              | 肢体不自由              | 肢体不自由          | 指定障害区分   |
| 医療法人啓仁会所沢ロイヤル病院 | 医療法人誠至会狭山厚生病院 | 医療法人のぞみ会希望病院     | 医療法人社団明芳会イムス三芳総合病院 | 医療法人社団明芳会イムス三芳総合病院 | 医療法人社団明芳会イムス三芳総合病院 | 鶴ヶ岡医院          | 医療機関の名称  |
| 所沢市北野三―一―十一     | 狭山市中央一―二十四―十  | 北足立郡伊奈町小室三千百七十   | 入間郡三芳町藤久保九百七十四―三   | 入間郡三芳町藤久保九百七十四―三   | 入間郡三芳町藤久保九百七十四―三   | ふじみ野市鶴ヶ岡三―六―十一 | 医療機関の所在地 |
| 平成三十一年三月三日      | 平成三十一年二月二十四日  | 平成三十一年二月六日       | 平成二十九年六月三十日        | 平成二十七年十一月三十日       | 平成二十七年十一月三十日       | 平成二十五年十一月二十五日  | 辞退年月日    |

|                   |              |                  |                        |                         |                                |            |
|-------------------|--------------|------------------|------------------------|-------------------------|--------------------------------|------------|
| 前田 秀将             | 黒田 直樹        | 星 永進             | 興村 義孝                  | 山田 宗明                   | 大供 孝                           | 藤野 義雄      |
| 肢体不自由             | ぼうこう又は直腸機能障害 | 呼吸器機能障害          | 平衡機能障害、音声・言語機能障害、肢体不自由 | 心臓機能障害                  | 音声・言語機能障害、そしやく機能障害、肢体不自由       | 肢体不自由      |
| 医療社団法人春明会みくに病院    | くろだ内科クリニック   | 埼玉県立循環器・呼吸器病センター | 興村脳神経外科クリニック           | 院<br>社会医療法人財団石心会埼玉石心会病院 | リテーション病院<br>医療法人三愛会埼玉みさと総合リハビリ | 藤野医院       |
| ―<br>春日部市下大増新田九十七 | 朝霞市溝沼七百六十    | 熊谷市板井千六百九十六      | 吉川市中曾根二一六一六            | 二十<br>狭山市入間川二一三十七       | 三郷市新和五一二七七                     | 白岡市高岩九百九十一 |
| 令和元年十一月三十日        | 令和元年十一月二十八日  | 令和元年十一月二十八日      | 令和元年十一月二十八日            | 令和元年九月一日                | 令和元年五月三十一日                     | 令和元年五月二十二日 |

|                         |                        |                  |                    |                    |                    |                    |
|-------------------------|------------------------|------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 里見 昭                    | 三原 良明                  | 岡田 栄子            | 梅香路 英正             | 川村 耕平              | 川邊 保隆              | 木村 至               |
| 小腸機能障害<br>ぼうこう又は直腸機能障害、 | ぼうこう又は直腸機能障害           | じん臓機能障害          | 肢体不自由              | 肢体不自由              | 肢体不自由              | 視覚障害               |
| 埼玉医科大学病院                | 院<br>医療法人社団明芳会イムス三芳総合病 | 医療法人社団愛友会蓮田一心会病院 | 埼玉医科大学病院           | 埼玉医科大学病院           | 埼玉医科大学病院           | 埼玉医科大学病院           |
| 十八<br>入間郡毛呂山町毛呂本郷三      | 十四―三<br>入間郡三芳町藤久保九百七   | 蓮田市本町三―十七        | 十八<br>入間郡毛呂山町毛呂本郷三 | 十八<br>入間郡毛呂山町毛呂本郷三 | 十八<br>入間郡毛呂山町毛呂本郷三 | 十八<br>入間郡毛呂山町毛呂本郷三 |
| 令和元年十二月四日               | 令和元年十二月三日              | 令和元年十二月一日        | 令和元年十二月一日          | 令和元年十二月一日          | 令和元年十二月一日          | 令和元年十二月一日          |

|                   |   |                          |              |                |                      |                    |
|-------------------|---|--------------------------|--------------|----------------|----------------------|--------------------|
| 盛田 恵              | 上出 杏里                                   | 岩間 洋亮                    | 長谷川 芳男       | 中澤 貞夫          | 大橋 英行                | 名越 正樹              |
| 音声・言語機能障害、そして機能障害 | 聴覚障害、平衡機能障害、<br>肢体不自由、音声・言語機能障害、そして機能障害 | 肢体不自由、そして機能障害            | 肢体不自由        | 心臓機能障害、呼吸器機能障害 | じん臓機能障害、ぼうこう又は直腸機能障害 | 肢体不自由、ぼうこう又は直腸機能障害 |
| 医療法人誠壽会上福岡総合病院    | 国立障害者リハビリテーションセンター                      | 医療法人社団東光会戸田中央リハビリテーション病院 | 医療法人埼玉成恵会病院  | 中沢医院           | 埼玉県総合リハビリテーションセンター   | なごしクリニック           |
| ふじみ野市福岡九百三十一      | 所沢市並木四一                                 | 戸田市新曾南四一―二十<br>九         | 東松山市石橋千七百二十一 | 上尾市柏座二―十三―四    | 上尾市西貝塚百四十八一          | 蓮田市黒浜三千三―三         |
| 令和元年十二月三十一日       | 令和元年十二月三十一日                             | 令和元年十二月二十八日              | 令和元年十二月二十七日  | 令和元年十二月十日      | 令和元年十二月七日            | 令和元年十二月六日          |

|  |                          |                 |               |  |
|--|--------------------------|-----------------|---------------|--|
| 森田<br>訓子                               | 岩谷<br>周一                 | 今村<br>仁         | 石川<br>陽子      | 明石<br>壽也                               |
| 聴覚障害、平衡機能障害、<br>音声・言語機能障害、そし<br>やく機能障害 | じん臓機能障害、ぼうこう<br>又は直腸機能障害 | 肢体不自由           | 肢体不自由         | 聴覚障害、平衡機能障害、<br>音声・言語機能障害、そし<br>やく機能障害 |
| 耳鼻咽喉科気管食道科木村医院                         | 医療法人如月会幸手クリニク            | 医療法人社団和風会所沢中央病院 | 医療法人仁和会埼玉江南病院 | 医療法人恵志会鈴木メデイカルクリ<br>ニク                 |
| 熊谷市河原町二―百七十五                           | 幸手市大字上高野二千七十七            | 所沢市くすのき台三―十八―一  | 熊谷市江南中央二―七―二  | 戸田市喜沢一―四十五―二十                          |
| 令和二年二月二十九日                             | 令和二年二月九日                 | 令和二年一月二十八日      | 令和二年一月二十日     | 令和二年一月十三日                              |

# 告示

## 埼玉県告示第百九十二号

埼玉県立精神保健福祉センター条例（平成十三年埼玉県条例第八十四号）別表第一の自立訓練及び短期入所の項並びに別表第一の二の身体検査（試験検査を除く。）の項及びツベルクリン反応検査及び予防接種の項の知事が別に定める額を次の表のとおり定め、令和三年四月一日から施行する。

平成二十二年埼玉県告示第五百二十七号（埼玉県立精神保健福祉センター条例別表第一に規定する知事が別に定める額について）は、令和三年三月三十一日限り、廃止する。

令和二年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

| 区分               | 金額  |
|------------------|---|
| 自立訓練及び短期入所       | 一人一日につき 二八〇円  |
| 身体検査（試験検査を除く。）   | 一回につき 三、一六〇円  |
| ツベルクリン反応検査及び予防接種 | 平成二十二年埼玉県告示第五百二十六号の表のツベルクリン反応検査及び予防接種の項の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同項の下欄に掲げる金額 |

備考 次の各号に掲げる者に係るツベルクリン反応検査及び予防接種の金額は、所定の金額にそれぞれ当該各号に定める金額を加えたものとする。

- 一 三歳未満の者 二、二五〇円
- 二 三歳以上六歳未満の者 八二〇円

# 告示

## 埼玉県告示第二百九十三号

車両制限令（昭和三十六年政令第二百六十五号）第三条第一項第三号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が四・一メートルである道路を次のとおり指定し、及び同令第十条第一項の規定に基づき、当該道路を通行する高さ高三・八メートルを超え四・一メートル以下の車両の通行方法を次のとおり定める。

令和二年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 指定する道路の種類、路線名及び区間

| 種類   | 路線名     | 区間  |
|------|---------|---|
| 一般国道 | 四百六十三号  | 入間市大字上藤沢字神明六二三番一地先から<br>同市大字上藤沢字神明六〇〇番二地先まで   |
| 県道   | 川越入間線   | 狭山市大字堀兼一番地先から<br>同市大字堀兼字芳野七七一番一地先まで           |
| 県道   | 川越入間線   | 所沢市林一丁目三二三番六地先から<br>入間市大字宮寺字帖下二六九七番一地先まで      |
| 県道   | 中新田入間川線 | 狭山市大字堀兼八四三番一地先から<br>同市大字青柳字山王塚五一七番三地先まで       |
| 県道   | 所沢堀兼狭山線 | 狭山市大字堀兼字芳野七七八番一地先から<br>所沢市大字下富字武野八三九番三地先まで    |
| 県道   | 新堀尾島線   | 熊谷市妻沼小島字並木二六二二番三地先から<br>熊谷市妻沼小島字南河原一五四三番二地先まで |
| 県道   | 日高狭山線   | 飯能市大字下川崎一〇九番地先から<br>日高市上鹿山字諏訪ノ下七一五番四地先まで      |

### 二 指定する期日

令和二年四月一日

### 三 通行方法

一の道路を通行する高さ高三・八メートルを超え四・一メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

#### イ 走行位置の指定

上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれが

あるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

ロ 後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法○・二三メートル以上、縦寸法○・一二メートル以上（又は横寸法○・一二メートル以上、縦寸法○・二三メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

ハ 道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

## 告 示

### 埼玉県告示第二百九十四号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定により土地区画整理事業の事業計画の変更を認可したので、同条第四項の規定により公告する。

令和二年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

一 組合の名称

三芳町富士塚土地区画整理組合

二 事業施行期間

平成二十五年二月五日から令和三年三月三十一日まで

三 施行地区

埼玉県入間郡三芳町大字藤久保字富士塚及び同字東の各一部

四 事務所所在地

埼玉県入間郡三芳町大字藤久保五千二百七十一番地

五 設立認可の年月日

平成二十五年二月五日

六 変更認可の年月日

令和二年三月三十一日

## 告 示

### 埼玉県告示第二百九十五号

埼玉県手数料条例（平成十二年埼玉県条例第九号）別表都市整備部の項第百十三号金額の欄イの知事が別に定める建築物及び同欄ロの知事が別に定めるものを次のように定め、令和二年四月一日から施行する。

令和二年三月三十一日

埼玉県知事 大 野 元 裕

埼玉県手数料条例別表都市整備部の項第百十三号金額の欄イの知事が別に定める建築物及び同欄ロの知事が別に定めるものは、建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準（平成二十四年経済産業省・国土交通省・環境省告示第百十九号）Ⅰの第2の2―3(2)ロの算定方法により設計一次エネルギー消費量を算出した建築物とする。

## 告 示

### 埼玉県告示第二百九十六号

埼玉県手数料条例（平成十二年埼玉県条例第九号）別表都市整備部の項第一百十八号金額の欄イの知事が別に定める建築物を次のように定め、令和二年四月一日から施行する。

令和二年三月三十一日

埼玉県知事 大 野 元 裕

埼玉県手数料条例別表都市整備部の項第一百十八号金額の欄イの知事が別に定める建築物は、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成二十八年経済産業省・国土交通省令第一号）第四条第三項第二号の規定により設計一次エネルギー消費量を算出した建築物とする。

## 告 示

### 埼玉県告示第二百九十七号

埼玉県手数料条例（平成十二年埼玉県条例第九号）別表都市整備部の項第二百二十号金額の欄ハの知事が別に定める建築物を次のように定め、令和二年四月一日から施行する。

令和二年三月三十一日

埼玉県知事 大 野 元 裕

埼玉県手数料条例別表都市整備部の項第二百二十号金額の欄ハの知事が別に定める建築物は、次に掲げるいずれかの建築物とする。

- 一 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成二十八年経済産業省・国土交通省令第一号）第四条第三項第二号の規定により設計一次エネルギー消費量を算出した建築物
- 二 住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準及び一次エネルギー消費量に関する基準（平成二十八年国土交通省告示第二百六十六号）に適合する建築物

## 告 示

### 埼玉県告示第二百九十八号

平成十九年埼玉県告示第五百六十二号（会計管理者事務の一部委任）の一部を次のように改正し、令和二年四月一日から施行する。

令和二年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

別表第一第四項第一号イ(3)及びハ中「賃金」を削る。

## 告 示

### 埼玉県告示第二百九十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、昭和五十五年埼玉県告示第四百三十六号で告示した毛呂山・越生都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

令和二年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

#### 一 施行者の名称

毛呂山・越生・鳩山公共下水道組合

#### 二 都市計画事業の種類及び名称

毛呂山・越生都市計画下水道事業毛呂山・越生・鳩山公共下水道

#### 三 事業施行期間

昭和五十五年三月十八日から令和七年三月三十一日まで

#### 四 変更に係る事業地

##### イ 汚水

##### (1) 収用の部分

昭和五十五年埼玉県告示第四百三十六号、昭和五十八年埼玉県告示第千五百五十九号、平成元年埼玉県告示第三百六十号、平成六年埼玉県告示第四百九十一号、平成七年埼玉県告示第四百八十号、平成十年埼玉県告示第九十一号、平成十三年埼玉県告示第五百十六号、平成十三年埼玉県告示第千四百二十九号、平成十五年埼玉県告示第二千二百一十一号、平成十七年埼玉県告示第千二百七十五号、平成二十三年埼玉県告示第三百九十四号、平成二十四年埼玉県告示第千七百五十五号、平成二十五年埼玉県告示第千二百二十八号、平成三十年埼玉県告示第百五十二号、平成三十一年埼玉県告示第百四十二号の事業地のうち、毛呂山町大字川角字八反田を削り、鳩山町大字赤沼字夏目台地内において事業地を変更する。

##### (2) 使用の部分

変更なし

##### ロ 雨水

##### (1) 収用の部分

変更なし

##### (2) 使用の部分

変更なし

# 告 示

## 埼玉県告示第三百号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、昭和四十六年埼玉県告示第三百三十六号で告示した秩父都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

令和二年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 施行者の名称

秩父市

### 二 都市計画事業の種類及び名称

秩父都市計画下水道事業秩父市公共下水道

### 三 事業施行期間

昭和三十二年四月一日から令和七年三月三十一日まで

### 四 変更に係る事業地

#### イ 分流区域

##### (1) 汚水

(一) 収用の部分

変更なし

(二) 使用の部分

変更なし

##### (2) 雨水

(一) 収用の部分

変更なし

(二) 使用の部分

変更なし

#### ロ 合流区域

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

## 告 示

### 埼玉県朝霞県土整備事務所長告示第十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和二年三月三十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県朝霞県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年三月三十一日

埼玉県朝霞県土整備事務所長 相原秀行

|   |   |
|---|---|
| <p>保谷志木線</p>  | <p>路線名</p>  |
| <p>朝霞市泉水一丁目二二四四番一地先から同市三原五丁目二二四八番四地先まで<br/> (ただし、関係図面に表示する部分に限る。)</p> | <p>供用開始の区間</p>  |
| <p>令和二年三月三十一日</p>   | <p>供用開始の期日</p>  |
| <p>延長一九〇・九メートル</p>  | <p>備考<br/> 平成二十二年十二月二十四日付け埼玉県朝霞県土整備事務所長告示第十七号で告示した道路予定区域の一部供用開始である。</p> |

## 告 示

### 埼玉県朝霞県土整備事務所長告示第十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定により次のとおり公示する。

その関係図面は、令和二年三月三十一日から二週間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県朝霞県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年三月三十一日

埼玉県朝霞県土整備事務所長 相 原 秀 行

一 道路の種類及び路線名 占用を制限する区域

県道 保谷志木線 朝霞市泉水一丁目二一四四番一地先から同市三原五丁

目二一四八番四地先まで

二 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りではない。

三 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四 占用の制限の開始の期日

令和二年四月一日

## 告 示

### 埼玉県朝霞県土整備事務所長告示第十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和二年三月三十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県朝霞県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年三月三十一日

埼玉県朝霞県土整備事務所長 相原秀行

|   |   |
|---|---|
| <p>志木停車場線</p>   | <p>路線名</p>  |
| <p>志木市本町五丁目一九九二番一地先から同市本町六丁目二三七五番二地先まで<br/> (ただし、関係図面に表示する部分に限る。)</p> | <p>供用開始の区間</p>  |
| <p>令和二年三月三十一日</p>   | <p>供用開始の期日</p>  |
| <p>延長一八二・一七メートル</p>   | <p>備考<br/> 平成三十年十一月六日付け埼玉県朝霞県土整備事務所長告示第六号で告示した道路予定区域の一部供用開始である。</p> |

## 告 示

### 埼玉県東松山県土整備事務所長告示第五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和二年三月三十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年三月三十一日

埼玉県東松山県土整備事務所長 大 高 智 之

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 石坂高坂停車場線
- 三 道路の区域

| 新  | 旧  | 旧新別                       |
|--|--|---------------------------|
| <p>東松山市大字正代字折本<br/>一〇二四番一地先から同<br/>市大字高坂字参番町九六<br/>四番二地先まで</p>                               | <p>東松山市大字正代字折本<br/>一〇二四番一地先から同<br/>市大字高坂字参番町九六<br/>四番一地先まで</p> | <p>区<br/>間</p>            |
| <p>一・二・〇〇〇〇四一・〇〇〇</p>  | <p>七・三五〇一七・〇〇〇</p>   | <p>敷地の幅員<br/>(メートル)</p>   |
| <p>一〇二六・九〇</p>   | <p>一〇六三・一八</p>   | <p>延<br/>長<br/>(メートル)</p> |
| <p>平成十八年十二月二十六日付け埼玉県東松山県土整備事務所長告示第二百十六号及び平成二十八年十月十八日付け埼玉県東松山県土整備事務所長告示第十五号の道路予定区域の変更である。</p> |  | <p>備<br/>考</p>            |

## 告 示

### 埼玉県東松山県土整備事務所長告示第六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和二年三月三十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年三月三十一日

埼玉県東松山県土整備事務所長 大 高 智 之

|         |  |
|---------|--|
| 路線名     | 石坂高坂停車場線   |
| 供用開始の区間 | 東松山市大字正代字折本一〇<br>二四番一地先から同市大字高<br>坂字参番町九六四番二地先ま<br>で                                 |
| 供用開始の期日 | 令和二年四月一日   |
| 備考      | 令和二年三月三十一日付<br>け埼玉県東松山県土整備<br>事務所長告示第五号で告<br>示した道路予定区域の供用<br>開始である。延長一〇二<br>六・九〇メートル |

## 告 示

### 埼玉県東松山県土整備事務所長告示第七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和二年三月三十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年三月三十一日

埼玉県東松山県土整備事務所長 大 高 智 之

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 高坂上唐子線
- 三 道路の区域

| 新  | 旧  | 旧新別                     |
|--|--|-------------------------|
| <p>東松山市大字高坂字二番<br/>町八八八番三地先から同<br/>市大字高坂字壱番町七五<br/>九番一地先まで</p> | <p>東松山市大字高坂字二番<br/>町八八八番一地先から同<br/>市大字高坂字壱番町七七<br/>五番二地先まで</p> | <p>区<br/>間</p>          |
| <p>一六・〇〇〃三三・四五</p>   | <p>九・八五〃二六・五〇</p>  | <p>敷地の幅員<br/>(メートル)</p> |
| <p>五〇七・〇四</p>  | <p>五〇三・一七</p>  | <p>延長<br/>(メートル)</p>    |
| <p>東松山都市計画事業高坂<br/>駅東口第一土地区画整理<br/>事業による道路改築であ<br/>る。</p>      |  | <p>備<br/>考</p>          |

## 告 示

### 埼玉県東松山県土整備事務所長告示第八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和二年三月三十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年三月三十一日

埼玉県東松山県土整備事務所長 大 高 智 之

|         |   |
|---------|---|
| 路線名     | 高坂上唐子線  |
| 供用開始の区間 | 東松山市大字高坂字二番町八八番三地先から同市大字高坂字壱番町七五九番一地先まで                         |
| 供用開始の期日 | 令和二年四月一日  |
| 備考      | 令和二年三月三十一日付け埼玉県東松山県土整備事務所長告示第七号で告示した道路予定区域の供用開始である。延長五〇七・〇四メートル |

## 告 示

### 埼玉県東松山県土整備事務所長告示第九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和二年三月三十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年三月三十一日

埼玉県東松山県土整備事務所長 大 高 智 之

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 東松山鴻巣線
- 三 道路の区域

| 新 B  | 新 A   | 旧 A                  | 旧新別              |
|--|---|----------------------|------------------|
| <p>比企郡吉見町大字久保田<br/>字赤城九五番一地先から<br/>同郡同町大字久保田字原<br/>一四〇三番一地先まで</p>  | <p>比企郡吉見町大字久米田<br/>字一ノ耕地一八二番四地<br/>先から同郡同町大字久保<br/>田字原一四一二番一地先<br/>まで</p> |                      | 区<br>間           |
| <p>一四・六〇〽一九・八六</p>   | <p>二四・三二二〽五九・四七</p>   | <p>二四・三二二〽五二・三二二</p> | 敷地の幅員<br>(メートル)  |
| <p>九四・一五</p>   | <p>一四九・四〇</p>   |                      | 延<br>長<br>(メートル) |
| <p>現道拡幅に伴う横断歩道<br/>橋設置及び橋りょう架換<br/>に伴う仮道設置を目的と<br/>した道路改築工事である。<br/>平成三十年三月九日付け<br/>埼玉県東松山県土整備事<br/>務所長告示第四号の道路<br/>予定区域の一部変更であ<br/>る。</p> |   |                      | 備<br>考           |

## 告 示

### 埼玉県飯能県土整備事務所長告示第三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和二年三月三十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年三月三十一日

埼玉県飯能県土整備事務所長 小宮山 節 男

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 飯能寄居線
- 三 道路の区域

| 新<br>C   | 旧<br>C  | 旧<br>B   | 旧<br>A  | 旧<br>新<br>別      |
|--|---|--|---|------------------|
| 入間郡越生町大字黒岩字東川原一<br>四七番地先から同郡同町大字西和<br>田字福石三九一番一七地先まで | 入間郡越生町大字黒岩字東川原一<br>四七番地先から同郡同町大字黒岩<br>字東川原一四六番一地先まで | 入間郡越生町大字黒岩字東川原一<br>四六番一地先から同郡同町大字黒<br>岩字東川原一一六番一地先まで | 入間郡越生町大字黒岩字東川原一<br>一六番一地先から同郡同町大字成<br>瀬字横捲八三五番一地先まで | 区<br>間           |
| 四・〇二<br>一七・〇六  | 六・七四<br>六・八九  | 七・〇〇<br>一五・三〇  | 六・九六<br>一八・一二                                       | 敷地の幅員<br>(メートル)  |
| 六六三・八三   | 二〇・〇〇   | 三六六・六〇   | 六一七・七〇  | 延<br>長<br>(メートル) |
|  |   | 県道越生長沢線とする。  | 越生町に引き継ぐ。   | 備<br>考           |

## 告示

### 埼玉県飯能県土整備事務所長告示第四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和二年三月三十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年三月三十一日

埼玉県飯能県土整備事務所長 小宮山 節 男

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 越生長沢線
- 三 道路の区域

| 新   | 旧   | 旧<br>新<br>別      |
|---|---|------------------|
| <p>入間郡越生町大字西和田字福石<br/>三九一第一地先から同郡同町大字<br/>黒岩字東川原二二四番五地先まで</p> | <p>入間郡越生町大字黒岩字東川原<br/>一二五番二地先から同郡同町大字<br/>黒岩字東川原二二四番五地先まで</p> | 区<br>間           |
| <p>四・〇二〇一八・七九</p>   | <p>一三・七二〇一八・七九</p>  | 敷地の幅員<br>(メートル)  |
| <p>一〇三五・八七</p>  | <p>二〇・〇〇</p>  | 延<br>長<br>(メートル) |
|   |   | 備<br>考           |

## 告示

### 埼玉県飯能県土整備事務所長告示第五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和二年三月三十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年三月三十一日

埼玉県飯能県土整備事務所長 小宮山 節 男

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 東松山越生線
- 三 道路の区域

| 新  | 旧   | 旧<br>新<br>別      |
|--|---|------------------|
| <p>入間郡越生町大字西和田字入山<br/>田七八二番三地先から同郡同町大<br/>字西和田字入山田七八二番三地先<br/>まで</p> | <p>入間郡越生町大字西和田字入山<br/>田七八二番三地先から同郡同町大<br/>字黒岩字東川原九二番一地先まで</p> | 区<br>間           |
| <p>一八・〇二〜一八・二七</p>   | <p>四・〇二〜四〇・四七</p>   | 敷地の幅員<br>(メートル)  |
| <p>二〇・〇〇</p>   | <p>一一七一・九四</p>  | 延<br>長<br>(メートル) |
|  | <p>県道飯能寄居線とする。</p>  | 備<br>考           |

## 告 示

### 埼玉県飯能県土整備事務所長告示第六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和二年三月三十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年三月三十一日

埼玉県飯能県土整備事務所長 小宮山 節 男

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 飯能寄居線
- 三 道路の区域

| 新<br>D   | 旧<br>C   | 旧<br>B   | 旧<br>A  | 旧<br>新<br>別               |
|--|--|--|---|---------------------------|
| <p>日高市大字上鹿山字数久保八〇七番一地从り同市大字山根字後山一三三二番三地从り先まで</p> | <p>日高市大字南平沢字和田前四九〇番地先から同市大字山根字後山一三三二番三地从り先まで</p> | <p>日高市大字上鹿山字前真土二〇四番八地从り同市大字南平沢字和田前四九〇番地先まで</p> | <p>日高市大字上鹿山字尾崎山六五八番一地从り同市大字上鹿山字前真土二〇四番八地从り先まで</p> | <p>区<br/>間</p>            |
| <p>一五・〇〇<br/>七一・〇〇</p>                           | <p>八・二五〇<br/>二〇・〇〇</p>                           | <p>七・四五〇<br/>一五・〇〇</p>                         | <p>一一・六〇〇<br/>二六・五七〇</p>                          | <p>敷地の幅員<br/>(メートル)</p>   |
| <p>四五三六・三八</p>                                   | <p>一六七六・九〇</p>                                   | <p>二五〇〇・〇〇</p>                                 | <p>六三一・六二</p>                                     | <p>延<br/>長<br/>(メートル)</p> |
|  | <p>県道日高川島線とする。</p>                               | <p>日高市に引き継ぐ。</p>                               | <p>県道日高狭山線とする。</p>                                | <p>備<br/>考</p>            |

## 告 示

### 埼玉県飯能県土整備事務所長告示第七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和二年三月三十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年三月三十一日

埼玉県飯能県土整備事務所長 小宮山 節 男

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 日高狭山線
- 三 道路の区域

| 新   | 旧  | 旧<br>新<br>別               |
|---|--|---------------------------|
| <p>敷ノ内二六五番一地先まで</p> <p>番一地先から同市大字上鹿山字屋</p> <p>日高市大字上鹿山字尾崎山六五八</p> | <p>屋敷ノ内二六五番一地先まで</p> <p>五番二地先から同市大字上鹿山字</p> <p>日高市大字上鹿山字屋敷ノ内二六</p> | <p>区<br/>間</p>            |
| <p>八・八〇〽二六・五七</p>   | <p>八・八〇〽二四・七五</p>  | <p>敷地の幅員<br/>(メートル)</p>   |
| <p>六五一・六二</p>   | <p>二〇・〇〇</p>   | <p>延<br/>長<br/>(メートル)</p> |
|   |  | <p>備<br/>考</p>            |

## 告示

### 埼玉県飯能県土整備事務所長告示第八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和二年三月三十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年三月三十一日

埼玉県飯能県土整備事務所長 小宮山 節 男

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 日高川島線
- 三 道路の区域

| 新  | 旧   | 旧<br>新<br>別               |
|--|---|---------------------------|
| <p>日高市大字山根字後山一三三二番<br/>三地先から同市大字南平沢字宮ヶ谷<br/>戸六二〇番一地先まで</p> | <p>日高市大字南平沢字久保地八三一<br/>番四地先から同市大字南平沢字宮ヶ<br/>谷戸六二〇番一地先まで</p> | <p>区<br/>間</p>            |
| <p>八・二五〇五四・二二二</p>   | <p>二〇・〇三〇五四・二二二</p>   | <p>敷地の幅員<br/>(メートル)</p>   |
| <p>一六九六・九〇</p>   | <p>二〇・〇〇</p>  | <p>延<br/>長<br/>(メートル)</p> |
|  |   | <p>備<br/>考</p>            |

## 告 示

### 埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和二年三月三十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年三月三十一日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 大 山 裕

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 熊谷館林線
- 三 道路の区域

| 新<br>B                             | 旧<br>B                           | 旧<br>A                             | 旧<br>新<br>別             |
|------------------------------------|----------------------------------|------------------------------------|-------------------------|
| <p>まで</p> <p>同市肥塚字道河原上一四〇五番一地先</p> | <p>から</p> <p>熊谷市新島字戸井下二〇番二地先</p> | <p>まで</p> <p>同市肥塚字道河原上一四〇五番一地先</p> | <p>区<br/>間</p>          |
| <p>一七・八〇〃八九・三五</p>                 |                                  | <p>一五・九四〃五二・四〇</p>                 | <p>敷地の幅員<br/>(メートル)</p> |
| <p>三八七〇・〇〇</p>                     |                                  | <p>二五一五・〇〇</p>                     | <p>延長<br/>(メートル)</p>    |
|                                    |                                  |                                    | <p>備<br/>考</p>          |

旧Aの一部は県道熊谷羽生線として存置し、残区間を熊谷市に引き継ぐ。

## 告 示

### 埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和二年三月三十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年三月三十一日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 大 山 裕

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 青山熊谷線
- 三 道路の区域

| 新<br>B                        | 旧<br>B                        | 旧<br>A                         | 旧<br>新<br>別             |
|-------------------------------|-------------------------------|--------------------------------|-------------------------|
| <p>まで<br/>同市中曾根字北町二〇一八番地先</p> | <p>から<br/>熊谷市高本字道下二八三番一地先</p> | <p>まで<br/>同市中曾根字新田橋二〇四八番地先</p> | <p>区<br/>間</p>          |
| <p>九・二〇〇〇三七・九〇</p>            | <p>九・一二〇二五・五八</p>             | <p>九・一二〇二五・五八</p>              | <p>敷地の幅員<br/>(メートル)</p> |
| <p>二二一八・六〇</p>                | <p>一三五五・〇〇</p>                | <p>一三五五・〇〇</p>                 | <p>延長<br/>(メートル)</p>    |
| <p>熊谷市に引き継ぐ。</p>              |                               |                                | <p>備<br/>考</p>          |

平成二十九年十一月十七日付  
け埼玉県熊谷県土整備事務所  
長告示第二十一号の道路予定  
区域の一部変更である。旧Aは  
熊谷市に引き継ぐ。

# 告示

## 埼玉県行田県土整備事務所長告示第七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和二年三月三十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年三月三十一日

埼玉県行田県土整備事務所長 根岸 幸司

一 道路の種類 県道

二 路線名 北中曽根北大桑線

三 道路の区域

| 新<br>C  | 旧<br>C                  | 新<br>B<br>旧<br>B                     | 新<br>A                                    | 旧<br>A                              | 旧<br>新<br>別     |
|---|-------------------------|--------------------------------------|---|-------------------------------------|-----------------|
| 同市水深字上原一三八二番一地先まで   | 加須市水深字上原一三八二番二一地从<br>から | 加須市大室字大宮八二番八地先から<br>加須市花崎一丁目二五番七地先まで | 加須市水深字上原一三七九番一地先か<br>ら<br>同市花崎一丁目二五番六地先まで | 加須市大室字大宮八二番一地先から<br>同市花崎一丁目二五番六地先まで | 旧<br>新<br>別     |
| 一一・一一〇<br>一六・三八   | 一一・五〇〇<br>二二・〇〇〇        | 一一・〇〇〇<br>三四・二〇〇                     | 八・四四〇<br>二二・七〇〇                           | 五・〇〇〇<br>一九・二〇〇                     | 敷地の幅員<br>(メートル) |
| 五八・八〇   | 一三四八・八七                 | 一三六一・五三                              | 二四七七・〇〇                                   | 延<br>長<br>(メートル)                    | 備<br>考          |
| 平成二十二年三月十九日付け<br>行田県土整備事務所長告示第<br>一号で予定された引継ぎ処理で<br>あり、旧Aの一部は県道北中曾<br>根北大桑線として存置し、残区<br>間を加須市道として引継ぐ。 |                         |                                      |   |                                     |                 |

## 告 示

### 埼玉県越谷県土整備事務所長告示第三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和二年三月三十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年三月三十一日

埼玉県越谷県土整備事務所長 木 崎 秀 夫

|  |                |
|--|----------------|
| <p>西宝珠花屏風線</p>   | <p>路線名</p>     |
| <p>春日部市西親野井字浅間下四五一番一地从先から<br/>同市西親野井字浅間下四五一番一地从先まで</p>                               | <p>供用開始の区間</p> |
| <p>令和二年三月三十一日</p>  | <p>供用開始の期日</p> |
| <p>平成三十一年二月二十<br/>二日付け埼玉県越谷県<br/>土整備事務所長告示第<br/>二号で告示した道路予<br/>定区域の供用開始であ<br/>る。</p> | <p>備考</p>      |

## 告 示

### 埼玉県越谷県土整備事務所長告示第四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和二年三月三十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年三月三十一日

埼玉県越谷県土整備事務所長 木 崎 秀 夫

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 野田岩槻線
- 三 道路の区域

| 新旧   | 旧<br>新<br>別             |
|--|-------------------------|
| <p>春日部市大畑字前二〇五番八地先から<br/>同市大畑字前一八九番八地先まで</p> | <p>区<br/>間</p>          |
| <p>一七・四四〇<br/>二七・二二一</p>                     | <p>敷地の幅員<br/>(メートル)</p> |
| <p>一一三・一一一</p>                               | <p>延長<br/>(メートル)</p>    |
|  | <p>備<br/>考</p>          |

## 告 示

### 埼玉県越谷県土整備事務所長告示第五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和二年三月三十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年三月三十一日

埼玉県越谷県土整備事務所長 木 崎 秀 夫

|  |         |
|--|---------|
| 野田岩槻線  | 路線名     |
| 春日部市大畑字前二〇五番八地先から<br>同市大畑字前一八九番八地先まで                               | 供用開始の区間 |
| 令和二年三月三十一日   | 供用開始の期日 |
| 平成二十二年七月六日<br>付け埼玉県越谷県土整<br>備事務所長告示第十号<br>で告示した道路予定区<br>域の供用開始である。 | 備考      |

## 告 示

### 埼玉県川越建築安全センター所長告示第八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

令和二年三月三十一日

埼玉県川越建築安全センター所長 松 井 直 行

#### 一 許可番号

令和元年十二月二十六日

指令川建セ第〇一〇〇九〇号

#### 二 検査済証番号

令和二年三月二十五日

川建セ第〇一〇一四号

#### 三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県入間郡越生町上野東二丁目二番一、二番二、二番三、二番四

#### 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県入間郡毛呂山町岩井西二丁目十一番地四

株式会社 ヤマニ 代表取締役 佐野 裕也

## 告 示

### 埼玉県越谷建築安全センター所長告示第十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

令和二年三月三十一日

埼玉県越谷建築安全センター所長 平野 隆

#### 一 許可番号

令和二年三月十七日

指令越建セ第〇一〇一五一号

#### 二 検査済証番号

令和二年三月二十六日

越建セ第五二〇一一号

#### 三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町字東三百六十一番八、三百六十二番一

#### 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県南埼玉郡宮代町川端四丁目一番十六号 ドルチ エニ〇三号

吉田 篤史

## 告 示

### 埼玉県越谷建築安全センター所長告示第十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

令和二年三月三十一日

埼玉県越谷建築安全センター所長 平野 隆

#### 一 許可番号

令和二年三月十八日

指令越建セ第〇一〇一八一号

#### 二 検査済証番号

令和二年三月二十六日

越建セ第五二二一一号

#### 三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町大字国納字丸屋百番一、百番二

#### 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県南埼玉郡宮代町大字和戸七百二十六番地一

小林 祐貴

## 告 示

### 埼玉県越谷建築安全センター所長告示第十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

令和二年三月三十一日

埼玉県越谷建築安全センター所長 平野 隆

#### 一 許可番号

令和二年三月十七日

指令越建セ第〇一〇三二一号

#### 二 検査済証番号

令和二年三月二十六日

越建セ第五二三一一号

#### 三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町字東四百四十五番十四

#### 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県北葛飾郡杉戸町大字本郷九百五十二番地一 キャトルメゾンTA一〇二

宮田 恭兵、宮田 里織

## 告示

### 埼玉県議会告示第一号

埼玉県政務活動費の交付に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和二年三月三十一日

埼玉県議会議長 田村 琢 実

埼玉県政務活動費の交付に関する規程の一部を改正する告示

埼玉県政務活動費の交付に関する規程（平成十三年埼玉県議会告示第三号）の一部を次のように改正する。

題名中「交付」の下に「等」を加える。

第一条中「埼玉県政務活動費の交付に関する条例」を「埼玉県政務活動費の交付等に関する条例」に改める。

第七条第一項中（次項において「証拠書類」という。）を削り、同条第二項を削り、同条の次に次の二条を加える。

（収支報告書等の閲覧）

第八条 条例第九条第二項の規定による収支報告書等の閲覧は、議長が指定する場所、執務時間中に行われなければならない。

2 収支報告書等は、前項の場所以外に持ち出すことはできない。

3 収支報告書等は、丁重に取り扱い、破損、汚損又は加筆等の行為をしてはならない。

4 前三項の規定に違反する者に対しては、その閲覧を中止させ、又は閲覧を禁止することができる。

5 前各項に定めるもののほか、条例第九条第二項の規定による収支報告書等の閲覧に必要事項は、議長が定める。

（一般選挙後の措置）

第九条 条例及びこの規程の規定により議長が行う事務については、一般選挙後議長が選挙されるまでの間は、事務局長が行うものとする。

様式第一号から様式第四号までの規定中「埼玉県政務活動費の交付に関する規程」を「埼玉県政務活動費の交付等に関する規程」に改める。

様式第五号及び様式第六号中「埼玉県政務活動費の交付に関する条例」を「埼玉県政務活動費の交付等に関する条例」に改める。

様式第七号中「埼玉県政務活動費の交付に関する規程」を「埼玉県政務活動費の交付等に関する規程」に改める。

### 附 則

この告示は、令和二年四月一日から施行する。

# 告示

## 埼玉県病院事業告示第四号

平成十五年埼玉県病院事業告示第六号（埼玉県病院事業に係る料金のうち病院事業管理者が定める額）の一部を次のように改正し、令和二年四月一日から施行する。

令和二年三月三十一日

埼玉県病院事業管理者 岩 中 督

埼玉県病院事業告示第六号の一部を改正する告示  
表中表の部分を次のように改める。

| 非紹介患者の初診         |              | 非紹介患者の再診         |              |
|------------------|--------------|------------------|--------------|
| 埼玉県立循環器・呼吸器病センター | 一回につき 五、五〇〇円 | 埼玉県立がんセンター       | 一回につき 二、七五〇円 |
| 埼玉県立小児医療センター     | 一回につき 五、五〇〇円 | 埼玉県立循環器・呼吸器病センター | 一回につき 二、七五〇円 |
|                  |              | 埼玉県立小児医療センター     | 一回につき 二、七五〇円 |

# 告示

## 埼玉県病院事業告示第五号

地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三十三条の二の規定により、次の表の上欄に掲げる施設の業務に係る公金のうち、患者自己負担分等に係る未収金収納事務を、同表の中欄に掲げる者に、下欄に掲げる期間委託した。

令和二年三月三十一日

埼玉県病院事業管理者 岩 中 督

| 施設の名称  | 受託者の住所、名称及び代表者氏名   | 委託期間            |
|--|--|-----------------|
| 埼玉県立循環器・呼吸器病センター<br>埼玉県立がんセンター<br>埼玉県立小児医療センター<br>埼玉県立精神医療センター | 東京都千代田区紀尾井町三番十二号<br>紀尾井町ビル<br>弁護士法人 一番町綜合法律事務所<br>代表社員 神崎 浩昭 | 令和二年三月二十六日から一年間 |

## 正 誤

埼玉県病院事業管理規程第六号（令和元年十二月二十四日）中訂正

ページ 行

九 前から一

誤

「備考 この表は、がんセンターに勤務し、」

正

「備考 この表は、循環器・呼吸器病センター又はがんセンターに勤務し、」

ページ 行

九 前から四

誤

「1 この表は、がんセンターに勤務し、」

正

「1 この表は、循環器・呼吸器病センター又はがんセンターに勤務し、」